

UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲー

豪ドル建て短期債券ファンド

豪ドル・コース

(愛称：豪ドルポケット)

ケイマン籍オープン・エンド契約型外国投資信託／追加型

投資信託説明書（請求日論見書）

2025年5月31日

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド

UBS Management (Cayman) Limited

1. UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲ-豪ドル建て短期債券ファンドの「豪ドル・コース」の受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2025年2月28日に関東財務局長に提出しており、2025年3月1日にその届出の効力が生じております。また、管理会社は、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を2025年5月30日に財務省関東財務局長に提出しております。
2. 請求目論見書は、金融商品取引法第15条第3項の規定により、投資者の皆様から請求された場合に交付されるものであり、請求を行った場合には投資者の皆様がその旨の記録をしておくこととなっております。
3. UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲ-豪ドル建て短期債券ファンドは投資信託であるため、元本が保証されているものではありません。
4. 当ファンドの受益証券の価格は、当ファンドに組み入れられている有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。

請 求 目 論 見 書

UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅲ－
豪ドル建て短期債券ファンド
(UBS Universal Trust (Cayman) Ⅲ－ AUD Short Term Bond Fund)

2025年2月28日 有価証券届出書提出
2025年5月30日 有価証券届出書の訂正届出書提出

発 行 者 名： UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド
(UBS Management (Cayman) Limited)

代表者の役職氏名： 取締役 ブライアン・バークホルダー
(Director, Brian Burkholder)

本店の所在の場所： ケイマン諸島、KY 1－1104、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、ウグランド・ハウス、私書箱 309
(P. O. Box 309, Ugland House, George Town, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands)

代理人の氏名： 弁護士 安達 理
同 橋本 雅行

代理人の住所： 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

届出の対象とした募集

募集外国投資信託受益証券に係るファンドの名称： UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅲ－豪ドル建て短期債券ファンド
(UBS Universal Trust (Cayman) Ⅲ－
AUD Short Term Bond Fund)

募集外国投資信託受益証券の金額： 50億豪ドル（約4,699億円）を上限とします。

(注) 豪ドルの円換算は、2025年3月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル=93.97円）によります。以下、別段の記載がない限り、豪ドルの円貨表示はすべてこれによるものとします。

縦覧に供する場所

該当事項はありません。

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	4
第1 ファンドの状況	4
1 ファンドの性格	4
2 投資方針	11
3 投資リスク	18
4 手数料等及び税金	32
5 運用状況	39
第2 管理及び運営	45
1 申込（販売）手続等	45
2 買戻し手続等	50
3 資産管理等の概要	54
4 受益者の権利等	60
第3 ファンドの経理状況	62
1 財務諸表	67
2 ファンドの現況	146
第4 外国投資信託受益証券事務の概要	147
第三部 特別情報	148
管理会社の概況	148
1 管理会社の概況	148
2 事業の内容及び営業の概況	149
3 管理会社の経理状況	150
4 利害関係人との取引制限	185
5 その他	185

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅲ－豪ドル建て短期債券ファンド

(UBS Universal Trust (Cayman) Ⅲ-AUD Short Term Bond Fund)

(注1) 豪ドル建て短期債券ファンド（以下、「ファンド」といいます。）は、UBSユニバーサル・トラスト（ケイマン）Ⅲ（以下、「トラスト」といいます。）のシリーズ・トラストです。

(注2) 日本において、ファンドの愛称として「豪ドルポケット」を使用することがあります。

(2) 外国投資信託受益証券の形態等

ファンドの受益証券（以下、「受益証券」といいます。）は記名式無額面受益証券の豪ドル・コース（以下、「豪ドル・コース」といいます。）です。

UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド（以下、「管理会社」といいます。）の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

受益証券は追加型です。

(3) 発行（売出）価額の総額

50億豪ドル（約4,699億円）を上限とします。

(注1) ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、受益証券は豪ドル建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り豪ドル貨をもって行います。なお、当該表示通貨を「基準通貨」といいます。

(注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入しています。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(4) 発行（売出）価格

受益証券1口当たりの発行価格は、各取引日に適用される受益証券1口当たり純資産価格（以下、「基準価額」といいます。）です。

「取引日」とは、2020年9月24日およびそれ以降のファンド営業日（以下に定義します。）および／またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の日をいいます。

(注) 発行価格は下記(8)記載の申込取扱場所に照会することができます。

(5) 申込手数料

日本国内における申込手数料はありません。

(6) 申込単位

1豪ドル以上1豪ドル・セント単位、または1口以上0.01口単位

ただし、日本における販売会社によりこれと異なる取扱いをする場合があります。

(7) 申込期間

2025年3月1日（土曜日）から2025年8月22日（金曜日）まで

(注1) 申込みの取扱いは原則として各取引日の午後3時（日本時間）またはそれ以前の時間で日本における販売会社が別途定める時までとします。

(注2) 上記時刻以降の申込みは、翌国内営業日（以下に定義します。）の申込みとして取り扱われます。

(8) 申込取扱場所

申込取扱場所（以下、「日本における販売会社」といいます。）については、大和アセットマネジメント株式会社（以下、「管理会社代行サービス会社」といいます。）までご照会ください。

ホームページ・アドレス：<https://www.daiwa-am.co.jp/>

(9) 払込期日

投資家は、国内約定日から起算して3国内営業日目までに、日本における販売会社に対して、申込金額を支払うものとします。なお、日本における販売会社の定めるところにより、上記の払込日以前に申込金額の支払いを投資者に依頼する場合があります。

「国内約定日」とは、購入または換金（買戻し）の注文の成立を日本における販売会社が確認した日（通常、取引日の翌国内営業日）をいいます。以下同じです。

「国内営業日」とは、日本の商業銀行が営業を行う日（土曜日および日曜日を除きます。）および／またはファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日をいいます。以下同じです。

「ファンド営業日」とは、ニューヨーク、ロンドン、シドニーおよび東京の銀行が通常の営業を行う日（土曜日および日曜日を除きます。）および／またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の日およびその他の場所をいいます。以下同じです。

(10) 払込取扱場所

上記「(8) 申込取扱場所」をご参照ください。

(11) 振替機関に関する事項

該当事項ありません。

(12) その他

(イ) 申込証拠金はありません。

(ロ) 引受等の概要

① 日本における販売会社は、管理会社との間の受益証券販売・買戻契約書に基づき、日本における受益証券の募集を行います。

② 管理会社は、UBS証券株式会社（以下、「代行協会員」といいます。）をファンドに関して代行協会員に指定しています。

(注) 「代行協会員」とは、外国投資信託の受益証券の発行者と契約を締結し、受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、またファンドに関する目論見書、運用報告書その他の書類を受益証券を販売する日本の金融商品取引業者または登録金融機関に配布する等の業務を行う日本証券業協会の協会員をいいます。

(ハ) 申込みの方法

受益証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、日本における販売会社は、「外国証券取引口座約款」および他所定の約款（以下、「口座約款」といいます。）を投資者に交付し、投資者は、当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。申込金額は、豪ドル貨または円貨により支払うものとします。円貨で支払う場合における円貨と外貨の換算は、日本における販売会社が決定する為替レートによります。

また、管理会社は米国の市民もしくは居住者または法人等およびケイマン諸島の居住者等による受益証券の取得を制限することができます。

(二) 日本以外の地域における発行

日本以外の地域における販売は行われません。

海外において、当初1口当たり1豪ドルで受益証券の発行が行われました。

ファンドの管理会社代行サービス会社に指定されている大和アセットマネジメント株式会社は、シードマネーの拠出として、2020年9月24日に、ファンドの受益証券を、豪ドル貨で1億円相当分取得しました。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

a. ファンドの目的、純資産総額の限度額および基本的性格

ファンドの投資目的は、豪ドル建ての優良な固定利付債券および変動利付債券（以下、「オーストラリア債券」といい、投資運用会社が選定したこれらの有価証券を「投資対象債券」といいます。）に投資することにより、高い流動性を維持しつつ安定した収益を提供することです。ファンドは、現金（豪ドル）および豪ドル建ての短期金融証券（コマーシャル・ペーパー、譲渡性定期預金および政府債券を含みますが、これらに限定されません。）（以下、「短期金融商品」といい、現金（豪ドル）および投資対象債券と合わせて「ポートフォリオ」といいます。）を保有することも可能です。純資産総額の上限は、50億豪ドルまたは管理会社が単独の裁量により決定するその他の額です。管理会社が受託会社と協議の上、その裁量により当該金額に達していない状況でも募集の停止を行う場合があります。

b. ファンドの特色

ファンドは、受託会社および管理会社の間で締結された2013年12月2日付の基本信託証書（その後の改正を含みます。）（以下、「基本信託証書」といいます。）および2020年8月28日付の補遺信託証書（以下、「補遺信託証書」といい、基本信託証書とあわせて「信託証書」といいます。）に従い組成されたユニット・トラストです。ファンドは、ケイマン法に基づき組成されたオープン・エンド型のユニット・トラストです。

信託証書に基づき、UBSマネジメント（ケイマン）リミテッドがファンドの管理会社に任命されています。管理会社は、当該信託証書の条件に従って、ファンドの為に受益証券の発行および買戻しを行う権限を有し、ファンド資産の管理・運用を行う責任を負います。

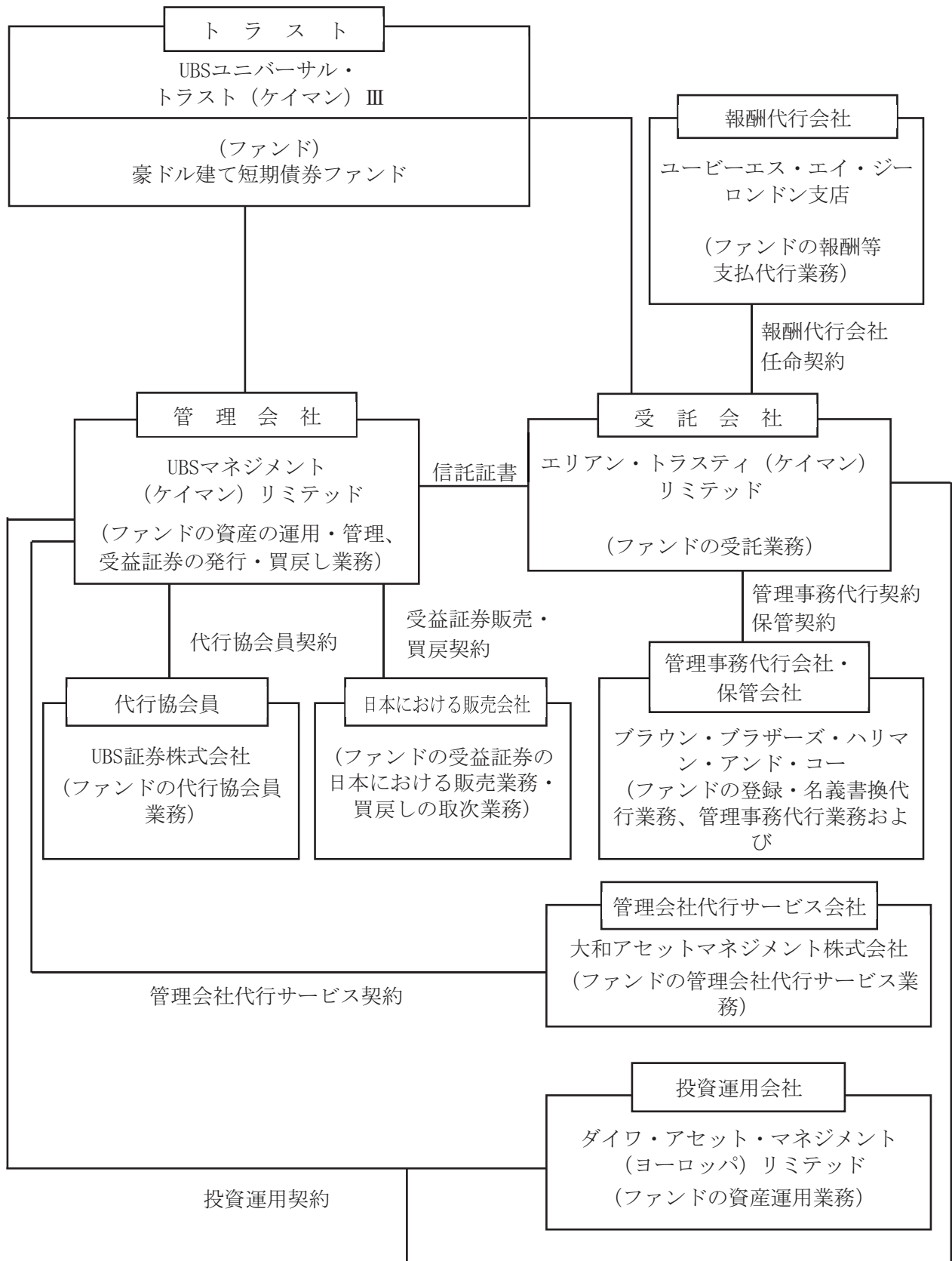
管理会社はケイマン諸島の会社法（その後の改正を含みます。）（以下に定義されます。）に基づいて、2000年1月4日に登記および設立されました（登記番号95497）。管理会社は無期限に設立されています。

(2) ファンドの沿革

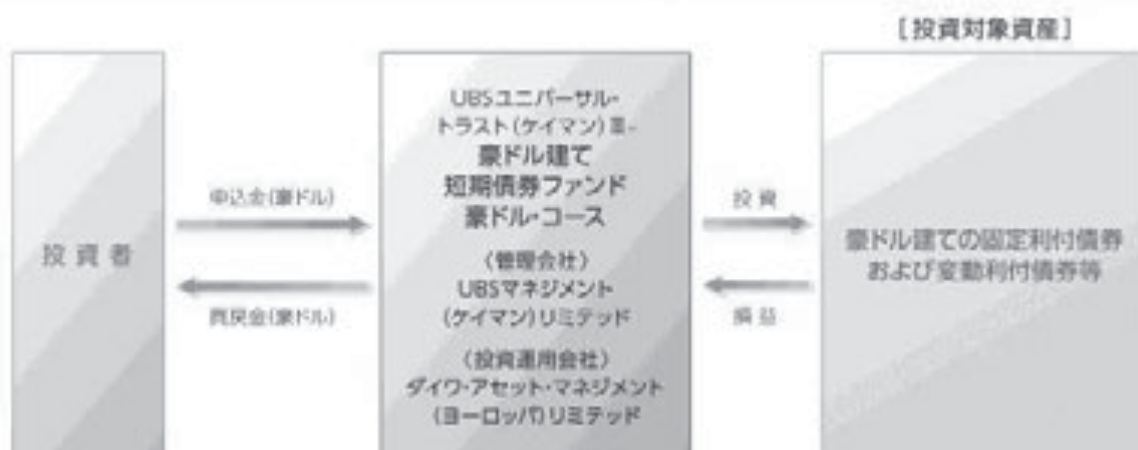
2000年1月4日	管理会社の設立
2013年12月2日	基本信託証書締結
2014年7月1日	修正信託証書締結
2014年11月24日	修正信託証書締結
2014年12月29日	修正信託証書締結
2020年8月28日	補遺信託証書締結
2020年9月24日	ファンドの運用開始
2024年3月1日	修正信託証書締結

(3) ファンドの仕組み

① ファンドの仕組み



ファンドのしくみ



② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
UBS マネジメント (ケイマン) リミテッド (UBS Management (Cayman) Limited)	管理会社	受託会社との間で締結された信託証書に、ファンド資産の管理および投資業務、受益証券の発行ならびにファンドの終了について規定しています。
エリアン・トラスティ (ケイマン) リミテッド (Elian Trustee (Cayman) Limited)	受託会社	管理会社との間で締結された信託証書に、上記に加え、ファンドの資産の保管およびファンドの資産の運用について規定しています。
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー (Brown Brothers Harriman & Co.)	管理事務代行会社 保管会社	2020年9月17日付で受託会社との間で締結の管理事務代行契約 ^(注1) において、ファンドの管理事務代行業務について規定しています。 2020年9月17日付で受託会社との間で締結の保管契約 ^(注2) において、保管会社の業務について規定しています。
UBS証券株式会社	代行協会員	2024年6月28日付で管理会社との間で締結の代行協会員契約 ^(注3) において、代行協会員として提供する業務について規定しています。
本書「第一部 (8) 申込取扱場所」をご参照ください。	日本における販売会社	管理会社との間で締結の受益証券販売・買戻契約 ^(注4) において、日本における販売会社として提供する業務について規定しています。
ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店 (UBS AG, London Branch)	報酬代行会社	2024年6月28日付で受託会社との間で締結の報酬代行会社任命契約 ^(注5) において、ファンドに代わって行う運営経費の支払いについて規定しています。

ダイワ・アセット・マネジメ ント(ヨーロッパ)リミテッ ド	投資運用会社	2020年9月17日付で管理会社および受託会社との間で締結 の投資運用契約 ^(注6) において、投資運用業務について規定し ています。
大和アセットマネジメント 株式会社	管理会社代行 サービス会社	2020年9月10日付で管理会社との間で締結の管理会社代行 サービス契約 ^(注7) において、管理会社代行サービス業務につ いて規定しています。

(注1) 管理事務代行契約とは、受託会社によって任命された管理事務代行会社がファンドに関する日々の管理事務業務を提供することを約する契約です。

(注2) 保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し保管業務を提供することを約する契約です。

(注3) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、受益証券に関する日本語の目論見書の日本における協会員である販売会社への送付、基準価額の公表ならびに日本法および/または日本証券業協会により要請されるファンドの目論見書、運用報告書等の配布等の業務を提供することを約する契約です。

(注4) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、日本における受益証券の販売および買戻業務を提供することを約する契約です。

(注5) 報酬代行会社任命契約とは、受託会社と報酬代行会社との間で、ファンドの運営経費の支払代行業務について規定した契約です。

(注6) 投資運用契約とは、管理会社、受託会社および投資運用会社との間で、投資運用業務を提供することを約する契約です。

(注7) 管理会社代行サービス契約とは、管理会社と管理会社代行サービス会社との間で、管理会社代行サービス業務を提供することを約する契約です。

③ 管理会社の概況

管理会社：	UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド (UBS Management (Cayman) Limited)	
1. 設立準拠法	管理会社は、ケイマン諸島会社法(その後の改正を含みます。)(以下、「会社法」といいます。)に準拠します。	
2. 事業の目的	管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。管理会社の主たる目的は、投資信託等の管理業務を行うことです。	
3. 資本金の額	管理会社の2025年3月末日現在の資本金の額は、額面1米ドルの株式735,000株に分割される735,000米ドル(約10,990万円)です。 ^(注1)	
4. 沿革	2000年1月4日設立 2024年3月1日名称変更	
5. 大株主の状況	クレディ・スイス(香港)リミテッド (香港、クーロン、オースティン・ロード・ウェスト1番、インターナ ショナル・コマース・センター88階)	735,000株 (100%)

(注) 米ドルの円貨換算は、2025年3月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=149.52円)によります。以下、別段の記載がない限り、米ドルの円貨表示はすべてこれによるものとします。

(4) ファンドに係る法制度の概要

(i) 準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の信託法（その後の改正を含みます。）（以下、「信託法」といいます。）に基づき設立されています。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（その後の改正を含みます。）（以下、「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）により規制されています。

(ii) 準拠法の内容

① 信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどを採用しています。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者（受益者）の利益のために投資運用会社はこれを運用します。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益権者に対して説明の義務があります。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のケイマン諸島籍のユニット・トラストは、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者としないう旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができます。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できます。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

② ミューチュアル・ファンド法

下記「監督官庁の概要」の記載をご参照ください。

(5) 開示制度の概要

A. ケイマン諸島における開示

① ケイマン諸島金融庁（以下、「CIMA」といいます。）への開示

ファンドは、英文目論見書を発行しなければなりません。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすうるために必要なその他の情報を記載しなければなりません。英文目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければなりません。

ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときはCIMAに報告する法的義務を負っています。

(i) 弁済期に債務を履行できないであろうこと。

(ii) 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。

(iii) 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行

しようと意図していること。

(iv) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。

(v) 次項を遵守せずに事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。

- ・ ミューチュアル・ファンド法またはこれに基づく規則
- ・ ケイマン諸島金融庁法（その後の改正を含みます。）
- ・ マネー・ロンダリング防止規則（その後の改正を含みます。）
- ・ 免許の条件

ファンドの監査人は、KY-1106、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、シックス・クリケット・スクエアに所在するケーピーエムジーエルエルピー（KPMG LLP）です。

ファンドは毎年2月末日までには同年の8月31日に終了する会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出します。

② 受益者に対する開示

ファンドの会計年度は、毎年8月31日に終了します。監査済財務書類は、国際会計基準に従い作成され、通常、各会計年度末後に可能な限り速やかに受益者に送付されます。また、ファンドの未監査の財務書類は、会計年度の半期末後に可能な限り速やかに受益者に交付されます。

B. 日本における開示

① 監督官庁に対する開示

(i) 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができます。

受益証券の日本における販売会社または販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。）を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができます。

(ii) 投資信託および投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンドの受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）（以下「投信法」といいます。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、運用状況の重要な事項を記載した交付運用報告書と、より詳細な事項を記載した運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

② 日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合

等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本における販売会社を通じて知れている日本の受益者に交付されます。また、運用報告書（全体版）は電磁的方法により代行協会のホームページにおいて提供されます。

（6）監督官庁の概要

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制されます。受託会社は、信託会社および投資信託管理会社としてCIMAに認可され、ケイマン諸島内にファンドの主たる事務所を提供することに同意しているインタートラスト・コーポレート・サービスズ（ケイマン）リミテッドの被支配子会社であり、このため、ファンドはミューチュアル・ファンド法の第4（1）（b）条に基づき規制されます。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法を遵守させる監督権限および強制力を有しています。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制は、所定の事項および監査済財務書類をCIMAに毎年提出することを求めています。規制された投資信託として、CIMAは、いつでも受託会社に、ファンドの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。CIMAの要求に応じない場合、受託会社は高額の罰金に服し、CIMAは裁判所にトラストの解散を請求することができます。

規制されたミューチュアル・ファンドが、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企画し、もしくは任意解散を行おうとしている場合、規制されたミューチュアル・ファンドの管理と運営が適正に行われていない場合、または規制されたミューチュアル・ファンドの運営者の地位にある者が、この地位を保有するのに適当な人物でないことを確認した場合、CIMAは、一定の措置を取ることができます。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。）を行使することができます。

2 投資方針

(1) 投資方針

① 投資目的および投資方針

ファンドの投資目的は、豪ドル建ての優良な固定利付債券および変動利付債券（以下、「オーストラリア債券」といい、投資運用会社が選定したこれらの有価証券を「投資対象債券」といいます。）に投資することにより、高い流動性を維持しつつ安定した収益を提供することです。ファンドは、現金（豪ドル）および豪ドル建ての短期金融商品を保有することも可能です。

投資運用会社は、ポートフォリオについて、日々投資の意思決定を行い、継続的な監視責任を担います。

投資ガイドライン

管理会社は、ポートフォリオを運用・監視する投資一任権限を有する投資運用会社として、ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッド（以下、「投資運用会社」といいます。）を任命しています。投資運用会社は、以下に記載する投資方針および投資制限に従って、ポートフォリオの運用を行います。投資運用会社は、ファンドの勘定で、以下に投資を行うことができます。

- (a) オーストラリア債券、ならびに
- (b) 現金（豪ドル）および短期金融商品

上記にかかわらず、保管会社が保有する翌日物現金残高は、キャッシュ・スイープ・プログラムの対象となる可能性があります。

投資運用会社はショート・ポジションを取ってはならず、また投資判断の実施またはキャッシュフロー管理のためにデリバティブを使用してはならず、さらにファンドの勘定で借入れを行ってはなりません。

原則として、投資運用会社は、日々の流動性要件を考慮して、純資産総額の大半をオーストラリア債券に投資します。

ポートフォリオには、ベンチマークはありません。

投資運用会社は、以下のガイドラインに従ってオーストラリア債券および短期金融商品の運用を行うものとします。

A. 信用格付

オーストラリア債券は、購入時において、S&Pグローバル・レーティング（以下、「S&P」といいます。）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下、「ムーディーズ」といいます。）、またはフィッチ・レーティングス（以下、「フィッチ」といいます。）から投資適格相当以上の格付を得ている必要があります。疑義を避けるために付言すると、投資適格とは、S&Pの場合はBBB-以上、ムーディーズの場合はBaa3以上およびフィッチの場合はBBB-以上の格付をいいます。S&P、ムーディーズおよびフィッチから付与された格付が一致しない場合、購入時において最も高い格付を参照してオーストラリア債券が投資適格相当かを決定します。また、投資運用会社は、その単独の裁量により、購入時において投資適格と同等と判断する場合、格付を付与されていない有価証券に投資することができます。

短期金融商品は、購入時において、S&Pの場合はA-2以上、ムーディーズの場合はP-2以上およびフィッチの場合はF2以上の格付が付与されている必要があります。S&P、ムーディーズおよびフィッチから付与された格付が一致しない場合、購入時において最も高い格付を用いて短期金融商品が本書に記載されている最低限の信用格付の要件を満たしているか否かを判断しま

す。また、投資運用会社は、その単独の裁量により、購入時において同等の信用格付を有すると判断する場合、格付を付与されていない短期金融商品に投資することができます。

B. 通貨に対するエクスポージャー

ポートフォリオは、豪ドル建ての有価証券および現金で構成され、他の通貨にヘッジされません。投資運用会社は、豪ドル建て以外の資産への投資は行いません。

C. 金利修正デュレーション・ガイドライン

原則として、平均金利修正デュレーションが1年以内のオーストラリア債券および短期金融商品にのみ投資を行います。

修正デュレーションとは、「金利が変動したときに債券価格がどのくらい変化するか」を表す指標です。一般的にこの値が長いほど、金利が変動したときの債券価格（債券価格の変動の幅）が大きくなります。単位は「年」で表示されます。

D. 投資対象債券のポリシー

原則として、投資運用会社は、豪ドル建ての短期金融証券、適格証券化商品および資産担保コマーシャル・ペーパー、金融機関の預金国債、国債・国際機関債、地方債および事業債で構成されるオーストラリア債券に投資を行うものとします。

ファンドの目的

豪ドル建ての優良な固定利付債券および変動利付債券等に投資することにより、高い流動性を保ちつつ、収益を確保することを目指します。

ファンドの特色

① 優良な固定利付債券および変動利付債券等に投資します。

購入時に、債券は長期格付で投資適格相当以上(S&Pグローバル・レーティング(以下、「S&P」といいます。)でBBB-以上、ムーディーズ(以下、「Moody's」といいます。)でBaa3以上、およびフィッチ・レーティングス(以下、「Fitch」といいます。)でBBB-以上)、短期金融商品は短期格付でS&PでA-2以上、Moody'sでP-2以上、およびFitchでF2以上のうちの一つが付与されている投資対象に対してのみ、投資が行われます。

3社で異なる格付が付与されている場合、最も高い格付を参照し、投資適格相当かを決定します。

投資対象が格付を付与されていない場合においては、同等の信用度を有すると投資運用会社が判断する場合、当該投資対象を購入することができます。

コマーシャルペーパー、譲渡性定期預金、政府債券などを含む短期金融商品に投資を行うことがあります。

② 原則として、ポートフォリオの修正デュレーションは1年以内とします。

修正デュレーションとは、「金利が変動したときに債券価格がどのくらい変化するか」を表す指標です。一般的にこの値が長いほど、金利が変動したときの債券価格(ブレ幅)が大きくなります。単位は「年」で表示されます。ファンドは、組み入れるポートフォリオの修正デュレーションを1年以内とします。

③ 豪ドル建ての投資対象に投資を行います。

投資運用会社について

ダイワ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッドの概要

- 1987年に、イングランドおよびウェールズの法律に従って設立された、大和アセットマネジメント株式会社の子会社である資産運用会社です。
- 大和アセットマネジメント株式会社は、1959年から営業している日本最大規模の資産運用会社としてさまざまな資産クラスを運用しており、日本の株式および世界各国の国債等の運用について実績を有しています。

(2) 投資対象

上記「(1) 投資方針」をご参照ください。

(3) 運用体制

管理会社は、取締役会を随時開催し、投資運用の状況について報告を行うとともに、受託会社であるエリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド、管理事務代行会社および保管会社であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー、報酬代行会社であるユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店ならびに投資運用会社であるダイワ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッドの社内管理体制、内部管理手順等の定期的確認を行います。

管理会社の取締役は、以下の通りです。

ニコラス・パパベリン氏

ニコラス・パパベリン氏は、UBSグローバル・マーケッツ・ストラクチャリング・チームの一員であり、チューリッヒのUBSのエグゼクティブ・ディレクターです。パパベリン氏は、香港において、2014年にクレディ・スイスに入社しました。パパベリン氏は、それ以前はヨーロッパにおいてファンド・ストラクチャリング弁護士として、世界的な大手法律事務所であるアレン・アンド・オーヴェリーに所属しており、その後ファンド・ストラクチャリング・チームを発展させるために、香港に移りました。

パパベリン氏はストラクチャリング・インベストメント・ファンズにおいて豊富な経験を有し、現在、投資信託、SPVおよび保険商品を含むUBSの包括ソリューションの世界的な開発責任者です。パパベリン氏は、フランスのパリにあるソルボンヌ大学でビジネス・ローの修士号を取得しており、フランスのパリ第9大学で国際租税の修士号を取得し、カナダのマギル大学でLLMを取得しています。パパベリン氏はCAIAの資格も保有しています。

ヴィジャヤバラ(「バラ」)・ムルゲス氏

バラ・ムルゲス氏は、プレミア・フィデューシャリー・サービス(ケイマン)リミテッドの取締役で、かつてはオジェ・フィデューシャリー・サービス(ケイマン)リミテッド(以下、「OFS」といいます。)のマネージング・ディレクターを務めており、またオフショア金融サービス業界において20年以上にわたる経験を有しています。ムルゲス氏は、これまでにいくつかの国際的に認知されたファンド・グループやストラクチャード・ファイナンス・ビークルの取締役を歴任しており、また現在もその一部に就いています。ムルゲス氏は、ニューヨークに拠点を置く主要なファンド・グループのコンサルタントも務めています。

OFSでは、取締役、登録名義書換代理人(以下、「RTA」といいます。)およびコーポレート・サービスの各チームを率い、事業開発、RTA/株主サービス部門の設立、および部門全体で

の最高水準の顧客サービスの維持について責任を負っていました。

1996年から2004年まで、ムルゲス氏は、ケイマン諸島においてクラス「A」ライセンスを取得した銀行であるカレドニアン・バンク・アンド・トラスト・リミテッドにおいて副マネージング・ディレクターを務め、主として銀行およびプライベート・クライアントについて責任を負っていました。それ以前は、ケイマン諸島におけるクラス「A」銀行であるバターフィールド・バンクのアシスタント・マネージャーを務め、トレジャリー・サービスについて責任を負っていました。

ムルゲス氏は、科学の修士号を取得しており、カナダ銀行家協会のアソシエートを務めています。また、オルタナティブ投資運用協会（A I M A）に所属し、ケイマン諸島金融庁の登録ディレクターも務めています。ムルゲス氏は、ケイマン諸島の公証人であり、ケイマン諸島国家年金局に所属しています。

ブライアン・バークホルダー氏

ブライアン・バークホルダー氏は、ケイマン諸島のHFファンド・サービシズ・リミテッドに勤めています。それ以前は、UBSファンド・サービシズ（ケイマン）リミテッドのマネージング・ディレクターと、ケイマン諸島シングル・マネージャー部門のヘッドを務めていました。バークホルダー氏は、2000年にUBSファンド・サービシズに入社し、2006年にシングル・マネージャー部門のヘッドに就任しました。シングル・マネージャー部門のヘッドとして、バークホルダー氏は、ファンド・サービシズ・アメリカズ内のシングル・マネージャー・ヘッジファンドの管理・開発について責任を負い、また200億ドル以上の管理資産を有するファンド・グループに対して特に責任を負っていました。UBSファンド・サービシズでは、評価委員会の委員長を務め、またファンド・サービシズ・アメリカズの経営委員会に所属していました。この他、バークホルダー氏は、UBSファンド・サービシズ（ケイマン）リミテッドを含む様々なUBS出資企業において取締役を務めていました。UBSに入社する以前は、KPMGのケイマン諸島オフィスとカナダのトロント・オフィスに勤務し、ヘッジファンドおよび金融機関の監査に注力していました。バークホルダー氏は、ウィンザー大学の商学士号を取得しており、カナダのオンタリオ州でカナダ公認会計士の資格も取得しました。

運用体制等は、2025年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（4）【分配方針】

ファンドの現在の分配方針では、受益者に分配を行わないものとしています。したがって、全てのファンドの純収益および実現キャピタル・ゲインは再投資され、受益証券の該当するコースの総資産総額に反映されます。

ただし資金動向、市場動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

【分配方針】

●原則として分配は行わない予定です。

*資金動向、市場動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（5）投資制限

ファンドには以下の投資制限を適用します。

1. 空売りする有価証券の価額は合計でファンドの純資産総額を超えてはなりません。
2. ファンドは、日本証券業協会（以下、「JSDA」といいます。）が発行する外国投資信託受益証券の選別基準第16条（随時改正または差し替えられる）により求められる価格の透明性を確保

するための適切な措置が取られている場合を除き、ファンドの純資産総額の15%を超える金額を、直ちに現金化できない非流動資産に投資してはなりません。上記の比率は、購入時または現在の市場価格のいずれかで計算することができます。

3. ファンドの受益者保護に反する、またはその資産の適切な管理に不利益を与える管理会社（または代理人）がファンドの勘定で締結するいかなる取引（自らの利益のために管理会社（または代理人）が行う取引等）も、禁止されています。
4. 管理会社（または投資運用会社以外の代理人）はファンドの勘定で借入れを行うことができますが、直近の純資産総額の10%をその上限とします。
5. 管理会社（または代理人）は、株式および株式関連商品への投資を禁止されています。
6. 管理会社（または代理人）は、デリバティブ・ポジションから発生する単一のカウンターパーティーに対するエクスポージャーの純額（以下、「デリバティブ等エクスポージャー」といいます。）が純資産総額の10%を超える場合、ファンドの勘定で当該カウンターパーティーのデリバティブ・ポジションを保有してはなりません（当該デリバティブ等エクスポージャーは、JSDAの指針に従って計算されます。）。
7. ある1社が発行する、組成する、または引き受ける有価証券、金銭債権、および匿名組合の出資持分（以下、「債券等エクスポージャー」と総称します。）が純資産総額の10%を超える場合、管理会社（または代理人）は、ファンドの勘定で（i）有価証券、（ii）（デリバティブ等エクスポージャー以外の）金銭債権、および（iii）匿名組出資持分を保有してはなりません（当該債券等エクスポージャーは、JSDAの指針に従って計算されます。）（注：担保を伴う取引の場合には、当該担保の評価額を控除することができ、発行体等に対する支払債務がある場合には、当該支払債務の額を控除することができます。）。
8. 管理会社（または代理人）は、ある発行体またはカウンターパーティー1社に対する債券等エクスポージャー、およびデリバティブ等エクスポージャーが合計で純資産総額の20%を超える場合、ファンドの勘定で当該発行体またはカウンターパーティーにおける、またはこれらの、ポジションを保有してはなりません。
9. 管理会社（または代理人）は、リスクの額（金利、為替、金融市場における相場および指標に係る変動その他の理由により発生しうるリスクの額で、管理会社が定めた合理的な方法により算出したもの）がファンドの純資産総額を超えることとなる場合に、デリバティブ取引等を行うものではないこと（注：「デリバティブ取引」とは、金融商品取引法第2条第20項に定義されるデリバティブ取引（有価証券、金利、外貨もしくはその他の金融商品または指標に基づく、上場または非上場の先物、オプション、スワップおよび同様の取引を含みます。）をいい、さらに株式会社および投資法人のオプション／新株予約権および新投資口予約権ならびに商品デリバティブ（上場または非上場）への投資を含みます。）

管理会社は、前述の投資制限について適用される法規制が修正、またはその他の方法で取って代わり、当該投資制限は適用法規制を違反することなく改訂できると判断する場合、受益者の同意を得なくても、当該投資制限のいずれかを（場合に応じて）追加、修正、または削除することができるものとします（この場合、当該追加、修正または削除については、受益者に21日前に通知されます。）。

管理会社（またはその代理人）は、とりわけファンドのいずれかの投資対象の価額の変動、再建または合併、ファンドの資産を用いた支払い、もしくは受益証券の買戻しの結果として、いずれかの上記の投資制限を超えても、当該投資対象を直ちに売却する必要はありません。ただし、管理会社（またはその代理人）は、ある違反が確認されてから合理的な一定期間内に、当該投資制限に従うために、受益者の利益を考慮した上で、合理的に実務的な措置を講じます。

管理会社（またはその代理人）は、（i）単独の判断において、受益証券の多額の購入または買戻し要求がなされる場合、（ii）ファンドが投資を行っている、または管理会社（またはその代理人）の合理的な支配の及ばないその他の事象がある、市場または投資対象に突然のまたは大きな変動があると自らの単独の裁量において予想する場合、（iii）管理会社（またはその代理人）が新規に拠出された資産の初期投資を行っているスタートアップ期間中、および／または（iv）（a）ファンドの終了に備える目的のため、もしくは（b）ファンドの資産規模のため、自らの単独の裁量において逸脱が合理的に必要なだと考える場合、英文目論見書補遺に記載された投資方針、制限、およびガイドラインから一時的に逸脱することができます。このような逸脱に気付いた時点で、管理会社（またはその代理人）は受益者の利益を考慮した上で、速やかに当該逸脱を是正することを目指します。

3 投資リスク

① リスク要因

主な変動要因

為替変動リスク

ファンドは、豪ドル建ての投資対象債券に投資するため、豪ドル貨から投資する場合には、為替変動のリスクはありません。ただし、円貨にて豪ドル建て資産を評価する場合には、為替変動の影響を直接受けます。したがって、円高局面では、円貨で評価した資産価値が大きく減少する可能性があります。この場合、円貨で評価したファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

その他

換金（買戻し）資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

投資方針に関連するリスク

債券

コール・リスク：債務証券は、コール・リスクの対象となる場合があります。多くの債券は、定められた満期日より前に、発行体の選択により償還または「コール」される場合があります。一般的に、発行体は、利回りがより低い債券を新規発行することにより借り換えできる場合、債券のコールを行います。ファンドは、金利が低下している期間中、債券発行体が高利回りの債券をコールする可能性があります。そのため、投資運用会社は、かかる予想外の手取金をより低い金利で投資せざるをえない場合があります、その結果、ファンドの収益が減少することになります。

信用スプレッド・リスク：信用スプレッド・リスクとは、債券の債務不履行リスクが一般的に高いと市場が判断した場合に、信用スプレッド（すなわち、信用の質の違いを原因とする証券間の利回りの差）が増大するリスクです。信用スプレッドの増大は、ファンドの勘定で保有される有価証券の市場価値を減少させる可能性があります。信用スプレッドの増大幅は、しばしば投資適格証券と比べて低格付証券および非格付証券の方が大きくなります。さらに、信用スプレッドが増大した場合、市場価値の減少額は、一般的により長い満期期間の有価証券の方が大きくなります。

収益リスク：一般的に、ファンドは受益証券の販売からの収益および満期の到来した組入証券（またはコールされた組入証券。上記「コール・リスク」を参照。）からの収益を、より利回りが低い有価証券に投資しなければならないため、金利が低下する環境においては、ファンドの収益が減少する可能性があります。

ゼロ・クーポン債のリスク：ゼロ・クーポン債は、発生基準で利息が支払われないため、その価値は、収益を定期的に分配する債券の価値と比べてより変動が大きく、当該債券よりも投機的となる可能性があります。したがって、ゼロ・クーポン債の価値は、金利の上昇または下落により、大きく変動する可能性があります。さらに、ゼロ・クーポン債は、一般的に公正妥当と認められている会計基準に照らして収益を生み出す一方で、キャッシュ・フローは生み出さないため、税法上の要求に応じて、現金分配のために不適当な時期に有価証券を清算せざるをえない可能性があります。

発行日前取引、遅延引渡取引およびフォワード・コミットメントのリスク：ファンドが決済日より前に現金を支出しなかったとしても、購入される有価証券の価値が、当該決済日より前に購入価格の水準を下回る可能性があるため、これらの取引にはリスクの要素が伴います。

金利リスク

投資対象債券の価値は、金利の変動により変化する場合があります。一般的に、金利が上昇すると、固定利付資産の価値は減少する傾向にあります。反対に、金利が低下すると、固定利付資産の価値が増加する傾向にあります。固定利付資産の価値の変動の程度は、固定利付資産の満期および発行条件を含む多数の要因に左右されます。一般的に、長期の固定利付商品は、短期の固定利付商品と比較して、金利変動に対する感応度が高くなります。

ファンドは、非常に低い金利またはマイナス金利の期間中、プラスのリターンを維持することができない可能性があります。オーストラリアおよび世界の多くの地域の金利は、歴史的に低い水準にあります。オーストラリアでは、特定の固定利付商品においてマイナス金利となる場合があります。非常に低い金利またはマイナス金利は、金利リスクを悪化させるおそれがあります。金利の変動（金利がゼロを下回る場合を含みます。）により、市場が予想外の影響を受け、これにより市場のボラティリティが高まり、ファンドのパフォーマンスが損なわれる可能性があります。例えば、オーストラリア債券は、将来、マイナス金利で発行される可能性があります。この場合、投資運用会社は、投資対象債券が額面価額に対して割り増しの価格で発行される場合であっても、投資対象債券に投資する予定です。かかる投資は、ファンドの業績に悪影響を及ぼすおそれがあります。

外国為替リスク

ファンドの資産は豪ドル建てを予定しており、その他の通貨にはヘッジされません。これは、投資者の財務活動が主として豪ドル以外の通貨または通貨単位（日本円を含みます。）（以下、「投資者の通貨」といいます。）建てで行われている場合、通貨換算に関連して一定のリスクが生じることを示しています。かかるリスクには、為替相場が大幅に変動するリスク（豪ドル安または投資者の通貨の再評価に伴う変動を含みます。）および豪ドルまたは投資者の通貨に対する管轄権を有する当局（場合による）が為替管理を実施または変更するリスクが含まれます。豪ドルに対する投資者の通貨の高騰により、(a) 投資者の通貨による純資産総額および基準価額の相当額、ならびに (b) 投資者の通貨による支払われる分配金（もしあれば）の相当額が減少する可能性があります。

固定利付証券への投資リスク

固定利付証券に対する投資は、金利リスク、セクター・リスク、セキュリティ・リスクおよび信用リスクにさらされています。低格付証券は、これらの証券に伴う低い信用力およびより大きな債務不履行リスクを補うため、通常、高格付証券よりも高い利回りを提供します。低格付証券には、一般的な金利水準の変動に主に反応する高格付証券と比較して、一般的に、企業および市場の短期的な動向がより大きく反映される傾向にあります。低格付証券の投資者は少数であり、かかる証券を最適な時期に売買することは困難である可能性があります。特定の国際債券市場での取引高は、米国等の世界最大の市場における取引高をかなり下回る可能性があります。したがって、かかる市場での投資は流動性が低く、取引高の大きい市場で売買される証券への投資と比較して価格変動が激しい可能性があります。さらに、特定の市場における決済期間は、他の市場における決済期間よりも長くなる可能性があり、ポートフォリオの流動性に影響を及ぼすおそれがあります。

投資対象債券から受領する利息は、変動金利に左右される場合があります。参照金利の変動により、投資対象債券から支払われる利息の額が減少する場合があります。投資対象債券の価額に悪影響を及ぼす可能性があります。変動金利は、投資者がファンドの受益証券を購入する際に投資対象債券およびファンドの確定利回りを判断する際の妨げとなる場合があります。このため、ファンドに投

資するにあたって、投資対象債券からのリターンおよび受益者のリターンを固定金利での投資と比較することはできません。

また、信用リスクの増加により、ファンドの投資目的の達成が妨げられる可能性もあります。発行体の財務状態もしくは一般的な経済状況の不利な変化もしくはその両方、または金利の予期せぬ上昇により、発行体の利息および元本の支払能力が損なわれる可能性があります。発行体が利息および元本を適時に支払うことができない（または、できないとみなされる）場合には、ファンドの勘定で保有される投資の価値に影響を及ぼすおそれがあります。

オーストラリア債券に対する投資リスク

発行体の金融商品に対するエクスポージャーは、重大な経済的および政治的リスクを伴う可能性があります。オーストラリア債券に投資することにより、ファンドは、オーストラリアの政治的、社会的および経済的な変化による直接的または間接的な影響にさらされることになります。政治的な変化は、オーストラリアの発行体が適時に債務の支払いを行い、または提供する意思に影響を及ぼすおそれがあります。特にインフレ率、対外債務額および国内総生産に反映されるように、その国および現地の経済状況は、現地の発行体の債務履行能力にも影響を及ぼします。

特定の金融商品の所有者は、これらの債務の再編および繰延べに対する参加ならびに発行体に追加で貸付けを行うよう要求される場合があります。債務証券の所有者の利益は、再編の取決めの過程で悪影響を受ける可能性があります。ファンドが保有する可能性のある債務証券の発行体は、対外債務の回収において深刻な問題を経験する可能性があります。これらの問題により、とりわけ、かかる発行体は、債務の利息および元本の支払いの繰延べならびに特定の債務の再編を余儀なくされる可能性があります。再編および繰延べの取決めに、新規もしくは修正後の与信契約の交渉、または未払いの元本および未払いの利息を「ブレディ債」もしくは類似の商品へ転換することによる利息および元本の支払いの減額および繰延べ、ならびに利息の支払いの資金調達のための新規与信の取得が含まれます。管理会社、投資運用会社および受託会社は、ファンドの勘定において、特定の債務支払義務に関して不履行が生じた場合、限定的な法的遡及権しか有しないことがあります。

現金および短期金融商品に関するリスク

ファンドの勘定で保有される現金および短期金融商品（銀行預金およびコマーシャル・ペーパーを含みますが、これらに限定されません。）は、信用リスク、流動性リスク、市場リスク、金利リスクおよびカウンターパーティー・リスクにさらされています。これらのリスクの一または複数が実現した場合、ファンドの勘定で保有される現金および現金同等物の価値は、悪影響を受ける可能性があります。投資運用会社が、ファンドの勘定で保有される現金の引き出しおよび／または現金同等物の現金化をファンドの勘定において行うことができない場合、投資運用会社のファンドの投資目的および投資方針を達成する能力に悪影響を及ぼし、および／またはファンドに損失を生じさせる可能性があります。

信用リスク

ファンドの資産が投資される債務証券は、当該証券の元本または利息が支払われないリスクにさらされる場合があります。信用リスクの増加により、ファンドの投資目的の達成が妨げられる可能性があります。発行体の財務状態もしくは一般的な経済状況の不利な変化もしくはその両方、または金利の予期せぬ上昇により、発行体の利息および元本の支払能力が損なわれる可能性があります。発行体が利息および元本を適時に支払うことができない（または、できないとみなされる）場合には、ファンドの勘定で保有される有価証券の価値に影響を及ぼす可能性があります。特定の有価証券について、流動性のある取引市場が存在しない場合、ファンドの評価手法に従って当該証券の公正価値を決定することができない場合があります。さらに、新興経済国への投資は、一般的に先進

国への投資と比べて信用リスクが大きい傾向があります。

信用格付は全てのリスクを反映しているとは限らない

ファンドの投資は、一または複数の独立格付機関から信用格付を付与される場合があります。信用格付機関は、固定利付証券の信用力の格付を提供する民間のサービスです。信用格付機関が付与した格付は、信用の質の絶対的な基準ではなく、証券市場の価値のボラティリティまたは有価証券への投資の流動性の評価を反映するものではありません。信用格付機関が信用格付の変更を適時に行わない可能性があり、また発行体の現在の財務状態が、格付が示すよりも良いまたは悪い状態である場合があります。投資運用会社は、必ずしも有価証券の格付が購入時の格付けよりも低くなった場合に売却するとは限りません。投資運用会社は、信用格付のみに依拠してはならず、発行体の信用の質を独自に分析するための手法を有している可能性があります。信用格付は、有価証券その他の投資対象の購入、売却または保有を推奨するものではなく、格付を付与する格付機関によっていつでも修正または撤回される可能性があります。特定の日現在にファンドの投資対象に付与された格付は、その発行体の事業の将来のパフォーマンスまたは将来の信用度を示唆するものではありません。

実効デュレーションリスク

投資対象のデュレーションは、金利が変動した際、債務証券の債務価格の変動度合いを示す指標として使用することができます。デュレーションの値が大きければ大きいほど、金利の動きに対する債務証券の価格の変動も大きくなります。

ファンドの投資目的の達成、投資利益の保証はないこと

ファンドの投資目的が成功するという保証も表明もなく、ファンドがその投資目的を達成するという保証はありません。投資運用会社は、特定の会社またはポートフォリオへの投資を自ら選択、実行または実現できることを保証することはできません。ファンドが投資者にリターンを生むことができるまたはリターンが本書に記載する種類の会社に投資するリスクに見合うものとなる保証はありません。全ての投資の損失を負うことができる者に限って、ファンドへの投資を検討すべきです。ファンドに関連のある投資会社の過去のパフォーマンスは、必ずしもファンドの将来の結果を表すものではなく、またファンドの予定されたまたは目標とされたリターンが達成されるという保証はありません。

相関性の欠如

手数料、費用および適用される外国為替ヘッジまたはクーポンならびに受益証券および／または投資対象債券特有のその他の要因の影響により、投資対象債券の価値の変化は、受益証券の価値の変化には直接的に関連しない可能性があります。投資者は手数料および利子が基準価額にどのように影響するかについて留意すべきです。

非公開の情報および情報提供

受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社および／またはそれらの関連会社は、投資対象債券に関する非公開の情報を保有または取得することがあります。これらのうちいずれもかかる情報を公開するまたは受益者のために投資対象債券の事業、財務状況、信用力または事務の状況を審査し続ける義務を負いません。

代理関係および信託関係

投資運用会社もしくはその各関連会社、またはファンドに関連する受託会社のサービス提供会社（管理会社を除きます。）も、受益者に対する義務または受益者と代理関係もしくは信託関係を引き受けません。

投資対象の集中

投資運用会社は、受益証券の販売による手取金の実質全額を投資対象債券に投資します。このため、投資対象債券が被った損失は、ファンド全体の財務状況に重大な悪影響を及ぼします。

投資対象債券に権利関係を有しないこと

受益証券の利益は、とりわけ、投資対象債券のパフォーマンスに左右されます。受益証券への投資は、受益者に投資対象債券への直接の権利関係を与えません。

ファンドへの投資に関連するリスク

キーパーソン

管理会社および投資運用会社は、ファンドに関する投資方針の決定をしばしば個人に頼ることがあります。かかる個人を失うことが、投資対象債券、ひいてはファンドの運用実績を危険にさらす可能性があります。

投資運用会社への依存

ポートフォリオの成功または失敗は、概ね、これらの投資の選択およびそのパフォーマンスの監視における投資運用会社の判断および能力に依存しています。投資者は、ポートフォリオについて、関連する経済、財務およびその他の情報を自分自身で評価する機会を持ちません。投資運用会社が成功するという保証はありません。さらに、投資運用会社のキーパーソンの死亡、就労不能または退職によってポートフォリオのパフォーマンス、ひいてはファンドのパフォーマンスに悪影響が及ぶ可能性があります。

分配

ファンドに関する方針は、受益者に分配を行わず、その代わりにファンドの全ての純収益および実現キャピタル・ゲインは再投資されます。従って、ファンドへの投資は、現行利回りを追及する投資家に適していない可能性があります。

流通市場の不在

投資者は、受益証券の流動性に関する保証はなく、受益証券の流通市場が形成される予定はないことを留意すべきです。その結果として、受益者が下記「第2 管理及び運営－2 買戻し手続等」に記載される手続および規制に従った買戻しによってのみ受益証券を処分することができます。

コース間の負債

受益証券が複数のコースで発行されている場合、あるコースの受益証券の保有者はその他のコースの資産に関して一切の権利を有しません。しかし、特定のコースの負債がそのコースに帰属する資産を上回る場合、ファンドの債権者は受益証券のその他のコースに帰属する資産に遡及していくことができます。

買戻しにより予期される影響

買戻しまたは購入は、ファンドにおけるエクスポージャーをそれぞれ増減させる目的で行うファンド注文の価格設定と注文の実行との間に不一致が生じることにより、既存の受益者に悪影響を及ぼす可能性があります。

投資運用会社がある取引日について受領した購入申込みの通知を受けて、および当該取引日時点での受益証券の発行に先立ち、ファンドの勘定で投資を行う場合、当該投資から発生する利益（または損失）は既存の受益者が保有する受益証券に分配され、当該分配により当該取引日時点での受益証券の該当するコースの基準価額が増減する可能性があります。

同様に、投資運用会社が買戻日後に決済を行うために当該買戻日における買戻しについて投資を清算する場合は、当該清算から発生する利益（または損失）は残存する受益者が保有する受益証券

に分配されます。

さらに、受益者からの請求を受けて受益証券の多量の買戻しを行う場合、投資運用会社は、買戻しを行うために必要な現金を調達するため、そうでない場合に要求されるよりも急速に、かつそうでない場合に入手可能な価格よりも不利な価格で、当該ファンドの投資対象を清算しなくてはならない可能性があります。

例外的な事例では、例えば大勢の投資者が同一日に買戻しを行うように要請した場合は、買戻しについて予定された日程において受益者全員に対して行う支払いが遅延する可能性があります。

受益者による受益証券の多量の買戻しがなされる場合、投資運用会社は、買戻しを行うために必要な現金を調達するため、そうでない場合に要求されるより急速に、かつそうでない場合に入手可能な価格よりも不利な価格で、当該ファンドの投資対象を清算しなければならなくなります。

買戻しの制限

受託会社は、管理会社との協議の後、特定の状況では、下記「第2 管理及び運営－3 資産管理等の概要－(1) 資産の評価－② 純資産総額の計算の停止」に記載の通り、純資産総額の決定および受益証券の買戻しを停止することおよび／または受益証券の買戻しを要求した者への買戻しによる受取額の支払期間を延長することができます。管理会社もまた、受託会社との協議の後、買戻日に買戻しすることができる受益証券の合計数を、下記「第2 管理及び運営－2 買戻し手続等」に記載の通り、管理会社が決定する数量および方法で制限することができます。

決済不履行

受益証券は取引日を基準にして購入することができ、発行されます。ただし、豪ドル・コース受益証券の申込者は、関連する取引日またはその日から3ファンド営業日以内に追加申込の購入代金を決済することが求められるだけです。受益証券に関して、万一投資者が期日に購入代金を決済できなかった場合（以下、「不履行投資者」といいます。）、管理会社は強制的に決済不履行の対象である不履行投資者の受益証券を無償で買い戻すことができます。不履行投資者が受益証券の該当するコースの受益証券の購入をした取引日からかかる不履行投資者の受益証券が強制的に無償で買戻された日までの期間に、同一受益証券コースの受益証券を購入する投資者および既存の受益者は、不履行投資者の受益証券の購入が受理されなかった場合よりも高額な1口当たりの購入価額を支払うことになる可能性、あるいは、より低額の1口当たりの購入価額を支払うことで利益を得る（その場合、同一受益証券コースの受益証券を保有する既存の受益者は、受益証券の価値に関して、希薄化を経験する）可能性があります。同様に、同一受益証券コースの受益証券をかかっている期間中に買戻しに出した受益者は、決済の不履行が発生しなかった場合より減少した1口当たりの買戻価額を受け取る、あるいは高額な1口当たりの買戻価額を受け取る可能性があります。後者の場合、同一コースの受益証券を保有する受益者は、受益証券の価値に関して、希薄化を受けます。決済不履行の場合、発行されたもしくは買戻された受益証券の数または購入を行った受益者が支払ったもしくは受け取った1口当たりの購入価額もしくは1口当たりの買戻価額への調整は行われず、結果として、決済の不履行は同一受益証券コースの受益証券を保有する受益者に悪影響を及ぼす可能性があります。管理会社はまた、不履行投資者が期限内に決済し損ねたことの直接的または間接的な結果として発生した損失に対する補償を得るため、不履行投資者に対して訴訟を起こすことがあります。

事前投資

受益者はまた、購入が受理された通知後、購入代金が受領される前に、投資運用会社がファンドの負担でかかる資金の決済を見込んで投資する（以下、「事前投資」といいます。）可能性があることに留意すべきです。かかる事前投資は、ファンドの利益になることを意図しています。しかし、

決済不履行の場合、ファンドは、損失にさらされる可能性があります。かかる損失は、反対取引の費用（反対取引までの間に市場が不利に変動した可能性がある）だけでなく事前投資の資金を得たファンドの銀行預金口座または関連するファシリティ契約がマイナスになった場合の遅延利息の支払を含みますが、これに限りません。結果として、事前投資に起因するファンドへの損失は、基準価額に悪影響を及ぼす可能性があります。管理会社、受託会社および投資運用会社のいずれも、かかる損失が発生した場合、責任を負わないものとします。

監査待ちを行わないこと

受益証券の買戻しにおいて、買戻価額は、未監査の基準価額に基づいており、基本信託証書は年次監査によって以前の評価の調整が必要と判断された場合の回収メカニズムを規定していません。したがって、受益者に支払われる買戻しによる受取額は、買戻価額が、監査済み基準価額に基づいていた場合に受益者が受領していた受取額より高いまたは低い可能性があります。支払われた買戻しによる受取額が、買戻価額が、監査済み基準価額に基づいていた場合よりも高額である場合、かかる過払いは付随してファンドに悪影響を及ぼす可能性があります。

ファンドの手数料およびTER上限（下記「4 手数料等及び税金－（3）管理報酬等」で定義されています。）

受託会社は、当該契約に従い、報酬代行会社がファンドを代理して、通常経費の支払いを約束する報酬代行会社任命契約を報酬代行会社との間で締結しています。報酬代行会社任命契約の締結にかかわらず、報酬代行会社は、上限付き経費、臨時経費、ブローカー経費または雑費（各用語については、下記「4 手数料等及び税金－（3）管理報酬等」で定義されています。）の支払いには責任を負いません。上限付き経費は、受託会社の代理として管理事務代行会社によって、TER上限を限度として（TER上限を含みます。）ファンドの資産から支払われ、TER上限を超える上限付き経費は、投資運用会社により負担されます。臨時経費、ブローカー経費および雑費はTER上限の対象外であり、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

TER上限は、投資運用会社が、投資運用会社経費（「4 手数料等及び税金－（3）管理報酬等」で定義されています。）の支払義務を履行するかどうかにより左右されます。投資運用会社が当該義務を履行しなかった場合、TER上限を維持することができなくなり、ファンドの資産から支払われる追加の報酬、費用および経費が発生する可能性があります。詳細は、下記「カウンターパーティー・リスク」をご参照ください。

ファンドの早期終了

ファンドの受益証券の最後の残存コースの最終買戻日は2025年8月29日が予定されていますが、潜在的投資者は、ある受益証券のコースの全ての受益証券につき強制買戻事由が発生した場合、最終買戻日が早まることに留意すべきです。ある受益証券コースの受益証券に関する強制買戻事由は、(i)豪ドル・コース受益証券について、いずれかの評価日の当該コースの受益証券に帰属する純資産総額が1,000,000豪ドルまたはそれ以下であり、その評価日またはそれ以後に、管理会社が、当該コースの全ての受益証券は全ての受益者に通知を行うことで強制的に買戻しを行うべきであると決定した場合、または(ii)受託会社および管理会社が、ある受益証券のコースの全ての受益証券は強制的に買戻しを行うべきと同意した場合に発生します。

「評価日」とは、ファンド営業日および／またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の日をいいます。

ファンド障害事由

ファンド障害事由の影響を受ける評価日に要求される支払いまたは必要な計算は遅延する可能性があります。かかるファンド障害事由の結果として、推定に基づいて計算がなされる可能性もしくは

評価が調整される可能性があります。投資者は、本書に記載されている、ファンド障害事由がどのように受益証券に影響を与えるかについて留意すべきです。

スタートアップ期間

ファンドは、新規の出資財産の初期投資に関する特定のリスクを招くスタートアップ期間に直面する可能性があります。さらに、スタートアップ期間はまた、ファンドのポートフォリオの1つまたはそれ以上の分散レベルが、完全にコミットされたポートフォリオまたは一群のポートフォリオの中より低い可能性があるという特別なリスクを示します。管理会社または投資運用会社は完全にコミットされたポートフォリオに移行するために様々な手法を採用する可能性があります。これらの方法は、部分的に市場判断に基づいています。これらの方法が成功するという保証はありません。

一般的な投資リスク

経済情勢

例えばインフレ率、産業の状況、競争、技術開発、政治および外交の事象および傾向、税法ならびにその他の無数の要因を含むその他の経済情勢の変化は、ファンドの収益に重大で有害な影響を与える可能性があります。これらの状況のいずれも、受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社および日本における販売会社がコントロールできる範囲のものではありません。ファンドが直接的または間接的にポジションを保有する市場の予期せぬ変動または流動性は、管理会社および投資運用会社がファンドの資産の投資および再投資を管理する能力を損なう可能性があり、ファンドが損失にさらされうることになります。経済的および／または政治的不安定性は、資産価格に悪影響をもたらす可能性があり、法律、財務および規制の変化につながりうることになります。

カントリー・リスク（政治的および／または規制リスク）

ファンドの資産の価値は、投資がなされる国における国際政治的な動き、政府の政策の変更、税制の変化、対外投資および通貨の本国送金の規制、通貨変動ならびに法令のその他の変化等の不確実性による影響を受ける可能性があります。

コロナウィルス

2020年3月11日、世界保健機関はCOVID-19の発生をパンデミックと宣言しました。COVID-19の多数の症例が世界中で記録されています。

COVID-19の影響を完全に予測することは不可能ですが、当該流行病は世界経済に重大な影響を及ぼす可能性が高いです。歴史的に伝染病の大流行は、投資心理に影響を及ぼし、世界市場に散発的なボラティリティをもたらしてきました。このような影響は、特に、COVID-19が確認された件数の世界的分布に応じて、セクター、企業および国の経済全体に不均等に発生します。現在、航空会社、製造業、小売業および観光業を含む特定のセクターが最も影響を受けていますが、COVID-19を抑制できない場合、他のセクターも間違いなく影響を受けます。

COVID-19が、影響を受ける地域で事業を行っている、またはかかる地域におけるサプライヤーや顧客に依存している事業に与える財務的影響は、広く報告されています。影響を受ける事業は、さまざまな財務上の影響を受ける可能性があります。事業活動の減速は、流動性に悪影響を及ぼす可能性があります。また、運転資本の停止、財務制限条項の違反、債務不履行の発生、および／または契約終了時の支払いやその他の不履行による偶発債務の発生といった状況が生じた場合には、支払能力に対する懸念が悪化する可能性があります。

グローバル金融市場、またはいずれかの投資先が事業を行っている国または地域の経済におけるこのようなマイナスの変化は、ファンドの事業またはその投資先の事業に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

特に、世界保健機関または地域もしくは国家当局は、ファンドまたはその投資先の事業運営に重大な障害をもたらす可能性のある措置を勧告または課す場合があります。

COVID-19の大流行の全容、その期間、強度および重大さは不確実であり、結果として生じる景気減速および／または市場全体のマイナスの景況感は、受託会社、管理会社、投資運用会社、ファンドおよび投資先自体の事業運営および財務状況にマイナスかつ長期的な影響を及ぼす可能性があります。

規制リスク

ファンドの運用に関して、将来的に規制が課せられる可能性があり、それによりファンドの実行に悪影響を与えることおよびトラストのスポンサーがファンドの投資目的および方針の変更が必要になる可能性があります。これらの変更により、投資対象債券の利益、管理会社および／または投資運用会社の運用に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

税リスク

投資者は、その法域で、投資によるまたは投資によるとみなされる全ての収益またはキャピタル・ゲインが課税の対象になることがあります。そのため、投資者は受益証券への投資を検討する前に各自、税に関する助言を求めべきです。管理会社および投資運用会社ならびにその各関連会社は、ファンドの納税要件および義務に関して一切の責任を負わないものとします。

保管リスク

ファンドは、保管者の支払不能、管理、清算またはその他形式による債権者の保護に関する多数のリスクに晒されています。このようなリスクには、保管会社が保有するすべての現金のうち、保管会社あるいは副保管会社のレベルで顧客の資金として扱われていなかったものの喪失、保管会社あるいは副保管会社のレベルで適切な分別が行われず、またはそのように特定されていなかった有価証券の一部または全部の喪失、保管会社または副保管会社による勘定の運営が不正確であったことによる資産の一部または全部の喪失、送金残高の受領の遅延、かつ資産に対するコントロールを取り戻すのが大幅に遅れたことによる損失が含まれますがこれらに限定されません。ファンドは、有価証券の保管先である副保管会社、顧客の資金の保管先である第三者たる銀行または取得した担保の保管先である国際証券集中保管機関もしくは信用機関が支払不能に陥った場合も同様のリスクに晒されます。

キャッシュ・スイープ

保管会社が保有する翌日物の現金残高は、キャッシュ・スイープ・プログラム（以下、「キャッシュ・スイープ・プログラム」といいます。）の対象とすることがあります。キャッシュ・スイープ・プログラムは、第三者のプロバイダー（以下、「キャッシュ・スイープ・プロバイダー」といいます。）に保有する1つ以上の共同の顧客預金口座に現金を置くことを伴います。投資家は、キャッシュ・スイープ・プログラムの結果として、ファンドが、キャッシュ・スイープ・プロバイダーに対して、カウンターパーティー・エクスポージャーを有することに留意すべきです。カウンターパーティー・リスクの内容は、下記「カウンターパーティー・リスク」をご参照ください。

カウンターパーティー・リスク

ファンドは、（それが誠実なものであるかに関わらず）契約条件について争いがありまたは信用もしくは流動性の問題のために、取引の条件に従って取引を決済しない相手方当事者にさらされることがあり、そのためファンドが損失を被る可能性があります。かかる「カウンターパーティー・リスク」は、決済を阻害する出来事がある場合、または取引が単一もしくは小さなグループのカウンターパーティーとの間で締結される場合に、満期がより長い契約において増加します。受託会社、管理会社および投資運用会社は、ファンドについて、特定のカウンターパーティーと取引を行うこ

とまたはその取引の一部もしくは全部を一つのカウンターパーティーに集中させることを制限されていません。さらに、受託会社、管理会社および投資運用会社は、そのカウンターパーティーの信用度を評価する内部の信用機能を有していない可能性があります。受託会社、管理会社および投資運用会社のあらゆる数のカウンターパーティーと取引する能力および当該カウンターパーティーの財務的能力の有意義かつ独立した評価の欠如は、ファンドの損失の可能性を高めます。

過去、いくつかの著名な金融市場参加者（店頭取引および業者間取引のカウンターパーティーを含みます。）が期限通りに契約上の義務を履行できず、またはもう少しで不履行になることがありました。これは、金融市場に見られる不確実性を高め、予期せぬ政府介入、信用および流動性の収縮、取引および金融取り決めの早期終了ならびに支払いおよび引渡しの停止および不履行につながりました。このような混乱のため、支払能力のある主要なブローカーや金融業者でさえも新たな投資資金の融資を渋るようになり、または以前よりも著しく悪い条件で融資を提供することの原因となりました。カウンターパーティーが不履行をしないという保証およびファンドが結果的に取引で損失を被らないという保証はありません。

投資ポートフォリオの流動性

流動性は、管理会社または投資運用会社が投資対象を適時に売却する能力に関連します。比較的流動性の低い有価証券の市場は、流動性の高い有価証券の市場と比べ不安定である傾向にあります。ファンドの資産を比較的流動性の低い有価証券に投資する場合、投資運用会社が、希望通りの価格および時期に投資対象を売却する能力が制限される可能性があります。また、取引所が特定の契約もしくは証券の取引を中止し、特定の契約を直ちに清算し決済するよう命令し、または特定の契約の取引を清算のためのみに行うよう命令する可能性もあります。

決済リスク

取引の決済ならびに資産の保管に関連する市場慣行は、リスクを増加させる可能性があります。取引を実行するために利用できるクリアリング、決済および登録システムは、取引の決済および振替の登録に関連する遅滞およびその他の重大な困難につながる可能性があります。また、顧客または取引の相手方当事者が契約上の義務を履行できない可能性もあります。決済に関するあらゆる問題は、ファンドの純資産総額および流動性に影響を与える可能性があります。

収益および利得の送金

ある国への原投資により発生する収益およびキャピタル・ゲインの送金は、その国の通貨が流動性を有することおよびかかる利益の本国送金を抑制または阻止する外国為替政策がないことにより左右される可能性があります。

適用法の遵守

受託会社、管理会社、報酬代行会社および投資運用会社は、潜在的投資者による受益証券の取得の合法性または潜在的投資者に適用されるいかなる法令、規則または政策への遵守について、責任を負いません。潜在的投資者は、これらの事項に関して決定を下すとき、受託会社、管理会社、報酬代行会社または投資運用会社に依拠することができません。潜在的投資者が受益証券に関して講じるべき措置について懸念がある場合は、かかる潜在的投資者は直ちに株式仲買人、バンク・マネージャー、顧問弁護士、会計士またはその他独立した財務顧問に財務に関する助言を求めるべきです。

一般リスク

一般的な投資リスクおよび取引リスク

投資者は、受益証券の価値には上昇と同様に下落の可能性もあることに留意すべきです。ファン

ドへの投資は重大なリスクを伴います。受益証券に流通市場がある可能性は低いです。純資産総額は、ファンドの投資の価格変動に影響を受けます。ファンドの投資から発生する損益は全て投資者に帰属します。受益者の投資の元本は保証されていません。投資者は、ファンドへの投資の大部分または全てを失う可能性があります。このため、各投資者は、ファンドの投資リスクを負うことができるか慎重に検討すべきです。下記のリスク要因の記載は、ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明するものではありません。

あらゆる期間、特に短期間において、ファンドの投資ポートフォリオが、資本増加に関し、上昇を達成するという保証はありません。投資者は、受益証券の価値には上昇と同様に下落の可能性もあることに留意すべきです。

ファンドへの投資には重大なリスクを含みます。

価格変動リスク

組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

組入資産である公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。

過去のパフォーマンスは将来のパフォーマンスを示唆するものではない

投資対象の価値および収益は大きく変動する可能性があります。過去のパフォーマンスは将来のパフォーマンスを保証または示唆するものではありません。

元本は確保されない

受益証券は、投資元本に対する保証を行いません。したがって、投資者の受益証券への初期投資の一部または全部を回収できる保証はありません。投資者は、受益証券への初期投資を全て失う可能性があります。

ミューチュアル・ファンドは預金ではないこと

受益証券への投資は、預金と同等ではなく、特にケイマン諸島の法律や規制またはその他の法域で設立された預金保護制度上の保護預金を構成しません。受益証券は、投資元本に対する補償を行いません。

長期投資

受益証券への投資は、長期投資として考えるべきです。最終買戻日より前に受益証券の権利を移転または譲渡する投資者が、望ましいレベルの投資利益を得るという保証、あるいはそもそも投資利益を得るという保証はありません。

利益

投資者の受益証券への初期投資の利益が、投資の元本金額を預金していた場合に得ていた可能性のある利益と同等になるまたはそれを上回るという保証はありません。

投資の適合性

ファンドは、全ての投資者にとって適切な投資ではない可能性があります。ファンドの潜在的投資者は、各自の状況を踏まえてその投資の適合性を判断しなければなりません。特に、潜在的投資者はそれぞれ、(a) ファンド、ファンドへの投資のメリットおよびリスクならびに本書に記載の情報について有意義な評価をするための十分な知識および経験を有し、(b) 投資者の財務状況に照らして、ファンドへの投資および当該投資が投資者の全体資産に及ぼす影響について評価するために適切な分析ツールを利用でき、かつ、その知識を有し、(c) ファンド投資の全リスクを負う

ための十分な財源および流動性を有し、(d)単独または財務アドバイザーの助けを借りて、ファンドに対する投資に影響を与える可能性のある経済、為替相場およびその他の要因について起こりうる事態を評価でき、それらのリスクを負う能力を有しているべきです。

潜在的投資者は、独立した査定または投資者が適切とみなす専門的助言（税務、会計信用、法務、規制に関する助言を含みますがこれらに限定されません。）に基づき、受益証券の取得が、(a) 投資者、または受託者として行為している場合はその受益者の、資金的ニーズ、目的および状況と十分に整合し、(b) 投資者、または受託者として行為している場合にはその受益者に適用される投資方針、ガイドラインおよび規制を遵守し、これに十分整合し、かつ、(c) 当該受益証券への投資に固有の明瞭かつ重要なリスクがあるとしても、投資者にとって、または受託者として行為している場合にはその受益者にとって、適切な投資であることを判断しなければなりません。

パフォーマンスに関する保証はないこと

受益証券のコースの投資利益（すなわち、初期投資額を上回るすべての受益証券の利益）は、とりわけ当該受益証券のコースに帰属する投資対象債券のパフォーマンスによって決まります。受託会社、管理会社、報酬代行会社および投資運用会社は、受益証券の価値が下落または上昇することにつき、何らの保証または表明をせず、受託会社、管理会社、報酬代行会社または投資運用会社のいずれもファンドの期間中受益証券の価値が上昇することまたは受益証券の投資利益が受益者にとって望ましいレベルであることを保証しません。すべての潜在的投資者は金融およびビジネスに関して知識と経験を有し、市場リスクの判断に長けて、受益証券への投資のメリット、リスクおよび適合性を評価する能力を有するべきです。受託会社、管理会社、報酬代行会社または投資運用会社のいずれも、受益証券に関する市場リスクの情報源であると称しません。

助言および中立的な評価を提供しないこと

受託会社、管理会社、報酬代行会社および投資運用会社は、投資対象債券またはその運用に関して助言、情報または信用分析を発信しません。具体的には、本書は投資アドバイスに当たりません。

依拠しないこと

受益証券の潜在的購入者は、受益証券の取得の合法性についての判断に関して、受託会社、管理会社、報酬代行会社または投資運用会社に依拠することができません。

利益相反

受託会社、管理会社、管理会社代行サービス会社、投資運用会社、報酬代行会社、日本における販売会社、代行協会員、管理事務代行会社、保管会社、その各持株会社、持株会社の株主および持株会社の子会社ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関連会社またはファンドのその他の関連当事者（以下、「利害関係人」といいます。）は、ファンドとの間の利益相反を引き起こす可能性があるその他の金融、投資またはその他の専門的活動に従事することがあります。これらには、その他ファンドの受託会社、管理会社、管理会社代行サービス会社、投資運用会社、報酬代行会社、管理事務代行会社、副管理事務代行会社、保管会社、代行協会員または日本における販売会社として行為することおよびその他のファンドもしくは会社の取締役、役員、顧問または代理人として従事することが含まれます。利害関係人は、当該活動から得た利益に関する説明責任を負わないものとします。利益相反が発生した場合、利害関係人は、状況に応じて、これが公平かつ独立当事者として対等に解決されるよう努力するものとします。

前述の一般性を制限することなく、利害関係人の役務はファンドに限られるのではなく、各利害関係人は自由にファンドとは異なる別途のファンドを設立すること、またはこれに対してその他の役務を提供すること、その他のミューチュアル・ファンドおよびその他の同様のスキームに対し

て利害関係人が取り決める条件においてその他のサービスを提供すること、ならびに各自の使用および利益のためにこれらの役務から支払われる報酬またはその他金銭を保持することを自由に行うことができます。ただし、ファンドの運営およびこれに関連する情報は、機密かつファンドに排他的に帰属するものであるとみなされます。投資運用会社は、投資運用会社が他社に同様のサービスを提供する過程、もしくは他の資格において事業を行っている過程で、または本信託証書に基づく義務を遂行している過程以外のあらゆる方法で、投資運用会社またはその社員もしくは代理人の知るところとなる事実または事柄につき、この事実または事柄を知ったことに起因して受託会社、管理会社もしくはその関連会社にこれを通知または開示する義務を負わないものとします。

適用ある法令に従い、利害関係人（下記（a）項の場合、受託会社を除く。）は、以下のことを行うことができます。

（a）受益証券の所有者となり、利害関係人が適切と考える方法で当該受益証券を保有、処分または取引すること。

（b）同一または類似の投資がファンドの勘定で保有されるとしても、投資における購入、保有および取引を各自の勘定において行うこと。ただし、当該投資が利害関係人もしくは当該利害関係人が助言または管理を行う投資ファンドまたは勘定を通じて購入され、またはこれに対して売却される場合、ファンドは、当該取引が公開市場で成立した場合より悪い状況になることなく、各場合において信頼のおける取引相手方と、取引の時点における同一規模であり、性質上関連する市場において可能な最良の条件に基づいて行われるものとします。疑義を避けるために付言すると、受益者または潜在的な受益者によって特に承認された条件による投資は、当該要件の違反であるとみなされないものとします。

（c）その証券のいずれかがファンドによって、またはファンドの勘定で保有されている受託会社、管理会社、投資運用会社または受益者もしくは事業体と、契約または金融取引、銀行取引もしくはその他の取引を締結すること、または当該契約もしくは取引に利害関係を有すること。利害関係人は、トラストおよび受益者に対する受託会社、管理会社および投資運用会社の義務に常に従い、当該契約または取引に関して、関連当事者間の関係のみを理由に説明を求められることはありません。

（d）利害関係人が、ファンドの利益になるか否かによらず、利害関係人が実行するファンドの投資の売買について交渉することに対する手数料および利益を受領すること。受託会社またはその関連会社がファンドの資金または借入についてバンカー、貸付人もしくは投資家として行為する場合、利害関係人は、かかる資格において、通常の銀行貸付の利益のすべてを保持する権利を有します。

管理会社、管理会社代行サービス会社、投資運用会社、報酬代行会社および代行協会員は、利益相反につながる利害関係を有する事業体になる可能性があります。さらに、管理会社、管理会社代行サービス会社、投資運用会社、報酬代行会社および代行協会員ならびにファンドの受託者としての受託会社に対し役務を提供する各関係会社は、これらの立場における受託会社および受益者に対する義務とその他の資格における利害との間の利益相反に直面する可能性があります。このような場合、管理会社、管理会社代行サービス会社、投資運用会社、報酬代行会社および代行協会員ならびにファンドの受託者としての受託会社に役務を提供する各関係会社は、各自の都合により、利益相反を解決することができます。さらに、管理会社、管理会社代行サービス会社、投資運用会社、報酬代行会社および代行協会員ならびに各関連会社は、ポートフォリオに含まれる原資産またはかかる原資産に投資された資産（場合による）に関してプライム・ブローカーとしての役割を果たすことができます。

② リスクに対する管理体制

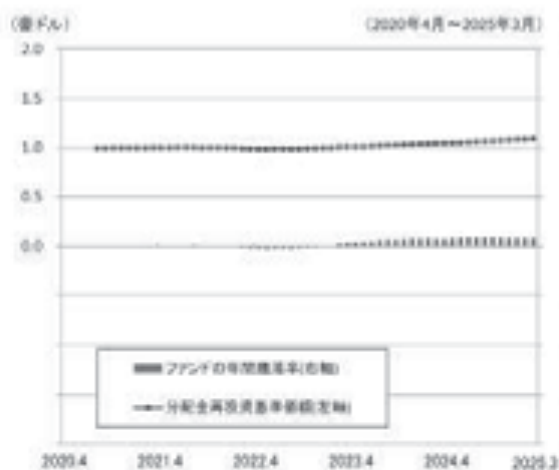
管理会社では、運用リスクの状況について、ファンドの投資制限、投資ガイドライン、運用方針に沿ったものであることをチェックします。

投資運用会社では、運用リスクの状況について、ファンドの投資制限、投資ガイドライン、運用方針に沿ったものであることをチェックします。また、定期的にコンプライアンス会議を開催し、法令、投資制限、投資ガイドライン等についてファンドの遵守状況をチェックします。

参考情報

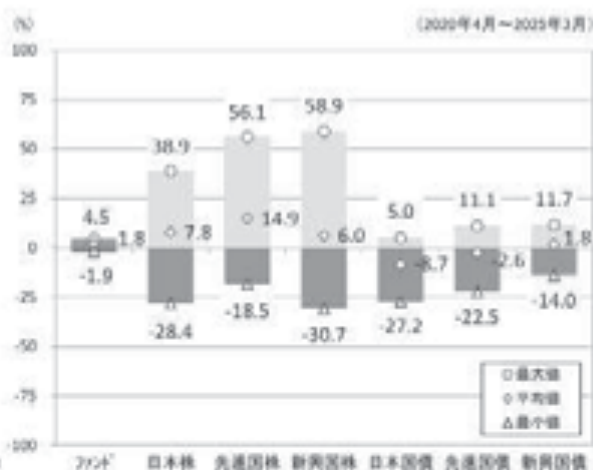
下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資基準価額の推移



※豪ドルコースの年間騰落率は、基準通貨である豪ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。
 ※ファンドは、原則として分配を行わない予定であり、これまで分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格は受益証券の1口当たり純資産価格と等しくなります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの
騰落率の比較



※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。ただし、ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

(各資産クラスの指数について)

- 日本株：東証株価指数(TOPX00(配当込))
- 先進国株：MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(豪ドルベース)
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(豪ドルベース)
- 日本国債：FTSE日本国債インデックス(豪ドルベース)
- 先進国債：FTSE世界先進国債インデックス(豪ドルベース)
- 新興国債：FTSE新興国市場国債インデックス

※日本株および新興国債の各指数は、各月末時点の為替レートにより豪ドル換算しています。

※上記指数は、FactSet Research Systems Inc(FactSet Research Systems Inc.は、東証株価指数(TOPX00(配当込))を株式会社JPM証券から、MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(豪ドルベース)をMSCI INC. から、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(豪ドルベース)をMSCI INC. から、FTSE日本国債インデックス(豪ドルベース)をFTSE Russellから、FTSE世界先進国債インデックス(豪ドルベース)をFTSE Russellから、FTSE新興国市場国債インデックスをFTSE Russellから、それぞれ取得しているとのことです。なお、各指数に係る著作権、知的財産等の一切の権利は当該指数開発者等に帰属しております。)より取得しています。ファンドおよびBISは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、信頼性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、その騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の費用について、何らの責任も負いません。

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

日本国内における申込手数料はありません。

(2) 買戻し手数料

買戻し手数料はかかりません。

(3) 管理報酬等

ファンドの資産から支払われる管理報酬等およびその他の費用・手数料（臨時費用、ブローカー費用、雑費（以下に定義します。）は除きます。）およびその他の費用・手数料の総報酬は、原則として純資産総額の年率0.90%以内です。

（注）今後この数値は見直される場合があります。

管理会社報酬

管理会社は、報酬代行会社報酬（以下に定義されます。）から毎月後払いされる運用報酬として、年間5,000米ドルを受け取る権利を有します。疑義を避けるために付言すると、管理会社は、その単独の裁量により、管理会社報酬の支払いを減免することを決定することができます。

管理会社報酬は、ファンドの資産の運用・管理、受益証券の発行・買戻し業務の対価として管理会社に支払われます。

受託会社報酬

受託会社は、報酬代行会社報酬から毎年前払いされる10,000米ドルの年間固定報酬を受け取る権利を有します。受託会社はまた、業務の遂行に伴い適切に発生した全ての負担した経費に関して報酬代行会社報酬から支払いを受ける権利を有します。

受託会社報酬は、ファンドの受託業務の対価として受託会社に支払われます。

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、純資産総額規模に従って、以下の段階的な資産ベースで計算される報酬を受け取る権利を有します。すなわち、まず、ファンドの純資産総額の5億米ドル以下に対して年率0.07%、次に、5億米ドル超10億米ドル以下に対して年率0.06%、そして、10億米ドル超の残りに対して年率0.05%となります。これらは、いずれも各評価日時点で発生および計算されますが、最低月額報酬は、3,750米ドルです。管理事務代行会社は、受託会社によりファンドの資産から毎月後払いで報酬を受け取る権利を有します。また、管理事務代行会社は、業務の遂行に伴い適切に負担した全ての経費に関して、受託会社によりファンドの資産から支払いを受ける権利を有します。

管理事務代行報酬は、ファンドの登録・名義書換代行業務および管理事務代行業務の対価として管理事務代行会社に支払われます。

販売報酬

各コースの受益証券について、各販売会社は、各評価日時点で発生および計算される、関連するコースの受益証券に帰属する純資産総額の年率0.30%を上限とした額に、販売会社が受益者である受益証券を当該コースの発行済みの受益証券の総数で割った商を乗じて計算される報酬（以下、「販売報酬」といいます。）を受け取る権利を有し、同報酬は、各評価日時点で発生し、毎月後払いされます。

販売報酬は、受益証券販売・買戻し契約に従って、月次毎に（投資運用会社から管理事務代行会社に通知のうえ）関連するコースの受益証券に帰属する純資産総額の年率0.30%が上限となるように

調整することができ、2年物オーストラリア国債利回りに連動します。販売報酬は、管理会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

販売報酬は、受益証券の日本における販売業務・買戻しの取次業務、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の業務の対価として日本における販売会社に支払われます。

代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日時点で発生および計算され、四半期ごとに後払いされる、純資産総額の年率0.01%の報酬を受け取る権利を有します。代行協会員報酬は、管理会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

代行協会員報酬は、受益証券の基準価額の公表業務、目論見書、決算報告書等の日本における販売会社への交付業務等の対価として代行協会員に支払われます。

報酬代行会社報酬

報酬代行会社は、各評価日に発生し計算される純資産総額の年率0.12%の報酬（以下、「報酬代行会社報酬」といいます。）を受領する権利を有します。報酬代行会社報酬は、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

報酬代行会社は、管理会社報酬、受託会社報酬ならびに報酬代行会社の合理的な判断において管理会社報酬および受託会社報酬に関連するコストおよび費用であると決定されるコストおよび費用（以下、「通常経費」といいます。）を支払う責任を有します。

疑義を避けるために付言すると、報酬代行会社は、上限付き経費、臨時経費、ブローカー経費または雑費（各用語については、以下に定義します。）の支払いには責任を負いません。上限付き経費は、受託会社の代理として管理義務代行会社によって、TER上限（以下に定義します。）を限度としてファンドの資産から支払われ、TER上限を超える上限付き経費は、投資運用会社により負担されます。臨時経費、ブローカー経費および雑費はTER上限の対象外であり、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

通常経費のうち、報酬代行会社報酬でのカバーを上回る金額は、報酬代行会社が支払う義務を負います。通常経費の支払後の残額については、報酬代行会社がファンドについて報酬代行会社として行為することの報酬として保持します。

報酬代行会社報酬は、当初の期間のみについては2020年9月24日（以下、「設定日」といいます。）その他の期間については毎四半期の最終日（以下、それぞれ「報酬計算日」といいます。）（同日を除きます。）から、最終の期間以外のすべての期間については次回の報酬計算日、最終期間については最終買戻日または当該日が評価日ではない場合直前の評価日（以下、「最終評価日」といいます。）まで（同日を含みます。）に発生する金額が四半期ごとに後払いされます。

疑義を避けるために付言すると、最終評価日が報酬計算日ではない場合、最終発生期間は、最終評価日に終了するものとします。

報酬代行会社報酬は、管理会社報酬等の支払い代行業務の対価として報酬代行会社に支払われません。

投資運用会社報酬

投資運用会社は、各評価日時点で発生および計算され、毎月後払いされる、純資産総額の年率0.30%を上限とした報酬（以下、「投資運用会社報酬」といいます。）を受け取る権利を有します。投資運用契約に従って、投資運用会社報酬は、月次毎に（投資運用会社から管理事務代行会社に通知のうえ）純資産総額の年率0.30%が上限となるように調整することができ、2年物オーストラリア国債利回りに連動します。投資運用報酬は、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。投資運用会社報酬は、ファンドに関する資産運用業務の対価とし

て投資運用会社に支払われます。

管理会社代行サービス会社報酬

管理会社代行サービス会社は、各評価日時点で発生および計算され、毎月後払いされる、純資産総額の年率0.01%の報酬を受け取る権利を有します。管理会社代行サービス会社報酬は、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

投資運用会社報酬は、ファンドに関する管理事務代行サービス業務の対価として管理会社代行サービス会社に支払われます。

保管会社報酬

保管会社は、保管業務の提供に対して、各評価日時点で発生および計算され、毎月後払いされる、純資産総額の年率0.03%の報酬を受け取る権利を有し、同報酬は、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。保管会社はまた、関係当事者と合意した他の報酬を受け取る権利および業務の遂行に伴い適切に発生した、全ての副保管会社の報酬および経費を含む、全ての負担した経費に関してファンドの資産から支払いを受ける権利を有します。

保管会社報酬は、ファンドの資産の保管業務の対価として保管会社に支払われます。

総経費率上限（以下、「TER上限」といいます。）

豪ドル・コース受益証券に帰属するファンドの資産から控除することができる報酬、費用および経費の限度額（以下、「上限付き経費」といいます。）は、豪ドル・コース受益証券に帰属する純資産総額の年率0.90%とします（以下、「TER上限」といいます。）。TER上限を超える豪ドル・コース受益証券に帰属するファンドの上限付き経費は、投資運用会社が負担します（以下、「投資運用会社経費」といいます。）。

疑義を避けるために付言すると、

- (a) 上限付き経費には、投資運用会社報酬、監査報酬、設立費用、販売報酬、管理事務代行報酬、管理会社代行サービス会社報酬、保管会社報酬、代行協会員報酬、監査報酬および費用に含まれない法律顧問および監査費用、ファンドまたはトラストについて政府機関および諸官庁に支払う年間手数料、保険料、英文目論見書および英文目論見書補遺ならびにこれに類するその他の募集書類に関わる費用、当該文書の作成、印刷、翻訳、および交付に関わる費用、有価証券の購入・処分に関する税金、リーガルコストまたは補償費用、ライセンス供与、税務申告、マネー・ロンダリング防止の遵守および監視、ファンドの経済的実体に関する経費、ファンドの終了または清算に関する費用、英文目論見書の「その他手数料および経費」の項目に記載される費用および経費で、当該費用および経費が通常経費に該当しない部分（ただし、訴訟および補償費用ならびに管理会社が通常の事業活動で発生しなかった臨時経費とみなす経費（以下、「臨時経費」といいます。）、ならびにブローカー費用またはコミッション（もしあれば）、および証券取引に関連して支払いの対象となる発行税または譲渡税（以下、「ブローカー経費」といいます。）を除きます。）、ならびに英文目論見書補遺において規定される、または、管理会社がファンドの継続事業に関連すると判断するその他見込み報酬、費用および経費が含まれますが、これらに限られません。
- (b) 上限付き経費には、通常経費、臨時経費、ブローカー経費および管理会社が通常は発生しないと判断するその他の臨時的または予期せぬ報酬、費用、経費または債務（以下、「雑費」といいます。）は含まれません。

臨時経費、ブローカー経費および雑費はTER上限の対象外であり、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

報酬、費用または経費が上記(a)項または(b)項に該当しない場合は、上限付き経費とみなされま

せん。

TER上限は、投資運用会社が投資運用会社経費の支払義務を履行するかどうかにより左右されます。投資運用会社が当該義務の履行を怠った場合、TER上限を維持することができなくなり、ファンドの資産から支払われる追加の報酬、費用および経費が発生する可能性があります。詳細は、上記「3 投資リスク①リスク要因」の「カウンターパーティー・リスク」をご参照ください。

2024年8月31日に終了した会計期間における上記の各報酬は以下のとおりです。

管理事務代行報酬	66,215豪ドル
販売報酬	25,809豪ドル
代行協会員報酬	860豪ドル
報酬代行会社報酬	10,323豪ドル
投資運用会社報酬	25,809豪ドル
管理会社代行サービス会社報酬	860豪ドル
保管会社報酬	14,785豪ドル

(4) その他の手数料等

その他の手数料および費用

ファンドを含むトラストのシリーズ・トラストは、以下の費用および手数料をさらに負担します。

- (a) シリーズ・トラストのために実行された全ての取引の費用および手数料
- (b) 関連したシリーズ・トラストの管理の費用および手数料（以下を含みます。）
 - (i) 法務および税務の専門家ならびに監査人の報酬および費用
 - (ii) 委託手数料（もしあれば）および証券取引に関して課税される発行税または譲渡税
 - (iii) 副資産保管会社報酬および費用
 - (iv) 政府または当局に対して支払われる全ての税金および法人手数料
 - (v) 借入れにかかる利息
 - (vi) 投資者向けサービスに関連した通信費ならびに当該シリーズ・トラストの受益者総会の準備、財務およびその他の報告書、委任状、目論見書、販売用資料および文献、およびこれらに類する資料ならびにそれらの翻訳の印刷および配布の費用
 - (vii) 保険の費用（もしあれば）
 - (viii) 訴訟および補償費用ならびに通常の事業活動で発生しない臨時費用
 - (ix) 登録サービスの提供
 - (x) 財務書類の準備および純資産総額の計算
 - (x i) コーポレート・ファイナンスまたは当該シリーズ・トラストの組成および通知、小切手、計算書等の配布に関連したコンサルタント報酬を含む他の全ての設立および運営費用
 - (x ii) あらゆる政府税、物品税および消費税、管理会社、受託会社もしくはその他サービス提供者に対して提供され、またはこれらから提供を受けるサービスに関連して支払われる登録料
 - (x iii) 基本信託証書に基づき受託会社、監査人、管理会社（および適法に任命された代理人）に補償するために必要な金額
 - (x iv) 基本信託証書に基づく、それぞれの義務および職務の適切な履行の結果として、管理会社または信託会社もしくはそれらの代理人が適切かつ合理的に負担したその他の全て

の費用、手数料または報酬

(x v) 基本信託証書においてシリーズ・トラストの財産から支払われることが明示的に規定されているその他の費用、手数料および報酬

このような費用および手数料が特定のシリーズ・トラストに直接起因しない場合、各シリーズ・トラストは、それぞれの純資産総額に比例して、費用および手数料を負担します。

設立費用

設立費用は、以下を含みます。

- (i) 受益証券の発行に関わる募集費用（募集書類の作成および提出に関する手数料、ならびにかかる書類の作成、印刷、翻訳および交付に関する費用を含みますが、これに限りません。）ならびにファンドおよび各コースの受益証券の販売に関わる手数料（もしあれば）、ならびに
- (ii) 当初発生したものを除く、ファンドの設立、各種サービス提供会社の任命および受益証券の募集に関わるその他の費用。

かかる費用、経費は、受託会社の代理として、管理事務代行会社によってファンドの資産から、4会計年度にわたり分割して支払われます。

監査報酬

監査人は、監査業務の提供に対して報酬を受け取る権利を有します。監査報酬は、受託会社の代理として、管理事務代行会社によりファンドの資産から毎年支払われるものとします。

その他の費用・手数料につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

2024年8月31日に終了した会計年度に係るその他の手数料等は102,650豪ドルでした。

(5) 課税上の取扱い

受益証券の投資者になろうとする者は、その設立地や住居地の法律における、受益証券の購入、保有、買戻し、償還、譲渡、売却その他の処分に伴う税金等の取扱いについて専門家に相談することが推奨されます。

① 日本

2025年3月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

- I ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。
- II ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合
 - (a) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
 - (b) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
 - (c) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となります。）の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになりますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。）（以下「租税特別措置法」といいます。）に定める上場株式等をいいます。以下同じです。）の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

(d) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等または金融機関等を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます（2038年1月1日以後は15%の税率となります。）。なお、益金不算入の適用は認められません。

(e) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含みます。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じです。）に対して、特定口座内での源泉徴収を選択した場合には、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となります。）の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

(f) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(e)と同様の扱いとなります。

(g) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ありません。

Ⅲ 税制等の変更により上記に記載されている取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

② ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、現在の法律に基づき、ファンドまたは受益者に対する一切の所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税もしくは源泉徴収税を課しません。ケイマン諸島は、（トラストに係る受託会社へなされるすべての支払いまたは受託会社が行うすべての支払いに適用される）いかなる国との二重課税回避条約の当事国でもありません。2025年2月28日現在、ケイマン諸島には一切の為替管理が存在しません。

受託会社は、トラストの設立日より50年間、所得、資本資産、利得または増収に課される一切の遺産税または相続税の性質を有する一切の税金を課税する今後制定されるケイマン諸島の一切の法律が、トラストに含まれる一切の資産もしくはトラストから発生する所得に対し、または

かかる資産もしくは所得に関し、受託会社または受益者に適用されない旨の誓約を、ケイマン諸島信託法第81条（その後の改正を含みます。）に基づき、ケイマン諸島総督から受領しています。ケイマン諸島では、受益証券の譲渡、買戻しまたは償還について一切の印紙税は課されません。

5 運用状況

管理会社が管理するファンドの運用状況は次のとおりです。

(1) 投資状況

資産別および地域別の投資状況

(2025年3月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (豪ドル)	投資比率 (%)
社債	オーストラリア	3,609,919.62	42.4
	ドイツ	747,078.58	8.8
	英国	651,066.00	7.7
	フランス	547,475.50	6.4
	スイス	346,199.00	4.1
	オランダ	342,772.50	4.0
	ニュージーランド	250,210.00	2.9
	その他	499,998.04	5.9
現預金・その他の資産 (負債控除後)		1,516,083.46	17.8
合計 (純資産総額)		8,510,802.70 (約800百万円)	100.0

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

(2025年3月末日現在)

順位	銘柄	国名	種類	利率	償還期限	保有数	簿価 (豪ドル)		時価 (豪ドル)		投資比率 (%)
							単価	金額	単価	金額	
1	WESTPAC BANKING CORP /AUD/ REGD REG S MTN	オーストラリア	債券	3.9000	2025/8/11	700,000	99.82	698,748.97	99.81	698,640.73	8.2
2	NATWEST MARKETS PLC /AUD/ REGD REG S MTN	英国	債券	5.0546	2025/8/12	650,000	99.90	649,363.31	100.16	651,066.00	7.6
3	COMMONWEALTH BANK AUST /AUD/ REGD MTN	オーストラリア	債券	4.2000	2025/8/18	600,000	99.87	599,196.34	99.92	599,538.71	7.0
4	BPCE SA /AUD/ REGD REG S MTN	フランス	債券	2.0000	2025/6/5	550,000	99.36	546,464.89	99.54	547,475.50	6.4
5	KFW /AUD/ REGD MTN	ドイツ	債券	2.1500	2025/8/25	550,000	99.12	545,177.97	99.20	545,622.58	6.4
6	CREDIT UNION AU LTD /AUD/ REGD V/R REG S MTN	オーストラリア	債券	5.9285	2026/10/23	500,000	100.96	504,786.22	101.04	505,205.00	5.9
7	MEMBERS BANKING GRP LTD /AUD/ REGD V/R MTN	オーストラリア	債券	5.3787	2025/5/23	500,000	100.04	500,197.45	100.06	500,290.63	5.9
8	INTL FINANCE CORP /AUD/ REGD MTN	国際機関	債券	4.0000	2025/4/3	500,000	100.00	499,985.69	100.00	499,998.04	5.9

9	BRISBANE AIRPORT CORP /AUD/ REGD REG S MTN	オーストラリア	債券	3.9000	2025/4/24	500,000	99.93	499,644.20	99.95	499,755.00	5.9
10	NORFINA LTD /AUD/ REGD MTN	オーストラリア	債券	2.5000	2027/1/25	400,000	95.62	382,465.84	96.66	386,636.00	4.5
11	UBS AG AUSTRALIA /AUD/ REGD REG S SER ..	スイス	債券	1.2000	2025/7/30	50,000	98.85	345,985.53	98.91	346,199.00	4.1
12	COOPERATIEVE RABOBANK UA /AUD/ REGD REG S MTN SER GMTN	オランダ	債券	3.5000	2026/12/14	350,000	97.28	340,473.33	97.94	342,772.50	4.0
13	KIWIBANK LTD /AUD/ REGD V/R MTN	ニュージーランド	債券	5.4077	2027/4/2	250,000	100.12	250,303.77	100.08	250,210.00	2.9
14	AUST & NZ BANKING GROUP /AUD/ REGD MTN	オーストラリア	債券	4.0500	2025/5/12	250,000	100.02	250,059.76	99.95	249,873.95	2.9
15	MERCEDES-BENZ AUSTRALIA /AUD/ REGD REG S EMTN	ドイツ	債券	5.0000	2026/9/26	200,000	99.47	198,936.42	100.73	201,456.00	2.4
16	TOYOTA FINANCE AUSTRALIA /AUD/ REGD MTN	オーストラリア	債券	4.4500	2026/4/6	170,000	99.57	169,268.78	99.99	169,979.60	2.0

③ 投資不動産物件

該当事項ありません（2025年3月末日現在）。

④ その他投資資産の主要なもの

該当事項ありません（2025年3月末日現在）。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

下記会計年度末および2024年1月1日から2025年3月末日までの期間における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
第1会計年度末 (2021年8月末日)	10,650,354.28	1,000,813,792	1.0043	94
第2会計年度末 (2022年8月末日)	8,855,369.76	832,139,096	0.9883	93
第3会計年度末 (2023年8月末日)	9,029,108.84	848,465,358	1.0195	96
第4会計年度末 (2024年8月末日)	8,387,162.52	788,141,662	1.0634	100
2024年1月末日	8,525,088.38	801,102,555	1.0381	98
2024年2月末日	8,549,440.20	803,390,896	1.0410	98
2024年3月末日	8,584,950.86	806,727,832	1.0454	98
2024年4月末日	8,618,328.22	809,864,303	1.0466	98
2024年5月末日	8,568,320.10	805,165,040	1.0506	99

2024年6月末日	8,519,423.45	800,570,222	1.0534	99
2024年7月末日	8,432,055.29	792,360,236	1.0592	100
2024年8月末日	8,387,162.52	788,141,662	1.0634	100
2024年9月末日	8,401,789.63	789,516,172	1.0668	100
2024年10月末日	8,406,878.54	789,994,376	1.0689	100
2024年11月末日	8,434,535.05	792,593,259	1.0731	101
2024年12月末日	8,461,360.18	795,114,016	1.0772	101
2025年1月末日	8,511,530.84	799,828,553	1.0809	102
2025年2月末日	8,536,921.95	802,214,556	1.0842	102
2025年3月末日	8,510,802.70	799,760,130	1.0869	102

(注) 上記「純資産総額」および「1口当たり純資産価格」の数値は、評価日付で算出された純資産総額および1口当たり純資産価格を記載しており、財務書類の数値と異なる場合があります。以下同じです。

② 分配の推移

該当事項ありません(2025年3月末日現在)。

⑤ 収益率の推移

下記会計年度における収益率の推移は次のとおりです。

期間	収益率 (%)
第1会計年度 (2020年9月24日～2021年8月末日)	0.4%
第2会計年度 (2021年9月1日～2022年8月末日)	-1.6%
第3会計年度 (2022年9月1日～2023年8月末日)	3.2%
第4会計年度 (2023年9月1日～2024年8月末日)	4.3%

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) \div b$

a = 各会計年度末日の1口当たりの純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該会計年度の直前の会計年度の末日における受益証券1口当たりの純資産価格
第1会計年度については、受益証券1口当たりの当初発行価格

また、2024年4月1日から2025年3月末日までの期間における収益率の推移は次のとおりです。

期間	収益率 (%)
2024年4月1日～2025年3月末日	4.0%

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) \div b$

a = 2025年3月末日の1口当たりの純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 2024年3月末日の受益証券1口当たりの純資産価格

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

期間	収益率 (%)
2020年 (2020年9月24日～2020年12月末日)	0.0%
2021年 (2021年1月1日～2021年12月末日)	0.3%
2022年 (2022年1月1日～2022年12月末日)	-0.7%
2023年 (2023年1月1日～2023年12月末日)	4.0%
2024年 (2024年1月1日～2024年12月末日)	4.1%
2025年 (2025年1月1日～2025年3月末日)	0.9%

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) \div b$

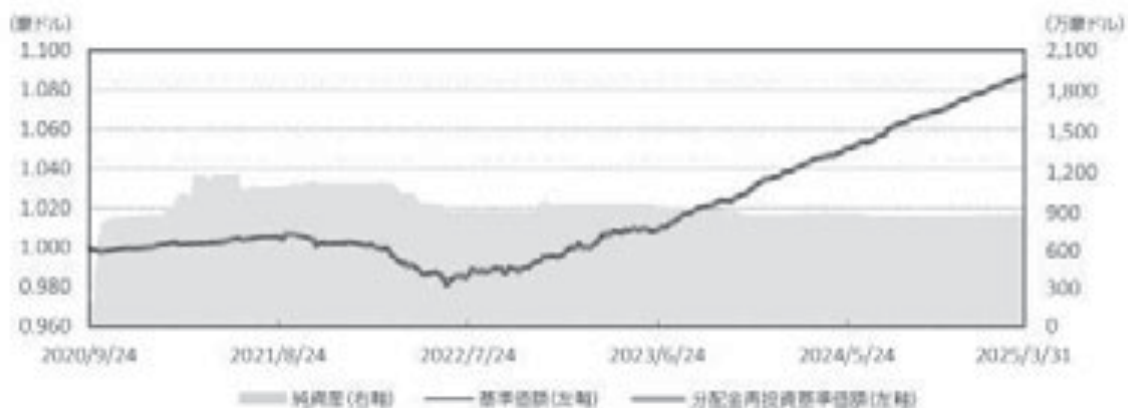
a = 暦年末の1口当たりの純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当期直前の期間の最終日の1口当たりの純資産価格

2020年の場合、受益証券1口当たり当初発行価格

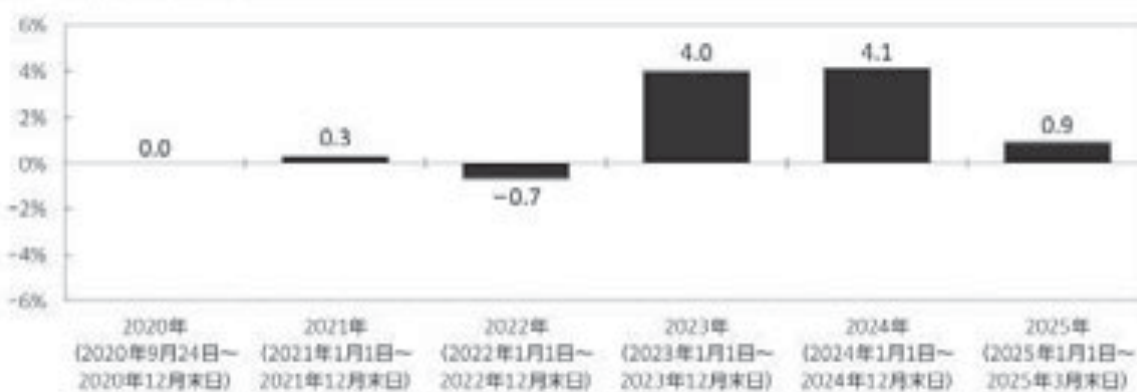
(参考情報)

基準価額および純資産の推移



※これまで分配金の支払実績はないため、分配金再投資基準価額は基準価額と等しくなります。

収益率の推移(暦年ベース)



(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) \div b$

a = 暦年末 (2025年については3月末日) の1口当たりの純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該直前の期間の最終日の1口当たりの純資産価格

2020年の場合、受益証券1口当たりの当初発行価格

(4) 販売及び買戻しの実績

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度 (2020年9月24日～ 2021年8月末日)	13,241,074.00 (11,341,074.00)	2,636,036.00 (2,636,036.00)	10,605,038.00 (8,705,038.00)
第2会計年度 (2021年9月1日～ 2022年8月末日)	1,383,002.00 (1,383,002.00)	2,995,624.00 (2,995,624.00)	8,992,416.00 (7,092,416.00)
第3会計年度 (2022年9月1日～ 2023年8月末日)	783,000.00 (783,000.00)	919,024.00 (919,024.00)	8,856,392.00 (6,956,392.00)
第4会計年度 (2023年9月1日～ 2024年8月末日)	170,910.00 (170,910.00)	1,140,227.00 (1,140,227.00)	7,887,075.00 (5,987,075.00)

(注) () の数字は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

また、2024年4月1日から2025年3月末日までの期間における販売および買戻しの実績ならびに2025年3月末日現在の発行済口数は次の通りです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
2024年4月1日～ 2025年3月末日	142,400.00 (142,400.00)	524,539.00 (524,539.00)	7,830,248.96 (5,930,248.96)

(注) () の数字は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

(1) 海外における販売手続等

各受益証券コースの受益証券は、最低申込みに従い、各取引日に、当該受益証券コースの基準価額と同額で、投資者による募集に供されます。当該受益証券コースの基準価額は当該取引日（当該取引日が評価日ではない場合には直前の評価日）において計算されます。募集の単位は、(a) 1口以上0.01口単位、または(b) 1豪ドル以上1豪ドル・セント単位とします。申込金額の総額は、0.01口未満の端数を切り捨てます。申込手数料はかかりません。

「最低申込み」とは、投資家1人当たり(a) 1口以上0.01口単位、または(b) 1豪ドル以上1豪ドル・セント単位での最低申込みをいいます。申込みは、管理会社の単独の裁量により、その全部または一部のみが承認され、もしくは拒否されることがあります。

募集

取引日に受益証券コースの受益証券の購入を希望する投資者は、管理事務代行会社に、受益証券コースの受益証券の購入のための記入済みの申込書または簡易化した申込書（場合による）（およびあらかじめ提供されていない場合は、申込書に記載されるかかる投資者の身元を証明する書類および購入代金の出所）を関連する取引日の午後7時（日本時間）まで、または管理会社が独自の裁量で決定するその他の時間または／および日付までに受領するように送付しなくてはなりません。不十分な申込書は、管理会社の裁量により、記入済み申込書の受理後の最初の取引日まで持ち越され、受益証券が関連する基準価額でかかる取引日に発行されます。

購入代金は、関連する取引日から3ファンド営業日後またはそれ以前に、申込者名義の口座からファンドの口座へ現金決済により電信送金で全額送金されなければなりません。支払いは豪ドルでなければなりません。立替払いは認められません。

一般

全ての申込書は、申込書に記載されたファクシミリ番号に宛てて管理事務代行会社にファクシミリで送付されます。加えて、当初募集に関連する申込書の原本は、国際宅配便で管理事務代行会社に、香港、セントラル、デヴーロード68、マン・イービルディング13F、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー方、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティ・サービシーズ（香港）リミテッド、BBHトランスファー・エージェンシー宛で送付されます。

受益証券への申込者は、とりわけ、ファンドへの投資のリスクを評価するための知識、専門性および金融に関する事柄の経験を有すること、ファンドの投資資産への投資およびそれらの資産が保有および／または取引される方法に内在するリスクを認識していること、ならびにファンドへの投資全部の損失を負担することができることを申込書において表明および保証しなければなりません。

受益証券は、関連する取引日に発行されます。

受益証券の申込者は、受託会社、管理事務代行会社、管理会社もしくは正式に権限が与えられた取次人または代理人のいずれも、ファクシミリあるいは別の方法で送付された申込書の判読の難しさもしくは不受理の結果として生じた損害または正式に権限を与えられた者に署名されたと信じられた指示の結果として講じられた措置によって生じた損害の責任を負わないことに留意してください。

管理会社は、その独自の裁量で全体または一部の受益証券購入の申込み（適格投資家(注)でない者による申込みを含みますが、これに限られません。）を拒否する権利を留保し、取引日に発行さ

れたが上記の記入済み申込書および支払いが期日内に受理されなかった受益証券を、無償で強制的に買い戻すことができます。特に、支払いが上記の適用される支払期日までに全額決済資金で受領されなかった場合、管理会社は（受託会社との協議の後、）（申込者の期日支払いの不履行に関する権利に影響を与えることなく）かかる申込者に発行された受益証券の購入代金に関して、無償で強制的に買い戻すことができます。かかる強制買戻し（以下に定義します。）の際に、かかる受益証券の申込者は、これに関して管理会社または受託会社に対して申立てを行う権利を有さないものとします。ただし、(i)かかる受益証券のかかる強制買戻しの結果として、純資産総額または受益証券1口当たり純資産価格の以前の計算は再開または無効にされないものとし、および(ii)管理会社は、かかる申込者にファンドの名義で、管理会社、受託会社および/または申込者の関連する決済期日までの支払いの不履行に関係すると管理会社が判断するその他の受益者が被った損失を補償するために、管理会社が随時決定する強制買戻手数料を請求する権利を有します。かかる損失には、かかる申込みに関連して行われた事前投資に起因する損失を含みますが、これに限りません。管理会社は、全体または一部における絶対的な裁量権で受益証券への申込みを拒否することを決定することができますが、その場合、申込みの際に支払われた額またはその残高（場合による）は、可能な限り速やかに、かつ、申込者のリスクと費用で、（無利息で）返還されます。

受益証券の申込みが受け付けられると、受益証券は関連する取引日の営業終了時から有効に発行されたものとして取り扱われますが、当該受益証券の申込者は、関連する取引日が経過するまで受益者登録簿（以下、「登録簿」といいます。）に登録されない場合があります（場合による）。これにより、受益証券について申込者が支払った購入代金は、関連する取引日からファンドへの投資リスクにさらされます。

マネー・ロンダリング防止のための法令を遵守するため、受託会社はマネー・ロンダリング防止手続を採用および維持する事が必要であり、受益証券の申込者に身元、その実質的所有者/支配者（該当する場合）の身元および購入代金の支払いの出所を証明するための証拠を提供することを求めることができます。受託会社はまた、許可を受け、特定の条件に従う場合には、管理事務代行会社にマネー・ロンダリング防止手続（デュー・デリジェンス情報の取得を含みます。）の維持を委託することができます。

受託会社またはその代理人は、受益証券の申込者（または譲受人）の身元、その実質的所有者/支配者（該当する場合）の身元および購入代金の支払いの出所を証明するために必要な情報を請求する権利を留保します。事情が許せば、受託会社またはその代理人は、随時改正されるケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則（その後の改正を含みます。）またはその他の適用法の下で免除の適用がある場合は完全なデュー・デリジェンスを要求しないで納得することができます。しかし、受益証券の収益の支払いまたは持分の譲渡の前に詳細な証明情報が必要となる場合があります。

申込者側に証明を目的として要請された情報の提示の遅延または不履行があった場合、受託会社、管理会社またはいずれかの代理人は申込みの受理を拒否することができ、または申込みが既に行われている場合、ファンドの条件に従って受益証券の発行を停止しまたは買い戻すことができます。この場合、受領した資金は、申込人の費用およびリスク負担により、引き落としが行われた口座に無利息で返却されます。

受託会社、管理会社またはその代理人はまた、かかる受益者への買戻金または分配金の支払いが適用法令に違反する可能性があるかと疑うまたは助言を受けた場合もしくはかかる拒否が受託会社、管理会社または管理事務代行会社の適用法令の遵守を保証するために必要または適切とみなされる場合、受益者に対して買戻金または分配金を支払うことを拒否する権利を留保します。

ケイマン諸島に在住する者で、ある者が犯罪行為に関わっているまたはテロもしくはその特性を

持つものに関与していると知っているもしくは疑っているまたはいずれかへの合理的な理由があり、その知識または疑いに関する情報が規制されたセクターでの事業（ケイマン諸島犯罪収益に関する法律（その後の改正を含みます。）およびケイマン諸島テロリズム法（その後の改正を含みます。）に定義されます。）またはその他の取引、職業、事業もしくは雇用の中で目に留まるようになった場合、その者はかかる情報または疑いを(i) 犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関する開示の場合は犯罪収益に関する法律（その後の改正を含みます。）に従いケイマン諸島フィナンシャル・レポーティング・オーソリティ（以下、「FRA」といいます。）または(ii)テロへの関与もしくはテロへの資金調達に関する開示の場合はテロリズム法（その後の改正を含みます。）に従い巡査もしくはそれより上級の警察官に報告しなくてはなりません。かかる報告は、秘密漏洩または法律あるいはその他により課せられた情報開示の制限への違反として扱われないものとします。

CIMAは、随時改正されるケイマン諸島マネー・ロンダリング防止規則（その後の改正を含みます。）の所定の規定のファンドによる違反に関してはファンドに対し、また、ファンドの受託者または役員で当該違反に同意もしくは共謀した者、または当該違反がその懈怠に帰属することが証明された者に対し、多額の過料を課す裁量権を有しています。ファンドが当該過料を支払わなければならない限りにおいて、ファンドは、当該過料および関連する手続の費用を負担します。

購入により、申込者は、自ら、ならびにその実質的所有者および支配者を代理して、受託会社、管理会社、販売会社および管理事務代行会社による、ケイマン諸島およびその他の法域内でのマネー・ロンダリング、税務情報の交換、規制および類似の事柄に関連する請求に応じた、監督官およびその他に対する申込者に関する全ての情報の開示に同意します。

記入済みの申込書が管理事務代行会社に一旦受理されると、管理会社が受託会社との協議後一般的にまたは特殊な場合において決定しない限り、取消不能です。管理事務代行会社は、記入済みの申込書の原本および購入代金に関する決済資金ならびに申込者の身元および購入代金の出所を証明するために必要な全ての書類の受領を条件として、受理された申込者に対し、権利が帰属することの確認書を発行します。管理事務代行会社が確認書を発行する前に申込者の追加情報を必要とすると判断した場合は、管理事務代行会社は申込者に通知し、必要な情報を要請します。

全ての受益証券は、記名式受益証券です。受益者の資格は、受益証券ではなくファンドの受益者名簿により証明されます。

(注) 「適格投資家」とは、以下のいずれにも該当しない個人、法人または法主体をいいます。以下同じです。

(a) 米国の市民もしくは居住者、米国において設立され、もしくは存続するパートナーシップ、もしくは米国の法律に基づいて設立され、もしくは米国において存続する会社、信託もしくはその他の法主体、または米国人（1933年米国証券法下のレギュレーションS（その後の改正を含む。）において定義されます。）、もしくは当該米国人の利益のために受益証券を保有しもしくは保有しようとする個人、会社もしくは法主体、(b) ケイマン諸島に居住もしくは所在する者（慈善信託もしくは能力の対象または免税もしくは非居住のケイマン諸島の会社を除きます。）、(c) 適用法令に違反せずに受益証券に申込み、もしくは保有することができないもの、または、(d) 欧州経済領域の加盟国に居住し、もしくは登記上の事務所を持つもの、(e) 上記(a)から(d)までに記載される個人、会社もしくは法主体の保管人、名義人もしくは受託者、および/または、ファンドに関して、随時、管理会社が、受託会社の同意を得て、特定もしくは指定するその他の個人、会社もしくは法主体。

投資者資金規制

管理事務代行会社は、投資者資金規制に従い、ファンドのための回収口座を維持しており、当該

回収口座は投資者の申込み、買戻しおよび配当金を管理する目的で使用されています。管理事務代行会社は、かかる金員が投資者以外の金員から分離して保有されること、投資者の資金がその記録の中で明確に特定できること、また帳簿および記録が各投資者により保有されている投資者の資金について各投資者のために常に正確に記録されることを確保する責任を有しています。買戻しまたは分配金の支払いに先立ち、これらの口座の金額に対して利息が支払われることはありません。回収口座中の投資者の資金に発生した利息は、ファンドの利益のために使用され、かつ定期的にファンドに配分されてかかる配分実施時に受益者の利益のために使用されます。回収口座中の投資者資金に発生する未払利息／未収利息は、定期的にファンドのために用いられます。

制裁

ファンドは、適用ある制裁措置の対象となる法人、個人、組織および／または投資対象との取引を制限する法律に服しています。

これにより、受益証券の申込者は、自ら、および（もしあれば）自らの実質的所有者、支配者または権限者（以下、「関係者」といいます。）が自ら知り信じる限りにおいて、（i）米国財務省外国資産管理室（以下、「OFAC」といいます。）に保持され、または欧州連合（以下、「EU」といいます。）および／もしくは英国（以下、「UK」といいます。）の規制（UKについては、行政委任立法によるケイマン諸島も対象とします。）に従った制裁対象の法人もしくは個人のリストに掲載されていないこと、（ii）国際連合、OFAC、EUおよび／もしくはUKが適用する制裁に関連する国または地域に運用上の拠点を持っておらず、かつ居住していないこと、また（iii）その他国際連合、OFAC、EUもしくはUK（UKについては、行政委任立法によるケイマン諸島も対象とします。）により課される制裁の対象（以下、あわせて「制裁対象」といいます。）となっていないことを継続的に表明および保証することが求められます。

申込者または関係者が制裁対象である、または制裁対象となった場合、受託会社および管理会社は、直ちにかつ申込者への通知をすることなく、かかる申込者および／もしくはかかる申込者の受益証券を対象とするその後の取引を、当該申込者および／またはその関係者が制裁対象に該当しなくなるまで停止する、または適用ある法律に従いかかる取引を継続するための許可を取得するよう求められる場合があります（以下、「制裁対象者事由」といいます。）。受託会社、管理会社および管理事務代行会社は、制裁対象者事由の結果、申込者により発生した負債、費用、経費、損害および／または損失（直接的、間接的もしくは結果的損失、喪失利益、利益の減少、信用の毀損ならびに全ての金利、罰金および訴訟費用その他全ての専門家に要する費用や経費を含みますが、これらに限りません。）に対して一切の責任を有しません。

情報の要請

受託会社、管理会社またはケイマン諸島に所在する代理人は、適用法に基づく規制または政府の当局または機関による情報の要請により、情報提供せざるを得なくなる可能性があります。例えば、金融庁法（その後の改正を含みます。）に基づく、CIMAによる、CIMAまたは海外の一般に認められる規制当局のためのもの、または税務情報庁による、税務情報法（その後の改正を含みます。）および関連する規制、合意、協定および覚書に基づくものです。かかる法律に基づく秘密情報の開示は、秘密保持義務の違反とみなされず、特定の場合には、受託会社、管理会社もしくは取締役または代理人は、そのような要求があったことを公表することを禁じられる可能性があります。

ケイマン諸島におけるデータ保護

ケイマン諸島の政府は、2017年5月18日にデータ保護法（その後の改正を含みます。）（以下、「DPA」といいます。）を制定しました。DPAは、国際的に認められたデータプライバシーの原則に基づき、受託会社および管理会社に対して法的な要件を導入します。

受託会社および管理会社は、DPAに基づく、受託会社および管理会社のデータ保護に関する義務ならびに投資者（および投資者と関係する個人）のデータ保護に関する権利の概要を記した書類（以下、「ファンド・プライバシー通知」といいます。）を作成しました。ファンド・プライバシー通知は、申込書に含まれます。

潜在的投資者は、ファンドへの投資、ならびにそれに伴う受託会社、管理会社およびそのまたはこれらの関連会社および／または代理人との連絡（申込書への記入、および該当する場合には電子通信もしくは電話の記録を含みます。）の結果、または受託会社もしくは管理会社に対して、投資者と関係する個人（例えば取締役、受託者、従業員、代表、株主、投資家、顧客、実質的所有者または代行者）の個人情報を提供した結果、かかる個人が、受託会社、管理会社ならびにそのまたはこれらの関連会社および／または代理人（管理事務代行会社を含みますが、これに限定されません。）に、DPAの規定における個人データに該当する特定の個人情報を提供することになる点に留意すべきです。受託会社は、かかる個人データに関してデータ管理者として行動するものとします。管理事務代行会社等を含む関連会社および／または代理人ならびに管理会社は、データ処理者として（または状況によっては自らの権限でデータ管理者として）行動することができます。

ファンドに投資することおよび／またはファンドへの投資を継続することにより、投資者は、ファンド・プライバシー通知を細部まで読み理解し、ファンド・プライバシー通知に、ファンドへの投資に関連する範囲におけるデータ保護に係る権利および義務の概要が記載されていることを了解したとみなされるものとします。関連する表明および保証は、申込書に含まれます。

DPAを監督することは、ケイマン諸島の行政監察機関の責任です。受託会社がDPAに違反した場合、行政監察官によって強制的な措置がとられることがあり、かかる措置には、改善命令、課徴金または刑事訴追への付託が含まれます。

（2）日本における販売手続等

日本においては、本書「第一部 証券情報－（7）申込期間」に記載される期間中、本書「第一部 証券情報」に従って日本における販売会社により取扱いが行われます。原則として各取引日の午後3時（日本時間）またはそれ以前の時間で日本における販売会社が別途定める時までには申込みが行われ、かつ日本における販売会社所定の事務手続が完了したものを、当該取引日の申込みとして取り扱います。申込期間は、かかる期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。販売の単位は1豪ドル以上1豪ドル・セント単位、または1口以上0.01口単位です。

ただし、日本における販売会社によりこれと異なる取扱いをする場合があります。

投資家は、国内約定日から起算して3国内営業日目までに、日本における販売会社に対して、申込金額を豪ドル貨または円貨により支払うものとします。なお、日本における販売会社の定めるところにより、上記の払込日以前に申込金額の支払いを投資者に依頼する場合があります。円貨で支払う場合における円貨と外貨の換算は、日本における販売会社が決定する為替レートによります。また、管理会社は米国の市民もしくは居住者または法人等およびケイマン諸島の居住者等による受益証券の取得を制限することができます。

2 買戻し手続等

(1) 海外における買戻し手続等

投資者は、各買戻日に、管理事務代行会社が購入代金を受領したあるコースの受益証券について、管理事務代行会社に対し買戻請求を行うことができます。買戻請求を行うためには、受益者は、買戻日（以下に定義します。）の午後7時（日本時間）または管理会社はその単独の裁量で定めることができるその他の時点および／もしくは日（以下、「買戻通知期限」といいます。）までに管理事務代行会社により受領されるよう、英文目論見書補遺別紙において、買い戻される受益証券の口数が適切に記入された買戻通知（以下、「買戻通知」といいます。）を管理事務代行会社にファクシミリにより、買戻通知に記載されたファクシミリ番号に宛てて提出しなければなりません。

一度提出された買戻通知は、管理会社が受託会社と協議した後に別途決定しない限り、取消不能となります。管理会社は、その単独の裁量により、買戻通知期限を過ぎて受領した買戻通知を翌買戻日まで持ち越し、当該受益証券を当該翌買戻日に当該受益証券コースに適用される買戻価格で買い戻すことができます。

買戻通知が買戻通知期限までに受領された場合、以下に記載される場合を除き、受益証券は、買戻価格（以下に定義されます。）で買い戻されます。買戻日における最低買戻口数は、管理会社はその他の決定をしない限り、1口以上0.01口単位とします。買戻価格は、関連する買戻日（当該買戻日が評価日でない場合は直前の評価日）における基準価額により計算されます。

あるコースの基準価額は、関連する買戻日において計算された当該コースの受益証券1口当たり純資産価格（以下、「買戻価格」といいます。）です。

該当法域におけるマネー・ロンダリング防止を目的とする規制を遵守するため、管理事務代行会社は、買戻通知を処理するために必要とみなす情報を請求する権利を有します。管理事務代行会社は、買戻しのため受益証券を提出した受益者が管理事務代行会社により請求された情報の提出を遅延しもしくは怠った場合、または買戻通知の処理の拒否が受託会社または管理事務代行会社があらゆる法域におけるマネー・ロンダリング防止法の遵守を確保するために必要である場合、かかる買戻通知の処理を拒否または買戻代金の支払いを遅延することができます。

買戻通知が受領されると、当該受益者が登録簿から削除されたか否か、買戻価格が決定され送金されたか否かに関わらず、受益証券は該当する買戻日から有効に買い戻されたものとして取り扱われます。このため、該当する買戻日以降、受益者は受益者としての資格において、買戻対象の受益証券について信託証書に基づき発生する権利（ファンドの総会の通知を受領し、総会に出席しもしくは総会において投票する権利を含みます。）を行使する資格を喪失し、またこれを行えることができなくなります。ただし、（それぞれ買戻対象となる受益証券について）買戻価格および該当する買戻日の前に宣言されたが未払いのままである分配を受領する権利を除きます。かかる買戻しを行う受益者は、買戻価格についてファンドの債権者となります。支払い不能により清算が行われる場合、買戻しを行う受益者は、通常の債務者の後位であり受益者の先位に位置付けられます。

「買戻日」とは、ファンド障害事由が発生していない各取引日および／またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の日をいいます。「ファンド障害事由」は、管理会社の単独の裁量により、ファンドについて価格を算定するための流動性または実効性に悪影響を与えると判断される事由をいいます。

買戻しの制限

管理会社が、受託会社との協議の上、ある買戻日の一または複数の買戻通知を履行するために必要となるファンドの投資の清算が実行可能でないと判断した場合、または、これが受益者の利益を害すると判断した場合、管理会社は、受託会社との協議の上、受益者の買戻しの全部または一部を

延期する選択を行うことができます。この場合、かかる制限は、かかる買戻日に買戻しのため受益証券を提出することを希望する全ての受益者が、受益証券口数に応じた買戻しを行うことができるよう、受益証券口数に応じて適用されます。

当該買戻日に買い戻されなかった受益証券に関する買戻通知は、その後関連する買戻通知期限までに受領された受益証券に関する全ての買戻通知と合わせて、翌買戻日まで繰り越され、かかる買戻通知の対象となる受益証券は、（同一の制限に従い、以下に規定の通り）買戻されます。買戻通知が繰り越された場合、その後の買戻日に、繰り越された期間の長さに基づき、繰り越された買戻通知に対して買戻しの優先権が与えられます。

買戻通知のうち延期された部分は、それが処理されるまでファンドへの投資を続けるため、純資産総額の増減は継続します。その結果、請求された買戻日における当該コースの基準価格は、かかる買戻通知が履行された日における当該コースの基準価格とは異なる場合があります。単一の買戻通知で、一または複数の買戻日にわたって買戻しが行われ、各買戻しはその都度大きく異なる買戻価格で買い戻されることもあります。

停止

受託会社は、下記「3 資産管理等の概要－（1）資産の評価－② 純資産総額の計算の停止」の項目に記載の状況が発生した場合、管理会社と協議の上、あるコースの純資産総額の計算（すなわち、あるコースの基準価額）および／または受益証券の買戻しおよび／または購入を停止することができます。

ファンド障害事由が発生した際にも停止を宣言することができます。受益証券に係るすべての支払いは、「純資産総額の計算の停止」の項目に記載の状況およびファンド障害事由が終了するまで停止されることがあります。

さらに、以下の事由が発生した場合、受託会社が、管理会社と協議を行った上で、停止を宣言することができます。

- (i) いくつかの投資対象債券が上場および／または取引されているいずれかの取引所が、閉鎖または取引について制限されている場合
- (ii) 管理会社および投資運用会社と協議のうえ、受託会社の判断により、(a) ファンド資産の一部または全ての処分ができない場合、または (b) 当該処分の手取金の送金を合理的な方法で行うことができない場合、もしくは当該処分の実施が受益者の最善の利益にかなわない可能性がある場合
- (iii) 管理会社と協議のうえ、受託会社の判断により、国際的な政治および経済環境ならびに取引対象国の投資政策の変更を含むが、これらに限定されない事情により、ファンドの純資産総額を合理的または公正な方法により算出できない場合
- (iv) 受託会社、管理会社および／または投資運用会社のオフィスまたは運営が、テロ、疫病または天災等に起因して閉鎖され、または相当に妨げられる場合、または
- (v) 受託会社、管理会社および／または投資運用会社にファンドの投資資産の大部分を清算させるまたはファンドの終了を準備させる事由が発生した場合

買戻手続

買戻通知は、管理事務代行会社にファクシミリにより、買戻通知に記載されたファクシミリ番号に宛てて送付されなければなりません。

受託会社、管理会社、管理事務代行会社またはその適式に授権された代理人もしくは受任者のいずれも、ファクシミリその他の手段により送付された買戻通知の判読不能または未受領の結果として生じる損失について何らの責任も負いません。

決済

投資対象債券および／または短期金融商品への投資の処分から買戻代金を受領することを前提として、買戻代金の決済は、該当する買戻日から3ファンド営業日以内の現金決済日に受益者に対し支払われます。受益者に対する支払いは、豪ドル建てで、電信送金により行われます。受益者に対して支払われる買戻代金の総額は、0.005を切り上げて、小数点第2位に四捨五入します。買戻代金は、登録された受益者のみに支払われ、第三者に対する支払いは認められません。

強制買戻し

受託会社または管理会社が、受益証券が適格投資家でない者により、もしくはかかる者の利益のために保有されている、またはかかる保有により、トラストまたはファンドに登録が要求される、課税対象となるもしくは法域における法に違反すると判断した場合、受託会社もしくは管理会社がかかる受益証券の申込みもしくは購入の資金拠出に利用された資金源の正当性に疑義を抱く根拠がある場合、またはいかなる理由（当該理由は受託会社および管理会社により受益者に開示されない場合があります。）において、受託会社または管理会社が受益者全体の利益に照らしてその絶対的な裁量に基づき適切とみなす場合、管理会社は、受託会社との協議の上、その保有者にかかる受益証券を受託会社または管理会社が決定する期間中に売却して当該売却の証拠を受託会社および管理会社に提出するよう指示することができ、仮に売却が履行されない場合、かかる受益証券は買い戻されます（以下、「強制買戻し」といいます。）。

強制買戻しの際に支払われる買戻価額は、強制買戻日の評価時点（かかる日が評価日でない場合は、直前の評価日）において決定される、（ファンドの流動化に際して発生または偶発債務を含む強制買戻しに起因する負債を考慮後の）当該基準価額に等しい、強制買戻時における受益証券1口当たりの価格（以下、「強制買戻価格」といいます。）となります。強制買戻価格を計算するため、管理会社は、受託会社との協議の上、当該受益証券コースの基準価額から、受益証券のかかる買戻しの資金を拠出するための資産の換金またはポジションの決済によりファンドの勘定で発生する財務および販売手数料を反映するために適切な引当金とみなす金額を差し引くことができます。

(2) 日本における買戻手続等

日本の受益者は、各買戻日に買戻しを行うことができます。当該買戻日に買戻しを行おうとする日本の受益者は、原則として各買戻日の午後3時（日本時間）またはそれ以前の時間で日本における販売会社が別途定める時までには買戻請求を日本における販売会社に対して行わなければなりません。

買戻価格は、買戻日に適用される基準価格とします。

買戻単位は、1口以上0.01口単位です。

ただし、日本における販売会社によりこれと異なる取扱いをする場合があります。

日本における買戻代金の支払は、通常、国内約定日から起算して3国内営業日目から、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて、豪ドル貨により支払われます。

受益者の利益を保護するため、その他やむを得ない事態が発生した場合、管理会社は受託会社と協議の上で、管理会社は買戻日に買戻されることができファンドの受益証券の口数および方法を限定することができます。

(3) 受益証券の譲渡

全ての受益者は、受託会社および管理会社の事前の書面による同意を条件として、受託会社が随時承認する形式の書面によって受益者が保有する受益証券を譲渡することができます。ただし、譲

受人は、法規事項もしくは政府のもしくはその他の規則または関連するもしくは適用される法域の規制または受託会社の当面の効力を持つあるいは受託会社に要求される方針を遵守するため、まず受託会社またはその正式に権限を与えられた代理人に請求される情報を提供するものとします。受託会社および／または管理会社は、その絶対的な裁量により、同意を与えることを拒むことができます（譲受人が適格投資家でない場合を含みますが、これに限られません。）。さらに、譲受人は、受託会社に対して（a）受益証券の譲渡は適格投資家に対して行われること、（b）譲受人は、投資のみを目的として自己勘定で受益証券を取得することおよび（c）受託会社または管理会社がその裁量で要求するその他の事項を書面で表明しなければなりません。

受託会社または管理会社により、全ての譲渡証書が譲渡人および譲受人によりまたは代理として署名されることを求められます。譲渡人は、譲渡が登録され譲受人の名前が受益者としてファンドの受益者名簿に記載されるまでは受益者のままとみなされ、譲渡される受益証券の権利を保持します。譲渡は、管理事務代行会社が譲渡証書の原本および前述の情報を受理するまでは登録されません。

3 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

① 純資産総額の計算

ファンドの純資産総額は、基本信託証書に定める原則に従い、ファンドの各評価日の評価時点に、ファンドの通貨建てで計算されます。

ファンドの、その表示通貨建てによる純資産総額は、ファンドの資産合計の価額を確定して、そこからファンドの負債額を差し引くことによって求めます。ファンドの発行済みの受益証券コースが一つしかない場合、ファンドの基準価額は、ファンドの純資産総額を、ファンドの発行済みの受益証券の口数で除して求めるものとし、管理会社が受託会社と協議の上で決定して、関連するファンドの目論見書補遺に開示される手法にて端数処理が行われます。

豪ドル・コースに関しては、豪ドル建てで計算され、0.00005は切り上げた上で、小数点第4位に四捨五入されます。

ファンドにつき、複数のコースの受益証券が発行されている場合、ファンドの純資産総額は、ファンドの特定の受益証券コースに帰属するファンドの資産および負債がファンドの当該受益証券コースの受益者のみにより効果的に負担され、受託会社が決定する合理的な分配方法に基づいてファンドの別の受益証券コースの受益者には負担されないことを確保するため、ファンドの異なる発行済み受益証券コース間で分配されます。ファンドの各受益証券コースに帰属するファンドの、表示通貨以外の通貨による純資産総額は、ファンドについて受託会社が決定する評価日ごとの為替レートにて、ファンドの該当する受益証券コースの表示通貨に換算されます。ファンドの各受益証券コースの基準価額は、(必要な通貨換算を実施後)ファンドの純資産総額のうちファンドの該当する受益証券コースに帰属する部分をファンドの発行済みの当該受益証券コースの口数で除して求めます。ファンドの当該受益証券コースの基準価額は、管理会社が決定し、ファンドに係る目論見書補遺に開示される手法で端数処理されます。

ファンドの資産は、特に以下の規定に従い計算されます。

- (a) 手元現金または預金、手形、要求払い約束手形、売掛金、前払い費用、公表されたまたは現に発生しているものの未払いの現金配当金および利息の価額は、かかる預金、手形、要求払い約束手形、売掛金はその全額に相当しないと管理会社が判断する場合(その場合は、かかる価額は管理会社が適当とみなす価額となります。)を除き、その全額であるとみなされます。
- (b) 下記(c)が適用されるマネージド・ファンドの持分を除き、かつ下記(d)、(e)および(f)の規定に基づき、証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場において上場、値付け、売買もしくは取引されている投資対象の価額に基づく計算は全て、当該投資対象の主要取引所または市場に関する現地の規則および慣習に基づき、かかる計算が行われる日の営業終了時点における最終取引価格または公式終値を参照して行われ、他方、特定の投資対象に対する証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が存在しない場合は、当該投資対象の値付けを行っている個人、企業または機関(当該マーケット・メーカーが2社以上存在する場合は、管理会社が指定する特定のマーケット・メーカー)により付けられた価額を参照してかかる投資対象の価額の計算が行われます。ただし、管理会社はその裁量において、主要な取引所または市場以外の取引所または市場の価額が、かかる投資対象に関して全ての状況下においてより公正な価値基準を提供するとみなす場合は、かかる価額を採用することができます。
- (c) 下記(d)、(e)および(f)の規定に基づき、ファンドと同日に評価されるマネージ

ド・ファンドの各持分の価額は、受益証券、株式もしくはかかるマネージド・ファンドのその他の持分1口当たりのその日に計算された純資産価格であり、管理会社が決定する場合またはかかるファンドと同日に評価されない場合は、直近に公表された受益証券、株式もしくはかかるマネージド・ファンド（利用可能な場合）のその他の受益証券、株式もしくは持分1口当たりの純資産総額、または（上記が利用可能でない場合）直近に公表されたかかる受益証券、株式もしくはその他の持分の償還額もしくは入札額となります。とりわけ、マネージド・ファンドの評価に使用可能な相場が存在しない場合、公表されたまたはマネージド・ファンドもしくはその代理人によりファンドに書面で報告された関連する評価日における価額に基づき計算され、マネージド・ファンドが当該評価日に評価されていない場合は、直近に公表されたもしくは報告された価額となります。評価額は、管理会社の絶対的裁量により将来調整される可能性があります。管理会社は、計算を行う際に、マネージド・ファンドおよびその管理事務代行会社、代理人、運用会社もしくは顧問会社またはその他の取引子会社等の第三者から受領する未監査の評価や報告、推定評価に依拠する権利を有しており、管理会社はかかる評価および報告を確認する責任を負わず、かかる評価および報告の内容または信憑性を確認する責任を負いません。

- (d) 上記（b）もしくは（c）の純資産総額、償還額、ビッド、取引価格もしくは終了価格または相場で利用できるものがないとき、関連する資産の価値は、管理会社が決定する方法により、管理により適宜決定されます。
- (e) 上記（b）に基づき、投資対象につき上場、値付け、売買または市場取引の各価格を特定するため、受託会社は価格公表の機械システムおよび／または電子システムにより提供される価格データおよび／または価格情報を使用し、これに依拠することができ、それらのシステムにより提供される価格が上記（b）における最終取引価格または公式終値とみなされます。
- (f) 上記にかかわらず、管理会社は、その単独の裁量により、関連する投資対象につき、より公正な価値を正確に反映できると判断した場合、その他の価額算定方法の利用を認めることができます。
- (g) ファンドで使用される通貨以外の通貨建てによる投資対象（有価証券または現金）の価値は、関連するプレミアムや割引および交換費用を考慮した状況下において管理会社が適切とみなすレート（公式またはそれ以外）により、ファンドで使用される通貨建てに換算されます。

年次報告書および各ファンドの計算書は、ファンドに係る英文目論見書補遺にて指定される会計基準に従って作成されます。

受託会社は、ファンドの純資産総額の計算において、追加調査を行う事なく、上記に従って提供される価格および評価に依拠することができ、かつ、かかる依拠に関して、ファンド、受益者またはその他の者に対し責任を負わないものとします。

また、管理事務代行会社は、受託会社または管理会社の指示に従い、管理事務代行契約に基づき、各評価日における評価時点での純資産総額を、信託証書に記載され、詳細は英文目論見書に記載される原則に基づいて計算します。

かかる方法により管理事務代行会社が計算する純資産総額は、（a）管理事務代行会社が完全に信頼性があり正確であるとするポートフォリオの市場評価額に関する情報源、資料およびシステムに基づくもの、またはこれらを参照するものであり、そして（b）特定の評価日において作成されるものであり、したがって、管理会社によって別途決定がなされない限り、市場価値も

しくは価格または当該決定に関連するその他の要因におけるその後の変化を反映しません。

管理事務代行会社は、評価日において、かかる評価日の純資産総額および基準価額に関する情報を受益者に提供します。

純資産総額を提供し、かつ／または受益証券を買い戻す受託会社の義務は、ファンド障害事由が存在しないことを条件とします。

② 純資産総額の計算の停止

受託会社は、以下の場合において、全期間または一部期間中、管理会社と協議の上、ファンドの純資産総額および／もしくはかかるファンドの受益証券コースの基準価額の決定ならびに／もしくはファンドの受益証券コースの受益証券の発行および買戻しを停止すること、ならびに／またはかかるファンドの受益証券コースの受益証券につき買戻しの請求者に対する買戻代金の支払期間を延長することができます。

- (a) ファンドの投資対象もしくはファンドのうち一もしくは複数の受益証券コースに帰属する投資対象の大部分が上場、値付け、売買もしくは取引されている証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が閉鎖されている期間（通常の休日および祝日を除きます。）、またはかかる証券取引所もしくは市場での取引が制限されるかもしくは停止されている場合
- (b) ファンドの投資対象もしくはファンドのうち一もしくは複数の受益証券コースに帰属する投資対象の処分を管理会社が合理的に実行できなくなる状況が発生したと受託会社もしくは管理会社が判断する場合、または当該状況により、かかる処分がファンドの受益者またはファンドの一もしくは複数の受益証券コースの保有者に重大な悪影響を及ぼす場合
- (c) 投資対象の評価額もしくはファンドもしくはファンドの一または複数の受益証券コースに帰属する純資産総額の確定に通常使用している方法をとることに支障が生じている場合、またはその他の理由によって、投資対象もしくはその他の資産の評価額、もしくはファンドもしくはファンドの一または複数の受益証券コースに帰属する純資産総額を合理的もしくは公正に確定することができないと受託会社もしくは管理会社が決定した場合
- (d) ファンドの投資対象の買戻しもしくは換金、またはかかる買戻しもしくは換金に関係した資金の移動を通常の価格もしくは通常の為替レートで行えないと管理会社が判断した場合
- (e) いかなる期間であれ、管理会社が、その絶対的裁量により、かかる措置をとることが賢明であると考えられる場合
- (f) その他、ファンドに係る補遺信託証書または英文目論見書補遺で定める場合

かかるファンドの受益者は全員、上記の停止についても速やかに書面で通知され、かかる停止の解除についても速やかに通知されます。

(2) 保管

受益証券が販売される海外において、受益証券の確認書は受益者の責任において保管されます。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付されます。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

(3) 信託期間

信託期間は、ファンド設立日に開始し、下記「(5) その他 - ①ファンドの解散」の記載に従って早期終了しない限り、残存する最後のコースの最終買戻日まで存続します。

「最終買戻日」とは、(i) 2025年8月29日またはその後の受託会社と管理会社が協議の上合意した日（なお、合意した日がファンド営業日でない場合には直前のファンド営業日とします。）および(ii) 当該コースの全ての受益証券に関する強制買戻事由発生後に最も早く到来する買戻日のいずれか早い日をいいます。

コースの全ての受益証券に関して強制買戻事由が発生した場合、各コースの各受益証券は最終買戻日に1口当たり最終買戻価格で買戻されます。

あるコースの受益証券の1口当たり最終買戻価格は、最終買戻日（またはその日が評価日でない場合には直前の評価日）における当該コースの基準価額として、管理事務代行会社によって、英文目論見書および英文目論見書補遺に従って計算されます。

(4) 計算期間

ファンドの決算期は毎年8月31日です。

初回決算日は2021年8月31日となります。

(5) その他

① ファンドの解散

以下の事由のいずれかが発生した場合、ファンドは終了することがあります。

- (a) ファンドの継続もしくはファンドの他の法域への移動が違法となった、または受託会社もしくは管理会社の意見において、実行不可能、不相当もしくはファンドの受益者の利益に反する場合
- (b) ファンド受益者がファンド決議で終了を決定した場合
- (c) 基本信託証書の締結日に開始し当該日付の150年後に終了する期間が終了した場合
- (d) 受託会社が退任の意向を書面で通知した、または受託会社が強制的もしくは自主的に清算することになった際に、管理会社がかかる通知もしくは清算後90暦日以内に受託会社の後任を任命できないもしくは受託会社の後任として就任する準備のできている他の企業の任命を確保できない場合
- (e) 管理会社が退任の意向を書面で通知した、または管理会社が強制的もしくは自主的に清算することになった際に、受託会社がかかる通知もしくは清算の開始後90暦日以内に管理会社の後任を任命できないもしくは管理会社の後任として就任する準備のできている他の企業の任命を確保できない場合
- (f) ファンドに関係する補足信託証書または附属書類で予期される日付が到来したまたは状況が生じた場合

ソフトウインドダウン

管理会社が、受託会社と協議し、ファンドの投資方針がもはや実行可能ではないと判断した場合、信託約款及び英文目論見書補遺の規定に従い、秩序ある方法で資産を換価するためにファンドを管理し、受益権者の最善の利益になると判断される方法でその収益を受益権者に分配し、解散することができます。この手続きはファンドの事業に不可欠であり、受益権者の関与なしに実行することができます。

② 信託証書の変更

受託会社および管理会社は、受益者に対する10暦日前までの書面通知（受益者による決議またはファンドによる決議（場合による）により放棄することができる）により、受託会社および管理会社が誠意を持ってかつ商業上合理的方法により受益者または（場合に応じて）影響を受けるファンドの受益者の最大の利益となると考える方法および限度により、基本信託証書の修正信託証書により、基本信託証書の規定を修正し、改訂し、変更または追加する権利を有します。ただし、受託会社はその意見において、（i）かかる修正、改訂、変更または追加が、

- （a）既存の受益者の利益を重大に害するものとはならず、既存の受益者または（場合により）影響を受けるファンドの受益者に対する責任から受託会社および管理会社を相当程度免除するようにならないこと、
- （b）財政上、法令上または当局による要請（法的強制力の有無を問わない）を遵守できるようにするために必要であること、または
- （c）明白な誤りを訂正するために必要であること

を書面で証明しない限り、かかる修正、改訂、変更または追加を承認する受益者による決議またはファンドによる決議（必要に応じて）を受託会社がまず取得しなければ、かかる修正、改訂、変更または追加は行わないものとし、（ii）かかる修正、改訂、変更または追加によって、いずれの受益者も、その受益証券に関し追加の支払を行いまたは債務を引き受ける義務を課されないものとします。

③ 関係法人との契約の更改等に関する手続

保管契約

いずれの当事者も、他方当事者に90日以上前に書面による通知を行うことにより、保管契約を終了することができます。上記にかかわらず、一方の当事者は、破産もしくは支払不能を宣告される場合、または適用可能な破産法、倒産法もしくはそれに類するその他の法律に従って当該当事者に対して事件が開始される場合、30日前の書面による通知を行うことでいつでも、保管契約を終了することができます。

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、他方当事者による90日前の書面による通知または他方当事者の倒産または通知後のいかなる違反の改善の失敗といった一定の状況下での即時の書面による通知により終了することができます。

代行協会員契約

代行協会員契約は、管理会社および代行協会員により合意される日まで有効に存続します。なお、いずれかの当事者による3か月前の他の当事者に対する書面による通知により、本契約を終了することができますが、日本において代行協会員の指定が要求されている限りにおいては、管理会社の日本における後任の代行協会員が指定されることを条件として終了します。

本契約は日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとします。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、英文目論見書または信託証書に従ってファンドが解散するまで効力を有しますが、他方当事者に対する3か月前の書面による通知により、終了することができます。ただし、（i）本書に記載された情報の日付以降、ファンドまたは管理会社の財政状況その他に重大な悪影響を及ぼすべき変化が生じた場合、または、（ii）日本における販売会社の判断

において、日本における販売会社が予定している受益証券の募集の成功に重大な障害となると考えられる国内または国外の政治、金融、経済もしくはその他の情勢または為替レートに重大な悪影響を及ぼすべき変化が生じた場合は、日本における販売会社は、管理会社と事前に相談した上、当初払込日以前においていつでも、管理会社に対し通知を行うことによって募集を中断する権利を有するものとします。

本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に解釈されるものとします。

報酬代行会社任命契約

報酬代行会社任命契約は、他方当事者に対して90日前までに書面で通知することにより、終了する可能性があります。また、同契約は、同契約に定める事項に従って終了する可能性もあります。

投資運用契約

投資運用契約は、いずれかの当事者が、他方当事者に対して90日前までに書面による通知を行うことにより、または同契約に定める事項に従って、終了することがあります。

管理会社代行サービス契約

管理会社代行サービス契約は、いずれかの当事者による遅くとも3か月前までの他の当事者に対する書面による通知により、本契約を終了することができますが、日本において管理会社代行サービス会社の指定が要求されている限りにおいては、管理会社の日本における後任の管理会社代行サービス会社が指定されることを条件として終了します。

4 受益者の権利等

(1) 受益者の権利等

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、登録されていなければなりません。したがって、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は日本における販売会社との間の口座約款に基づき日本における販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。日本における販売会社から国内の投資者に対する買戻金等の支払いは外国証券取引口座約款に基づいて行われるため、買戻金等の支払いに関する問い合わせは日本における販売会社に対して行うこととなります。

受益証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行うものとします。

受益者の有する権利は次の通りです。

(i) 分配金請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を、受益証券口数に応じて請求する権利を有します。

(ii) 管理会社に対する買戻請求権

受益者は、信託証書の規定および本書の記載に従って、管理会社に対し、受益証券の買戻しを請求することができます。

(iii) 残余財産分配請求権

ファンドが清算される場合、受益者は、保有する受益証券の持分に応じて残金財産の分配を請求する権利を有します。

(iv) 損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有します。

(v) 議決権

受託会社は、基本信託証書の定めにより招集することが要求されている場合、または提案されているものが受益者による決議であるときは受益証券の保有者として登録され基準価額の総額がトラストの全てのシリーズ・トラストの純資産総額の10分の1以上となる受益証券を保有する受益者の書面による要請のある場合、もしくは提案されているものがファンドによる決議であるときは受益証券の保有者として登録されファンドの受益証券の口数の10分の1以上を保有する受益者の書面による要請がある場合、招集通知に記載されている日時および場所にて、全受益者または（場合により）ファンドの受益者の集会を招集します。

(2) 為替管理上の取扱い

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

(3) 本邦における代理人

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、
(i) 管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、
(ii) 日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限
を委任されています。なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、下記の通りとする。

東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
弁護士 安達 理
弁護士 橋本 雅行

(4) 裁判管轄等

日本の投資者が取得した受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番2号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第3 ファンドの経理状況

- a. ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、国際財務報告基準に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものです（ただし、円換算部分を除きます。）。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるケーピーエムジーエルエルピーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- c. ファンドの原文の財務書類は豪ドルで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されています。日本円への換算には、2024年12月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル=98.50円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

KPMG LLP
P.O. Box493
SIX Cricket Square
Grand Cayman KY1-1106
Cayman Islands
電話 +1 345 949 4800
ファックス +1 345 949 7164
Webサイトwww.kpmg.com/ky

受託会社への独立監査人の報告書

意見

当監査法人は、UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)III(旧称クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)III)のシリーズ・トラスト(以下「トラスト」という)である、豪ドル建て短期債券ファンド(以下「シリーズ・トラスト」という)の2024年8月31日現在の財政状態計算書、ならびに同日に終了する年度の包括利益計算書、持分変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに重要性のある会計方針およびその他の説明情報を記載した注記について監査を行った。

当監査法人は、添付の財務諸表が、国際財務報告基準(IFRS)に準拠して、本シリーズ・トラストの2024年8月31日現在の財政状態ならびに同日をもって終了する年度の経営成績およびキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

意見の根拠

当監査法人は、国際監査基準(以下「ISA」という)に従い監査を実施した。それらの基準を元にした当監査法人の責任内容については、監査報告書の「財務諸表の監査に対する監査人の責任」の欄に詳しく述べられている。当監査法人は、国際会計士倫理基準審議会の「職業会計士のための国際倫理規程(国際独立性基準を含む)」(以下「IESBA規程」という)およびケイマン諸島での財務諸表監査に関する倫理要件に従い、本シリーズ・トラストから独立した存在であり、これらの要件およびIESBA規程に従ってその他の倫理的責任を果たしている。当監査法人は、監査意見表明のための基礎を提供するために十分かつ適切な裏付けとなる証拠を得たと確信している。

財務諸表に対する運営者および統治責任者の責任

運営者は、IFRSに準拠した財務諸表の作成と公正な表示、および不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表の作成を可能にするために経営者が必要と判断した内部統制に対し、責任を有する。

財務諸表の作成にあたり、運営者は、本シリーズ・トラストが継続企業として存続する能力を評価し、継続企業に関する問題を必要に応じて開示し、継続企業に対し会計基準を用いる責任を有している。ただし、運営者が本シリーズ・トラストを清算する、もしくは事業を停止する、または、そうする以外に現実的な代替案がない場合はこの限りではない。

統治責任者は本シリーズ・トラストの財務報告工程を監督する責任を有する。

受託会社への独立監査人の報告書(続き)

財務諸表の監査に対する監査人の責任

当監査法人の目的は、財務諸表全体に不正行為または誤謬による重要な虚偽記載がないかどうかに関して合理的な保証を得ること、および当監査法人の意見を含んだ監査人の報告書を発行することである。合理的な保証とは高水準の保証であるが、ISAに従って実施される監査により重要な虚偽記載が常に発見されることを保証するものではない。虚偽記載は不正行為または誤謬により生じることがあり、個別もしくは全体的に、これらの財務諸表に基づいた経済的決定に影響を及ぼすと合理的に予測される場合には重要だと判断される。

ISAに準拠した監査の一部として、当監査法人は監査を通して専門的判断を遂行し、職業的懐疑心を維持する。また当監査法人は：

不正行為または誤謬によるものにかかわらず、財務諸表の重要な虚偽記載に関するリスクを発見し評価し、これらのリスクに対応し監査手続きを計画および実施し、意見表明の基礎を提供するために十分かつ適切な裏付けとなる証拠を得るものとする。不正行為による重要な虚偽記載を発見しないリスクは、誤謬によるリスクよりも高い。これは不正行為が癒着、偽造、故意の脱漏、不実表示、または内部統制の不遵守を伴っている可能性があるためである。

状況に応じた適切な監査手続きを策定するために監査に関する内部統制への理解を得る。これは本シリーズ・トラストの内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。

運営者により採用された会計方針の適切性、会計上の見積りの妥当性および関連する開示内容を評価する。

運営者により採用された継続企業を前提とした会計処理の適切性を判断する。そして監査で得た証拠を基に、継続企業として存続するための本シリーズ・トラストの能力に大きな疑念が生じるような、重要な不確定要素が存在するかどうかを判断する。重要な不確定要素があると判断した場合、当監査法人は監査報告書の中で、財務諸表上の関連開示内容に対して注意喚起をする必要がある。また当該開示内容が不十分である場合には、当監査法人の意見を修正する必要がある。当監査法人の判断は、監査報告書日までに監査で得た証拠を基にしている。しかし、将来の事象や状況が本シリーズ・トラストの継続企業としての存続を停止する可能性もあり得る。

財務諸表の全体の体裁、構成および開示内容を含む内容、そして財務諸表が原取引や事象の適正表示をしているかどうかを評価する。

当監査法人は、統治責任者と、特に監査の計画範囲とタイミング、そして重要な監査所見に関して連絡を取り合う。これには、当監査法人が監査の間に特定する内部統制の著しい欠陥も含まれる。

2024年12月10日



KPMG LLP
P.O. Box 493
SIX Cricket Square
Grand Cayman KY1-1106
Cayman Islands
Tel +1 345 949 4800
Fax +1 345 949 7164
Web www.kpmg.com/ky

Independent Auditors' Report to the Trustee

Opinion

We have audited the financial statements of AUD Short Term Bond Fund (the "Series Trust"), a Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III (formerly Credit Suisse Universal Trust (Cayman) III) (the "Trust"), which comprise the statement of financial position as at August 31, 2024, the statements of comprehensive income, changes in equity and cash flows for the year then ended, and notes, comprising material accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Series Trust as at August 31, 2024, and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standards ("IFRS").

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the "Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements" section of our report. We are independent of the Series Trust in accordance with International Ethics Standards Board for Accountants International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) ("IESBA Code") together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with IFRS, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Series Trust's financial reporting process.

KPMG LLP, a Cayman Islands limited liability partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document distribution: KPMG Confidential



Independent Auditors' Report to the Trustee (continued)

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

KPMG LLP

December 10, 2024

1 財務諸表
 (1) 貸借対照表

豪ドル建て短期債券ファンド
 財政状態計算書
 2024年8月31日
 (豪ドルで表示)

	2024年8月31日		2023年8月31日	
	AUD	千円	AUD	千円
資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（注記2.2、5および6）	7,765,048	764,857	8,607,771	847,865
現金および現金同等物（注記2.1）	1,053,684	103,788	369,096	36,356
以下に対する未収金：				
利息（注記2.11）	66,127	6,514	42,761	4,212
費用払戻（注記2.5）	13,887	1,368	26,693	2,629
売却した証券（注記2.4）	—	—	9	1
その他の資産	104,235	10,267	97,298	9,584
資産合計	9,002,981	886,794	9,143,628	900,647
負債				
以下に対する未払金：				
購入した証券（注記2.4）	510,025	50,237	—	—
専門家報酬（注記7.1D）	43,081	4,243	29,604	2,916
印刷費用	35,372	3,484	37,454	3,689
販売報酬（注記7.1E）	17,461	1,720	10,492	1,033
保管会社報酬（注記7.1B）	3,614	356	1,077	106
投資運用会社報酬（注記7.2D）	2,133	210	15,679	1,544
登録事務代行報酬（注記7.1C）	1,778	175	4,436	437
報酬代行会社報酬（注記7.2B）	1,707	168	1,844	182
代行協会員報酬（注記7.2F）	143	14	154	15
管理会社代行サービス会社報酬（注記7.2E）	72	7	78	8
買戻された受益証券（注記2.8、2.10および3）	—	—	12,735	1,254
債務（株主資本を除く）	615,386	60,616	113,553	11,185
株主資本（解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産）	8,387,595	826,178	9,030,075	889,462

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

豪ドル建て短期債券ファンド

包括利益計算書

2024年8月31日

(豪ドルで表示)

	2024年8月31日		2023年8月31日	
	AUD	千円	AUD	千円
収益				
FVTPLで測定する金融商品による純損益 ⁽¹⁾				
受取利息(注記2.11)	351,562	34,629	275,459	27,133
金融資産および金融負債につき、公正価値で測定された損益に基づく実現純(損)(注記2.11、6)	(221)	(22)	(3,566)	(351)
公正価値で損益を測定した金融資産に対する未実現純増の変動(注記2.2、2.11、6)	87,521	8,621	96,329	9,488
外貨建取引に係る実現純益(注記2.6)	—	—	209	21
外貨建取引に係る未実現純損の(減少)増加(注記2.11、6)	(9)	(1)	9	1
利益合計	438,853	43,227	368,440	36,291
費用				
専門家報酬(注記7.1D)	72,995	7,190	45,665	4,498
管理事務代行報酬(注記7.1A)	63,097	6,215	62,889	6,195
設立費用	28,442	2,802	28,364	2,794
投資運用会社報酬(注記7.2D)	25,809	2,542	27,481	2,707
販売報酬(注記7.1E)	25,809	2,542	27,481	2,707
保管会社報酬(注記7.1B)	14,785	1,456	13,567	1,336
報酬代行会社報酬(注記7.2B)	10,323	1,017	10,992	1,083
登録事務代行報酬(注記7.1C)	3,118	307	8,921	879
印刷費用	1,213	119	22,984	2,264
管理会社代行サービス会社報酬(注記7.2E)	860	85	916	90
代行協会員報酬(注記7.2F)	860	85	916	90
費用合計	247,311	24,360	250,176	24,642
費用払戻(注記2.5)	(169,885)	(16,734)	(167,734)	(16,522)
営業利益	361,427	35,601	285,998	28,171
源泉徴収税費用(注記2.12)	(735)	(72)	(132)	(13)
包括利益合計(解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産に対する、運用による増加額)	360,692	35,528	285,866	28,158

⁽¹⁾純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債にかかる実現および未実現損益、外貨建取引に係る実現利益ならびに受取利息を含む、純損益を通じて公正価値(以下「FVTPL」という)で測定する金融商品から発生する純益に関するもの。

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

豪ドル建て短期債券ファンド
株主資本等変動計算書
終了年度 2024 年 8 月 31 日
(豪ドルで表示)

	AUD	千円
2022 年 8 月 31 日時点	8,887,206	875,390
受益証券の発行残高 (注記 3)	777,540	76,588
受益証券の買戻 (注記 2.8、3)	(920,537)	(90,673)
包括利益合計 (解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産に対する、運用による増加額)	285,866	28,158
2023 年 8 月 31 日時点	9,030,075	889,462
受益証券の発行残高 (注記 3)	177,682	17,502
受益証券の買戻 (注記 2.8、3)	(1,180,854)	(116,314)
包括利益合計 (解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産に対する、運用による増加額)	360,692	35,528
2024 年 8 月 31 日時点	8,387,595	826,178

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

豪ドル建て短期債券ファンド
キャッシュ・フロー計算書
終了年度 2024 年 8 月 31 日
(豪ドルで表示)

	2024 年 8 月 31 日		2023 年 8 月 31 日	
	AUD	千円	AUD	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー：				
包括利益合計（解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産に対する、運用による増加額）	360,692	35,528	285,866	28,158
包括利益（損失）合計 （解約可能証券の受益者に帰属する純資産に対する、運用による増加（減少）額）と営業活動で得た（使用した）現金とを一致させるための調整：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の購入	(5,431,029)	(534,956)	(3,530,655)	(347,770)
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の売却による収入	6,399,067	630,308	3,419,319	336,803
先物予約の純額（決済）	—	—	(209)	(21)
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る実現純損	221	22	3,566	351
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債に係る				
未実現評価益の純変動	(87,521)	(8,621)	(96,329)	(9,488)
証券投資におけるアクリーション	(80,794)	(7,958)	(32,257)	(3,177)
証券投資におけるアモチゼーション	42,779	4,214	77,035	7,588
売却済み証券に対する未収金減少（増加）	9	1	(9)	(1)
金利に対する未収金（増加）	(23,366)	(2,302)	(2,604)	(256)
費用払戻に対する未収金の減少（増加）	12,806	1,261	(11,057)	(1,089)
その他資産の（増加）	(6,937)	(683)	(13,015)	(1,282)
購入済み証券に対する未払金の増加（減少）	510,025	50,237	(382,364)	(37,663)
その他の買掛金の増加 ⁽¹⁾	4,543	447	28,776	2,834
営業活動による（営業活動に使用した）現金	1,700,495	167,499	(253,937)	(25,013)
財務活動によるキャッシュ・フロー：				
発行された受益証券による収入、発行された受益証券の未収金の変動控除後	177,682	17,502	928,701	91,477
受益証券の買戻、買戻された受益証券の未払金の変動控除後	(1,193,589)	(117,569)	(909,185)	(89,555)
財務活動による現金（財務活動に使用した現金）	(1,015,907)	(100,067)	19,516	1,922
現金および現金同等物の純増（減）額	684,588	67,432	(234,421)	(23,090)
期首における現金および現金同等物（注記 2.1）	369,096	36,356	603,517	59,446
期末における現金および現金同等物（注記 2.1）	1,053,684	103,788	369,096	36,356
営業活動によるキャッシュ・フローについての補足情報				
受取利息	328,196	32,327	272,855	26,876
源泉徴収税	(735)	(72)	(132)	(13)

⁽¹⁾財政状態計算書で開示した通り、その他の債務には、専門家報酬、保管会社報酬、報酬代行会社報酬、登録事務代行報酬、販売報酬、印刷費用、投資運用会社報酬、代行協会員報酬、管理会社代行サービス会社報酬が含まれる。

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記
終了年度 2024 年 8 月 31 日

(豪ドルで表示)

1. 組成

豪ドル建て短期債券ファンド(以下「シリーズ・トラスト」という)は、ケイマン諸島の法律に基づき基本信託約款により 2013 年 12 月 2 日に設立されたオープン・エンド型のアンブレラ・ユニット・トラストである UBS ユニバーサル・トラスト(ケイマン)III(旧称クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)III)(以下「トラスト」という)のシリーズ・トラストである。本シリーズ・トラストは、信託約款補則に基づき 2020 年 8 月 28 日に設立され、ケイマン諸島の法律により法人登録されている信託会社であるエリアン・トラスティー(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」という)により運用されている。本シリーズ・トラストは、2020 年 9 月 24 日に運用を開始し、2025 年 8 月 29 日、または以下のいずれかが発生した後、実務上可能な直近の買戻日として、受託会社および管理会社の双方が合意した日のうち、より早い方の日である最終買戻日まで存続するものとする:ある評価日における純資産価額(「純資産価額」とは、全資産から、蓄積した報酬および費用を含む負債を差し引いた額である)が 100 万豪ドルまたはこれを下回った場合、およびかかる評価日またはそれ以降において、管理会社とそのユニットクラスのすべての受益証券につき、全受益者に通知することにより強制的に償還すべきだと決定した場合、または受託会社および管理会社とそのユニットクラスのすべての受益証券につき強制的に償還すべきだと合意した場合。これらを「強制買戻事由」という。

本トラストは、ケイマン諸島の信託法(2021 年修正)に基づく免税信託であり、2014 年 1 月 22 日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(修正)に基づき登録された。

本トラストの登録事務所は、ケイマン諸島、KY1-9005 グランド・ケイマン、カマナ・ベイ、ネクサス・ウェイ、1(One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands)に所在する。

2021 年 12 月 6 日、コーポレーション・サービス・カンパニー(以下「CSC」という)は、インタートラスト・グループ(受託会社は同グループの 100 パーセント子会社)に対して行っていた、同グループ保有の全発行済普通株式への公開買付オファーにつき、条件付きで合意に達したとの発表を行った。2022 年 11 月、CSC はインタートラスト・グループの買収を完了した。

本シリーズ・トラストの管理会社は、UBS マネジメント(ケイマン)リミテッド(旧クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド)(以下「管理会社」という)である。

本シリーズ・トラストの管理事務代行会社、保管会社、登録事務代行会社は、ブラウン・ブラザース・ハリマン・アンド・コー(以下、適宜「管理事務代行会社」、「保管会社」、「登録事務代行会社」という)である。

ユービーエス・エイ・ジーロンドン支店(以下「ユービーエス・エイ・ジ」という)は、報酬代行会社(以下「報酬代行会社」という)の役割を負う。

UBS 証券株式会社は、代行協会員(以下「代行協会員」という)の役割を負う。

本シリーズ・トラストの投資運用会社は、ダイワ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッド(以下「投資運用会社」という)である。

本シリーズ・トラストの管理会社代行サービス会社は、大和アセットマネジメント株式会社(以下「管理会社代行サービス会社」という)である。

2021 年 2 月 15 日付で、管理会社は東海東京証券株式会社に対し、日本において本トラストの販売会社として業務を行う権限を与えた。2021 年 2 月 3 日付で、管理会社はちばぎん証券株式会社に対し、日本において本トラストの販売会社として業務を行う権限を与えた。2021 年 1 月 19 日付で、管理会社は九州FG証券株式会社に対し、日本において本トラストの販売会社として業務を行う権限を与えた。2021 年 1 月 18 日付で、管理会社は東洋証券株式会社に対し、日本において本トラストの販売会社として業務を行う権限を与えた。2021 年 1 月 18 日以前において、管理会社は丸三証券株式会社に対し、日本において本トラストの販売会社として業務を行う権限を与えていた。管理者は今後、本トラストの販売会社としてさらに多くの会社を任命する可能性がある(以下、各社を「販売会社」、総称して「販売会社各社」という)。

本シリーズ・トラストおよび豪ドル・コースは、豪ドル建て(「AUD」または「\$」)で表示される。

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記(続き)
終了年度 2024 年 8 月 31 日

(豪ドルで表示)

本シリーズ・トラストの投資目的は、豪ドル建ての優良な固定利付債券および変動利付債券等(「オーストラリア債券」といい、投資運用会社が選定したこれらの有価証券を「投資対象債券」という。)に投資することにより、高い流動性を確保しつつ安定した収益を提供するものである。また、本シリーズ・トラストは現金(豪ドル)および豪ドル建て短期金融証券(コマーシャル・ペーパー、譲渡性定期預金および政府債券を含むがそれに限定されない)(「短期金融商品」といい、現金(豪ドル)および投資対象債券と合わせて「ポートフォリオ」という)を保有する場合がある。

投資運用会社は、ポートフォリオ全体にわたり通常の投資決定と継続的な監視を行う責任を負う。

2023 年 3 月 19 日に UBS グループ AG(「UBS」)は、スイス連邦財務省、スイス国立銀行、スイス連邦金融市場監督機構(FINMA)の介入を受けて、クレディ・スイス・グループ AG(「クレディ・スイス」)を買収することに合意した。

2023 年 6 月 12 日、UBS グループ AG は、法律上の吸収合併によるクレディ・スイス・グループ AG の買収の法的完了を発表した。買収完了に伴い、クレディ・スイス・グループ AG は消滅し、クレディ・スイス AG は UBS グループ AG の直接の完全子会社になった。統合の重要なステップの 1 つは、ユービーエス・エイ・ジとクレディ・スイス AG の法的合併(以下「親銀行の合併」という)である。親銀行の合併は、スイス法に基づく吸収合併であり、ユービーエス・エイ・ジが存続会社となり、クレディ・スイス AG は合併完了時に消滅する。その時点で、原則として、クレディ・スイス AG およびその支店のすべての資産、負債、契約は、法律の規定に従い(つまり「包括承継」により)、ユービーエス・エイ・ジ(および該当する場合はその支店)に自動的に移転する。その結果、ユービーエス・エイ・ジはクレディ・スイス AG からすべての権利および責任を自動的に承継することになる。親銀行の合併は 2024 年 5 月 31 日をもって完了した。

2024 年 2 月 1 日付の特別決議を経て、管理会社は名称を変更し、現在は UBS マネジメント(ケイマン)リミテッドという名称で法人格を取得している。基本信託約款については 2024 年 3 月 1 日付修正約款により改訂を行った。

2024 年 2 月 28 日、受託会社は、本トラストの名称をクレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)III から UBS ユニバーサル・トラスト(ケイマン)III に変更することを決定した。

本シリーズ・トラストは、ユービーエス・エイ・ジの金融資産への投資に関連するエクスポージャーを有していない。

本財務諸表は、受託会社により、2024 年 12 月 10 日付で公開することを許可されたものである。

2. 重要性のある会計方針の概要

以下に、本財務諸表の作成にあたり採用された主な会計上の原則を示す。特に例外が記載された場合を除き、これらの原則は対象期間全体を通じて一貫して採用されている。本財務諸表は、国際財務報告基準(以下「IFRS」という)に準拠して作成されている。

IFRS 会計基準に従って財務諸表を作成するためには、重要性の高い会計上の見積りを一定の範囲で利用することが要求され、また、受託会社および管理会社に対しては、本シリーズ・トラストの会計原則を適用するにあたり各自の判断を下すことが求められる。本財務諸表において、かかる想定および見積りが重要な要素となる分野については、注記 4 に開示した。実際の結果は、かかる見積りと異なる場合もある。

本シリーズ・トラストは、投資企業(IFRS 会計基準第 10 号、IFRS 会計基準第 12 号、および IAS 会計基準第 27 号)に対する 2012 年の改訂(以下「改訂」という)を適用したものである。運営者は、本シリーズ・トラストが投資企業の要件を満たすものであると結論した。

金融資産および金融負債の分類と測定

IFRS 会計基準第 9 号では、金融資産の分類カテゴリーとして主に 3 種類が挙げられている:償却原価で測定する場合、純損益を通じて公正価値で測定する場合(FVTPL)、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する場合(FVOCI)。IFRS 会計基準第 9 号の下での金融資産の分類は一般に、当該資産の管理に関するビジネスモデル、およびその契約上のキャッシュ・フロー特性に基づいている。

当初認識時に、本シリーズ・トラストの金融資産は、償却原価または FVTPL で測定するものとして分類されている。

金融資産は、次の条件をいずれも満たし、FVTPL で測定するものとして指定されていない場合に、償却原価で測定される。

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記(続き)
終了年度 2024 年 8 月 31 日

(豪ドルで表示)

- i) 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的としたビジネスモデルの範囲内で保有されている。および、
- ii) 契約条件は特定日に、元本および利息の支払のみ (SPPI) で構成されるキャッシュ・フローを生じる。

次のいずれかに該当する場合、金融資産は純損益を通じて公正価値で測定される。

- i) 契約条件は特定日に、元本および元本残高に対する利息の支払のみ (SPPI) で構成されるキャッシュ・フローを生じない。
- ii) 契約上のキャッシュ・フローを回収すること、または契約上のキャッシュ・フローを回収し、資産を売却することのいずれかを目的としたビジネスモデルの範囲内で保有されていない。
- iii) 他の基準では資産や負債の測定、またはそれらに対する損益の認識から生じる可能性のある、測定や認識の mismatches を消去または大幅に低減する場合、当初認識時に FVTPL で測定する金融資産として取り消しできないように指定されている。

契約上のキャッシュ・フローが SPPI であるかを評価する際、本シリーズ・トラストでは商品の契約条件を考慮する。これには、金融資産が、かかる要件に合致しない、契約上のキャッシュ・フローの時期または金額を変化させる可能性のある契約条件を含んでいるかどうかの評価が含まれる。この評価を実施する際、本シリーズ・トラストでは以下の点を考慮する。

- －キャッシュ・フローの金額または時期を変更させる可能性のある偶発事象
- －レバレッジ条項
- －期限前償還、および契約期間条項
- －特定の資産から発生するキャッシュ・フローに対する本シリーズ・トラストの請求権を制限する条件(例:ノン・リコース条項)、および
- －貨幣の時間価値の対価を変更する条項(例:定期的な金利更改)

本シリーズ・トラストでは、次の2つのビジネスモデルを有しているかどうかを判断する。

- －**回収目的のビジネスモデル:**これには、現金および現金同等物、その他の資産、ならびに金利、費用払戻、売却証券および発行済受益証券に対する未収金が含まれる。これらの金融資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有される。
- －**その他のビジネスモデル:**これには、損益を公正価値で測定した金融資産が含まれる。これらの金融資産は、公正価値ベースで管理、およびそのパフォーマンスを評価され、頻繁に売却される。

金融商品の保有に関するビジネスモデルの目的を評価する際、本シリーズ・トラストでは、以下の点を含む、事業の管理方法に関するすべての関連情報を考慮する。

- －文書化された投資戦略、およびかかる戦略の実施状況。これには、投資戦略が契約上の利息の獲得、特定の金利特性の維持、金融資産の期間が関連する負債もしくは予想キャッシュ・フローの期間に一致すること、またはかかる資産の売却から発生するキャッシュ・フローの回収に注力しているかどうかを含む。
- －ポートフォリオのパフォーマンス評価方法、および本シリーズ・トラストの管理会社への報告方法。
- －ビジネスモデル(およびかかるビジネスモデルの範囲内で保有される金融資産)の業績に影響を与えるリスク、ならびにかかるリスクの管理方法。
- －投資運用会社の報酬体系:例として、報酬が運用資産の公正価値または回収された契約上のキャッシュ・フローに基づいているか。ならびに、
- －前期における金融資産の売却の頻度、金額、時期、およびかかる売却の理由や将来の売却についての見込み。

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記(続き)
終了年度 2024 年 8 月 31 日

(豪ドルで表示)

認識の中止の要件を満たさない取引における第三者への金融資産の譲渡は、本目的の売却とは見なされず、本シリーズ・トラストで引き続き資産認識される。

金融負債には、専門家報酬、管理事務代行報酬、保管会社報酬、手数料代理人手数料、登録事務代 hands 手数料、販売報酬、投資運用報酬、代行協会員報酬、管理会社代行サービス会社報酬、印刷費用、購入した有価証券および買い戻された受益証券に対する未払金の元利均等支払分が含まれる。

金融資産の減損

この「予想信用損失」(ECL)モデルは、償却原価で測定する金融資産および FVOCI で測定する債券投資に適用されるが、資本性金融商品の投資には適用されない。

本シリーズ・トラストの評価によれば、ECL モデルは以下の理由により、本シリーズ・トラストが保有する金融資産につき重大な影響を及ぼさない。

- 大部分の金融資産は FVTPL で認識されており、これらの金融資産には上記の減損要件が適用されないため。
- 償却原価で測定する金融資産は、短期(満期が 12 カ月未満)であり、信用力が高く、および/または担保率が高いため。従って、これらの金融資産に対する ECL は小規模であると予想される。

重要性のある会計方針の変更

本シリーズ・トラストは、2023 年 1 月 1 日に、「会計方針の開示(IAS 第 1 号および IFRS 会計基準実務記述書第 2 号に対する修正)」を採用した。本修正に起因して会計方針自体に何らかの変更が加えられることはなかったが、本財務諸表において開示される会計方針に関する情報には影響が生じた。

本修正では、「重要な」会計方針ではなく「重要性のある」会計方針の開示が求められる。また、本修正は、会計方針の開示に重要性の判断を適用するに当たっての指針を提供するとともに、財務諸表に記載された他の情報を利用者が理解するために必要な、企業固有の会計方針に関する有益な情報の提供を支援している。

2024 年 8 月 31 日を末日とする年度において公表されているものの、同期間において発効されていない新たな基準、改訂、および解釈は以下の通りとなる。

2023 年 9 月 1 日以降に開始する年度に対して適用される新基準および改訂基準が複数存在し、これらの早期適用が認められている。ただし、本シリーズ・トラストは、財務諸表を作成するにあたり、これらの新基準または改訂基準の早期適用を行わなかった。これは、このような新基準や改訂基準が本シリーズ・トラストの財務諸表に重大な影響を及ぼさないためである。

2.1 現金および現金同等物

本シリーズ・トラストは、すべての現金、外貨および当初満期が 3 カ月以内の短期預金を現金および現金同等物と見なす。

2024 年 8 月 31 日時点および 2023 年 8 月 31 日時点において、本シリーズ・トラストが保有する現金および現金同等物の残高は以下の通り:

	2024 年 8 月 31 日	2023 年 8 月 31 日
現金	\$ 1,792	\$ 957
定期預金	1,051,892	368,139
財政状態計算書上の現金および現金同等物	<u>\$ 1,053,684</u>	<u>\$ 369,096</u>

2.2 金融資産および金融負債

(A) 分類

本シリーズ・トラストは、金融資産および金融負債につき、以下のカテゴリーに分類する。

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記(続き)
終了年度 2024 年 8 月 31 日

(豪ドルで表示)

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産:

- FVTPLでの測定必須: 債券への投資

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、以下により構成される。

	2024 年 8 月 31 日 公正価値	2024 年 8 月 31 日 経費
債券への投資	\$ 7,765,048	\$ 7,750,679

	2023 年 8 月 31 日- 公正価値	2023 年 8 月 31 日- 経費
債券への投資	\$ 8,607,771	\$ 8,680,923

償却原価で測定する金融資産:

- 現金および現金同等物、ならびに利息、費用払戻、売却済証券およびその他資産に対する未収金。

償却原価で測定する金融負債:

その他負債: 印刷費用、専門家報酬、保管会社報酬、手数料代理人手数料、登録事務代行手数料、販売報酬、投資運用報酬、代行協会員報酬、管理会社代行サービス会社報酬、買い戻された受益証券および購入した有価証券に対する未払金

(B) 認識/認識の中止

本シリーズ・トラストは、金融資産および金融負債につき、本トラストがかかる金融商品の契約条項の当事者となった日付をもって認識する。金融商品の通常の購入および販売については、約定日、つまり本シリーズ・トラストがかかる商品の購入または販売を約束した日付をもって認識する。金融資産に対しては、かかる商品から受領するキャッシュ・フローに対する権利が消失した時点または、本シリーズ・トラストがかかる商品の所有権により発生する実質的にすべてのリスクおよび報酬を他者に移転した時点において、認識を中止する。契約上の義務が解除された、取り消された、または終了した場合、金融負債の認識を中止する。

(C) 測定

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は、包括利益計算書上で認識される取引費用とともに、当初公正価値で認識される。当初の認識に引き続き、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債はすべて、公正価値により測定される。「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債」カテゴリーに含まれる金融資産につき、その公正価値の変動により発生する損益は、発生した時期を対象期間とする包括利益計算書に記載される。投資売却に伴う実現した損益は、先入先出法により算出される。

純損益を通じて公正価値で測定するもの以外の金融資産および金融負債については、減損控除後の実効金利法を使用した償却原価で測定される。これらの商品は短期間またはただちに決済されるため、公正価値に近似している。

(D) 公正価値の推定

活発な市場で取引される金融商品(公開デリバティブおよび株式等)の公正価値は、報告書作成日における市場価格の終値に基づいて測定される。公正価値は、測定日において所定の手続きに基づいて市場参加者との間で行われる、資産の売却により受領する価格、または負債の移転のために支払う価格として定義される。負債の公正価値は、かかる負債の不履行リスクを反映するものである。市場価格を参照することが困難な投資またはその他の資産については、管理会社の助言に基づき受託会社が採用した手続きに従って、誠意に基づいて公正価値を測定するものとする。結果として発生した未実現損益の変動は、包括利益計算書に反映される。

(E) 債券への投資

非上場金融商品の場合、公正価値は、財政状態計算書の作成日における認知された取引所における市場価格または定評のあるブローカー/カウンターパーティが提供する情報に基づき決定され、将来における予想売却費用を控除しない。

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記(続き)
終了年度 2024 年 8 月 31 日

(豪ドルで表示)

2.3 金融商品の相殺

実現した額を相殺する法的に執行可能な権利を保有し、ネットベースで決済する意図または資産の認識と負債の決済を同時に行う意図がある場合に限り、金融資産および金融負債を相殺し、財政状態計算書において相殺後の額を報告するものとする。2024 年 8 月 31 日および 2023 年 8 月 31 日現在、すべての金融資産および金融負債は、金融商品の相殺基準を満たしていないため、財政状態計算書では相殺されておらず、総額で表示されている。

2.4 売却した証券に対する未収金および購入した証券に対する未払金

売却した証券に対する未収金および購入した証券に対する未払金は、売却または購入契約を締結したものの、財政状態計算書の日付において決済が完了していない取引を指す。これらの金額は、当初およびその後において、公正価値から売却した証券に係る未収金の減損引当金を差し引いた額として測定される。減損引当金は、本シリーズ・トラストが、売却した証券に対する未収金の全額を回収することが不可能となるであろう客観的な事実が存在する場合に計上される。売却した証券に対する未収金に対して減損が生じうる兆候としては、ブローカーが深刻な財政上の困難を抱えている場合、ブローカーが破産または財務整理に直面する蓋然性がある場合、および支払の不履行が生じている場合が挙げられる。

2.5 費用

包括利益計算書において、費用は発生主義により認識される。

報酬、原価、費用の最高額(「最大費用」といい、豪ドル・コースに帰属する本シリーズ・トラストの資産から控除される場合がある。最大費用は、年当たり純資産価値の 0.90%である(以下「TER 上限」という)。

投資運用会社は、2 年オーストラリア国債利回りを監視し毎月 TER 上限を調整するよう管理事務代行会社に対し指示する。TER 上限報酬表は以下の通り:

2 年オーストラリア国債利回り	TER 上限
0.50%以下	0.40%
0.50%超～0.75%以下	0.50%
0.75%超～1.00%以下	0.60%
1.00%超～1.25%以下	0.70%
1.25%超	0.90%

豪ドル・コースに帰属する本シリーズ・トラストに TER 上限を超える最大費用が生じた場合は、投資運用会社が負担するものとする。

疑義のないように記すと、最大費用とは以下の通りである:

- (a) 運営費用報酬、投資運用会社報酬、監査報酬、設立費用、販売報酬、管理事務代行報酬、管理会社代行サービス会社報酬、保管会社報酬、代行協会員報酬、ならびに監査報酬・費用に含まれない法務費用や監査費用、本シリーズ・トラストまたは本トラストの名義において、政府機関および省庁に支払うべき年間費用、保険費用、目論見書およびその他類似の提供文書に関連する費用、かかる文書の準備、印刷、翻訳、提供に関する費用、証券の購入または売却にかかる税金、法務または報酬関連費用、ライセンス供与、税務申告、反マネーロンダリング規則への準拠とその監視に関する費用、本シリーズ・トラストの経済的実質に関する費用、本シリーズ・トラストの終了または清算に関する費用、目論見書に記載される原価、その他手数料、および費用(かかる原価および費用が通常経費の性質を持たない範囲まで)を含むが、制限はない。また、訴訟および補償費用、ならびに管理会社が通常のビジネスにおいては発生しない特別損失と判断する費用(「特別損失」という)、仲介手数料または委託手数料(該当する場合)、証券取引に関連する課税対象の発行または登録事務(「仲介費用」という)、もしくは管理会社が本シリーズ・トラストの継続的な運用に関連すると判断するそのような費用は除外される。

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記(続き)
終了年度 2024 年 8 月 31 日

(豪ドルで表示)

- (b) さらに、通常費用、特別損失、仲介費用、および管理会社が通常発生しないと判断するその他の臨時または想定外の報酬、原価、費用または負債は除外される。
- (c) 特別損失、仲介費用、諸費用はTER上限の範囲には含まれず、本シリーズ・トラストの資産外から、受託会社の代理として管理事務代行会社によって支払われる。
- (d) 報酬、原価、もしくは費用が上記(a)または(b)の項目に分類されない場合は、最大費用とは見なされない。
- (e) TER上限は、投資運用会社報酬を支払う義務を遂行する投資運用会社に依存する。投資運用会社がかかる義務の履行を怠った場合には、本シリーズ・トラストの資産外から支払い可能な追加の報酬、原価、費用となりえるTER上限を確保できない場合がある。

2.6 外貨の換算

(A) 機能通貨および表示通貨

本シリーズ・トラストのパフォーマンスは、豪ドル建てで測定され、投資家に報告される。受託会社は豪ドルをもって、本シリーズ・トラストの原資産の取引および各種の事象および環境が及ぼす経済的影響を最も忠実に反映する通貨であると見なす。財務諸表における表示には、本シリーズ・トラストの機能通貨および表示通貨である豪ドルを使用する。

(B) 取引および残高

外貨建ての金融資産および金融負債は、評価日に豪ドルに換算される。外貨建ての金融資産および金融負債の購入および売却、受益証券の発行および買戻、収益および費用は、各取引の実行日に豪ドルに換算される。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に対する、通貨レートの変動による報告書上の実現または未実現の純損益は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に対する実現した純損益に含まれ、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に対する未実現評価損益の純変動は、包括利益計算書に含まれる。

外国為替取引による実現および未実現の評価益または評価損は、別途包括利益計算書において開示する。

2.7 分配

豪ドル・コースである本シリーズ・トラストの現行の分配ポリシーでは、受益者への分配は行わない。従って、本シリーズ・トラストの純益および実現キャピタル・ゲインはすべて再投資され、該当するユニットクラスの純資産価格に反映される。

2.8 受益証券の買戻

本シリーズ・トラストでは、受益者の選択に従って買戻可能な、受益証券が設定されている。本シリーズ・トラストでは、IAS 第 32 号(改訂)「金融商品:表示」に従い、プッタブル金融商品を負債に分類している。同改訂では、特定の厳格な条件が満たされる場合、金融負債の定義を満たすプッタブル金融商品を資本に分類することを要求している。この条件には、以下が含まれる。

- かかるプッタブル金融商品が、受益者に対し、純資産の比例的な取り分に対する権利を与えるものであること。
- かかるプッタブル金融商品が、他のすべてのクラスに劣後する金融商品のクラスに属し、クラスの特徴が同一であること。
- 発行体の買戻義務を別として、現金またはその他の金融資産を提供する契約上の義務が存在しないこと。および、
- かかるプッタブル金融商品の存続期間にわたり、同商品に帰属する予想キャッシュ・フローの総額が、実質的に発行体の損益に基づくものであること。

これらの条件が満たされたことにより、本シリーズ・トラストの受益証券は 2024 年 8 月 31 日および 2023 年 8 月 31 日を以て資本として分類された。

受益証券は、常に、本シリーズ・トラストの純資産価値に対する持分割合と同一の現金により償還することが可能である。

受益者が所有する受益証券を本シリーズ・トラストに償還する権利を行使する場合、かかる受益証券の価格は、財政状態計算書の日付において未払いである買戻額により算定される。

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記(続き)
終了年度 2024 年 8 月 31 日

(豪ドルで表示)

受益証券は、発行または買戻の時点における、本シリーズ・トラストの1口当たり純資産価格により発行または買戻される。本シリーズ・トラストの1口当たり純資産価格は、純資産価値の総額を、発行済受益証券口数で除することによって算定される。詳細については注記3を参照のこと。

2.9 補償

受託会社と管理会社は、本シリーズ・トラストの代理人として、様々な補償条項を含む特定の契約を締結する。これらの契約に基づく本シリーズ・トラストのエクスポージャーの上限値は、未公開である。ただし、本シリーズ・トラストは現在まで、これらの契約に基づく損失の申立を受けておらず、損失リスクは限定的であると予測される。

2.10 発行済受益証券に対する未収金および買戻された受益証券に対する未払金

発行済受益証券の未収金は、財政状態計算書の発行日時点で未収の発行額を用いて計上される。買戻された受益証券の未払金は、財政状態計算書の発行日時点で未払いの買戻額を用いて計上される。

2.11 FVTPL で測定する金融商品による純益(損失)

FVTPLで測定した金融商品からの純利益には、損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債から生じる実現および未実現損益および受取利息を含む。FVTPLで測定する金融商品から生じる実現純損益は、先入先出法により算出される。FVTPLで測定する金融資産および負債から生じる実現純損益は、金融商品の原価と売却取引の決済価格の差額に相当する。

FVTPLで測定する金融資産および金融負債から生じる未実現評価損益の純変動は、報告期間の開始日における金融資産の帳簿価額、またはかかる金融資産を当報告期間に取得した場合は取引価格と、報告期間の終了日における帳簿価額との差額に相当する。詳細については、注記6を参照のこと。

受取利息および支払利息(該当する場合は)、実効金利法を使用して算出され、発生時に計上される。包括利益計算書に表示された受取利息および支払利息は、FVTPLで測定する金融資産および金融負債に対する利息から成る。

2.12 法人税等

本トラストは、ケイマン諸島政府により、2063年12月2日まで現地のすべての所得、利益およびキャピタル・ゲインに対する税金を免除するとの保証を得ている。現時点において、上記の諸税がケイマン諸島により課されることはない。

本シリーズ・トラストは、複数の国において投資収益およびキャピタル・ゲインに対して課される源泉徴収税を発生させている。この投資収益またはキャピタル・ゲインは、包括利益計算書において、源泉徴収税の総額として記載される。源泉徴収税は、包括利益計算書における独立した1つの項目として記載される。2024年8月31日を末日とする会計年度、および2023年8月31日を末日とする会計年度における課税額の内訳は次の項目から成る。

	2024	2023
利息に対する源泉徴収税	\$ 735	\$ 132

本シリーズ・トラストは、ケイマン諸島以外の国に所在する企業の株式に投資を行う。これらの国々の多くでは、本シリーズ・トラストを含む非居住者にも適用される、キャピタル・ゲインへの課税を定めた税法が導入されている。これらのキャピタル・ゲインへの課税額は申告納税方式により決定される必要があるため、これらの課税については本シリーズ・トラストの仲介業者による「源泉徴収」ベースでの控除は行わない。

IAS第12号「法人所得税」に従い、本シリーズ・トラストは、特定の外国における関連する税務当局がすべての事実および状況について完全な知識を持つことを前提として、同当局が同国の税法に基づき、本シリーズ・トラストが同国において獲得したキャピタル・ゲインに対して租税債務を要求する可能性が高い場合、この租税債務を認識することが要求される。この租税債務は、同国における税法および導入された税率または当該報告期間末において実質的に導入された税率により、該当する税務当局に対して支払うべき額として算定される。ただし、現行の税法がオフショア投資のシリーズ・トラストに対してどのように適用されるかについては不明確な場合がある。この場合、租税債務が究極的に本シリーズ・トラストの負担になるかどうかについて不確実性が生じる。このため、運営者は、不確実な租税債務を測定する際に、関連の税務当局が公式または非公式な方法によりどのような課税を行っているかを含む、税負担の可能性に影響を及ぼしうる入手可能な関連事実および状況につき、これらすべてを考慮に入れるものとする。

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記(続き)
終了年度 2024 年 8 月 31 日

(豪ドルで表示)

2024年8月31日および2023年8月31日の時点において、管理会社は、本シリーズ・トラストが、付属の財務諸表上に計上すべき未実現の税控除に対する負債が存在しないと判断した。管理会社は最善を尽くして上記の判断を下したものであるが、本シリーズ・トラストが獲得したキャピタル・ゲインに対して外国の税務当局が課税するリスクは排除できない。このような課税は事前の通告なしに生じるものであり、遡及的に課税される可能性もあり、その結果として本シリーズ・トラストの損失を招く可能性がある。

3. 受益証券の買戻

本シリーズ・トラストの1口当たり純資産価格は、本シリーズ・トラストの純資産価格を本シリーズ・トラストの同時点における発行済受益証券口数で除することにより計算される。管理事務代行会社は、各取引日の業務終了において、本シリーズ・トラストの純資産価格を算出する。

受益証券の価格は、すべての目的において豪ドルで算出および支払われる。

当初購入時における最低口数は1口である。本コースの当初購入価格は1口あたり1豪ドルである。全受益者は、購入申込書への記入を完了する必要がある。

受益証券が初回に発行された後、適格な投資家はその後の募集日において当該の募集価格により受益証券を購入することができる。豪ドル・コースに対する支払いは、豪ドルのみ可能である。受託会社は、理由の如何を問わず、また理由を提示することなく、いかなる購入を拒否する権限を持つ。

取引日においてユニットクラスの受益証券購入を希望する投資家は、それぞれの初回オファー期間最終日の午後7時00分(東京時間)または関連する取引日の午後7時00分(東京時間)、ないしは管理会社が任意に定める上記以外の日時までに所定申請様式の記入を完了させ、管理事務代行会社宛に送付しなければならない。

2024年8月31日時点における、純資産価格、発行済受益証券口数、および1口当たり純資産価格は以下の通り:

ユニットクラス	純資産価格	発行済受益証券口数	受益証券1口当たり純資産価格
豪ドル・コース	\$ 8,387,595	7,887,075	\$ 1.0635

2023年8月31日時点における、純資産価格、発行済受益証券口数、および1口当たり純資産価格は以下の通り:

ユニットクラス	純資産価格	発行済受益証券口数	受益証券1口当たり純資産価格
豪ドル・コース	\$ 9,030,075	8,856,392	\$ 1.0196

本受益証券の機能通貨は豪ドルである。

2024年8月31日時点で、全発行済受益証券は受益者4社が保有しており、同受益者持分はそれぞれ純資産の69.12%、24.09%、6.55%、0.24%であった(2023年は、70.80%、21.45%、7.16% および 0.59%)。

受益者が保有する受益証券を移転する場合、受託会社による事前の書面による合意が必要であるが、受託会社はこの申請に対して合理的な理由なく保留または遅延してはならない。受益証券の移転は、本シリーズ・トラストの受益者登録簿に記載されない限り効力を持たず、受託会社または受益者に対する拘束力を持たない。

各受益者は、受託会社または受託会社が正式に指定した代理人に対し、受益者が保有する受益証券の全部または一部につき、適当な買戻日における買戻価格で買戻すことを要請する買戻通知を提出することができる。買戻請求は、適用される通貨による金額または受益証券の口数を指定して提出することができる。上記の通告が、受益者登録簿に記載された受益者の保有するすべての受益証券についてでない場合、受託会社はその単独の裁量に基づき、買戻の最小単位を1口と定めることができる。買戻請求を取り消すことはできない。

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記(続き)
終了年度 2024 年 8 月 31 日

(豪ドルで表示)

最終買戻日に先立って受益証券の買戻を行う場合、買戻される個別の受益証券に対して買戻手数料は適用されない。

いずれのユニットクラスについても、受益証券の買戻に関して受益者に対して発生する未払金は現金で支払われるものとするが、受託会社が、管理会社との協議の上で、受益者の最善の利益に資すると判断する場合は、受託会社が保有する証券の提供による物納(または一部を物納)することも可能である。受託会社が上記のように判断する場合、買戻を行う受益者に対して同日に実施されるすべての分配は、同一の基準により実施される。

さらに、受益者への未払金から為替両替の全費用を控除するという条件の下で、受益者は、自由に入手可能なその他の通貨による支払いをすることが可能であり、受益者はそのような支払いを申請することができる。かかる買戻の対価については、実際の分配までの期間において利息が発生しない。

2024 年 8 月 31 日を末日とする年度において、発行された受益証券、買戻された受益証券による収入は以下の通り:

ユニットクラス	発行された受益証券による収入		買戻された受益証券による収入	
豪ドル・コース	\$	177,682	\$	(1,180,854)

2023 年 8 月 31 日を末日とする年度において、発行された受益証券および買戻された受益証券による収入は以下の通り:

ユニットクラス	発行された受益証券による収入		買戻された受益証券による収入	
豪ドル・コース	\$	777,540	\$	(920,537)

2024年8月31日を末日とする年度および2023年8月31日を末日とする年度において、発行された受益証券の口数、買戻された受益証券の口数、および発行済み受益証券の口数は以下の通り:

ユニットクラス	時点		2024 年 8 月 31 日時点	
	2023 年 8 月 31 日	発行済受益証券	買戻された受益証券	
豪ドル・コース	8,856,392	170,910	(1,140,227)	7,887,075

ユニットクラス	時点		2023 年 8 月 31 日時点	
	2022 年 8 月 31 日	発行済受益証券	買戻された受益証券	
豪ドル・コース	8,992,416	783,000	(919,024)	8,856,392

1口当たり純資産額の算定が中止されている場合においては、受益証券の発行および買戻、ならびにかかる取引に関する支払は停止される。受託会社はかかる業務停止が開始または解除となった場合、実務上可能なかぎり迅速に受益者に通知する。上記の業務停止期間においても、募集への申請および買戻通告は取り消すことができず、場合に応じて次の募集日または買戻日に処理される。

4. 重要な会計上の見積りおよび判断

運営者は、報告された資産および負債の額に影響を及ぼす、将来に関する見積りおよび判断を行う。見積りは継続的に評価され、過去のデータに加えて、当該状況の下で発生することが合理的だと考えられる将来の事象の予測を含むその他の要素に基づいて推定される。その結果である会計上の見積りは、その性質上、関連する実際の結果と一致することは稀である。本シリーズ・トラストは、適宜、店頭デリバティブをはじめとする活発な市場で取引されていない金融商品を保有する場合がある。これらの商品の公正価値については、各種の価値評価手段を用いて決定する。公正価値の決定に価値評価手段(例:モデル)が使用される場合、その内容の正確性は管理会社により確認され、定期的に検証される。

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記(続き)
終了年度 2024年8月31日

(豪ドルで表示)

5. 財務リスク管理

5.1 本シリーズ・トラストの主なリスクファクター

本シリーズ・トラストの運用は、様々な財務リスクを伴う。具体的には、市場リスク(通貨リスク、金利リスク、価格リスクを含む)、信用リスク、および流動性リスクである。これらのリスク管理は、受託会社が承認した各種ポリシーに基づき、管理会社が担当する。

本シリーズ・トラストは、様々な種類のリスクに対処するにあたり、その測定および管理をリスクの種類に応じて異なる方法で行う。この方法の詳細については、以下に記載した。

A) 市場リスク

(i) 通貨リスク

本シリーズ・トラストが保有する証券はすべて豪ドル建てであるため、管理会社は、本シリーズ・トラストにおいて通貨リスクへのエクスポージャーはほぼ存在せず、現行の為替レートの直接的な変動によるリスクを被らないと判断している。

(ii) 金利リスク

金利リスクとは、一般に金利が下落すれば債券価格が上昇し、金利が上昇すれば債券価格が下落するリスクを指す。金利の変動による影響は、一般に短期債券よりも長期債券に大きな影響を与える。本シリーズ・トラストは、短期金利または長期金利が急激に上昇したか、あるいは本シリーズ・トラストの運営者が予測しない形の変化が発生した場合、損失を被る可能性がある。金利が変動する場合、債券の残存期間は債券価格の変動の度合いを示す数値として参照される場合がある。債券の残存期間が長ければ長いほど、特定の金利変動における債券価格の変動幅も大きくなる。このため、本シリーズ・トラストの純資産価格も変動する場合がある。

以下の表は、本シリーズ・トラストの金利リスクへのエクスポージャーを分析したものである。同表には、本シリーズ・トラストの公正価値における資産および負債につき、契約上の金利改定日または満期日の早い順にカテゴリー化して記載している。

2024年8月31日時点	1年以内	1年～5年	5年超	無利息	合計
資産					
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	\$ 5,014,218	\$ 2,750,830	\$ -	\$ -	\$ 7,765,048
現金および現金同等物	1,053,684	-	-	-	1,053,684
以下に対する未収金:					
利息	-	-	-	66,127	66,127
費用払戻	-	-	-	13,887	13,887
その他の資産	-	-	-	104,235	104,235
資産合計	\$ 6,067,902	\$ 2,750,830	\$ -	\$ 184,249	\$ 9,002,981

2024年8月31日時点	1年以内	1年～5年	5年超	無利息	合計
負債					
以下に対する未払金:					
購入した証券	\$ -	\$ -	\$ -	\$ 510,025	\$ 510,025
専門家報酬	-	-	-	43,081	43,081
印刷費用	-	-	-	35,372	35,372
販売報酬	-	-	-	17,461	17,461
保管会社報酬	-	-	-	3,614	3,614
投資運用報酬	-	-	-	2,133	2,133
登録事務代行報酬	-	-	-	1,778	1,778
報酬代行会社報酬	-	-	-	1,707	1,707
代行協会員報酬	-	-	-	143	143

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記(続き)
終了年度 2024 年 8 月 31 日
(豪ドルで表示)

管理会社代行サービス会社報酬	-	-	-	72	72
負債(解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産を除く)	-	-	-	615,386	615,386
利息および感応度ギャップ	\$ 6,067,902	\$ 2,750,830	\$ -	\$ (431,137)	\$ 8,387,595

2023 年 8 月 31 日時点	1 年以内	1 年～5 年	5 年超	無利息	合計
資産					
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	\$ 6,359,853	\$ 2,247,918	\$ -	\$ -	\$ 8,607,771
現金および現金同等物	369,096	-	-	-	369,096
以下に対する未収金:					
利息	-	-	-	42,761	42,761
費用払戻	-	-	-	26,693	26,693
売却した証券	-	-	-	9	9
その他の資産	-	-	-	97,298	97,298
資産合計	\$ 6,728,949	\$ 2,247,918	\$ -	\$ 166,761	\$ 9,143,628

2023 年 8 月 31 日時点	1 年以内	1 年～5 年	5 年超	無利息	合計
負債					
以下に対する未払金:					
印刷費用	\$ -	\$ -	\$ -	\$ 37,454	\$ 37,454
専門家報酬	-	-	-	29,604	29,604
投資運用報酬	-	-	-	15,679	15,679
買戻された受益証券	-	-	-	12,735	12,735
販売報酬	-	-	-	10,492	10,492
登録事務代行報酬	-	-	-	4,436	4,436
報酬代行会社報酬	-	-	-	1,844	1,844
保管会社報酬	-	-	-	1,077	1,077
代行協会員報酬	-	-	-	154	154
管理会社代行サービス会社報酬	-	-	-	78	78
負債(解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産を除く)	-	-	-	113,553	113,553
利息および感応度ギャップ	\$ 6,728,949	\$ 2,247,918	\$ -	\$ 53,208	\$ 9,030,075

2024 年 8 月 31 日時点および 2023 年 8 月 31 日時点において、金利が 50 ベーシスポイント下落または上昇し、かつ他の変動要素が一定であった場合、このキャッシュポジションが 1 年間保有されたと仮定すると、解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の同期間における運用による増減幅はそれぞれおよそ 33,557 豪ドルおよび 41,193 豪ドルである。この変動の大部分は、債券の市場価格の変動によるものである。

(iii) 市場価格リスク

本シリーズ・トラストが保有する証券の市場価格は変動しうるものであり、場合によっては急激に、または予測とは異なる値動きをする可能性がある。証券の価値は、一般に証券市場に影響を与える諸要素、特に証券市場における特定の業種に影響を与える諸要素を起因として下落する場合がある。特定の証券の価値は、特定の企業に具体的に関連していない市場全般の環境により下落しうるものであり、そのような例としては、実際または見かけ上の経済状況の悪化、特定の証券または金融商品に対する需給関係、企業収益に対する全般的な見通し、金利または通貨レートの変動、または投資家心理の悪化などが挙げられる。また、労働力不足や製造コストの上昇、特定の業界内における競争環境など、特定の業界または業界群に影響を及ぼす要因によっても、証券価格の下落は生じうる。証券市場全体が下降傾向にある場合、複数の資産クラスの価値が同時に下落する場合がある。株式は債券に比べて、価格のボラティリティがより大きい。

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記(続き)
終了年度 2024 年 8 月 31 日

(豪ドルで表示)

以下の表は、2024 年 8 月 31 日時点における市場価格リスクの集中度の概要を示したものである。

業界名	純資産全体に対する割合	
	公正価値	(%)
債券への投資		
自動車製造	\$ 519,923	6.2%
銀行	6,449,832	76.9%
土木建設	496,945	5.9%
政府	298,348	3.6%
債券投資合計	\$ 7,765,048	92.6%
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	\$ 7,765,048	92.6%

国名	純資産全体に対する割合	
	公正価値	(%)
債券への投資		
オーストラリア	\$ 4,348,063	51.8%
フランス	537,845	6.4%
日本	500,356	6.0%
多国間	298,348	3.6%
オランダ	339,875	4.1%
ニュージーランド	750,600	8.9%
スイス	339,122	4.0%
英国	650,839	7.8%
債券投資合計	\$ 7,765,048	92.6%
	\$ 7,765,048	92.6%

以下の表は、2023 年 8 月 31 日時点における市場価格リスクの集中度の概要を示したものである。

業界名	純資産全体に対する割合	
	公正価値	(%)
債券への投資		
自動車製造	\$ 1,406,708	15.6%
銀行	6,905,592	76.4%
政府	295,471	3.3%
債券投資合計	\$ 8,607,771	95.3%
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	\$ 8,607,771	95.3%

国名	純資産全体に対する割合	
	公正価値	(%)
債券への投資		
オーストラリア	\$ 4,917,528	54.4%
カナダ	902,597	10.0%
日本	500,680	5.5%
多国間	295,471	3.3%
スイス	324,677	3.6%
米国	1,666,818	18.5%
債券投資合計	\$ 8,607,771	95.3%
	\$ 8,607,771	95.3%

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記(続き)
終了年度 2024 年 8 月 31 日

(豪ドルで表示)

本シリーズ・トラストが保有する投資の価値は、包括利益計算書において認識された公正価値の変動に基づく公正価値により算定されているため、市場環境におけるすべての変動は、純資産の合計および包括利益の合計に直接的な影響を及ぼす。

2024年8月31日時点および2023年8月31日時点で、債券投資資産の市場価格が1%上昇した場合、その他一切が同じであれば、解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産はそれぞれ77,650豪ドルおよび86,078豪ドル増加する。反対に、市場価格が1%下落した場合、その他一切が同じであれば、かかる純資産には同額の逆方向の影響が生じる。

(B)信用リスク

本シリーズ・トラストは、カウンターパーティが満期時において負債の全額を支払うことができないリスクである信用リスクに対するエクスポージャーを有する。

発行体の信用格付けまたは発行体の信用力についての市場の認識の変動は、本シリーズ・トラストの当該発行体への投資の価値に影響する可能性がある。信用リスクの程度は、発行体の財政状態および義務の条件の両方に依存して変化する。

上場証券に関するすべての取引は、承認された仲介業者を利用して払込時における決済／支払が行われる。売却した証券の提供は、仲介業者が支払を受領するまで実行されないため、デフォルトリスクは最小限であると考えられる。購入に対する支払は、仲介業者が購入した証券を受領した後に実行される。当事者の一方が自らの義務を履行しなかった場合、取引は不成立となる。

投資運用会社は、本シリーズ・トラストの信用ポジションを継続的に監視する。

2024年8月31日時点および2023年8月31日時点における、すべての金融資産に対する信用リスクの最大エクスポージャーは、財政状態計算書上の帳簿価額である。本シリーズ・トラストは、担保あるいはその他の信用補完措置を一切保有していない。これらの資産のうち、減損した資産または満期を超えたものは存在しない。

2024年8月31日時点および2023年8月31日時点において、本シリーズ・トラストの証券取引における精算および預託業務は、主に保管会社が担当するが、かかる保管会社はフィッチ・レーティングスでAプラスを得ている。2024年8月31日時点および2023年8月31日時点において、実質的にすべての現金および現金同等物、および投資による残高は、保管会社が保管している。

本シリーズ・トラストにおける上記リスクの管理ポリシーは、定評のある格付け機関であるムーディーズにより投資グレードと認定された債券に投資するというものである。本シリーズ・トラストはまた、同格付け機関のアプローチと一貫性を持つアプローチを採用した投資アドバイザーが格付け評価を行った、格付けなしの資産に投資する場合がある。

以下の表は、2024年8月31日時点における本シリーズ・トラストの負債ポートフォリオの信用格付けにつき、純資産全体に対する割合(%)を示したものである。

格付け*	純資産全体に対する割合(%)
Aaa	3.6%
Aa2	38.2%
A1	32.9%
A2	2.4%
Baa1	9.6%
Baa2	5.9%
	92.6%

*証券が格付けされている場合、ムーディーズ/S&Pの投資家サービスにより入手した。

以下の表は、2023年8月31日時点における本シリーズ・トラストの負債ポートフォリオの信用格付けにつき、純資産全体に対する割合(%)を示したものである。

★

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記(続き)
終了年度 2024 年 8 月 31 日

(豪ドルで表示)

格付け*	純資産全体に対する割合(%)
Aaa	3.3%
Aa3	28.3%
A1	34.1%
A2	10.5%
A3	19.1%
	95.3%

*証券が格付けされている場合、ムーディーズ/S&Pの投資家サービスにより入手した。

(C)流動性リスク

流動性リスクは、特定の投資を購入または売却することが困難な場合に生じる。本シリーズ・トラストによる非流動性証券への投資は、かかる非流動性証券を有利な時期または価格で売却することが不可能である場合があるため、本シリーズ・トラストのリターンを減少させる可能性がある。本シリーズ・トラストの主要な投資戦略が、先進国以外の国における証券、デリバティブ、あるいは重大な市場リスクおよび/または信用リスクを抱える証券を含む限りにおいて、本シリーズ・トラストは、流動性リスクに関して最大のエクスポージャーを有する傾向がある。

以下の表は、財政状態計算書の日付における契約上の満期日を基準として、本シリーズ・トラストが保有する金融負債につき、残存期間に従って満期によりグループ化して分析したものである。本表に記載した額は、契約上の割引前キャッシュ・フローである。

2024 年 8 月 31 日時点	1 カ月未満		1~3 カ月		合計
以下に対する未払金:					
購入した証券	\$	510,025	\$	-	\$ 510,025
専門家報酬		43,081		-	43,081
印刷費用		35,372		-	35,372
販売報酬		17,461		-	17,461
保管会社報酬		3,614		-	3,614
投資運用報酬		2,133		-	2,133
登録事務代行報酬		1,778		-	1,778
報酬代行会社報酬		1,707		-	1,707
代行協会員報酬		143		-	143
管理会社代行サービス会社報酬		72		-	72
契約上のキャッシュアウトフロー	\$	615,386	\$	-	\$ 615,386

2023 年 8 月 31 日時点	1 カ月未満		1~3 カ月		合計
以下に対する未払金:					
印刷費用	\$	37,454	\$	-	\$ 37,454
専門家報酬		29,604		-	29,604
投資運用報酬		15,679		-	15,679
買戻された受益証券		12,735		-	12,735
販売報酬		10,492		-	10,492
登録事務代行報酬		4,436		-	4,436
報酬代行会社報酬		1,844		-	1,844
保管会社報酬		1,077		-	1,077
代行協会員報酬		154		-	154
管理会社代行サービス会社報酬		78		-	78
契約上のキャッシュアウトフロー	\$	113,553	\$	-	\$ 113,553

受益証券は、受益者が権利を行使することにより買戻される。ただし、これらの商品の保有者は一般に中長期的に保有するため、受託会社はこの開示された契約上の満期が実際のキャッシュ・フローを反映するとは想定していない。

管理会社は、本シリーズ・トラストの流動性ポジションを継続的に監視する。

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記(続き)
終了年度 2024 年 8 月 31 日

(豪ドルで表示)

流動性リスクは、非流動性資産に対する投資の割合を純資産価値の 15%未満に抑えることにより管理される。

(D)リスク管理

本シリーズ・トラストの投資運用会社のチームは、ポートフォリオに含まれるすべてのポジションおよびリスクの数値指標について定期的に報告業務を行う、特定のリスク管理システムおよび専門家の支援を受ける。潜在的な投資家は、フェイルセーフなリスク管理システムは存在せず、管理会社が採用したリスク管理フレームワーク(例:ストップウィン、ストップロス、シャープレシオ、ロスリミット、バリュアットリスク、あるいは現在知られているその他の方法または今後開発される方法)が、その目的を達成し、大規模な損失を防止またはその規模を限定することに成功するという保証はないことを理解する必要がある。将来の取引パターンや将来の金融市場において投資商品にどのような価格が付くかについて、正確に予測することを保証するような、リスク管理システムおよびテクニック、または価格モデルは存在しない。

(E)資本リスク管理

本シリーズ・トラストの資本は、解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産である。本シリーズ・トラストは、受益者の裁量により毎日の募集および買戻が行われるため、解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の金額は毎日大幅に変動しうるものである。資本管理における本シリーズ・トラストの目標は、受益者にリターンを提供し、その他の関係者に報酬を提供するため、および強固な資本ベースを維持することにより本シリーズ・トラストの投資活動の発展を支援するため、本シリーズ・トラストが継続企業として存続する能力を保護することである。資本構成を維持または修正するため、本シリーズ・トラストのポリシーに基づき以下を実行する。

- 流動資産との比較における、毎日の募集および買戻の水準を監視し、本シリーズ・トラストが解約可能受益証券の受益者に支払う配分額を調整する。
- 本シリーズ・トラストの定款に従い、受益証券の買戻および新規発行を行う。

管理会社は、解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産価値を基準として資本の変動を監視する。

5.2 本シリーズ・トラストのその他のリスク

(A)保管リスク

本シリーズ・トラストが保有するすべての証券につき、受託会社および管理会社のいずれもその管理権を持たない。保管会社または、保管会社の役割を果たすべく選択されたその他の銀行または仲介業者が破綻する可能性があり、この場合、本シリーズ・トラストは、これらの保管会社が保有するファンドまたは証券の全体または一部を失う可能性がある。

(B)免責リスク

受託会社、管理会社、管理事務代行会社、保管会社、およびその他の関係者、ならびにそれらの代理人、代表者、オフィサー、社員、および関係者は、1口当たり純資産価値が低下するような特定の状況において、本シリーズ・トラストの資産に対する責任を免じられる権利を有する。

(C)決済リスク

一部の海外市場における決済および清算手続きは、米国、欧州、および日本における場合と大きく異なる。海外市場における決済および清算手続き、ならびに取引関連の規制は、米国内での投資の決済では通常発生しない特定のリスクを生じる可能性がある(証券に対する支払や証券の提供の遅延等)。場合によっては、一部の外国における決済において、取引された証券の口数が一致しない場合がある。これらの問題は、管理会社が本シリーズ・トラストの口座に対する取引を行うことを困難にする可能性がある。

管理会社が証券の購入につき決済できないか、決済が遅延した場合、有利な投資機会を取り逃がす可能性があり、本シリーズ・トラストの資産の一部が未投資となり、一定の期間においてリターンを獲得できない結果が生じうる。管理会社が証券の売却の決済ができないか、決済が遅延した場合、かかる証券の価値がその後下落すると本シリーズ・トラストに対して損失が発生しうる。また、管理会社がかかる証券を第三者に売却する契約を結んでいた場合、本シリーズ・トラストは発生したすべての損失に対して補償責任を負う可能性がある。

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記(続き)
終了年度 2024 年 8 月 31 日

(豪ドルで表示)

(D)カウンターパーティ・リスクおよび仲介リスク

管理会社またはその権限を移譲された者が、本シリーズ・トラストの口座のために取引または投資を行う相手先である、保管会社をはじめとする銀行や証券会社を含む金融機関およびカウンターパーティは、財政状態が悪化し、本シリーズ・トラストに関してそれぞれが抱える債務の履行が不可能になる可能性がある。このような債務不履行が発生した場合、本シリーズ・トラストは大きな損失を被る可能性がある。管理会社はさらに、特定の取引の安全性を高めるため、本シリーズ・トラストの口座のためにカウンターパーティに対して担保を提供する場合があります。管理会社は、2024 年 8 月 31 日を末日とする年度および 2023 年 8 月 31 日を末日とする年度において、担保を一切設定していない。

本シリーズ・トラストは、財政状態計算書において、いかなる金融資産または金融負債についても相殺を行っておらず、いかなるデリバティブ資産も保有していない。

(E)集中リスク

投資運用会社は、実質的に投資対象債券の受益証券の販売から得る利益のすべてを投資しており、そのため投資対象債券から発生した損失は本シリーズ・トラストの財政状態全体に多大な悪影響を及ぼす場合がある。

(F)オーストラリア債券に対する投資リスク

発行体の商品へのエクスポージャーには、重大な経済的および政治的リスクが含まれる可能性がある。オーストラリア債に投資することで、本シリーズ・トラストはオーストラリアにおける政治的、社会的、経済的な変化から生じる直接的または間接的な影響に晒される場合がある。政治的変化によって、オーストラリアの発行体が債務義務を適時に支払う意思に影響が及ぶ可能性がある。また、反映されるものとして、国および地方の経済状況の中でもとりわけ、インフレ率、対外債務の額およびGDPが、地域の発行体が債務義務を履行する能力に影響を及ぼす場合がある。

(G)投資対象債券の利息は提供されない

本受益証券のリターンは、その他の要素もあるが、投資対象債券のパフォーマンスに依存する。本受益証券への投資は、受益者に対し、投資対象債券に対しての直接的な持分を提供するものではない。

(H)本シリーズ・トラストの早期終了

本シリーズ・トラストの最終買戻日は 2025 年 8 月 29 日に予定されているが、強制買戻事由が発生した場合、かかる最終買戻日が前倒して実施される。

5.3 公正価値測定およびヒエラルキーの設定

本シリーズ・トラストは IFRS 会計基準第 13 号「公正価値の測定」を適用しており、金融資産と金融負債の両方に対し、公正価値測定のインプットとして、市場における最終取引価格を使用している。

活発な市場とは、当該資産または負債に対する取引が、継続的な価格情報を提供するのに十分な頻度および取引量で実行されている市場を指す。

活発な市場で取引されていない金融資産および金融負債の公正価値については、バリュエーションの手段を用いて決定する。本シリーズ・トラストは、様々な方法を利用し、各期末における市場環境に基づく仮定を作成する。オプション、通貨スワップ、およびその他の店頭デリバティブなどの非標準的金融商品に対して採用されるバリュエーションの手段としては、類似する最近の一般的な取引条件の使用、実質的に同内容の他の金融商品への参照、割引キャッシュ・フロー分析、オプション価格モデル、および市場参加者に広く使用されているその他のバリュエーション技法の活用が挙げられ、市場インプットを最大限使用し、事業体固有のインプットに対する依存を可能なかぎり少なくしている。

活発な市場が存在しない金融商品については、本シリーズ・トラストは、業界において一般に標準的であると認識されているバリュエーションの方法およびテクニックに通常基づいている、社内開発したモデルを使用する場合がある。これらのモデルに対するインプットの一部は、市場において観察できる情報ではないため、仮定に基づく見積りである。

モデルによるアウトプットは、常に、確信を持って決定することができない見積りあるいは概算値であり、使用されたバリュエーションの手段は、本シリーズ・トラストが保有するポジションに関連するすべての要素を十分に反映したものでない場合がある。このため、バリュエーションは、適当な場合において、モデルリスク、流動性リスクおよびカウンターパーティ・リスクを含む追加の要素を含むように修正される場合がある。

本シリーズ・トラストは、測定に使用されるインプットの重要度を反映した公正価値ヒエラルキーを利用して、公正価値測定を分類する。

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記(続き)
終了年度 2024 年 8 月 31 日

(豪ドルで表示)

この公正価値ヒエラルキーは、以下の3階層により構成される。

- レベル1のインプットとは、同一の資産または負債に対する活発な市場における相場価格(未調整)で、事業体が測定日においてアクセス可能なものを指す。
- レベル2のインプットとは、レベル1に含まれる相場価格以外のインプットで、直接的あるいは間接的に、当該資産または負債に対する観察が可能なものを指す。
- レベル3のインプットとは、当該資産または負債に対する観察が不可能なインプットを指す。

公正価値測定全体が区分される公正価値ヒエラルキーのレベルは、全体の公正価値測定にとって重大なインプットのうち、最も低いレベルのインプットに基づいて決定される。この目的のため、個別インプットの重要度は、全体としての公正価値測定と照らし合わせて評価される。特定の公正価値測定において、観察可能なインプットが使用できるものの、相当程度を観察不可能なインプットにより修正する必要がある場合は、かかる測定はレベル3の測定となる。全体としての公正価値測定に対する、特定のインプットの重要性を評価するには、当該資産または負債に固有の要素を考慮した上での判断が要求される。

「観察可能」なインプットが何によって構成されるかについての決定は、管理会社の助言の下、管理事務代行会社の判断による部分が多い。管理会社の助言の下で、管理事務代行会社は、簡単に入手可能であり、定期的に配布または更新され、信頼性および正確性が高く、社内情報ではなく、関連する市場に積極的に関与している独立系の情報源により提供された市場データにつき観察可能なデータであると見なす。

以下は、本シリーズ・トラストが売買目的に保有する金融資産の価値測定にあたり、2024年8月31日時点で使用されたインプットに基づく公正価値測定の概要である：

損益を公正価値で測定した金融資産	(未調整)同一商品の重要度の高いその他重要度の高い観察不 活発な市場におけるの観察可能なインプット(レ 相場価格(レベル1) ット(レベル2) 可能なインプット(レ ベル3) 点の公正価値			
	2024年8月31日	2024年8月31日	2024年8月31日	2024年8月31日
債券への投資	\$ -	\$ 7,765,048	\$ -	\$ 7,765,048
純損益を通じて公正価値で測定する金融 資産	\$ -	\$ 7,765,048	\$ -	\$ 7,765,048

以下は、本シリーズ・トラストが売買目的に保有する金融資産の価値測定にあたり、2023年8月31日時点で使用されたインプットに基づく公正価値測定の概要である：

損益を公正価値で測定した金融資産	(未調整)同一商品の重要度の高いその他重要度の高い観察不 活発な市場におけるの観察可能なインプット(レ 相場価格(レベル1) ット(レベル2) 可能なインプット(レ ベル3) 点の公正価値			
	2023年8月31日	2023年8月31日	2023年8月31日	2023年8月31日
債券への投資	\$ -	\$ 8,607,771	\$ -	\$ 8,607,771
純損益を通じて公正価値で測定する金融 資産	\$ -	\$ 8,607,771	\$ -	\$ 8,607,771

2024年8月31日を末日とする年度および2023年8月31日を末日とする年度において、レベル1、レベル2、およびレベル3の間の移転は生じなかった。

活発とは見なされない市場で取引される金融商品ではあるが、市場の相場価格や、仲買業者による値付け、または観察可能なインプットを参考にした代替的な価格設定者による価格付けより測定された商品については、レベル2に分類される。店頭デリバティブおよび債券は、このカテゴリーに含まれる。レベル2の金融商品には、活発な市場で取引されておらず、または移転に制限があるポジションが含まれるため、バリュエーションは、一般に入手可能な市場情報に基づいて、非流動性および/または非移転性を反映して調整する場合がある。

レベル3に分類される投資は、取引が頻繁ではないため、観察不可能な重大なインプットを含む。
 2024年8月31日時点および2023年8月31日時点で、本シリーズ・トラストはレベル3に分類される証券を保有していない。

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記(続き)
終了年度 2024 年 8 月 31 日

(豪ドルで表示)

純損益を通じて公正価値で測定するもの以外の金融資産および金融負債

- (i) 2024年8月31日および2023年8月31日時点において、現金および現金同等物、ならびにその他すべての資産および負債(その他の資産、ならびに利息、費用払戻、および売却した証券に対する未収金、ならびに証券購入代金、印刷費用、専門家報酬、保管会社報酬、報酬代行会社報酬、登録事務代行報酬、販売報酬、投資運用会社報酬、代行協会員報酬、および管理会社代行サービス会社報酬に対する未払金を含む)は短期の金融資産または金融負債と見なされ、短期の性質を持つことから、その帳簿価額はほぼ公正価格に等しい。バリュエーションの手段の詳細については、注記2を参照のこと。
- (ii) 解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産。本シリーズ・トラストは、受益証券の買戻および発行につき、財務諸表における算定方法と同一の方法により買戻時点における本シリーズ・トラストの純資産に対する持分割合を算定し、かかる割合の買戻および発行を行う。従って、解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の帳簿価額は、ほぼ公正価格に等しい。

6. 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る純利益(損失)

	2024 年 8 月 31 日	2023 年 8 月 31 日
損益を通じて公正価値 で測定する金融資産および金融負債に係る純利益(損失)は、以下 により構成される。		
債券投資に係る実現純(損失)	\$ (221)	\$ (3,357)
先物予約への投資に係る実現純(損失)	-	(209)
金融資産および金融負債につき、公正価値で測定された損益に基づ く実現純(損失)合計	<u>\$ (221)</u>	<u>\$ (3,566)</u>
債券投資に係る未実現純益の変動	\$ 87,521	\$ 96,329
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債にか かる未実現評価益の純増(減)合計	<u>\$ 87,521</u>	<u>\$ 96,329</u>

7. 報酬、費用、および関連当事者間取引

7.1 報酬および費用

(A) 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、3,750 豪ドルの月額最低料金を条件として、最初の 5 億米ドルの純資産で 0.07%、次の 5 億米ドルの純資産で 0.06%、10 億米ドルを超える純資産で 0.05%を 1 年当たりの報酬として受け取る。管理事務代行会社が 2024 年 8 月 31 日を末日とする年度および 2023 年 8 月 31 日を末日とする年度に獲得した報酬、ならびに 2024 年 8 月 31 日時点および 2023 年 8 月 31 日時点で管理事務代行会社に対する未払いの報酬は、それぞれ、包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

(B) 保管会社報酬

保管会社は、各評価日までに蓄積され、同日に計算された純資産価値の 0.03%を年当たりの報酬として受け取るものとし、同報酬は後払いで毎月支払われる。保管会社が 2024 年 8 月 31 日を末日とする年度および 2023 年 8 月 31 日を末日とする年度に獲得した報酬、ならびに 2024 年 8 月 31 日時点および 2023 年 8 月 31 日時点で保管会社に対する未払いの報酬は、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

(C) 登録事務代行報酬

登録事務代行会社は、純資産価値の 0.01%を年当たりの報酬として、および 1 取引当たり 10 豪ドルの報酬を受け取るものとする。登録事務代行会社が 2024 年 8 月 31 日を末日とする年度および 2023 年 8 月 31 日を末日とする年度に獲得した報酬、ならびに 2024 年 8 月 31 日時点および 2023 年 8 月 31 日時点で登録事務代行会社に対する未払いの報酬は、それぞれ、包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記(続き)
終了年度 2024年8月31日

(豪ドルで表示)

(D) 専門家報酬

専門家報酬には、法務および監査報酬が含まれる。2024年8月31日を末日とする年度および2023年8月31日を末日とする年度に支払われた報酬、ならびに2024年8月31日および2023年8月31日時点での登録事務代行会社に対する未払いの報酬は、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

(E) 販売報酬

販売会社各社は、年当たり報酬として、各評価日までに蓄積し、同日に算定した純資産価格の上限 0.30%を含む報酬に、各ユニットクラスの受益証券の総発行口数で販売会社各社の持ち口数を除いた数に掛け合わせた額(以下「販売報酬」という)を受け取るものとし、月割りの後払いで支払われる。

販売報酬は受益証券分配および買戻契約に準じて調整され、投資運用会社から管理事務代行会社へ毎月通知される場合がある。また、以下の表に示す通り、2年オーストラリア国債利回りと関連している。

2年オーストラリア国債利回り	販売報酬 割合 (純資産価値に対して年率)
0.50%以下	0.05%
0.50%超～0.75%以下	0.10%
0.75%超～1.00%以下	0.15%
1.00%超～1.25%以下	0.20%
1.25%超	0.30%

販売報酬は、管理会社の代理人として管理事務代行会社が、本シリーズ・トラストの資産から支払うものとする。2024年8月31日を末日とする年度および2023年8月31日を末日とする年度において販売会社が獲得した報酬、ならびに2024年8月31日時点および2023年8月31日時点で販売会社に支払うべき未払金は、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

7.2 関連当事者間取引

一方当事者が他方当事者を支配する、あるいは財政上または運営上の決定に際して他方当事者に対して重要な影響力を行使することができる場合、両当事者は関連当事者と見なされる。受託会社、報酬代行会社、管理会社、および代行協会員は、すべて本シリーズ・トラストの関連当事者である。

通常の業務に含まれる取引を除き、関連当事者間のその他の取引は行われなかった。

(A) 受託会社報酬

受託会社は、年当たり10,000米ドルの固定報酬を運営費用報酬から前払いで受け取るものとする。

(B) 報酬代行会社報酬

報酬代行会社は、年当たり純資産価値の0.12%の報酬(以下「運営費用報酬」という)を受け取るものとし、各評価日まで蓄積され、同日に計算するものとする。運営費用報酬は、受託会社を代表して管理事務代行会社が、本シリーズ・トラストの資産から支払うものとする。報酬代行会社が2024年8月31日を末日とする年度および2023年8月31日を末日とする年度に獲得した報酬、ならびに2024年8月31日時点および2023年8月31日時点で報酬代行会社に対する未払いの報酬は、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

報酬代行会社は、管理会社報酬、受託会社報酬、および運営経費および費用を支払う責任がある。これらは、報酬代行会社の合理的な判断において、管理会社報酬と受託会社報酬の関連運営経費および費用(以下「通常経費」という)として決定される。

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記(続き)
終了年度 2024年8月31日

(豪ドルで表示)

疑義のないように記すと、報酬代行会社は最大費用、特別損失、仲介費用、または諸費用の支払に対して責任を負わない。最大費用は、受託会社の代理として管理事務代行会社によって、本シリーズ・トラストの資産外から支払われる。これはTER上限を上限として含み、TER上限を超えるいかなる最大費用も投資運用会社が負担する。特別損失、仲介費用、諸費用はTER上限の範囲には含まれず、本シリーズ・トラストの資産外から、受託会社の代理として管理事務代行会社によって支払われる。

運営費用報酬のみでは通常経費を支払うことができない場合、報酬代行会社は未払金すべてについて債務を負う。通常経費を支払った後の残余の額については、本シリーズ・トラストの報酬代行会社としての業務に対する報酬として、報酬代行会社が保持するものとする。

運営費用報酬は、四半期毎に後払いで支払われる。また、最初の蓄積期間のみ、初回期間の終了日を除き、それ以降に蓄積した金額が支払われる。その他すべての蓄積期間については、暦上の各四半期の最終日を「報酬算定日」とし、最後の蓄積期間を除くすべての期間で、次の報酬算定日まで(当日を含む)に蓄積した金額、最後の蓄積期間については最終買戻日もしくはかかる日が評価日でない場合は直前の評価日(以下「最終評価日」という)までに蓄積した金額が支払われる。

疑義の内容に記すと、最終評価日は報酬算定日であってはならず、最終蓄積期間は最終評価日で終了する。

(C) 管理会社報酬

管理会社は、運営費用報酬から支払われる年当たり5,000米ドルを投資運用会社報酬として受け取るものとし、月割りの後払いで支払われる。

(D) 投資運用会社報酬

投資運用会社は、各評価日までに蓄積され、同日に計算された純資産価値の上限0.30%を含む報酬を年当たりの報酬として受け取るものとし、同報酬は後払いで毎月支払われる。投資運用会社報酬は、管理事務代行会社が受託会社を代表して本シリーズ・トラストの資産から支払うものとする。

投資運用会社報酬は投資運用契約に準じて調整され、投資運用会社から管理事務代行会社へ毎月通知される場合がある。また、以下の表に示す通り、2年物オーストラリア国債利回りと関連している。

2年物オーストラリア国債利回り	投資運用会社報酬 割合 (純資産価値に対して年率)
0.50%以下	0.05%
0.50%超～0.75%以下	0.10%
0.75%超～1.00%以下	0.15%
1.00%超～1.25%以下	0.20%
1.25%超	0.30%

2024年8月31日を末日とする年度および2023年8月31日を末日とする年度において投資運用会社が獲得した報酬、ならびに2024年8月31日時点および2023年8月31日時点で投資運用会社に支払うべき未払金は、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

(E) 管理会社代行サービス会社報酬

管理会社代行サービス会社報酬は、各評価日までに蓄積され、同日に計算された純資産価値の0.01%を年当たりの報酬として受け取るものとし、同報酬は後払いで毎月支払われる。管理会社代行サービス会社報酬は、受託会社の代理人として管理事務代行会社が、本シリーズ・トラストの資産から支払うものとする。2024年8月31日を末日とする年度および2023年8月31日を末日とする年度において管理会社代行サービス会社報酬が獲得した報酬、ならびに2024年8月31日時点および2023年8月31日時点で管理会社代行サービス会社報酬として支払うべき未払金は、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記(続き)
終了年度 2024 年 8 月 31 日

(豪ドルで表示)

(F) 代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日まで蓄積し、同日に算定した純資産価格の 0.01% を年当たりの報酬として受け取るものとし、四半期毎の後払いで支払われる。代行協会員報酬は、管理会社の代理人として管理事務代行会社が、本シリーズ・トラストの資産から支払うものとする。2024 年 8 月 31 日を末日とする年度および 2023 年 8 月 31 日を末日とする年度において代行協会員会社が獲得した報酬、ならびに 2024 年 8 月 31 日時点および 2023 年 8 月 31 日時点で代行協会員会社に支払うべき未払金は、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

8. 借入およびレバレッジ関連ポリシー

本シリーズ・トラストは、短期キャッシュ・フローを円滑化する必要がある場合、純資産価格の最大 10% までを借り入れることが可能である。2024 年 8 月 31 日を末日とする年度および 2023 年 8 月 31 日を末日とする年度中、本シリーズ・トラストは借入金を計上しなかった。

9. 後発事象

受託会社は、本財務諸表の発行準備が整った日である 2024 年 12 月 10 日までのすべての後発取引および事象を評価した。2024 年 9 月 1 日から 2024 年 12 月 10 日までの期間において、2,135 豪ドルの申込を受け、30,663 豪ドルの買戻を実行した。本シリーズ・トラストに関して報告すべきその他の後発事象は生じていない。

AUD Short Term Bond Fund
Statement of Financial Position
August 31, 2024

(Expressed in Australian Dollars)

Assets	August 31, 2024	August 31, 2023
Financial assets at fair value through profit or loss (Note 2.2, 5, 6)	\$ 7,765,048	\$ 8,607,771
Cash and cash equivalents (Note 2.1)	1,053,684	369,096
Receivables for:		
Interest (Note 2.11)	66,127	42,761
Expense reimbursement (Note 2.5)	13,867	26,690
Securities sold (Note 2.4)	-	9
Other assets	104,235	97,298
Total assets	9,002,961	9,143,628
Liabilities		
Payables for:		
Securities purchased (Note 2.4)	510,026	-
Professional fees (Note 7.1D)	43,081	29,604
Printing fees	35,372	37,454
Distribution fees (Note 7.1E)	17,461	10,492
Custody fees (Note 7.1B)	3,614	1,077
Investment management fees (Note 7.2D)	2,133	15,679
Transfer agent fees (Note 7.1C)	1,778	4,436
Fee agent fees (Note 7.2B)	1,707	1,844
Agent member company fees (Note 7.2F)	143	154
Manager support service provider fees (Note 7.2E)	72	78
Units repurchased (Note 2.8, 2.10, 3)	-	12,735
Liabilities (excluding equity)	615,386	113,553
Equity (being net assets attributable to the holders of redeemable units)	\$ 8,387,565	\$ 9,030,075

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

AUD Short Term Bond Fund
Statement of Comprehensive Income
For the Year Ended August 31, 2024
(Expressed in Australian Dollars)

	<u>August 31, 2024</u>	<u>August 31, 2023</u>
Income		
Net income(loss) from financial instruments at FVTPL ⁽¹⁾		
Interest income (Note 2.11)	\$ 351,562	\$ 275,459
Net realized (loss) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss (Note 2.11, 6)	(221)	(3,506)
Net change in unrealized appreciation on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss (Note 2.2, 2.11, 6)	87,521	96,329
Net realized gain on foreign currency transactions (Note 2.6)	-	209
Net change in unrealized (depreciation)/appreciation on foreign currency translations (Note 2.11.6)	(9)	9
Total income	<u>438,853</u>	<u>368,440</u>
Expenses		
Professional fees (Note 7.1D)	72,995	45,665
Administrator fees (Note 7.1A)	63,097	62,889
Organization expenses	28,442	28,364
Investment management fees (Note 7.2D)	25,809	27,481
Distribution fees (Note 7.1E)	25,809	27,481
Custody fees (Note 7.1B)	14,785	13,567
Fee agent fees (Note 7.2B)	10,323	10,992
Transfer agent fees (Note 7.1C)	3,118	8,921
Printing fees	1,213	22,904
Manager support service provider fees (Note 7.2E)	860	916
Agent member company fees (Note 7.2F)	860	916
Total expenses	<u>247,311</u>	<u>250,176</u>
Expense reimbursement (Note 2.5)	<u>(169,885)</u>	<u>(167,734)</u>
Operating profit	<u>361,427</u>	<u>285,998</u>
Withholding tax expenses (Note 2.12)	(735)	(132)
Total comprehensive income (being increase in net assets attributable to the holders of redeemable units from operations)	<u>\$ 360,692</u>	<u>\$ 285,866</u>

⁽¹⁾This relates to net income from financial instruments measured at fair value through profit or loss ("FVTPL") including realized and unrealized gains/(losses) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss, realized gain on foreign currency and interest income.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

AUD Short Term Bond Fund
Statement of Changes in Equity
For the Year Ended August 31, 2024
(Expressed in Australian Dollars)

At August 31, 2022	\$ 8,887,206
Issue of units (Note 3)	777,540
Repurchases of units (Note 2.8, 3)	(920,537)
Total comprehensive income (being increase in net assets attributable to the holders of redeemable units from operations)	285,898
At August 31, 2023	\$ 9,030,075
Issue of units (Note 3)	177,682
Repurchases of units (Note 2.8, 3)	(1,180,854)
Total comprehensive income (being increase in net assets attributable to the holders of redeemable units from operations)	360,692
At August 31, 2024	\$ 8,387,595

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

AUD Short Term Bond Fund
Statement of Cash Flows
For the Year Ended August 31, 2024
(Expressed in Australian Dollars)

	August 31, 2024	August 31, 2023
Cash flows from operating activities:		
Total comprehensive income (being increase in net assets attributable to the holders of redeemable units from operations)	\$ 360,692	\$ 285,866
Adjustments to reconcile comprehensive income/(loss) (being increase/(decrease) in net assets attributable to the holders of redeemable units from operations) to cash provided by/(used in) operating activities:		
Purchases of financial assets at fair value through profit or loss	(5,431,029)	(3,530,655)
Proceeds from disposition of financial assets at fair value through profit or loss	6,309,067	3,419,319
Net (payments) from settlement of forward contracts	-	(209)
Net realized loss on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	221	3,566
Net change in unrealized (appreciation) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	(87,521)	(96,329)
Accretion of investments in securities	(80,794)	(32,257)
Amortization of investments in securities	42,779	77,035
Decrease/(increase) in receivables for securities sold	9	(9)
(Increase) in receivables for interest	(23,366)	(2,604)
Decrease/(increase) in receivables for expense reimbursement	12,006	(11,057)
(Increase) in other assets	(6,937)	(13,015)
Increase/(decrease) in payables for securities purchased	510,025	(382,364)
Increase in other payables ⁽¹⁾	4,543	28,776
Net cash provided by/(used in) operating activities	1,700,495	(253,937)
Cash flows from financing activities:		
Proceeds from units issued, net of change in receivables for units issued	177,682	928,701
Repurchases of units, net of change in payables for units repurchased	(1,193,589)	(909,185)
Net cash (used in)/provided by financing activities	(1,015,907)	19,516
Net increase/(decrease) in cash and cash equivalents	684,588	(234,421)
Cash and cash equivalents at beginning of year (Note 2.1)	369,096	603,517
Cash and cash equivalents at end of year (Note 2.1)	\$ 1,053,684	\$ 369,096
Supplementary information on cash flows from operating activities		
Interest received	\$ 328,196	\$ 272,855
Withholding tax	\$ (735)	\$ (132)

⁽¹⁾ Other payables comprise of payables for professional fees, custody fees, fee agent fees, transfer agent fees, distribution fees, printing fees, investment management fees, agent member company fees and manager support service provider fees as disclosed in the Statement of Financial Position.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

AUD Short Term Bond Fund
Notes to Financial Statements
For the Year Ended August 31, 2024
(Expressed in Australian Dollars)

1. ORGANIZATION

AUD Short Term Bond Fund (the "Series Trust") is a Series Trust of UBS Universal Trust (Cayman) III (formerly Credit Suisse Universal Trust (Cayman) III) (the "Trust"), an open-ended umbrella unit trust constituted by a Master Trust Deed dated December 2, 2013 under Cayman Islands law. The Series Trust was established pursuant to a Supplemental Trust Deed dated August 28, 2020 and executed by Elian Trustee (Cayman) Limited (the "Trustee"), a trust company incorporated under the laws of the Cayman Islands. The Series Trust commenced operations on September 24, 2020 and will continue until the Final Repurchase Day being the earliest practicable repurchase day being the earlier of August 29, 2025 or any subsequent date as mutually agreed by the Trustee and the Manager, and the earliest practicable repurchase day following the occurrence of any of the following; the net asset value ("Net Asset Value") being the value of its total assets minus its liabilities including accrued fees and expenses) on any Valuation Day is in respect of AUD Class Units AUD 1,000,000 or less and on that valuation day or thereafter the Manager determines that all of the units of such class of units should be compulsorily repurchased by giving notice to all unitholders, or the Trustee and the Manager agree that all of the units of such class of units should be compulsorily repurchased, each a "Compulsory Repurchase Event".

The Trust is an exempted unit trust under the Trusts Act (2021 Revision) of the Cayman Islands and registered under the Mutual Funds Act (Revised) of the Cayman Islands on January 22, 2014.

The principal office for the Trustee (and therefore the Series Trust) is One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands.

On December 6, 2021, Corporation Service Company ("CSC") announced that a conditional agreement had been reached on a recommended public offer for all issued and outstanding ordinary shares of which the Trustee is a wholly owned subsidiary. In November 2022, CSC closed on its acquisition of Intertrust Group.

The manager of the Series Trust is UBS Management (Cayman) Limited (formerly Credit Suisse Management (Cayman) Limited) (the "Manager").

The Administrator, Custodian and Transfer Agent of the Series Trust is Brown Brothers Harman & Co. (the "Administrator", "Custodian" and "Transfer Agent").

UBS AG, London Branch ("UBS AG") acts as the Fee Agent (the "Fee Agent").

UBS Securities Japan Co. Ltd. acts as the Agent Member Company (the "Agent Member Company").

The Investment Manager of the Series Trust is Daiwa Asset Management (Europe) Ltd. (the "Investment Manager").

The Manager Support Service Provider of the Series Trust is Daiwa Asset Management Co. Ltd. (the "Manager Support Service Provider").

Effective February 15, 2021, the Manager authorized Tokai Tokyo Securities Co., Ltd. to act as a distributor of the units in Japan. Effective February 3, 2021, the Manager authorized Chibagin Securities Co., Ltd. to act as a distributor of the units in Japan. Effective January 19, 2021, the Manager authorized Kyushu FG Securities, Inc. to act as a distributor of the units in Japan. Effective January 18, 2021, the Manager authorized Toyo Securities Co., Ltd. to act as a distributor of the units in Japan. Prior to January 18, 2021, the Manager authorized Marusan Securities Co., Ltd. to act as a distributor of the units in Japan. The Manager may appoint further distributors of the Units in the future (each a "Distributor" and collectively the "Distributors").

The Series Trust is denominated in Australian Dollar ("AUD" or "\$") and AUD Class Units are also denominated in Australian Dollar.

The investment objective of the Series Trust is to maintain a high degree of liquidity while providing stable income by investing in Australian Dollar denominated high quality fixed and floating rate debt instruments (the "Australian Bonds" and those securities selected by the Investment Manager being the "Selected Bonds"). The Series Trust may also hold AUD cash and AUD-denominated money market securities (including but not limited to commercial paper, certificates of deposit and government bills) (the "Short-Term Instruments", together with the AUD cash and Selected Bonds being the "Portfolio").

The Investment Manager shall have day-to-day investment decision-making and ongoing monitoring responsibility over the Portfolio.

AUD Short Term Bond Fund
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended August 31, 2024
(Expressed in Australian Dollars)

On March 19, 2023, UBS Group AG ("UBS") agreed to acquire Credit Suisse Group AG ("Credit Suisse") following intervention by the Swiss Federal Department of Finance, the Swiss National Bank and the Swiss Financial Market Supervisory Authority (FINMA).

On June 12, 2023, UBS Group AG announced the legal closing of the acquisition of Credit Suisse Group AG by way of a statutory merger. As a result of the closing, Credit Suisse Group AG ceased to exist, and Credit Suisse AG became a direct wholly-owned subsidiary of UBS Group AG. One of the key steps of the integration is the legal merger of UBS AG and Credit Suisse AG (the "Parent Bank Merger"). The Parent Bank Merger is a statutory merger by absorption under Swiss law, whereby UBS AG will be the surviving entity and Credit Suisse AG will cease to exist upon completion of the merger. At this point in time, in principle, all assets, liabilities and contracts of Credit Suisse AG and its branches will automatically transfer to UBS AG (and its branches as the case may be) by operation of law (in other words by "universal succession"). As a result, UBS AG will automatically take over all the rights and responsibilities from Credit Suisse AG. The Parent Bank Merger was completed with effect from May 31, 2024.

Following a Special resolution dated February 1, 2024, the Manager changed its name and is now incorporated under the name of UBS Management (Cayman) Limited. The Master Trust Deed was revised through a Deed of Amendment on March 1, 2024.

On February 28, 2024, the Trustee resolved to change the name of the Trust from Credit Suisse Universal Trust (Cayman) III to UBS Universal Trust (Cayman) III.

The Series Trust has no exposure related to investments in financial assets with UBS AG.

The financial statements were authorized for issue by the Trustee on December 10, 2024.

2. SUMMARY OF MATERIAL ACCOUNTING POLICIES

The principal accounting policies applied in the preparation of these financial statements are set out below. These policies have been consistently applied to all the periods presented, unless otherwise stated. The financial statements have been prepared in accordance with IFRS Accounting Standards ("IFRS").

The preparation of financial statements in accordance with IFRS Accounting Standards requires the use of certain critical accounting estimates and requires the Trustee and the Manager to exercise their judgment in the process of applying the Series Trust's accounting policies. Areas where assumptions and estimates are material to the financial statements are disclosed in Note 4. Actual results may differ from these estimates.

The Series Trust has adopted Investment Entities (Amendments to IFRS Accounting Standard 10, IFRS Accounting Standard 12 and IAS Accounting Standard 27) (2012) (the Amendments). Management concluded that the Series Trust meets the definition of an investment entity.

Classification and measurement of financial assets and financial liabilities

IFRS Accounting Standard 9 contains three principal classification categories for financial assets: measured at amortized cost, fair value through profit and loss (FVTPL) and fair value through other comprehensive income (FVOCI). The classification of financial assets under IFRS Accounting Standard 9 is generally based on the business model in which a financial asset is managed and its contractual cash flow characteristics.

On initial recognition, the Series Trust classifies financial assets as measured at amortized cost or FVTPL.

A financial asset is measured at amortized cost if it meets both of the following conditions and is not designated as at FVTPL:

- i) It is held within a business model whose objective is to hold assets to collect contractual cash flows; and,
- ii) Its contractual terms give rise on specified dates to cash flows that are solely represent payments of principal and interest (SPPI).

A financial asset is measured at fair value through profit or loss if any of the following apply:

- i) Its contractual terms do not give rise to cash flows on specified dates that are solely payments of principal and interest (SPPI) on the principal amount outstanding;

AUD Short Term Bond Fund
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended August 31, 2024
(Expressed in Australian Dollars)

- ii) It is not held within a business model whose objective is either to collect contractual cash flows, or to both collect contractual cash flows and sell;
- iii) At initial recognition, it is irrevocably designated as measured at FVTPL when doing so eliminates or materially reduces a measurement or recognition inconsistency that would otherwise arise from measuring assets or liabilities or recognizing the gains and losses on them on different bases.

In assessing whether the contractual cash flows are SPPI, the Series Trust considers the contractual terms of the instrument. This includes assessing whether the financial asset contains a contractual term that could change the timing or amount of contractual cash flows such that it would not meet this condition. In making this assessment, the Series Trust considers:

- contingent events that would change the amount or timing of cash flows;
- leverage features;
- prepayment and extension features;
- terms that limit the Series Trust's claim to cash flows from specified assets (e.g. non-recourse features); and
- features that modify consideration of the time value of money (e.g. periodical reset of interest rates).

The Series Trust has determined that it has two business models:

- **Held-to-collect business model:** this includes cash and cash equivalents, other assets, receivables for interest, expense reimbursement, securities sold and units issued. These financial assets are held to collect contractual cash flow.
- **Other business model:** this includes financial assets at fair value through profit or loss. These financial assets are managed and their performance is evaluated, on a fair value basis, with frequent sales taking place.

In making an assessment of the objective of the business model in which a financial asset is held, the Series Trust considers all of the relevant information about how the business is managed, including:

- the documented investment strategy and the execution of this strategy in practice. This includes whether the investment strategy focuses on earning contractual interest income, maintaining a particular interest rate profile, matching the duration of the financial assets to the duration of any related liabilities or expected cash outflows or realizing cash flows through the sale of the assets;
- how the performance of the portfolio is evaluated and reported to the Series Trust's management;
- the risks that affect the performance of the business model (and the financial assets held within that business model) and how those risks are managed;
- how the investment manager is compensated: e.g. whether compensation is based on the fair value of the assets managed or the contractual cash flows collected; and
- the frequency, volume and timing of sales of financial assets in prior periods, the reasons for such sales and expectations about future sales activity.

Transfers of financial assets to third parties in transactions that do not qualify for derecognition are not considered sales for this purpose, consistent with the Series Trust's continuing recognition of the assets.

Financial liabilities carried at amortized cost include payables for professional fees, administrator fees, custody fees, fee agent fees, transfer agent fees, distribution fees, investment management fees, agent member company fees, manager support service provider fees, printing fees, units repurchased and securities purchased.

Impairment of financial assets

The "expected credit loss" (ECL) model applies to financial assets measured at amortized cost and debt investment at FVOCI, but not to investments in equity instruments.

AUD Short Term Bond Fund
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended August 31, 2024
(Expressed in Australian Dollars)

Based on the Series Trust's assessment, the ECL model does not have a material impact on the Series Trust's financial assets because:

- The majority of the financial assets are measured at FVTPL and the impairment requirements do not apply to such instruments.
- The financial assets at amortized cost are short-term (i.e. no longer than 12 months), of high credit quality and/or highly collateralized. Accordingly, the ECLs on such assets are expected to be small.

Changes in material accounting policies

The Series Trust adopted Disclosure of Accounting Policies (Amendments to IAS 1 and IFRS Accounting Standard Practice Statement 2) from January 1, 2023. Although the amendments did not result in any changes to the accounting policies themselves, they impacted the accounting policy information disclosed in the financial statements.

The amendments require the disclosure of 'material' rather than 'significant' accounting policies. The amendments also provide guidance on the application of materiality to disclosure of accounting policies, assisting entities to provide useful, entity-specific accounting policy information that users need to understand other information in the financial statements.

New standards, amendments and interpretations issued but not effective for the year ended August 31, 2024:

A number of new standards and amendments to standards are effective for annual periods beginning after September 1, 2023 and earlier application is permitted; however, the Series Trust has not early applied these new or amended standards in preparing these financial statements as they do not have a material effect on the Series Trust's financial statements.

2.1 Cash and Cash Equivalents

The Series Trust considers all cash, foreign cash and short-term deposits with original maturity of three months or less to be cash and cash equivalents.

At August 31, 2024 and August 31, 2023, the Series Trust held the following balances as cash and cash equivalents:

	August 31, 2024	August 31, 2023
Cash	\$ 1,792	\$ 957
Time deposit	1,051,892	368,139
Cash and cash equivalents in the Statement of Financial Position	\$ 1,053,684	\$ 369,096

2.2 Financial Assets and Liabilities

(A) Classification

The Series Trust classifies financial assets and liabilities into the following categories:

Financial assets at fair value through profit or loss:

- Mandatorily at FVTPL: Investments in debt securities

Financial assets at fair value through profit or loss consist of the following:

	August 31, 2024 – Fair Value	August 31, 2024 – Cost
Investments in debt securities	\$ 7,765,048	\$ 7,750,679
	August 31, 2023 – Fair Value	August 31, 2023 – Cost
Investments in debt securities	\$ 8,607,771	\$ 8,680,923

Financial assets at amortized cost:

- Cash and cash equivalents, receivables for interest, expense reimbursement, securities sold and other assets.

AUD Short Term Bond Fund
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended August 31, 2024
(Expressed in Australian Dollars)

Financial liabilities at amortized cost:

- Other liabilities: payables for printing fees, professional fees, custody fees, fee agent fees, transfer agent fees, distribution fees, investment management fees, agent member company fees and manager support service provider fees, units repurchased and securities purchased.

(B) Recognition/Derecognition

The Series Trust recognizes financial assets and liabilities on the date it becomes a party to the contractual provisions of the instrument. Regular purchases and sales of investments are recognized on the trade date - the date on which the Series Trust commits to purchase or sell the investment. Financial assets are derecognized when the rights to receive cash flows from the investments have expired or the Series Trust has transferred substantially all risks and rewards of ownership. Financial liabilities are derecognized when its contractual obligations are discharged, canceled or expired.

(C) Measurement

Financial assets and liabilities at fair value through profit or loss are initially recognized at fair value with transaction costs recognized in the Statement of Comprehensive Income. Subsequent to initial recognition, all financial assets and liabilities at fair value through profit or loss are measured at fair value. Gains and losses arising from changes in the fair value of the 'financial assets and liabilities at fair value through profit or loss' category are presented in the Statement of Comprehensive Income in the period in which they arise. Realized gains or losses on sale of investments are calculated using first-in-first-out method.

Financial assets and liabilities other than those at fair value through profit or loss are carried at amortized cost using the effective interest rate method, less impairment losses, if any. This is considered to approximate fair value due to the short-term or immediate nature of these instruments.

(D) Fair Value Estimation

The fair value of financial instruments traded in active markets (such as publicly traded derivatives and trading securities) is based on quoted market prices at the close of trading on the reporting date. Fair value is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date. The fair value of a liability reflects its non-performance risk. Investments or other assets for which market quotations are not readily available are valued at their fair value as determined in good faith in accordance with procedures adopted by the Trustee with advice from the Manager. The resulting change in unrealized gains or losses are reflected in the Statement of Comprehensive Income.

(E) Investments in debt securities

The fair value is based on quoted market prices on a recognized exchange or sourced from a reputable broker/counterparty, in the case of non-exchange traded instruments, at the Statement of Financial Position date without any deduction for estimated future selling costs.

2.3 Offsetting Financial Instruments

Financial assets and liabilities are offset and the net amount reported in the Statement of Financial Position only when there is a legally enforceable right to offset the recognized amounts and there is an intention to settle on a net basis, or realize the asset and settle the liability simultaneously. As at August 31, 2024 and August 31, 2023, all financial assets and liabilities are shown at their gross amounts as none met the criteria for financial instrument offsetting, and therefore have not been offset in the Statement of Financial Position.

2.4 Receivables for Securities Sold and Payables for Securities Purchased

Receivables for securities sold and payables for securities purchased represent trading transactions that have been contracted for but not yet settled on the Statement of Financial Position date. These amounts are recognized initially and subsequently measured at fair value, less provision for impairment for amounts of receivables for securities sold. A provision for impairment is established when there is objective evidence that the Series Trust will not be able to collect all amounts of receivables for securities sold. Significant financial difficulties of the broker, probability that the broker will enter bankruptcy or financial reorganization, and default in payments are considered indicators that the amount of receivables for securities sold is impaired.

2.5 Expenses

Expenses are recognized on an accrual basis in the Statement of Comprehensive Income.

The maximum fees, costs and expenses (the "Capped Expenses") that may be deducted from the assets of the Series Trust attributable to the AUD Class Units is 0.90% per annum of the Net Asset Value (the "TER Cap").

AUD Short Term Bond Fund
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended August 31, 2024
(Expressed in Australian Dollars)

The Investment Manager shall instruct the Administrator on a monthly basis to adjust the TER Cap by monitoring the yield of the 2-Year Australian Government Bond. The TER Cap fee table is as follows:

2-year Australian Government Bond Yields	TER Cap
Less than or equal to 0.50%	0.40%
Above 0.50% and less than or equal to 0.75%	0.50%
Above 0.75% and less than or equal to 1.00%	0.60%
Above 1.00% and less than or equal to 1.25%	0.70%
Above 1.25%	0.90%

Any Capped Expenses of the Series Trust attributable to the AUD Class Units above the TER Cap shall be borne by the Investment Manager.

For the avoidance of doubt, the Capped Expenses:

- (a) include, without limitation, the Operational Costs Fees, the Investment Manager Fees, Audit Fees, Formation Expenses, Distribution Fees, Administration Fees, Manager Support Service Provider Fees, Custody Fees, Agent Member Company Fees, any legal and auditing costs that are not included in the Audit Fees and expenses, annual fees payable in respect of the Series Trust or the Trust to government bodies and agencies, any insurance costs, any costs relating to the Offering Memorandum and other similar offering documents and the costs relating to the preparation, printing, translation and delivery of such documents and any taxes relating to the purchase or disposal of securities, legal or compensation costs, licensing, tax reporting, anti-money laundering compliance and monitoring, expenses related to the economic substance of the Series Trust, expenses related to the termination or the liquidation of the Series Trust, any costs and other charges and expenses listed in the Offering Memorandum (to the extent such costs and expenses do not constitute the Ordinary Costs) but excluding litigation and indemnification expenses and any expenses that the Manager determines to be extraordinary expenses that have not been incurred in the ordinary course of business ("Extraordinary Expenses") and any broker fees or commissions (if any) and any issue or transfer taxes chargeable in connection with any securities transactions ("Broker Expenses"), or that, in the Manager's determination, relate to the ongoing operation of the Series Trust; and
- (b) exclude the Ordinary Costs, Extraordinary Expenses, Broker Expenses and any other extraordinary or unanticipated fees, costs, expenses or liabilities that, in the Manager's determination, would not usually occur.
- (c) Extraordinary Expenses, Broker Expenses and Miscellaneous Expenses shall fall outside of the TER Cap and shall be paid by the Administrator, on behalf of the Trustee, out of the assets of the Series Trust
- (d) In the event that a fee, cost or expense does not fall into either paragraph (a) or (b) above it shall be deemed not to be a Capped Expense
- (e) The TER Cap is dependent on the investment Manager fulfilling its obligation to pay the investment Manager Expenses. In circumstances where the investment Manager were to default on such obligation, it may not be possible to maintain the TER Cap which would result in additional fees, costs and expenses being payable out of the assets of the Series Trust.

2.6 Foreign Currency Translation

(A) Functional and Presentation Currency

The performance of the Series Trust is measured and reported to the investors in Australian Dollars. The Trustee considers the Australian Dollar as the currency that most faithfully represents the economic effects of the underlying transactions, events and conditions of the Series Trust. The financial statements are presented in Australian Dollars, which is the Series Trust's functional and presentation currency.

AUD Short Term Bond Fund
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended August 31, 2024
(Expressed in Australian Dollars)

(B) Transactions and Balances

Financial assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated in Australian Dollar amounts at the date of valuation. Purchases and sales of financial assets and liabilities, issue and repurchase of units and income and expense items denominated in foreign currencies are translated into Australian Dollar amounts on the respective dates of such transactions.

Reported net realized or unrealized foreign exchange gains or losses resulting from changes in foreign exchange rates on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss are included in net realized gain or loss on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss, and net change in unrealized appreciation or depreciation on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss in the Statement of Comprehensive Income.

Realized and unrealized appreciation or depreciation from foreign currency transactions and translation are disclosed separately in the Statement of Comprehensive Income.

2.7 Distributions

The current distribution policy of the Series Trust, in respect of AUD Class Units, is not to make distributions to Unitholders. Consequently, all the Series Trust's net income and realized capital gains will be reinvested and reflected in the Net Asset Value of the applicable class of Units.

2.8 Repurchases of Units

The Series Trust has units which are repurchased at the holder's option. The Series Trust classifies its puttable instruments as liabilities in accordance with IAS 32 (Amendment) *Financial Instruments: Presentation*. The amendment requires puttable financial instruments that meet the definition of a financial liability to be classified as equity where certain strict criteria are met. Those criteria include:

- The puttable instruments must entitle the holder to a pro-rata share of net assets;
- The puttable instruments must be the most subordinated class and class features must be identical;
- There must be no contractual obligations to deliver cash or another financial asset other than the obligation on the issuer to repurchase; and
- The total expected cash flows from the puttable instrument over its life must be based substantially on the profit or loss of the issuer.

As these conditions were met, the Series Trust's units have been classified as equity at August 31, 2024 and August 31, 2023.

Units can be put back to the Series Trust at any time for cash equal to a proportionate share of the Series Trust's total equity.

Units are carried at the repurchased amount that is payable at the Statement of Financial Position date if the holder exercises the right to put the units back into the Series Trust.

Units are issued and repurchased at prices based on the Series Trust's total equity per unit at the time of issue or repurchase. The Series Trust's equity per unit is calculated by dividing the total equity by the total number of outstanding units. Refer to Note 3 for further discussion.

2.9 Indemnities

The Trustee and the Manager, on behalf of the Series Trust, enter into certain contracts that contain a variety of indemnifications. The Series Trust's maximum exposure under these arrangements is unknown. However, the Series Trust has not had prior claims of losses pursuant to these contracts and expects the risk of loss to be remote.

2.10 Receivables for Units Issued and Payables for Units Repurchased

Receivable for units issued is carried at the issuance amount that is receivable at the Statement of Financial Position date. Payable for repurchase of units is carried at the repurchase amount that is payable at the Statement of Financial Position date.

AUD Short Term Bond Fund
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended August 31, 2024
(Expressed in Australian Dollars)

2.11 Net income/(loss) from financial instruments at FVTPL

Net income from financial instruments at FVTPL includes realized and unrealized gain/loss on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss and interest income. Net realized gain or loss from financial instruments at FVTPL is calculated using the first in, first out method. Net realized gain or loss on financial assets and liabilities at FVTPL represents the difference between the cost of the financial instruments and its settlement price of the sale trade.

Net change in unrealized (depreciation)/appreciation on financial assets and liabilities at FVTPL represents the difference between the carrying amount of a financial instrument at the beginning of the period, or the transaction price if it was purchased in the current reporting period and its carrying amount at the end of the reporting period. Refer to Note 6 for further details.

Interest income and expense (where relevant) is calculated using the effective interest method and recorded on an accrual basis. Interest income and expense presented in the Statement of Comprehensive Income comprise interest on financial assets and financial liabilities measured at FVTPL.

2.12 Taxation

The Trust has received an undertaking from the Cayman Islands Government exempting it from all local income, profits and capital gains until December 2, 2063. No such taxes are levied in the Cayman Islands at the present time.

The Series Trust could incur withholding taxes imposed by certain countries on investment income and capital gains. Such income or gain would be recorded gross of withholding taxes in the Statement of Comprehensive Income. Withholding taxes would be shown as a separate item in the Statement of Comprehensive Income. For the years ended August 31, 2024 and August 31, 2023, taxes were comprised of the following balance:

	2024	2023
Withholding Taxes on Interests	\$ 735	\$ 132

The Series Trust invests in securities domiciled in countries other than the Cayman Islands. Many of these foreign countries have tax laws which indicate that capital gains taxes may be applicable to non-residents including the Series Trust. These capital gains taxes are required to be determined on a self-assessment basis and, therefore, such taxes may not be deducted by the Series Trust's broker on a "withholding" basis.

In accordance with IAS 12 *Income Taxes*, the Series Trust is required to recognize a tax liability when it is probable that the tax laws of foreign countries require a tax liability to be assessed on the Series Trust's capital gains sourced from such foreign country, assuming the relevant taxing authorities have full knowledge of all the facts and circumstances. The tax liability is then measured at the amount expected to be paid to the relevant taxation authorities using the tax laws and rates that have been enacted or substantively enacted by the end of the reporting period. There is sometimes uncertainty about the way enacted tax law is applied to offshore investment Series Trusts. This creates uncertainty about whether or not a tax liability will ultimately be paid by the Series Trust. Therefore, when measuring any uncertain tax liabilities management considers all of the relevant facts and circumstances available at the time which could influence the likelihood of payment, including any formal or informal practices of the relevant tax authorities.

As at August 31, 2024 and August 31, 2023, the Manager has determined that the Series Trust did not have a liability to record for any unrecognized tax benefits in the accompanying financial statements. While this represents the Manager's best estimate there remains a risk that the foreign tax authorities will attempt to collect taxes on capital gains earned by the Series Trust. This could happen without giving prior warning, possibly on a retrospective basis, and could result in a loss to the Series Trust.

3. REPURCHASES OF UNITS

The Net Asset Value of each unit of the Series Trust is calculated by dividing the Net Asset Value of the Series Trust by the total number of units of the Series Trust then outstanding. The Administrator computes the Net Asset Value of the Series Trust at the close of business on each dealing day.

The price of units, for all purposes, is calculated and paid in Australian Dollars.

The minimum initial subscription must be no less than 1 unit. The initial purchase price of units is AUD 1 per unit. All unitholders must complete a subscription application.

AUD Short Term Bond Fund
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended August 31, 2024

(Expressed in Australian Dollars)

After the initial issue of units, an eligible investor may subscribe for units on any subsequent subscription date at the relevant subscription price. All payments in respect of AUD Class Units must be made in Australian Dollar. The Trustee may reject any subscription for any reason and without providing reasons.

Investors wishing to subscribe for Units of a class of Units on a Dealing Day must send a completed Application Form to the Administrator by no later than 7:00 p.m. (Tokyo time) on the last day of the Initial Offer Period or 7:00 p.m. (Tokyo time) on the relevant Dealing Day, respectively, or such other time or times on such day or days as the Manager may, in its sole discretion, determine.

The total net assets, units outstanding and net assets value per unit as of August 31, 2024 were as follows:

Classes of units	Total net assets	Units outstanding	Net Asset Value per unit
AUD Class Units	\$ 8,387,595	7,887,075	\$ 1.0635

The total net assets, units outstanding and net assets value per unit as of August 31, 2023 were as follows:

Classes of units	Total net assets	Units outstanding	Net Asset Value per unit
AUD Class Units	\$ 9,000,075	8,656,392	\$ 1.0196

The operational currency of the units is the Australian Dollar.

As of August 31, 2024, all issued units were held by four unitholders, who hold 68.12%, 24.09%, 6.55% and 0.24% of the interest in the net assets, respectively (2023: 70.80%, 21.45%, 7.16% and 0.59%).

Unitholders may transfer their holdings in units only with the prior written consent of the Trustee which consent shall not be unreasonably withheld or delayed. No transfer of units will be effective and binding on the Trustee or unitholder until entered into the Series Trust's register of unitholders.

Each unitholder may submit to the Trustee or its duly designated agent a repurchase notice requesting to have all or a portion of its units repurchased at the Repurchase Price on the relevant repurchase date. Repurchase orders may be submitted in either the relevant currency or in units. If such notice is not in respect of the entire holding units of such unitholder recorded in the register of unitholders then the Trustee in its sole discretion may apply a minimum repurchase requirement of 1 unit. Repurchase notices are irrevocable.

At the time of each repurchase of units prior to the Final Repurchase Day, no repurchase fee is applied to each unit being repurchased.

Amounts payable to the unitholder in connection with the repurchase of units of any class is paid in cash but may be made in kind (or partially in kind) by the distribution of securities held by the Trustee to the extent that the Trustee, in consultation with the Manager, determines it to be in the best interests of the unitholder. If such a determination is made by the Trustee, distributions to all repurchasing unitholder on the same day is made on the same basis.

Payment may also be made in such other currency that may be freely purchased with such applicable currency as a unitholder may request, provided that any foreign exchange cost shall be deducted from the amount payable to such unitholder. No such repurchase proceeds will bear interest prior to actual distribution.

During the year ended August 31, 2024, the proceeds from units issued and repurchased were as follows:

Classes of units	Proceeds from units issued	Proceeds from units repurchased
AUD Class Units	\$ 177,682	\$ (1,180,854)

During the year ended August 31, 2023, the proceeds from units issued and repurchased were as follows:

Classes of units	Proceeds from units issued	Proceeds from units repurchased
AUD Class Units	\$ 777,540	\$ (920,537)

AUD Short Term Bond Fund
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended August 31, 2024
(Expressed in Australian Dollars)

During the years ended August 31, 2024 and August 31, 2023, the number of units issued, repurchased and outstanding were as follows:

Classes of units	At August 31, 2023	Units issued	Units repurchased	At August 31, 2024
AUD Class Units	8,856,392	170,910	(1,140,227)	7,887,075

Classes of units	At August 31, 2022	Units issued	Units repurchased	At August 31, 2023
AUD Class Units	8,992,416	783,000	(919,024)	8,856,392

The issue and repurchase of units and payments in respect of such transactions will be suspended in any circumstances where the calculation of the Net Asset Value per unit is suspended. The Trustee will inform unitholder of such a suspension as soon as practicable after it is imposed or lifted. Subscription applications and repurchase notices cannot be withdrawn during such suspension and will be processed for the next subscription date or repurchase date, as the case may be.

4. CRITICAL ACCOUNTING ESTIMATES AND JUDGMENTS

Management makes estimates and assumptions concerning the future that affect the reported amounts of assets and liabilities. Estimates are continually evaluated and based on historical experience and other factors, including expectations of future events that are believed to be reasonable under the circumstances. The resulting accounting estimates will, by definition, seldom equal the related actual results. The Series Trust may, from time to time, hold financial instruments that are not quoted in active markets, such as over-the-counter derivatives. Fair values of such instruments are determined by using valuation techniques. Where valuation techniques (for example, models) are used to determine fair values, they are validated and periodically reviewed by the Manager.

5. FINANCIAL RISKS MANAGEMENT

5.1 Principal Risk Factors of the Series Trust

The Series Trust's activities expose it to a variety of financial risks: market risk (including currency risk, interest rate risk and price risk), credit risk and liquidity risk. The management of these risks is carried out by the Manager under policies approved by the Trustee.

The Series Trust uses different methods to measure and manage the various types of risks to which it is exposed; these methods are explained below.

(A) Market Risk

(i) Currency Risk

Securities held by the Series Trust are denominated in Australian Dollars, thus the Manager believes that the Series Trust has little currency risk exposure, and is not subject to risk due to direct fluctuations in the prevailing levels of foreign currency rates.

(ii) Interest Rate Risk

Interest rate risk is the risk that prices of fixed income securities generally increase when interest rates decline and decrease when interest rates increase. Prices of longer term securities generally change more in response to interest rate changes than prices of shorter term securities. The Series Trust may lose money if short-term or long-term interest rates rise sharply or otherwise change in a manner not anticipated by Series Trust management. When interest rates fluctuate, the duration of the security may be used as an indication of the degree of change in the debt price of the debt security. The bigger the security's duration value, the larger the change in the price of the debt security for a given movement in interest rates may be. Therefore, the Net Asset Value may fluctuate.

AUD Short Term Bond Fund
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended August 31, 2024
(Expressed in Australian Dollars)

The following tables analyze the Series Trust's interest rate risk exposure. It includes the Series Trust's assets and liabilities at fair value, categorized by the earlier of contractual re-pricing or maturity dates.

At August 31, 2024	Up to 1 year	1 - 5 years	Over 5 years	Non-interest bearing	Total
Assets					
Financial assets at fair value through profit or loss	\$ 5,014,210	\$ 2,750,830	\$ -	\$ -	\$ 7,765,040
Cash and cash equivalents	1,053,684	-	-	-	1,053,684
Receivables for:					
Interest	-	-	-	66,127	66,127
Expense reimbursement	-	-	-	13,887	13,887
Other assets	-	-	-	104,235	104,235
Total Assets	\$ 6,067,902	\$ 2,750,830	\$ -	\$ 184,249	\$ 9,002,981
Liabilities					
Payables for:					
Securities purchased	\$ -	\$ -	\$ -	\$ 510,025	\$ 510,025
Professional fees	-	-	-	43,081	43,081
Printing fees	-	-	-	35,372	35,372
Distribution fees	-	-	-	17,461	17,461
Custody fees	-	-	-	3,614	3,614
Investment management fees	-	-	-	2,133	2,133
Transfer agent fees	-	-	-	1,778	1,778
Fee agent fees	-	-	-	1,707	1,707
Agent member company fees	-	-	-	143	143
Manager support service provider fees	-	-	-	72	72
Liabilities (excluding net assets attributable to the holder of redeemable units)	-	-	-	615,386	615,386
Total interest and sensitivity gap	\$ 6,067,902	\$ 2,750,830	\$ -	\$ (431,137)	\$ 8,387,595

AUD Short Term Bond Fund
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended August 31, 2024
(Expressed in Australian Dollars)

At August 31, 2023	Up to 1 year	1 - 5 years	Over 5 years	Non-interest bearing	Total
Assets					
Financial assets at fair value through profit or loss	\$ 6,359,853	\$ 2,247,918	\$ -	\$ -	\$ 8,607,771
Cash and cash equivalents	369,096	-	-	-	369,096
Receivables for:					
Interest	-	-	-	42,761	42,761
Expense reimbursement	-	-	-	26,603	26,603
Securities sold	-	-	-	9	9
Other assets	-	-	-	97,298	97,298
Total Assets	\$ 6,728,949	\$ 2,247,918	\$ -	\$ 166,761	\$ 9,143,628
Liabilities					
Payables for:					
Printing fees	\$ -	\$ -	\$ -	\$ 37,454	\$ 37,454
Professional fees	-	-	-	29,604	29,604
Investment management fees	-	-	-	15,679	15,679
Units repurchased	-	-	-	12,735	12,735
Distribution fees	-	-	-	10,492	10,492
Transfer agent fees	-	-	-	4,436	4,436
Fee agent fees	-	-	-	1,844	1,844
Custody fees	-	-	-	1,077	1,077
Agent member company fees	-	-	-	154	154
Manager support service provider fees	-	-	-	70	70
Liabilities (excluding net assets attributable to the holder of redeemable units)	-	-	-	113,553	113,553
Total interest and sensitivity gap	\$ 6,728,949	\$ 2,247,918	\$ -	\$ 53,208	\$ 9,030,075

At August 31, 2024 and August 31, 2023, should interest rates have lowered or risen by 50 basis points with all other variables remaining constant, the increase or decrease in net assets attributable to the holder of redeemable units from operations for the period would amount to approximately \$33,557 and \$41,193, respectively assuming that the cash position will be held for one year. This is caused mostly by the changes in market values of debt securities.

(iii) Market Price Risk

The market price of securities owned by the Series Trust may go up or down, sometimes rapidly or unpredictably. Securities may decline in value due to factors affecting securities markets generally or particular industries represented in the securities markets. The value of a security may decline due to general market conditions which are not specifically related to a particular company, such as real or perceived adverse economic conditions, supply and demand for particular securities or instruments, changes in the general outlook for corporate earnings, changes in interest or currency rates or adverse investor sentiment. They may also decline due to factors which affect a particular industry or industries, such as labor shortages or increased production costs and competitive conditions within an industry. During a general downturn in the securities markets, multiple asset classes may decline in value simultaneously. Equity securities generally have greater price volatility than fixed income securities.

AUD Short Term Bond Fund
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended August 31, 2024
(Expressed in Australian Dollars)

The tables below summarize the concentration in market price risk as at August 31, 2024:

Industry Name	Fair Value	% of Net Assets
Investment in debt securities		
Auto Manufacturers	\$ 519,923	6.2%
Banks	6,449,832	76.9%
Engineering & Construction	496,945	5.9%
Government	298,348	3.6%
Total investment in debt securities	\$ 7,765,048	92.6%
Financial assets at fair value through profit or loss	\$ 7,765,048	92.6%

Country Name	Fair Value	% of Net Assets
Investment in debt securities		
Australia	\$ 4,348,063	51.8%
France	537,845	6.4%
Japan	500,356	6.0%
Multi-National	298,348	3.6%
Netherlands	339,875	4.1%
New Zealand	780,600	8.9%
Switzerland	339,122	4.0%
United Kingdom	650,839	7.8%
Total investment in debt securities	\$ 7,765,048	92.6%
	\$ 7,765,048	92.6%

The tables below summarize the concentration in market price risk as at August 31, 2023:

Industry Name	Fair Value	% of Net Assets
Investment in debt securities		
Auto Manufacturers	\$ 1,406,708	15.6%
Banks	6,905,592	76.4%
Government	295,471	3.3%
Total investment in debt securities	\$ 8,607,771	95.3%
Financial assets at fair value through profit or loss	\$ 8,607,771	95.3%

Country Name	Fair Value	% of Net Assets
Investment in debt securities		
Australia	\$ 4,917,528	54.4%
Canada	902,597	10.0%
Japan	500,680	5.5%
Multi-National	295,471	3.3%
Switzerland	324,677	3.6%
United States	1,668,818	18.5%
Total investment in debt securities	\$ 8,607,771	95.3%
	\$ 8,607,771	95.3%

As the Series Trust's investments are carried at fair value with fair value changes recognized in the Statement of Comprehensive Income, all changes in market conditions will directly affect the total net assets and total comprehensive income.

An increase in market prices of the investments in debt securities of 1% at August 31, 2024 and August 31, 2023, would, all else being equal, increase net assets attributable to the holder of redeemable units by \$77,650 and \$86,078, respectively. A decrease of 1% would, all else being equal, have an equal but opposite effect.

(B) Credit Risk

The Series Trust takes on exposure to credit risk, which is the risk that a counterparty will be unable to pay amounts in full when they fall due.

Changes in an issuer's credit rating or the market's perception of an issuer's creditworthiness may affect the value of the Series Trust's investment in that issuer. The degree of credit risk depends on both the financial condition of the issuer and the terms of the obligation.

All transactions in listed securities are settled/paid for upon delivery using approved brokers. The risk of default is considered minimal, as delivery of securities sold is only made once the broker has received payment. Payment is made

AUD Short Term Bond Fund
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended August 31, 2024
(Expressed in Australian Dollars)

on a purchase once the securities have been received by the broker. The trade will fail if either party fails to meet their obligation.

The Investment Manager monitors the Series Trust's credit position on an on-going basis.

The maximum exposure to credit risk of all financial assets at August 31, 2024 and August 31, 2023 is the carrying amounts as shown on the Statement of Financial Position. No collateral or other credit enhancements are held by the Series Trust. None of these assets are impaired or past due.

At August 31, 2024 and August 31, 2023 the clearing and depository operations for the Series Trust's security transactions are mainly concentrated with the Custodian, with a Fitch rating of A+. At August 31, 2024 and August 31, 2023, substantially all cash and cash equivalents and investments are placed in custody with the Custodian.

The Series Trust's policy to manage this risk is to invest in debt securities that have an investment grade by a well-known rating agency, Moody's. The Series Trust may also invest in unrated assets where a rating is assigned by the investment advisor using an approach that is consistent with the approach used by that rating agency.

The following table summarizes the credit quality of the Series Trust's debt portfolio at August 31, 2024 as a percentage of net assets.

Rating*	% of Net Assets
Aaa	3.6%
Aa2	38.2%
A1	32.9%
A2	2.4%
Baa1	9.6%
Baa2	5.9%
	92.6%

*Security ratings, if any, are obtained from Moody's/S&P's Investor Service.

The following table summarizes the credit quality of the Series Trust's debt portfolio at August 31, 2023 as a percentage of net assets.

Rating*	% of Net Assets
Aaa	3.3%
Aa3	28.3%
A1	34.1%
A2	10.5%
A3	19.1%
	95.3%

*Security ratings, if any, are obtained from Moody's/S&P's Investor Service.

(C) Liquidity Risk

Liquidity risk exists when particular investments are difficult to purchase or sell. The Series Trust's investments in illiquid securities may reduce the returns of the Series Trust because it may be unable to sell the illiquid securities at an advantageous time or price. To the extent that the Series Trust's principal investment strategies involve non-developed country securities, derivatives or securities with substantial market and/or credit risk, the Series Trust will tend to have the greatest exposure to liquidity risk.

AUD Short Term Bond Fund
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended August 31, 2024
(Expressed in Australian Dollars)

The tables below analyze the Series Trust's financial liabilities into relevant maturity grouping based on the remaining period at the Statement of Financial Position date to the contractual maturity date. The amounts in the tables are the contractual undiscounted cash flows.

At August 31, 2024	Less than 1 month	1 - 3 months	Total
Payables for:			
Securities purchased	\$ 510,025	\$ -	\$ 510,025
Professional fees	43,081	-	43,081
Printing fees	35,372	-	35,372
Distribution fees	17,461	-	17,461
Custody fees	3,614	-	3,614
Investment management fees	2,133	-	2,133
Transfer agent fees	1,778	-	1,778
Fee agent fees	1,707	-	1,707
Agent member company fees	143	-	143
Manager support service provider fees	72	-	72
Contractual cash out flows	\$ 615,386	\$ -	\$ 615,386

At August 31, 2023	Less than 1 month	1 - 3 months	Total
Payables for:			
Printing fees	\$ 37,454	\$ -	\$ 37,454
Professional fees	29,604	-	29,604
Investment management fees	15,679	-	15,679
Units repurchased	12,735	-	12,735
Distribution fees	10,492	-	10,492
Transfer agent fees	4,436	-	4,436
Fee agent fees	1,844	-	1,844
Custody fees	1,077	-	1,077
Agent member company fees	154	-	154
Manager support service provider fees	78	-	78
Contractual cash out flows	\$ 113,553	\$ -	\$ 113,553

Units are repurchased on demand at the holder's option. However, the Trustee does not envision that this contractual maturity disclosed will be representative of the actual cash outflows, as holders of these instruments typically retain them for the medium to long term.

The Manager monitors the Series Trust's liquidity position on an on-going basis.

Liquidity risk is managed by investing no more than 15% of the Net Asset Value in illiquid assets.

(D) Risk Management

The Series Trust's Investment Manager's team is supported by certain risk management systems and professionals, which provide regular reporting on all portfolio positions and quantitative risk measures. Prospective investors should be aware that no risk management system is fail-safe, and no assurance can be given that risk frameworks employed by the Manager (e.g., stop-win, stop-loss, sharpe ratios, loss limits, value-at-risk or any other methodology now known or later developed) will achieve their objectives and prevent or otherwise limit substantial losses. No assurance can be given that the risk management systems and techniques or pricing models will accurately predict future trading patterns or the manner in which investments are priced in financial markets in the future.

(E) Capital Risk Management

The capital of the Series Trust is represented by the net assets attributable to the holder of redeemable units. The amount of net assets attributable to the holder of redeemable units can change significantly on a daily basis as the Series Trust is subject to daily subscriptions and repurchases at the discretion of the unitholder. The Series Trust's objective when managing capital is to safeguard the Series Trust's ability to continue as a going concern in order to provide returns for the unitholder and benefits for other stakeholders and to maintain a strong capital base to support the development of the investment activities of the Series Trust. In order to maintain or adjust the capital structure, the Series Trust's policy is to perform the following:

- Monitor the level of daily subscriptions and repurchases relative to the liquid assets and adjust the amount of distributions the Series Trust pays to the holder of redeemable units.
- Repurchase and issue new units in accordance with the constitutional documents of the Series Trust.

AUD Short Term Bond Fund
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended August 31, 2024
(Expressed in Australian Dollars)

The Manager monitors capital on the basis of the value of net assets attributable to the holder of redeemable units.

5.2 Additional Series Trust's Risks

(A) Custody Risk

Neither the Trustee nor the Manager controls the custodianship of the Series Trust's entire holding of securities. The Custodian or other banks or brokerage firms selected to act as custodians may become insolvent, causing the Series Trust to lose all or a portion of the funds or securities held by those custodians.

(B) Risk of Indemnification

The Trustee, the Manager, the Administrator, the Custodian, and other parties, and each of their respective agents, principals, officers, employees, and affiliates are entitled to be indemnified out of the assets of the Series Trust under certain circumstances which may result in a decrease in Net Asset Value per unit.

(C) Settlement Risk

Settlement and clearance procedures in certain foreign markets differ significantly from those in the United States, the European Union and Japan. Foreign settlement and clearance procedures and trade regulations also may involve certain risks (such as delays in payment for or delivery of securities) not typically associated with the settlement of United States investments. At times, settlements in certain foreign countries have not kept pace with the number of securities transactions. These problems may make it difficult for the Manager to carry out transactions for the account of the Series Trust.

If the Manager cannot settle or is delayed in settling a purchase of securities, it may miss attractive investment opportunities and certain of the Series Trust's assets may be uninvested with no return earned thereon for some year. If the Manager cannot settle or is delayed in settling a sale of securities, the Series Trust may lose money if the value of the security then declines or, if it has contracted to sell the security to another party; the Series Trust could be liable for any losses incurred.

(D) Counterparty and Broker Risk

The financial institutions and counterparties, including banks and brokerage firms, such as the Custodian, with which the Manager or its delegate trades or invests for the account of the Series Trust, may encounter financial difficulties and default on their respective obligations owed in respect of the Series Trust. Any such default could result in material losses to the Series Trust. In addition, the Manager may pledge collateral for the account of the Series Trust to the counterparties in order to secure certain transactions. No collateral was pledged by the Manager during the years ended August 31, 2024 and August 31, 2023.

The Series Trust has not offset any financial assets or liabilities in the Statement of Financial Position and did not hold any derivative assets.

(E) Concentration Risk

The Investment Manager will invest substantially all of the proceeds from the sale of the Units in the Selected Bonds and therefore losses incurred by the Selected Bonds will have a material adverse effect on the Series Trust's overall financial position.

(F) Risk of investing in Australian Bonds

Exposure to instruments of issuers may involve significant economic and political risks. By investing in Australian Bonds, the Series Trust will be exposed to the direct or indirect consequences of political, social and economic changes in Australia. Political changes may affect the willingness of the Australian issuers to make or provide for timely payments of their debt obligations. The country's and local economic status, as reflected, among other things, in its inflation rate, the amount of its external debt and its gross domestic product, will also affect the local issuers' ability to honor their obligations.

(G) No Interest in the Selected Bonds

Any return on the Units depends, amongst other things, on the performance of the Selected Bonds. An investment in Units does not give a Unitholder a direct interest in the Selected Bonds.

(H) Early Termination of the Series Trust

Although the Final Repurchase Day of the Series Trust is scheduled for August 29, 2025, the Final Repurchase Day will be brought forward should a Compulsory Repurchase Event occur.

AUD Short Term Bond Fund
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended August 31, 2024
(Expressed in Australian Dollars)

5.3 Fair Value Estimation and Hierarchy Designation

The Series Trust applies IFRS Accounting Standard 13, 'Fair value measurement' and utilizes the last traded market price for its fair valuation inputs for both financial assets and liabilities.

An active market is a market in which transactions for the asset or liability take place with sufficient frequency and volume to provide pricing information on an ongoing basis.

The fair value of financial assets and liabilities that are not traded in an active market is determined by using valuation techniques. The Series Trust uses a variety of methods and makes assumptions that are based on market conditions existing at each period end date. Valuation techniques used for non-standardized financial instruments such as options, currency swaps and other over-the-counter derivatives, include the use of comparable recent arm's length transactions, reference to other instruments that are substantially the same, discounted cash flow analysis, option pricing models and other valuation techniques commonly used by market participants making the maximum use of market inputs and relying as little as possible on entity-specific inputs.

For instruments for which there is no active market, the Series Trust may use internally developed models, which are usually based on valuation methods and techniques generally recognized as standard within the industry. Some of the inputs to these models may not be market observable and are therefore estimated based on assumptions. The output of a model is always an estimate or approximation of a value that cannot be determined with certainty, and valuation techniques employed may not fully reflect all factors relevant to the positions the Series Trust holds. Valuations are therefore adjusted, where appropriate, to allow for additional factors including model risk, liquidity risk and counterparty risk.

The Series Trust classifies fair value measurements using a fair value hierarchy that reflects the significance of the inputs used in making the measurements.

The fair value hierarchy has the following levels:

- Level 1 inputs are quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities that the entity can access at the measurement date;
- Level 2 inputs are inputs other than quoted prices included within Level 1 that are observable for the asset or liability, either directly or indirectly; and
- Level 3 inputs are unobservable inputs for the asset or liability.

The level in the fair value hierarchy within which the fair value measurement is categorized in its entirety is determined on the basis of the lowest level input that is significant to the fair value measurement in its entirety. For this purpose, the significance of an input is assessed against the fair value measurement in its entirety. If a fair value measurement uses observable inputs that require significant adjustment based on unobservable inputs, that measurement is a Level 3 measurement. Assessing the significance of a particular input to the fair value measurement in its entirety requires judgment, considering factors specific to the asset or liability.

The determination of what constitutes 'observable' requires significant judgment by the Administrator, under advisement of the Manager. The Administrator, under advisement of the Manager, considers observable data to be that market data that is readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary, and provided by independent sources that are actively involved in the relevant market.

The following is a summary of the fair valuations according to the inputs used as of August 31, 2024 in valuing the Series Trust's financial assets held for trading:

Financial Assets Designated at Fair Value Through Profit or Loss	(Unadjusted) Quoted Prices in Active Markets for Identical Investments (Level 1)	Significant Other Observable Inputs (Level 2)	Significant Unobservable Inputs (Level 3)	Fair Value at August 31, 2024
Investment in debt securities	\$ -	\$ 7,765,048	\$ -	\$ 7,765,048
Financial assets, at fair value through profit or loss	\$ -	\$ 7,765,048	\$ -	\$ 7,765,048

AUD Short Term Bond Fund
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended August 31, 2024
(Expressed in Australian Dollars)

The following is a summary of the fair valuations according to the inputs used as of August 31, 2023 in valuing the Series Trust's financial assets held for trading:

Financial Assets Designated at Fair Value Through Profit or Loss	(Unadjusted) Quoted Prices in Active Markets for Identical Investments (Level 1)	Significant Other Observable Inputs (Level 2)	Significant Unobservable Inputs (Level 3)	Fair Value at August 31, 2023
Investment in debt securities	\$ –	\$ 8,607,771	\$ –	\$ 8,607,771
Financial assets, at fair value through profit or loss	\$ –	\$ 8,607,771	\$ –	\$ 8,607,771

During the years ended August 31, 2024 and August 31, 2023, there were no transfers between Levels 1, 2 and 3.

Financial instruments that trade in markets that are not considered to be active but are valued based on quoted market prices, dealer quotations or alternative pricing sources supported by observable inputs are classified within Level 2. These include over-the-counter derivatives and debt securities. As Level 2 investments include positions that are not traded in active markets and/or are subject to transfer restrictions, valuations may be adjusted to reflect illiquidity and/or non-transferability, which are generally based on available market information.

Investments classified within Level 3 have significant unobservable inputs, as they trade infrequently. As of August 31, 2024 and August 31, 2023, the Series Trust did not hold investments classified as Level 3.

Financial assets and liabilities not carried at fair value through profit or loss

- (i) At August 31, 2024 and August 31, 2023, cash and cash equivalents and all other assets and liabilities (including other assets, receivables for interest, expense reimbursement and securities sold and payables for securities purchased, units repurchased, printing fees, professional fees, custody fees, fee agent fees, transfer agent fees, distribution fees, investment management fees, agent member company fees and manager support service provider fees) are deemed short-term financial assets and liabilities whose carrying amounts approximate fair value because of their short-term nature. Refer to Note 2 for a description of the valuation techniques.
- (ii) Net assets attributable to the holder of redeemable units. The Series Trust repurchases and issues the units at the amount equal to the proportionate share of net assets of the Series Trust at the time of repurchase, calculated on a basis consistent with that used in these financial statements. Accordingly, the carrying amount of net assets attributable to the holder of redeemable units approximates their fair value.

6. NET GAIN/(LOSS) ON FINANCIAL ASSETS AND LIABILITIES AT FAIR VALUE THROUGH PROFIT OR LOSS

	August 31, 2024	August 31, 2023
Net gain/(loss) on financial assets and liabilities at fair value through profit and loss consist of the following:		
Net realized (loss) on investments in debt securities	\$ (221)	\$ (3,357)
Net realized (loss) on investments in forward contracts	–	(209)
Total net realized (loss) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	\$ (221)	\$ (3,566)
Movement in net unrealized appreciation on investments in debt securities	\$ 87,521	\$ 96,329
Total net change in unrealized appreciation on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss	\$ 87,521	\$ 96,329

AUD Short Term Bond Fund
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended August 31, 2024
(Expressed in Australian Dollars)

7. FEES, EXPENSES AND RELATED PARTY TRANSACTIONS

7.1 Fees and Expenses

(A) Administrator Fees

The Administrator receives an annual fee of 0.07% on the first US\$500 million of net assets, 0.06% on the next US\$500 million of the net assets and 0.05% on the net assets over US\$1 billion, subject to a monthly minimum fee of \$3,750. The fees earned by the Administrator during the years ended August 31, 2024 and August 31, 2023, and outstanding fees payable to the Administrator as of August 31, 2024 and August 31, 2023, have been disclosed in the Statement of Comprehensive Income and the Statement of Financial Position, respectively.

(B) Custody Fees

The Custodian will receive a fee of 0.03% per annum of the Net Asset Value accrued on and calculated as at each valuation day, payable monthly in arrears. The fees earned by the Custodian during the years ended August 31, 2024 and August 31, 2023, and outstanding fees payable to the Custodian as of August 31, 2024 and August 31, 2023, have been disclosed in the Statement of Comprehensive Income and the Statement of Financial Position, respectively.

(C) Transfer Agent Fees

The Transfer Agent receives an annual fee of 0.01% of net assets and a \$10 fee per transaction. The fees earned by the Transfer Agent during the years ended August 31, 2024 and August 31, 2023, and outstanding fees payable to the Transfer Agent as of August 31, 2024 and August 31, 2023, have been disclosed in the Statement of Comprehensive Income and the Statement of Financial Position, respectively.

(D) Professional Fees

Professional fees include legal and audit fees. The fees paid during the years ended August 31, 2024 and August 31, 2023, and outstanding fees payable as of August 31, 2024 and August 31, 2023, have been disclosed in the Statement of Comprehensive Income and the Statement of Financial Position, respectively.

(E) Distribution Fees

The Distributors receive a fee of up to and including 0.30% per annum of the Net Asset Value accrued on and calculated as at each valuation day multiplied by the fraction of units of such class for which the Distributors are unitholders divided by the total number of units issued in respect of such class of units, and payable monthly in arrears (the "Distribution Fees").

The Distribution Fees may be adjusted and notified by the investment Manager to the Administrator on a monthly basis in accordance with the Distribution and Repurchase Agreement and are linked to the 2-year Australian Government Bond Yields as shown in table below.

2-year Australian Government Bond Yields	Distribution Fees Percentage (per annum of the Net Asset Value)
Less than or equal to 0.50%	0.05%
Above 0.50% and less than or equal to 0.75%	0.10%
Above 0.75% and less than or equal to 1.00%	0.15%
Above 1.00% and less than or equal to 1.25%	0.20%
Above 1.25%	0.30%

The Distribution Fees are payable by the Administrator, on behalf of the Manager, out of the assets of the Series Trust. The fees earned by the Distributors during the years ended August 31, 2024 and August 31, 2023, and outstanding fees payable to the Distributors as of August 31, 2024 and August 31, 2023, have been disclosed in the Statement of Comprehensive Income and the Statement of Financial Position, respectively.

AUD Short Term Bond Fund
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended August 31, 2024
(Expressed in Australian Dollars)

7.2 Related Party Transactions

Parties are considered to be related if one party has the ability to control the other party or exercise significant influence over the other party in making financial or operational decisions. The Trustee, Fee Agent, Manager and Agent Member Company are all related parties to the Series Trust.

There were no other transactions with related parties other than those in the normal course of business.

(A) Trustee Fees

The Trustee receives a fixed annual fee of US\$10,000 per annum payable annually in advance out of the Operational Costs Fee.

(B) Fee Agent Fees

The Fee Agent receives an annual fee of 0.12% of Net Assets Value (the "Operational Costs Fees"), accrued on and calculated as at each valuation day. The Operational Costs Fees are paid by the Administrator, on behalf of the Trustee out of the assets of the Series Trust. The fees earned by the Fee Agent during the years ended August 31, 2024 and August 31, 2023, and outstanding fees payable to the Fee Agent as of August 31, 2024 and August 31, 2023, have been disclosed in the Statement of Comprehensive Income and the Statement of Financial Position, respectively.

The Fee Agent is responsible for paying the Manager Fees, the Trustee Fees and costs and expenses, which are, in the reasonable judgement of the Fee Agent, determined as associated costs and expenses of the Manager Fees and Trustee Fees (the "Ordinary Costs").

For the avoidance of doubt, the Fee Agent is not responsible for the payment of the capped expenses, extraordinary expenses, broker expenses or miscellaneous expenses. Capped expenses will be paid by the Administrator, on behalf of the Trustee, out of the assets of the Series Trust up to and including the TER Cap, and any Capped Expenses above the TER Cap will be borne by the Investment Manager. Extraordinary Expenses, Broker Expenses and Miscellaneous Expenses fall outside of the TER Cap and shall be paid by the Administrator, on behalf of the Trustee, out of the assets of the Series Trust.

To the extent that the Operational Costs Fees do not cover the Ordinary Costs, the Fee Agent will be liable for any outstanding amounts. Any amounts remaining following payment of the Ordinary Costs will be retained by the Fee Agent as its remuneration for acting as fee agent in respect of the Series Trust.

The Operational Costs Fees will be payable quarterly in arrears in the amount accrued from and excluding, for the first accrued period only, the Initial Closing Day, and for all other accrued periods, the last day of each calendar quarter, each being a "Fee Calculation Day", to and including, for all but the last accrual period, the next Fee Calculation Day, and for the last accrual period, the Final Repurchase Day or if such day is not also a Valuation Day then the immediately preceding Valuation Day (the "Final Valuation Day").

For the avoidance of doubt, should the Final Valuation Day not also be a Fee Calculation Day, the last accrual period shall end on the Final Valuation Day.

(C) Manager Fees

The Manager receives out of the Operational Costs Fee, a management fee of US\$5,000 per annum payable monthly in arrears.

(D) Investment Management Fees

The Investment Manager receives a fee of up to and including 0.30% per annum of the Net Asset Value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears. The Investment Manager Fees will be paid by the Administrator, on behalf of the Trustee, out of the assets of the Series Trust.

AUD Short Term Bond Fund
Notes to Financial Statements (continued)
For the Year Ended August 31, 2024
(Expressed in Australian Dollars)

The Investment Management Fees may be adjusted and notified by the Investment Manager to the Administrator on a monthly basis in accordance with the Investment Management Agreement and are linked to the 2-year Australian Government Bond Yields as shown in table below.

2-year Australian Government Bond Yields	Investment Management Fees Percentage (per annum of the Net Asset Value)
Less than or equal to 0.50%	0.05%
Above 0.50% and less than or equal to 0.75%	0.10%
Above 0.75% and less than or equal to 1.00%	0.15%
Above 1.00% and less than or equal to 1.25%	0.20%
Above 1.25%	0.30%

The fees earned by the Investment Manager during the years ended August 31, 2024 and August 31, 2023, and outstanding fees payable to the Investment Manager as of August 31, 2024 and August 31, 2023, have been disclosed in the Statement of Comprehensive Income and the Statement of Financial Position, respectively.

(E) Manager Support Service Provider Fees

The Manager Support Service Provider Fees receives an annual fee of 0.01% per annum of the Net Asset Value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears. The Manager Support Service Provider Fees are paid by the Administrator, on behalf of the Trustee, out of the assets of the Series Trust. The fees earned by the Manager Support Service Provider Fees during the years ended August 31, 2024 and August 31, 2023, and outstanding fees payable to the Manager Support Service Provider Fees as of August 31, 2024 and August 31, 2023, have been disclosed in the Statement of Comprehensive Income and the Statement of Financial Position, respectively.

(F) Agent Member Company Fees

The Agent Member Company receives a fee of 0.01% per annum of the Net Asset Value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears. The Agent Member Company Fees are paid by the Administrator, on behalf of the Manager out of the assets of the Series Trust. The fees earned by the Agent Member Company during the years ended August 31, 2024 and August 31, 2023, and outstanding fees payable to the Agent Member Company as of August 31, 2024 and August 31, 2023, have been disclosed in the Statement of Comprehensive Income and the Statement of Financial Position, respectively.

8. BORROWING AND LEVERAGE POLICY

The Series Trust may borrow up to 10% of its Net Asset Value if required to facilitate short term cash flows. During the years ended August 31, 2024 and August 31, 2023, the Series Trust did not incur any borrowings.

9. SUBSEQUENT EVENTS

The Trustee has evaluated all subsequent transactions and events through December 10, 2024, the date on which these financial statements were available to be issued. Effective September 1, 2024 through December 10, 2024, there were subscriptions of \$2,135 and repurchases of \$30,663. There are no other subsequent events to report as relates to the Series Trust.

(2) 損益計算書

ファンドの損益計算書については、「(1) 貸借対照表」の項目に記載したファンドの包括利益計算書をご参照ください。

(3) 投資有価証券明細表等

(2024年12月末日現在)

順位	銘柄	国名	種類	利率	償還期限	保有数	簿価 (豪ドル)		時価 (豪ドル)		投資比率 (%)
							単価	金額	単価	金額	
1	NATWEST MARKETS PLC /AUD/ REGD REG S MTN	英国	債券	5.0546	2025/8/12	650,000	99.84	648,964.01	100.2	651,326.00	7.7
2	COMMONWEALTH BANK AUST /AUD/ REGD MTN	オーストラリア	債券	4.2000	2025/8/18	600,000	99.78	598,705.28	99.8	598,782.00	7.1
3	BPCE SA /AUD/ REGD REG S MTN	フランス	債券	2.0000	2025/6/5	550,000	98.52	541,842.82	98.8	543,424.57	6.4
4	KFW /AUD/ REGD MTN	ドイツ	債券	2.1500	2025/8/25	550,000	98.62	542,421.61	98.61	542,344.00	6.4
5	CREDIT UNION AU LTD /AUD/ REGD V/R REG S MTN	オーストラリア	債券	5.9976	2026/10/23	500,000	101.08	505,407.07	101.17	505,840.00	6.0
6	MEMBERS BANKING GRP LTD /AUD/ REGD V/R MTN	オーストラリア	債券	5.6651	2025/5/23	500,000	100.13	500,635.51	100.16	500,805.00	5.9
7	INTL FINANCE CORP /AUD/ REGD MTN	その他	債券	4.0000	2025/4/3	500,000	99.88	499,377.47	99.85	499,269.79	5.9
8	BRISBANE AIRPORT CORP /AUD/ REGD REG S MTN	オーストラリア	債券	3.9000	2025/4/24	500,000	99.67	498,329.27	99.68	498,420.10	5.9
9	NATIONAL AUSTRALIA BANK /AUD/ REGD MTN	オーストラリア	債券	2.3500	2025/2/25	400,000	99.75	398,983.25	99.65	398,595.22	4.7
10	NORFINA LTD /AUD/ REGD MTN	オーストラリア	債券	2.5000	2027/1/25	400,000	95.08	380,312.70	95.85	383,392.00	4.5
11	UBS AG AUSTRALIA /AUD/ REGD REG S SER ..	スイス	債券	1.2000	2025/7/30	350,000	98.05	343,173.32	98.05	343,178.50	4.1
12	COOPERATIEVE RABOBANK UA /AUD/ REGD REG S MTN SER GMTN	オランダ	債券	3.5000	2026/12/14	350,000	96.92	339,210.11	97.18	340,130.00	4.0
13	MACQUARIE BANK LTD /AUD/ REGD V/R REG S MTN	オーストラリア	債券	5.2565	2025/2/12	300,000	100.05	300,155.33	100.05	300,140.66	3.5
14	AUST & NZ BANKING GROUP /AUD/ REGD V/R MTN	オーストラリア	債券	5.1532	2025/1/16	300,000	100.01	300,044.14	100.02	300,047.04	3.5
15	KIWIBANK LTD /AUD/ REGD V/R MTN	ニュージーランド	債券	5.4492	2027/4/2	250,000	100.12	250,294.79	100.09	250,217.50	3.0
16	AUST & NZ BANKING GROUP /AUD/ REGD MTN	オーストラリア	債券	4.0500	2025/5/12	250,000	100.07	250,183.67	99.79	249,485.84	2.9
17	MERCEDES-BENZ AUSTRALIA /AUD/ REGD REG S EMTN	ドイツ	債券	5.0000	2026/9/26	200,000	99.39	198,775.74	100.32	200,642.00	2.4
18	WESTPAC BANKING CORP /AUD/ REGD MTN	オーストラリア	債券	4.9000	2025/11/11	200,000	100.61	201,215.37	100.32	200,632.00	2.4
19	NATIONAL AUSTRALIA BANK /AUD/ REGD REG S MTN	オーストラリア	債券	4.6500	2025/11/25	200,000	99.85	199,701.76	100.15	200,306.00	2.4
20	MACQUARIE BANK LTD /AUD/ REGD REG S MTN	オーストラリア	債券	1.7000	2025/2/12	200,000	99.69	199,383.97	99.65	199,292.90	2.4
21	TOYOTA FINANCE AUSTRALIA /AUD/ REGD MTN	オーストラリア	債券	4.4500	2026/4/6	170,000	99.47	169,106.26	99.75	169,573.30	2.0
22	TOYOTA FINANCE AUSTRALIA /AUD/ REGD MTN	オーストラリア	債券	2.9300	2025/3/21	150,000	99.58	149,369.62	99.6	149,392.50	1.8

中間財務書類

- a. ファンドの日本語の中間財務書類は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第328条第5項ただし書の規定を適用して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます。）。
- b. ファンドの原文中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。
- c. ファンドの原文の中間財務書類は豪ドルで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されています。日本円への換算には、2025年3月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル=93.97円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1) 資産及び負債の状況

豪ドル建て短期債券ファンド
財政状態計算書
2025年2月28日(未監査)
(豪ドルで表示)

資産	2025年2月28日		2024年8月31日	
	AUD	千円	AUD	千円
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産(注記 2.2、5 および 6)	7,141,100	671,049	7,765,048	729,682
現金および現金同等物(注記 2.1)	1,298,652	122,034	1,053,684	99,015
以下に対する未収金:				
利息(注記 2.11)	44,693	4,200	66,127	6,214
費用払戻(注記 2.5)	17,589	1,653	13,887	1,305
その他の資産	105,137	9,880	104,235	9,795
資産合計	8,607,171	808,816	9,002,981	846,010
負債				
以下に対する未払金:				
印刷費用	33,469	3,145	35,372	3,324
販売報酬(注記 7.1E)	20,501	1,926	17,461	1,641
専門家報酬(注記 7.1D)	13,873	1,304	43,081	4,048
投資運用会社報酬(注記 7.2D)	4,264	401	2,133	200
報酬代行会社報酬(注記 7.2B)	4,253	400	1,707	160
保管会社報酬(注記 7.1B)	2,750	258	3,614	340
登録事務代行報酬(注記 7.1C)	1,246	117	1,778	167
管理会社代行サービス会社報酬(注記 7.2E)	71	7	72	7
購入した証券(注記 2.4)	–	–	510,025	47,927
代行協会員報酬(注記 7.2F)	–	–	143	13
債務(株主資本を除く)	80,427	7,558	615,386	57,828
株主資本(解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産)	8,526,744	801,258	8,387,595	788,182

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

豪ドル建て短期債券ファンド
包括利益計算書
2025年2月28日を末日とする6カ月間(未監査)
(豪ドルで表示)

収益	2025年2月28日を 末日とする6カ月間		2024年2月29日を 末日とする6カ月間	
	AUD	千円	AUD	千円
FVTPLで測定する金融商品による純損益 ⁽¹⁾				
受取利息(注記2.11)	200,40€	18,832	170,651	16,036
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る実現純益(損) (注記2.11および6)	1,061	100	(311)	(29)
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債に係る未実現評価益の純変動 (注記2.2, 2.11および6)	1,49€	141	49,90€	4,689
外貨建取引に係る実現純益(注記2.6)	107	10	-	-
外貨建取引に係る未実現(純損)の変動 (注記2.11、6)	(1)	(0)	(€)	(1)
利益合計	203,07€	19,083	220,234	20,695
費用				
管理事務代行報酬(注記7.1A)	42,147	3,961	29,070	2,732
専門家報酬(注記7.1D)	31,54€	2,964	22,770	2,140
投資運用会社報酬(注記7.2D)	12,70€	1,194	12,95€	1,218
販売報酬(注記7.1E)	12,70€	1,194	12,95€	1,218
保管会社報酬(注記7.1B)	7,52€	707	6,76€	636
報酬代行会社報酬(注記7.2B)	5,081	477	5,18€	487
登録事務代行報酬(注記7.1C)	3,05€	287	4,44€	418
管理会社代行サービス会社報酬(注記7.2E)	424	40	43€	41
代行協会員報酬(注記7.2F)	42€	40	43€	41
印刷費用	122	11	11,461	1,077
設立費用	-	-	14,14€	1,329
費用合計	115,727	10,875	120,620	11,335
費用払戻(注記2.5)	(65,20€)	(6,127)	(81,74€)	(7,682)
営業利益	152,551	14,335	181,360	17,042
源泉徴収税費用(注記2.12)	13€	12	(72€)	(69)
包括利益合計(解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産に対する、運用による増加額)	152,68€	14,348	180,631	16,974

⁽¹⁾純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債にかかる実現および未実現損益、外貨建取引に係る実現利益ならびに受取利息を含む、純損益を通じて公正価値(以下「FVTPL」という)で測定する金融商品から発生する純益に関するもの。

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

豪ドル建て短期債券ファンド
株主資本等変動計算書
2025年2月28日(未監査)を末日とする6カ月間
(豪ドルで表示)

	AUD	千円
2023年8月31日時点	9,030,075	848,556
受益証券の発行残高(注記3)	177,682	16,697
受益証券の買戻(注記2.8、3)	(1,180,854)	(110,965)
包括利益合計(解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産に対する、運用による増加額)	360,692	33,894
2024年8月31日時点	8,387,595	788,182
受益証券の発行残高(注記3)	28,536	2,682
受益証券の買戻(注記2.8、3)	(42,070)	(3,953)
包括利益合計(解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産に対する、運用による増加額)	152,683	14,348
2025年2月28日時点	8,526,744	801,258

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

豪ドル建て短期債券ファンド
 キャッシュ・フロー計算書
 2025年2月28日(未監査)を末日とする6カ月間
 (豪ドルで表示)

営業活動によるキャッシュ・フロー:	2025年2月28日を末日とする6カ月間		2024年2月29日を末日とする6カ月間	
	AUD	千円	AUD	千円
包括利益合計(証券受益者に帰属する純資産に対する、運用による増加額)	152,683	14,348	180,631	16,974
包括利益合計(証券受益者に帰属する純資産に対する運用による増額)と、営業活動による現金とを一致させるための調整:				
★				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の購入	(2,537,973)	(238,493)	(1,632,521)	(153,408)
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の売却による収入	3,202,410	300,930	2,218,924	208,512
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る実現純損益	(1,061)	(100)	311	29
★				
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債に係る未実現評価益の純変動	(1,499)	(141)	(49,903)	(4,689)
証券投資におけるアクリーション	(43,075)	(4,048)	(33,412)	(3,140)
証券投資におけるアモチゼーション	5,146	484	25,121	2,361
売却済み証券に対する未収金減少	-	-	9	1
金利に対する未収金の減少	21,434	2,014	5,022	472
費用払戻に対する未収金(増加)	(3,702)	(348)	(73,647)	(6,921)
前払報酬の(増加)	-	-	(81,743)	(7,681)
その他資産の(増加)／減少	(902)	(85)	95,568	8,981
購入済み証券に対する未払金の(減少)	(510,025)	(47,927)	-	-
その他の未払金の(減少)／増加 ⁽¹⁾	(24,934)	(2,343)	64,964	6,105
営業活動による正味キャッシュ・フロー	258,502	24,291	719,324	67,595
財務活動によるキャッシュ・フロー:				
発行された受益証券による収入、発行された受益証券の未収金の変動控除後	28,536	2,682	56,433	5,303
受益証券の買戻、買戻された受益証券の未払金の変動控除後	(42,070)	(3,953)	(729,289)	(68,531)
財務活動により(使用した)正味現金	(13,534)	2,682	(672,856)	(63,228)
現金および現金同等物の純増(減)額	244,968	23,020	46,468	4,367
期首における現金および現金同等物(注記2.1)	1,053,684	99,015	369,096	34,684
期末における現金および現金同等物(注記2.1)	1,298,652	122,034	415,564	39,051

営業活動によるキャッシュ・フローについての補足情報

豪ドル建て短期債券ファンド

キャッシュ・フロー計算書

2025年2月28日(未監査)を末日とする6カ月間

(豪ドルで表示)

受取利息	221,843	20,847	175,673	16,508
源泉徴収税	132	12	(729)	(69)

(1) 財政状態計算書で開示した通り、その他の債務には、専門家報酬、保管会社報酬、報酬代行会社報酬、登録事務代行報酬、販売報酬、印刷費用、投資運用会社報酬、代行協会員報酬、管理会社代行サービス会社報酬が含まれる。

豪ドル建て短期債券ファンド

財務諸表に対する注記

2025年2月28日(未監査)を末日とする6カ月間

(豪ドルで表示)

1. 組成

豪ドル建て短期債券ファンド(以下、「シリーズ・トラスト」という)は、ケイマン諸島の法律に基づき基本信託約款により2013年12月2日に設立されたオープン・エンド型のアンブレラ・ユニット・トラストであるUBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)III(以下、「トラスト」という)のシリーズ・トラストである。本シリーズ・トラストは、信託約款補則に基づき2020年8月28日に設立され、ケイマン諸島の法律により法人登録されている信託会社であるエリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」という)により運用されている。本シリーズ・トラストは、2020年9月24日に運用を開始し、2025年8月29日、または以下のいずれかが発生した後、実務上可能な直近の買戻日として、受託会社および管理会社の双方が合意した日のうち、より早い方の日である最終買戻日まで存続するものとする:ある評価日における純資産価額(「純資産価額」とは、全資産から、蓄積した報酬および費用を含む負債を差し引いた額である)が100万豪ドルまたはこれを下回った場合、およびかかる評価日またはそれ以降において、管理会社がそのユニットクラスのすべての受益証券につき、全受益者に通知することにより強制的に償還すべきだと決定した場合、または受託会社および管理会社がそのユニットクラスのすべての受益証券につき強制的に償還すべきだと合意した場合、これらを「強制買戻事由」という。

本トラストは、ケイマン諸島の信託法(改訂版)に基づく免税信託であり、2014年1月22日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改訂版)に基づき登録された。

本トラストの登録事務所は、ケイマン諸島、KY1-9005 グランド・ケイマン、カマナ・ベイ、ネクサス・ウェイ、1(One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands)に所在する。

本シリーズ・トラストの管理会社は、UBS マネージメント(ケイマン)リミテッド(以下「管理会社」という)である。

本シリーズ・トラストの管理事務代行会社、保管会社、登録事務代行会社は、ブラウン・ブラザース・ハリマン・アンド・コー(以下、適宜「管理事務代行会社」、「保管会社」、「登録事務代行会社」という)である。

2024年6月28日以降、ユービーエス・エイ・ジー・ロンドン支店(以下「ユービーエス・エイ・ジー」という)は、報酬代行会社(以下「報酬代行会社」という)の役割を負う。その日より前は、クレディ・スイス・インターナショナルが報酬代行会社の役割を負っていた。

2024年6月28日以降、UBS証券株式会社は、代行協会員(以下「代行協会員」という)の役割を負う。その日より前は、クレディ・スイス証券株式会社が代行協会員の役割を負っていた。

本シリーズ・トラストの投資運用会社は、ダイワ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)リミテッド(以下「投資運用会社」という)である。

本シリーズ・トラストの管理会社代行サービス会社は、大和アセットマネジメント株式会社(以下「管理会社代行サービス会社」という)である。

2021年2月15日付で、管理会社は東海東京証券株式会社に対し、日本において本トラストの販売会社として業務を行う権限を与えた。2021年2月3日付で、管理会社はちばぎん証券株式会社に対し、日本において本トラストの販売会社として業務を行う権限を与えた。2021年1月19日付で、管理会社は九州FG証券株式会社に対し、日本において本トラストの販売会社として業務を行う権限を与えた。2021年1月18日付で、管理会社は東洋証券株式会社に対し、日本において本トラストの販売会社として業務を行う権限を与えた。2021年1月18日以前において、管理会社は丸三証券株式会社に対し、日本において本トラストの販売会社として業務を行う権限を与えていた。管理者は今後、本トラストの販売会社としてさらに多くの会社を任命する可能性がある(以下、各社を「販売会社」、総称して「販売会社各社」という)。

本シリーズ・トラストおよび豪ドル・コースは、豪ドル建て(「AUD」または「\$」)で表示される。

本シリーズ・トラストの投資目的は、豪ドル建ての優良な固定利付債券および変動利付債券等(「オーストラリア債券」といい、投資運用会社が選定したこれらの有価証券を「投資対象債券」という。)に投資することにより、高い流動性を確保しつつ安定した収益を提供するものである。また、本シリーズ・トラストは現金(豪ドル)および豪ドル建て短期金融証券(コマーシャル・ペーパー、譲渡性定期預金および政府債券を含むがそれに限定されない)(「短期金融商品」といい、現金(豪ドル)および投資対象債券と合わせて「ポートフォリオ」という)を保有する場合がある。

投資運用会社は、ポートフォリオ全体にわたり通常の投資決定と継続的な監視を行う責任を負う。

2023年3月19日にUBSグループAG(「UBS」)は、スイス連邦財務省、スイス国立銀行、スイス連邦金融市場監督機構(FINMA)の介入を受けて、クレディ・スイス・グループAG(「クレディ・スイス」)を買収することに合意した。

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記(続き)
2025年2月28日(未監査)を末日とする6カ月間
(豪ドルで表示)

2023年6月12日、UBSグループAGは、法律上の吸収合併によるクレディ・スイス・グループAGの買収の法的完了を発表した。買収完了に伴い、クレディ・スイス・グループAGは消滅し、クレディ・スイスAGはUBSグループAGの直接の完全子会社になった。統合の重要なステップの1つは、ユービーエス・エイ・ジとクレディ・スイスAGの法的合併(以下「親銀行の合併」という)である。親銀行の合併は、スイス法に基づく吸収合併であり、ユービーエス・エイ・ジが存続会社となり、クレディ・スイスAGは合併完了時に消滅する。その時点で、原則として、クレディ・スイスAGおよびその支店のすべての資産、負債、契約は、法律の規定に従い(つまり「包括承継」により)、ユービーエス・エイ・ジ(および該当する場合はその支店)に自動的に移転する。その結果、ユービーエス・エイ・ジはクレディ・スイスAGからすべての権利および責任を自動的に承継することになる。親銀行の合併は2024年5月31日をもって完了した。

2024年2月1日付の特別決議を経て、管理会社は名称を変更し、現在はUBS マネジメント(ケイマン)リミテッドという名称で法人格を取得している。基本信託約款については2024年3月1日付修正約款により改訂を行った。

2024年2月28日、受託会社は、本トラストの名称をクレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)IIIからUBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)IIIに変更することを決定した。

本財務諸表は、受託会社により、2025年4月22日付で公開することを許可されたものである。

2. 重要性のある会計方針の概要

以下に、本財務諸表の作成にあたり採用された主な会計上の原則を示す。特に例外が記載された場合を除き、これらの原則は対象期間全体を通じて一貫して採用されている。本財務諸表は、国際財務報告基準(以下「IFRS」という)に準拠して作成されている。

IFRS 会計基準に従って財務諸表を作成するためには、重要な会計上の見積りを一定の範囲で利用することが要求され、また、受託会社および管理会社に対しては、本シリーズ・トラストの会計原則を適用するにあたり各自の判断を下すことが求められる。本財務諸表において、かかる想定および見積りが重要な要素となる分野については、注記4に開示した。実際の結果は、かかる見積りと異なる場合もある。

本シリーズ・トラストは、投資企業(IFRS 会計基準第10号、IFRS 会計基準第12号、およびIAS 第27号に対する2012年の改訂)(以下「改訂」という)を適用したものである。運営者は、本シリーズ・トラストが投資企業の要件を満たすものであると結論した。

金融資産および金融負債の分類と測定

IFRS 会計基準第9号では、金融資産の分類カテゴリーとして主に3種類が挙げられている:償却原価で測定する場合、純損益を通じて公正価値で測定する場合(FVTPL)、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する場合(FVOCI)。IFRS 会計基準第9号の下での金融資産の分類は一般に、当該資産の管理に関するビジネスモデル、およびその契約上のキャッシュ・フロー特性に基づいている。

当初認識時に、本シリーズ・トラストの金融資産は、償却原価またはFVTPLで測定するものとして分類されている。

金融資産は、次の条件をいずれも満たし、FVTPLで測定するものとして指定されていない場合に、償却原価で測定される。

- i) 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的としたビジネスモデルの範囲内で保有されている。および、
- ii) 契約条件は特定日に、元本および利息の支払のみ(SPPI)で構成されるキャッシュ・フローを生じる。

次のいずれかに該当する場合、金融資産は純損益を通じて公正価値で測定される。

- i) 契約条件は特定日に、元本および元本残高に対する利息の支払のみ(SPPI)で構成されるキャッシュ・フローを生じない。
- ii) 契約上のキャッシュ・フローを回収すること、または契約上のキャッシュ・フローを回収し、資産を売却することのいずれかを目的としたビジネスモデルの範囲内で保有されていない。

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記(続き)
2025年2月28日(未監査)を末日とする6カ月間
(豪ドルで表示)

- iii) 他の基準では資産や負債の測定、またはそれらに対する損益の認識から生じる可能性のある、測定や認識のミスマッチを消去または大幅に低減する場合、当初認識時に FVTPL で測定する金融資産として取り消しできないように指定されている。

契約上のキャッシュ・フローが SPPI であるかを評価する際、本シリーズ・トラストでは商品の契約条件を考慮する。これには、金融資産が、かかる要件に合致しない、契約上のキャッシュ・フローの時期または金額を変化させる可能性のある契約条件を含んでいるかどうかの評価が含まれる。この評価を実施する際、本シリーズ・トラストでは以下の点を考慮する。

- －キャッシュ・フローの金額または時期を変更させる可能性のある偶発事象
- －レバレッジ条項
- －期限前償還、および契約期間条項
- －特定の資産から発生するキャッシュ・フローに対する本シリーズ・トラストの請求権を制限する条件(例:ノン・リコース条項)、および
- －貨幣の時間価値の対価を変更する条項(例:定期的な金利更改)

本シリーズ・トラストでは、次の2つのビジネスモデルを有しているかどうかを判断する。

- －**回収目的のビジネスモデル**:これには、現金および現金同等物、その他の資産、ならびに金利、費用払戻、売却済証券および発行済受益証券に対する未収金が含まれる。これらの金融資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有される。
- －**その他のビジネスモデル**:これには、損益を公正価値で測定した金融資産が含まれる。これらの金融資産は、公正価値ベースで管理、およびそのパフォーマンスを評価され、頻繁に売却される。

金融商品の保有に関するビジネスモデルの目的を評価する際、本シリーズ・トラストでは、以下の点を含む、事業の管理方法に関するすべての関連情報を考慮する。

- －文書化された投資戦略、およびかかる戦略の実施状況。これには、投資戦略が契約上の利息の獲得、特定の金利特性の維持、金融資産の期間が関連する負債もしくは予想キャッシュ・フローの期間に一致すること、またはかかる資産の売却から発生するキャッシュ・フローの回収に注力しているかどうかを含む。
- －ポートフォリオのパフォーマンス評価方法、および本シリーズ・トラストの管理会社への報告方法。
- －ビジネスモデル(およびかかるビジネスモデルの範囲内で保有される金融資産)の業績に影響を与えるリスク、ならびにかかるリスクの管理方法。
- －投資運用会社の報酬体系:例として、報酬が運用資産の公正価値または回収された契約上のキャッシュ・フローに基づいているか。ならびに、
- －前期における金融資産の売却の頻度、金額、時期、およびかかる売却の理由や将来の売却についての見込み。

認識の中止の要件を満たさない取引における第三者への金融資産の譲渡は、本目的の売却とは見なされず、本シリーズ・トラストで引き続き資産認識される。

金融負債には、専門家報酬、管理事務代行報酬、保管会社報酬、手数料代理人手数料、登録事務代行手数料、販売報酬、投資運用報酬、代行協会員報酬、管理会社代行サービス会社報酬、印刷費用、購入した有価証券および買い戻された受益証券に対する未払金の元利均等支払分が含まれる。

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記(続き)
2025年2月28日(未監査)を末日とする6カ月間
(豪ドルで表示)

金融資産の減損

この「予想信用損失」(ECL)モデルは、償却原価で測定する金融資産および FVOCI で測定する債券投資に適用されるが、資本性金融商品の投資には適用されない。
本シリーズ・トラストの評価によれば、ECL モデルは以下の理由により、本シリーズ・トラストが保有する金融資産につき重大な影響を及ぼさない。

- 大部分の金融資産は FVTPL で認識されており、これらの金融資産には上記の減損要件が適用されないため。
- 償却原価で測定する金融資産は、短期(満期が 12 カ月未満)であり、信用力が高く、および/または担保率が高いため。従って、これらの金融資産に対する ECL は小規模であると予想される。

重要性のある会計方針の変更

本シリーズ・トラストは、2023年1月1日に、「会計方針の開示(IAS 第1号および IFRS 会計基準実務記述書第2号に対する修正)」を採用した。本修正に起因して会計方針自体に何らかの変更が加えられることはなかったが、本財務諸表において開示される会計方針に関する情報には影響が生じた。

本修正では、「重要な」会計方針ではなく「重要性のある」会計方針の開示が求められる。また、本修正は、会計方針の開示に重要性の判断を適用するに当たっての指針を提供するとともに、財務諸表に記載された他の情報を利用者が理解するために必要な、企業固有の会計方針に関する有益な情報の提供を支援している。

2025年2月28日までの6カ月間において公表されたものの、同期間において発効していない新たな基準、改訂、および解釈は以下の通り:

2024年9月1日以降に開始する年度に対して適用される新基準および改訂基準が複数存在し、これらの早期適用が認められている。ただし、本シリーズ・トラストは、財務諸表を作成するにあたり、これらの新基準または改訂基準の早期適用を行わなかった。これは、このような新基準や改訂基準が本シリーズ・トラストの財務諸表に重大な影響を及ぼさないためである。

2.1 現金および現金同等物

本シリーズ・トラストは、すべての現金、外貨および当初満期が3カ月以内の短期預金を現金および現金同等物と見なす。当座貸越は、財政状態計算書の負債の項目に表示される。

2025年2月28日時点および2024年8月31日時点において、本シリーズ・トラストが保有する現金および現金同等物の残高は以下の通り:

	2025年2月28日	2024年8月31日
現金	\$ 2,238	\$ 1,792
定期預金	1,296,414	1,051,892
財政状態計算書上の現金および現金同等物	<u>\$ 1,298,652</u>	<u>\$ 1,053,684</u>

2.2 金融資産および金融負債

(A)分類

本シリーズ・トラストは、金融資産および金融負債につき、以下のカテゴリーに分類する。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産:

- FVTPL での測定必須: 債券への投資

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記(続き)
2025年2月28日(未監査)を末日とする6カ月間
(豪ドルで表示)

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、以下により構成される。

	2025年2月28日 公正価値	2025年2月28日 原価
債券への投資	\$ 7,141,100	\$ 7,125,232
	2024年8月31日 公正価値	2024年8月31日 原価
債券への投資	\$ 7,765,048	\$ 7,750,679

償却原価で測定する金融資産：

- 現金および現金同等物、ならびに利息、費用払戻、およびその他資産に対する未収金。

償却原価で測定する金融負債：

- その他負債：印刷費用、専門家報酬、保管会社報酬、報酬代行会社報酬、登録事務代行報酬、販売報酬、投資運用会社報酬、代行協会員報酬、管理会社代行サービス会社報酬、および購入した有価証券に対する未払金。

(B) 認識／認識の中止

本シリーズ・トラストは、金融資産および金融負債につき、本トラストがかかる金融商品の契約条項の当事者となった日付をもって認識する。金融商品の通常の購入および販売については、約定日、つまり本シリーズ・トラストがかかる商品の購入または販売を約束した日付をもって認識する。金融資産に対しては、かかる商品から受領するキャッシュ・フローに対する権利が消失した時点または、本シリーズ・トラストがかかる商品の所有権により発生する実質的にすべてのリスクおよび報酬を他者に移転した時点において、認識を中止する。契約上の義務が解除された、取り消された、または終了した場合、金融負債の認識を中止する。

(C) 測定

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は、包括利益計算書上で認識される取引費用とともに、当初公正価値で認識される。当初の認識に引き続き、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債はすべて、公正価値により測定される。「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債」カテゴリーに含まれる金融資産につき、その公正価値の変動により発生する損益は、発生した時期を対象期間とする包括利益計算書に記載される。投資売却に伴う実現した損益は、先入先出法により算出される。

純損益を通じて公正価値で測定するもの以外の金融資産および金融負債については、減損控除後の実効金利法を使用した償却原価で測定される。これらの商品は短期間またはただちに決済されるため、公正価値に近似している。

(D) 公正価値の推定

活発な市場で取引される金融商品(公開デリバティブおよび株式等)の公正価値は、報告書作成日における市場価格の終値に基づいて測定される。公正価値は、測定日において所定の手続きに基づいて市場参加者との間で行われる、資産の売却により受領する価格、または負債の移転のために支払う価格として定義される。負債の公正価値は、かかる負債の不履行リスクを反映するものである。市場価格を参照することが困難な投資またはその他の資産については、管理会社の助言に基づき受託会社が採用した手続きに従って、誠意に基づいて公正価値を測定するものとする。結果として発生した未実現損益の変動は、包括利益計算書に反映される。

(E) 債券への投資

非上場金融商品の場合、公正価値は、財政状態計算書の作成日における認知された取引所における市場価格または定評のあるブローカー／カウンターパーティが提供する情報に基づき決定され、将来における予想売却費用を控除しない。

2.3 金融商品の相殺

実現した額を相殺する法的に執行可能な権利を保有し、ネットベースで決済する意図または資産の認識と負債の決済を同時に行う意図がある場合に限り、金融資産および金融負債を相殺し、財政状態計算書において相殺後の額を報告するものとする。2025年2月28日現在および2024年8月31日現在において、すべての金融資産および金融負債は、金融商品の相殺基準を満たしていないため、財政状態計算書では相殺されておらず、総額で表示されている。

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記(続き)

2025年2月28日(未監査)を末日とする6カ月間

(豪ドルで表示)

2.4 売却した証券に対する未収金および購入した証券に対する未払金

売却した証券に対する未収金および購入した証券に対する未払金は、売却または購入契約を締結したものの、財政状態計算書の日付において決済が完了していない取引を指す。これらの金額は、当初およびその後において、公正価値から売却した証券に係る未収金の減損引当金を差し引いた額として測定される。

減損引当金は、本シリーズ・トラストが、売却した証券に対する未収金の全額を回収することが不可能となるであろう客観的な事実が存在する場合に計上される。売却した証券に対する未収金に対して減損が生じうる兆候としては、ブローカーが深刻な財政上の困難を抱えている場合、ブローカーが破産または財務整理に直面する蓋然性がある場合、および支払の不履行が生じている場合が挙げられる。

2.5 費用

包括利益計算書において、費用は発生主義により認識される。

報酬、原価、費用の最高額(「最大費用」といい、豪ドル・コースに帰属する本シリーズ・トラストの資産から控除される場合がある。最大費用は、年当たり純資産価値の0.90%である(以下「TER 上限」という)。

投資運用会社は、2年オーストラリア国債利回りを監視し毎月 TER 上限を調整するよう管理事務代行会社に対し指示する。TER 上限報酬表は以下の通り:

2年オーストラリア国債利回り	TER 上限
0.50%以下	0.40%
0.50%超~0.75%以下	0.50%
0.75%超~1.00%以下	0.60%
1.00%超~1.25%以下	0.70%
1.25%超	0.90%

豪ドル・コースに帰属する本シリーズ・トラストに TER 上限を超える最大費用が生じた場合は、投資運用会社が負担するものとする。

疑義のないように記すと、最大費用とは以下の通りである:

- (a) 運営費用報酬、投資運用会社報酬、監査報酬、設立費用、販売報酬、管理事務代行報酬、管理会社代行サービス会社報酬、保管会社報酬、代行協会員報酬、ならびに監査報酬・費用に含まれない法務費用や監査費用、本シリーズ・トラストまたは本トラストの名義において、政府機関および省庁に支払うべき年間費用、保険費用、目論見書およびその他類似の提供文書に関連する費用、かかる文書の準備、印刷、翻訳、提供に関する費用、証券の購入または売却にかかる税金、法務または報酬関連費用、ライセンス供与、税務申告、反マネーロンダリング規則への準拠とその監視に関する費用、本シリーズ・トラストの経済的実質に関する費用、本シリーズ・トラストの終了または清算に関する費用、目論見書に記載される原価、その他手数料、および費用(かかる原価および費用が通常経費の性質を持たない範囲まで)を含むが、制限はない。また、訴訟および補償費用、ならびに管理会社が通常のビジネスにおいては発生しない特別損失と判断する費用(「特別損失」という)、仲介手数料または委託手数料(該当する場合)、証券取引に関連する課税対象の発行または登録事務(「仲介費用」という)、もしくは管理会社が本シリーズ・トラストの継続的な運用に関連すると判断するそのような費用は除外される。
- (b) さらに、通常費用、特別損失、仲介費用、および管理会社が通常発生しないと判断するその他の臨時または想定外の報酬、原価、費用または負債は除外される。
- (c) 特別損失、仲介費用、諸費用は TER 上限の範囲には含まれず、本シリーズ・トラストの資産外から、受託会社の代理として管理事務代行会社によって支払われる。
- (d) 報酬、原価、もしくは費用が上記(a)または(b)の項目に分類されない場合は、最大費用とは見なされない。
- (e) TER 上限は、投資運用会社報酬を支払う義務を遂行する投資運用会社に依存する。投資運用会社がかかる義務の履行を怠った場合には、本シリーズ・トラストの資産外から支払い可能な追加の報酬、原価、費用となりえる TER 上限を確保できない場合がある。

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記(続き)
2025年2月28日(未監査)を末日とする6カ月間
(豪ドルで表示)

2.6 外貨の換算

(A)機能通貨および表示通貨

本シリーズ・トラストのパフォーマンスは、豪ドル建てで測定され、投資家に報告される。受託会社は豪ドルをもって、本シリーズ・トラストの原資産の取引および各種の事象および環境が及ぼす経済的影響を最も忠実に反映する通貨であると見なす。財務諸表における表示には、本シリーズ・トラストの機能通貨および表示通貨である豪ドルを使用する。

(B)取引および残高

外貨建ての金融資産および金融負債は、評価日に豪ドルに換算される。外貨建ての金融資産および金融負債の購入および売却、受益証券の発行および買戻、収益および費用は、各取引の実行日に豪ドルに換算される。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に対する、通貨レートの変動による報告書上の実現または未実現の純損益は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に対する実現した純損益に含まれ、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に対する未実現評価損益の純変動は、包括利益計算書に含まれる。

外国為替取引による実現および未実現の評価益または評価損は、別途包括利益計算書において開示する。

2.7 分配

豪ドル・コースである本シリーズ・トラストの現行の分配ポリシーでは、受益者への分配は行わない。従って、本シリーズ・トラストの純益および実現キャピタル・ゲインはすべて再投資され、該当するユニットクラスの純資産価格に反映される。

2.8 受益証券の買戻

本シリーズ・トラストでは、受益者の選択に従って買戻可能な、受益証券が設定されている。本シリーズ・トラストでは、IAS 第32号(改訂)「金融商品:表示」に従い、プッタブル金融商品を負債に分類している。同改訂では、特定の厳格な条件が満たされる場合、金融負債の定義を満たすプッタブル金融商品を資本に分類することを要求している。この条件には、以下が含まれる。

- かかるプッタブル金融商品が、受益者に対し、純資産の比例的な取り分に対する権利を与えるものであること。
- かかるプッタブル金融商品が、他のすべてのクラスに劣後する金融商品のクラスに属し、クラスの特徴が同一であること。
- 発行体の買戻義務を別として、現金またはその他の金融資産を提供する契約上の義務が存在しないこと。および、
- かかるプッタブル金融商品の存続期間にわたり、同商品に帰属する予想キャッシュ・フローの総額が、実質的に発行体の損益に基づくものであること。

これらの条件が満たされたことにより、本シリーズ・トラストの受益証券は2025年2月28日および2024年8月31日を以て資本として分類された。

受益証券は、常に、本シリーズ・トラストの純資産価値に対する持分割合と同一の現金により償還することが可能である。

受益者が所有する受益証券を本シリーズ・トラストに償還する権利を行使する場合、かかる受益証券の価格は、財政状態計算書の日付において未払いである買戻額により算定される。

受益証券は、発行または買戻の時点における、本シリーズ・トラストの1口当たり純資産価格により発行または買戻される。本シリーズ・トラストの1口当たり純資産価格は、純資産価値の総額を、発行済受益証券口数で除することによって算定される。詳細については注記3を参照のこと。

2.9 補償

受託会社と管理会社は、本シリーズ・トラストの代理人として、様々な補償条項を含む特定の契約を締結する。これらの契約に基づく本シリーズ・トラストのエクスポージャーの上限値は、未公開である。ただし、本シリーズ・トラストは現在まで、これらの契約に基づく損失の申立を受けておらず、損失リスクは限定的であると予測される。

2.10 発行済受益証券に対する未収金および買戻された受益証券に対する未払金

発行済受益証券の未収金は、財政状態計算書の発行日時点で未収の発行額を用いて計上される。買戻された受益証券の未払金は、財政状態計算書の発行日時点で未払いの買戻額を用いて計上される。

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記(続き)
2025年2月28日(未監査)を末日とする6カ月間
(豪ドルで表示)

2.11 FVTPL で測定する金融商品による純益(損失)

FVTPL で測定した金融商品からの純利益には、損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債から生じる実現および未実現損益および受取利息を含む。FVTPL で測定する金融商品から生じる実現純損益は、先入先出法により算出される。FVTPL で測定する金融資産および負債から生じる実現純損益は、金融商品の原価と売却取引の決済価格の差額に相当する。

FVTPL で測定する金融資産および金融負債から生じる未実現評価損益の純変動は、報告期間の開始日における金融資産の帳簿価額、またはかかる金融資産を当報告期間に取得した場合は取引価格と、報告期間の終了日における帳簿価額との差額に相当する。詳細については、注記6を参照のこと。

受取利息および支払利息(該当する場合は)、実効金利法を使用して算出され、発生時に計上される。包括利益計算書に表示された受取利息および支払利息は、FVTPL で測定する金融資産および金融負債に対する利息から成る。

2.12 法人税等

本トラストは、ケイマン諸島政府により、2063年12月2日まで現地のすべての所得、利益およびキャピタル・ゲインに対する税金を免除するとの保証を得ている。現時点において、上記の諸税がケイマン諸島により課されることはない。

本シリーズ・トラストは、複数の国において投資収益およびキャピタル・ゲインに対して課される源泉徴収税を発生させている。この投資収益またはキャピタル・ゲインは、包括利益計算書において、源泉徴収税の総額として記載される。源泉徴収税は、包括利益計算書における独立した1つの項目として記載される。2025年2月28日および2024年2月29日を末日とする6カ月間における課税額は、次の項目から成る。

	2025年	2024年
利息に対する源泉徴収税	\$ (132)	\$ 729

本シリーズ・トラストは、ケイマン諸島以外の国に所在する企業の株式に投資を行う。これらの国々の多くでは、本シリーズ・トラストを含む非居住者にも適用される、キャピタル・ゲインへの課税を定めた税法が導入されている。これらのキャピタル・ゲインへの課税額は申告納税方式により決定される必要があるため、これらの課税については本シリーズ・トラストの仲介業者による「源泉徴収」ベースでの控除は行わない。

IAS第12号「法人所得税」に従い、本シリーズ・トラストは、特定の外国における関連する税務当局がすべての事実および状況について完全な知識を持つことを前提として、同当局が同国の税法に基づき、本シリーズ・トラストが同国において獲得したキャピタル・ゲインに対して租税債務を要求する可能性が高い場合、この租税債務を認識することが要求される。この租税債務は、同国における税法および導入された税率または当該報告期間末において実質的に導入された税率により、該当する税務当局に対して支払うべき額として算定される。ただし、現行の税法がオフショア投資のシリーズ・トラストに対してどのように適用されるかについては不明確な場合がある。この場合、租税債務が究極的に本シリーズ・トラストの負担になるかどうかについて不確実性が生じる。このため、運営者は、不確実な租税債務を測定する際に、関連の税務当局が公式または非公式な方法によりどのような課税を行っているかを含む、税負担の可能性に影響を及ぼしうる入手可能な関連事実および状況につき、これらすべてを考慮に入れるものとする。

2025年2月28日および2024年8月31日の時点において、管理会社は、本シリーズ・トラストが、付属の財務諸表上に計上すべき未実現の税控除に対する負債が存在しないと判断した。管理会社は最善を尽くして上記の判断を下したものであるが、本シリーズ・トラストが獲得したキャピタル・ゲインに対して外国の税務当局が課税するリスクは排除できない。このような課税は事前の通告なしに生じるものであり、遡及的に課税される可能性もあり、その結果として本シリーズ・トラストの損失を招く可能性がある。

3. 受益証券の買戻

本シリーズ・トラストの1口当たり純資産価格は、本シリーズ・トラストの純資産価格を本シリーズ・トラストの同時点における発行済受益証券口数で除することにより計算される。管理事務代行会社は、各取引日の業務終了において、本シリーズ・トラストの純資産価格を算出する。

受益証券の価格は、すべての目的において豪ドルで算出および支払われる。

当初購入時における最低口数は1口である。本コースの当初購入価格は1口あたり1豪ドルである。全受益者は、購入申込書への記入を完了する必要がある。

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記(続き)
2025年2月28日(未監査)を末日とする6カ月間
(豪ドルで表示)

受益証券が初回に発行された後、適格な投資家はその後の募集日において当該の募集価格により受益証券を購入することができる。豪ドル・コースに対する支払いは、豪ドルのみ可能である。受託会社は、理由の如何を問わず、また理由を提示することなく、いかなる購入を拒否する権限を持つ。

取引日においてユニットクラスの受益証券購入を希望する投資家は、それぞれの初回オファー期間最終日の午後7時00分(東京時間)または関連する取引日の午後7時00分(東京時間)、ないしは管理会社が任意に定める上記以外の日時までに所定申請様式の記入を完了させ、管理事務代行会社宛に送付しなければならない。

2025年2月28日時点における、純資産合計、発行済受益証券口数、および1口あたり純資産価格は以下の通り:

ユニットクラス	純資産価格	発行済受益証券口数	受益証券1口あたり純資産価格
豪ドル・コース	\$ 8,526,744	7,874,242	\$ 1.0829

2024年8月31日時点における、純資産価格、発行済受益証券口数、および1口あたり純資産価格は以下の通り:

ユニットクラス	純資産価格	発行済受益証券口数	受益証券1口あたり純資産価格
豪ドル・コース	\$ 8,387,595	7,887,075	\$ 1.0635

本受益証券の機能通貨は豪ドルである。

2025年2月28日時点で、全発行済受益証券は受益者4社が保有しており、同受益者持分はそれぞれ純資産の68.96%、24.13%、6.69%、0.22%であった(2024年8月31日は、69.12%、24.09%、6.55%、および0.24%)。

受益者が保有する受益証券を移転する場合、受託会社による事前の書面による合意が必要であるが、受託会社はこの申請に対して合理的な理由なく保留または遅延してはならない。受益証券の移転は、本シリーズ・トラストの受益者登録簿に記載されない限り効力を持たず、受託会社または受益者に対する拘束力を持たない。

各受益者は、受託会社または受託会社が正式に指定した代理人に対し、受益者が保有する受益証券の全部または一部につき、適当な買戻日における買戻価格で買戻すことを要請する買戻通知を提出することができる。買戻請求は、適用される通貨による金額または受益証券の口数を指定して提出することができる。上記の通告が、受益者登録簿に記載された受益者の保有するすべての受益証券についてでない場合、受託会社はその単独の裁量に基づき、買戻の最小単位を1口と定めることができる。買戻請求を取り消すことはできない。

最終買戻日に先立って受益証券の買戻を行う場合、買戻される個別の受益証券に対して買戻手数料は適用されない。

いずれのユニットクラスについても、受益証券の買戻に関して受益者に対して発生する未払金は現金で支払われるものとするが、受託会社が、管理会社との協議の上で、受益者の最善の利益に資すると判断する場合は、受託会社が保有する証券の提供による物納(または一部を物納)することも可能である。受託会社が上記のように判断する場合、買戻を行う受益者に対して同日に実施されるすべての分配は、同一の基準により実施される。

さらに、受益者への未払金から為替両替の全費用を控除するという条件の下で、受益者は、自由に入手可能なその他の通貨による支払いをすることが可能であり、受益者はそのような支払いを申請することができる。かかる買戻の対価については、実際の分配までの期間において利息が発生しない。

2025年2月28日を末日とする6カ月の期間に発行された受益証券、買い戻された受益証券による収入は以下の通り:

ユニットクラス	発行された受益証券による収入	買い戻された受益証券による収入
豪ドル・コース	\$ 28,536	\$ (42,070)

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記(続き)
2025年2月28日(未監査)を末日とする6カ月間
(豪ドルで表示)

2024年8月31日を末日とする年度において、発行された受益証券、買い戻された受益証券による収入は以下の通り:

ユニットクラス	発行された受益証券による収入		買い戻された受益証券による収入	
豪ドル・コース	\$	177,682	\$	(1,180,854)

2025年2月28日を末日とする6カ月の期間および2024年8月31日を末日とする1年の期間において、発行された受益証券の口数、買い戻された受益証券の口数、および発行済み受益証券の口数は以下の通り:

ユニットクラス	時点 2024年8月31日	発行済受益証券	買い戻された受益証券	2025年2月28日時点
豪ドル・コース	7,887,075	26,500	(39,333)	7,874,242

ユニットクラス	時点 2023年8月31日	発行済受益証券	買い戻された受益証券	2024年8月31日時点
豪ドル・コース	8,856,392	170,910	(1,140,227)	7,887,075

1 口当たり純資産額の算定が中止されている場合においては、受益証券の発行および買戻、ならびにかかる取引に関する支払は停止される。受託会社はかかる業務停止が開始または解除となった場合、実務上可能なかぎり迅速に受益者に通知する。上記の業務停止期間においても、募集への申請および買戻通告は取り消すことができず、場合に応じて次の募集日または買戻日に処理される。

4. 重要な会計上の見積りおよび判断

運営者は、報告された資産および負債の額に影響を及ぼす、将来に関する見積りおよび判断を行う。見積りは継続的に評価され、過去のデータに加えて、当該状況の下で発生することが合理的だと考えられる将来の事象の予測を含むその他の要素に基づいて推定される。その結果である会計上の見積りは、その性質上、関連する実際の結果と一致することは稀である。本シリーズ・トラストは、適宜、店頭デリバティブをはじめとする活発な市場で取引されていない金融商品を保有する場合がある。これらの商品の公正価値については、各種の価値評価手段を用いて決定する。公正価値の決定に価値評価手段(例:モデル)が使用される場合、その内容の正確性は管理会社により確認され、定期的に検証される。

5. 財務リスク管理

5.1 本シリーズ・トラストの主なリスクファクター

本シリーズ・トラストの運用は、様々な財務リスクを伴う。具体的には、市場リスク(通貨リスク、金利リスク、価格リスクを含む)、信用リスク、および流動性リスクである。これらのリスク管理は、受託会社が承認した各種ポリシーに基づき、管理会社が担当する。

本シリーズ・トラストは、様々な種類のリスクに対処するにあたり、その測定および管理をリスクの種類に応じて異なる方法で行う。この方法の詳細については、以下に記載した。

(A) 市場リスク

(i) 通貨リスク

本シリーズ・トラストが保有する証券はすべて豪ドル建てであるため、管理会社は、本シリーズ・トラストにおいて通貨リスクへのエクスポージャーはほぼ存在せず、現行の為替レートの直接的な変動によるリスクを被らないと判断している。

(ii) 金利リスク

金利リスクとは、一般に金利が下落すれば債券価格が上昇し、金利が上昇すれば債券価格が下落するリスクを指す。金利の変動による影響は、一般に短期債券よりも長期債券に大きな影響を与える。本シリーズ・トラストは、短期金利または長期金利が急激に上昇したか、あるいは本シリーズ・トラストの運営者が予測しない形の変化が発生した場合、損失を被る可能性がある。金利が変動する場合、債券の残存期間は債券価格の変動の度合いを示す数値として参照される場合がある。債券の残存期間が長ければ長いほど、特定の金利変動における債券価格の変動幅も大きくなる。このため、本シリーズ・トラストの純資産価格も変動する場合がある。

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記(続き)
2025年2月28日(未監査)を末日とする6カ月間
(豪ドルで表示)

以下の表は、本シリーズ・トラストの金利リスクへのエクスポージャーを分析したものである。同表には、本シリーズ・トラストの公正価値における資産および負債につき、契約上の金利改定日または満期日の早い順にカテゴリー化して記載している。

2025年2月28日時点	1年以内	1年～5年	5年超	無利息	合計
資産					
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	\$ 5,285,610	\$ 1,855,490	\$ -	\$ -	\$ 7,141,100
現金および現金同等物	1,298,652	-	-	-	1,298,652
以下に対する未収金:					
利息	-	-	-	44,693	44,693
費用払戻	-	-	-	17,589	17,589
その他の資産	-	-	-	105,137	105,137
資産合計	\$ 6,584,262	\$ 1,855,490	\$ -	\$ 167,419	\$ 8,607,171

2025年2月28日時点	1年以内	1年～5年	5年超	無利息	合計
負債					
以下に対する未払金:					
印刷費用	\$ -	\$ -	\$ -	\$ 33,469	\$ 33,469
販売報酬	-	-	-	20,501	20,501
専門家報酬	-	-	-	13,873	13,873
投資運用報酬	-	-	-	4,264	4,264
報酬代行会社報酬	-	-	-	4,253	4,253
保管会社報酬	-	-	-	2,750	2,750
登録事務代行報酬	-	-	-	1,246	1,246
管理会社代行サービス会社報酬	-	-	-	71	71
負債(解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産を除く)	-	-	-	80,427	80,427
利息および感応度ギャップ	\$ 6,584,262	\$ 1,855,490	\$ -	\$ 86,992	\$ 8,526,744

2024年8月31日時点	1年以内	1年～5年	5年超	無利息	合計
資産					
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	\$ 5,014,218	\$ 2,750,830	\$ -	\$ -	\$ 7,765,048
現金および現金同等物	1,053,684	-	-	-	1,053,684
以下に対する未収金:					
利息	-	-	-	66,127	66,127
費用払戻	-	-	-	13,887	13,887
その他の資産	-	-	-	104,235	104,235
資産合計	\$ 6,067,902	\$ 2,750,830	\$ -	\$ 184,249	\$ 9,002,981

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記(続き)
2025年2月28日(未監査)を末日とする6カ月間
(豪ドルで表示)

2024年8月31日時点	1年以内	1年～5年	5年超	無利息	合計
負債					
以下に対する未払金:					
購入した証券	\$ -	\$ -	\$ -	\$ 510,025	\$ 510,025
専門家報酬	-	-	-	43,081	43,081
印刷費用	-	-	-	35,372	35,372
販売報酬	-	-	-	17,461	17,461
保管会社報酬	-	-	-	3,614	3,614
投資運用報酬	-	-	-	2,133	2,133
登録事務代行報酬	-	-	-	1,778	1,778
報酬代行会社報酬	-	-	-	1,707	1,707
代行協会員報酬	-	-	-	143	143
管理会社代行サービス会社報酬	-	-	-	72	72
負債(解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産を除く)	-	-	-	615,386	615,386
利息および感応度ギャップ	\$ 6,067,902	\$ 2,750,830	\$ -	\$ (431,137)	\$ 8,387,595

2025年2月28日時点および2024年8月31日時点において、金利が50ベースポイント下落または上昇し、かつ他の変動要素が一定であった場合、このキャッシュポジションが1年間保有されたと仮定すると、解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の同期間における運用による増減幅はそれぞれおよそ29,212豪ドルおよび33,557豪ドルである。この変動の大部分は、債券の市場価格の変動によるものである。

(iii) 市場価格リスク

本シリーズ・トラストが保有する証券の市場価格は変動しうるものであり、場合によっては急激に、または予測とは異なる値動きをする可能性がある。証券の価値は、一般に証券市場に影響を与える諸要素、特に証券市場における特定の業種に影響を与える諸要素を起因として下落する場合がある。特定の証券の価値は、特定の企業に具体的に関連していない市場全般の環境により下落しうるものであり、そのような例としては、実際または見かけ上の経済状況の悪化、特定の証券または金融商品に対する需給関係、企業収益に対する全般的な見通し、金利または通貨レートの変動、または投資家心理の悪化などが挙げられる。また、労働力不足や製造コストの上昇、特定の業界内における競争環境など、特定の業界または業界群に影響を及ぼす要因によっても、証券価格の下落は生じうる。証券市場全体が下降傾向にある場合、複数の資産クラスの価値が同時に下落する場合がある。株式は債券に比べて、価格のボラティリティがより大きい。

以下の表は、2025年2月28日時点における市場価格リスクの集中度の概要を示したものである。

業界名	純資産全体に対する割合	
	公正価値	(%)
債券への投資		
自動車製造	\$ 521,180	6.1%
銀行	5,620,557	65.9%
土木建設	499,455	5.8%
政府	499,908	5.9%
債券投資合計	\$ 7,141,100	83.7%
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	\$ 7,141,100	83.7%

豪ドル建て短期債券ファンド
 財務諸表に対する注記(続き)
 2025年2月28日(未監査)を末日とする6カ月間
 (豪ドルで表示)

国名	公正価値	純資産全体に対する割合 (%)
債券への投資		
オーストラリア	\$ 3,961,231	46.5%
フランス	546,293	6.4%
ドイツ	544,759	6.4%
多国間	499,908	5.9%
オランダ	341,659	.0%
ニュージーランド	250,268	2.9%
スイス	345,422	4.0%
英国	651,560	7.6%
債券投資合計	\$ 7,141,100	83.7%
	\$ 7,141,100	83.7%

以下の表は、2024年8月31日時点における市場価格リスクの集中度の概要を示したものである。

業界名	公正価値	純資産全体に対する割合 (%)
債券への投資		
自動車製造	\$ 519,923	6.2%
銀行	6,449,832	76.9%
土木建設	496,945	5.9%
政府	298,348	3.6%
債券投資合計	\$ 7,765,048	92.6%
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	\$ 7,765,048	92.6%

国名	公正価値	純資産全体に対する割合 (%)
債券への投資		
オーストラリア	\$ 4,348,063	51.8%
フランス	537,845	6.4%
日本	500,356	6.0%
多国間	298,348	3.6%
オランダ	339,875	4.1%
ニュージーランド	750,600	8.9%
スイス	339,122	4.0%
英国	650,839	7.8%
債券投資合計	\$ 7,765,048	92.6%
	\$ 7,765,048	92.6%

本シリーズ・トラストが保有する投資の価値は、包括利益計算書において認識された公正価値の変動に基づく公正価値により算定されているため、市場環境におけるすべての変動は、純資産の合計および包括利益の合計に直接的な影響を及ぼす。

2025年2月28日時点および2024年8月31日時点で、債券投資資産の市場価格が1%上昇した場合、その他一切が同じであれば、解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産はそれぞれ71,411豪ドルおよび77,650豪ドル増加する。

反対に、市場価格が1%下落した場合、その他一切が同じであれば、かかる純資産には同額の逆方向の影響が生じる。

(B)信用リスク

本シリーズ・トラストは、カウンターパーティが満期時において負債の全額を支払うことができないリスクである信用リスクに対するエクスポージャーを有する。

発行体の信用格付けまたは発行体の信用力についての市場の認識の変動は、本シリーズ・トラストの当該発行体への投資の価値に影響する可能性がある。信用リスクの程度は、発行体の財政状態および義務の条件の両方に依存して変化する。

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記(続き)
2025年2月28日(未監査)を末日とする6カ月間

(豪ドルで表示)

上場証券に関するすべての取引は、承認された仲介業者を利用して払込時における決済／支払が行われる。売却した証券の提供は、仲介業者が支払を受領するまで実行されないため、デフォルトリスクは最小限であると考えられる。購入に対する支払は、仲介業者が購入した証券を受領した後に実行される。当事者の一方が自らの義務を履行しなかった場合、取引は不成立となる。

投資運用会社は、本シリーズ・トラストの信用ポジションを継続的に監視する。

2025年2月28日時点および2024年8月31日時点における、すべての金融資産に対する信用リスクの最大エクスポージャーは、財政状態計算書上の帳簿価額である。本シリーズ・トラストは、担保あるいはその他の信用補完措置を一切保有していない。これらの資産のうち、減損した資産または満期を超えたものは存在しない。

2025年2月28日時点および2024年8月31日時点において、本シリーズ・トラストの証券取引における精算および預託業務は、主に保管会社が担当するが、かかる保管会社はフィッチ・レーティングスでAプラスを得ている。2025年2月28日時点および2024年8月31日時点において、実質的にすべての現金および現金同等物、および投資による残高は、保管会社が保管している。

本シリーズ・トラストにおける上記リスクの管理ポリシーは、定評のある格付け機関であるムーディーズにより投資グレードと認定された債券に投資するというものである。本シリーズ・トラストはまた、同格付け機関のアプローチと一貫性を持つアプローチを採用した投資アドバイザーが格付け評価を行った、格付けなしの資産に投資する場合がある。

以下の表は、2025年2月28日時点における本シリーズ・トラストの負債ポートフォリオの信用品質につき、純資産全体に対する割合(%)を示したものである。

格付け*	純資産全体に対する割合(%)
Aaa	12.2%
Aa2	30.7%
A1	20.7%
A2	2.4%
Baa1	11.8%
Baa2	5.9%
	83.7%

*証券が格付けされている場合、ムーディーズ／S&Pの投資家サービスにより入手した。

以下の表は、2024年8月31日時点における本シリーズ・トラストの負債ポートフォリオの信用格付けにつき、純資産全体に対する割合(%)を示したものである。

格付け*	純資産全体に対する割合(%)
Aaa	3.6%
Aa2	38.2%
A1	32.9%
A2	2.4%
Baa1	9.6%
Baa2	5.9%
	92.6%

*証券が格付けされている場合、ムーディーズ／S&Pの投資家サービスにより入手した。

(C)流動性リスク

流動性リスクは、特定の投資を購入または売却することが困難な場合に生じる。本シリーズ・トラストによる非流動性証券への投資は、かかる非流動性証券を有利な時期または価格で売却することが不可能である場合があるため、

本シリーズ・トラストのリターンを減少させる可能性がある。本シリーズ・トラストの主要な投資戦略が、先進国以外の国における証券、デリバティブ、あるいは重大な市場リスクおよび／または信用リスクを抱える証券を含む限りにおいて、本シリーズ・トラストは、流動性リスクに関して最大のエクスポージャーを有する傾向がある。

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記(続き)
2025年2月28日(未監査)を末日とする6カ月間
(豪ドルで表示)

以下の表は、財政状態計算書の日付における契約上の満期日を基準として、本シリーズ・トラストが保有する金融負債につき、残存期間に従って満期によりグループ化して分析したものである。本表に記載した額は、契約上の割引前キャッシュ・フローである。

2025年2月28日時点	1カ月未満		1~3カ月		合計
以下に対する未払金:					
印刷費用	\$	33,469	\$	—	\$ 33,469
販売報酬		20,501		—	20,501
専門家報酬		13,873		—	13,873
投資運用報酬		4,264		—	4,264
報酬代行会社報酬		4,253		—	4,253
保管会社報酬		2,750		—	2,750
登録事務代行報酬		1,246		—	1,246
管理会社代行サービス会社報酬		71		—	71
契約上のキャッシュアウトフロー	\$	80,427	\$	—	\$ 80,427

2024年8月31日時点	1カ月未満		1~3カ月		合計
以下に対する未払金:					
購入した証券	\$	510,025	\$	—	\$ 510,025
専門家報酬		43,081		—	43,081
印刷費用		35,372		—	35,372
販売報酬		17,461		—	17,461
保管会社報酬		3,614		—	3,614
投資運用報酬		2,133		—	2,133
登録事務代行報酬		1,778		—	1,778
報酬代行会社報酬		1,707		—	1,707
代行協会報酬		143		—	143
管理会社代行サービス会社報酬		72		—	72
契約上のキャッシュアウトフロー	\$	615,386	\$	—	\$ 615,386

受益証券は、受益者が権利を行使することにより買戻される。ただし、これらの商品の保有者は一般に中長期的に保有するため、受託会社はこの開示された契約上の満期が実際のキャッシュ・フローを反映するとは想定していない。

管理会社は、本シリーズ・トラストの流動性ポジションを継続的に監視する。

流動性リスクは、非流動性資産に対する投資の割合を純資産価値の15%未満に抑えることにより管理される。

(D)リスク管理

本シリーズ・トラストの投資運用会社のチームは、ポートフォリオに含まれるすべてのポジションおよびリスクの数値指標について定期的に報告業務を行う、特定のリスク管理システムおよび専門家の支援を受ける。潜在的な投資家は、フェイルセーフなリスク管理システムは存在せず、管理会社が採用したリスク管理フレームワーク(例:ストップウイン、ストップロス、シャープレシオ、ロスリミット、バリュアットリスク、あるいは現在知られているその他の方法または今後開発される方法)が、その目的を達成し、大規模な損失を防止またはその規模を限定することに成功するという保証はないことを理解する必要がある。将来の取引パターンや将来の金融市場において投資商品にどのような価格が付くかについて、正確に予測することを保証するような、リスク管理システムおよびテクニク、または価格モデルは存在しない。

(E)資本リスク管理

本シリーズ・トラストの資本は、解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産である。本シリーズ・トラストは、受益者の裁量により毎日の募集および買戻が行われるため、解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の金額は毎日大幅に変動しうるものである。資本管理における本シリーズ・トラストの目標は、受益者にリターンを提供し、その他の関係者に報酬を提供するため、および強固な資本ベースを維持することにより本シリーズ・トラストの投資活動の発展を支援するため、本シリーズ・トラストが継続企業として存続する能力を保護することである。資本構成を維持または修正するため、本シリーズ・トラストのポリシーに基づき以下を実行する。

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記(続き)
2025年2月28日(未監査)を末日とする6カ月間
(豪ドルで表示)

- 流動資産との比較における、毎日の募集および買戻の水準を監視し、本シリーズ・トラストが解約可能受益証券の受益者に支払う配分額を調整する。
- 本シリーズ・トラストの定款に従い、受益証券の買戻および新規発行を行う。

管理会社は、解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産価値を基準として資本の変動を監視する。

5.2 本シリーズ・トラストのその他のリスク

(A) 保管リスク

本シリーズ・トラストが保有するすべての証券につき、受託会社および管理会社のいずれもその管理権を持たない。保管会社または、保管会社の役割を果たすべく選択されたその他の銀行または仲介業者が破綻する可能性があり、この場合、本シリーズ・トラストは、これらの保管会社が保有するファンドまたは証券の全体または一部を失う可能性がある。

(B) 免責リスク

受託会社、管理会社、管理事務代行会社、保管会社、およびその他の関係者、ならびにそれらの代理人、代表者、オフィサー、社員、および関係者は、1口当たり純資産価値が低下するような特定の状況において、本シリーズ・トラストの資産に対する責任を免じられる権利を有する。

(C) 決済リスク

一部の海外市場における決済および清算手続きは、米国、欧州、および日本における場合と大きく異なる。海外市場における決済および清算手続き、ならびに取引関連の規制は、米国内での投資の決済では通常発生しない特定のリスクを生じる可能性がある(証券に対する支払や証券の提供の遅延等)。場合によっては、一部の外国における決済において、取引された証券の口数が一致しない場合がある。これらの問題は、管理会社が本シリーズ・トラストの口座に対する取引を行うことを困難にする可能性がある。

管理会社が証券の購入につき決済できないか、決済が遅延した場合、有利な投資機会を取り逃がす可能性があり、本シリーズ・トラストの資産の一部が未投資となり、一定の期間においてリターンを獲得できない結果が生じうる。管理会社が証券の売却の決済ができないか、決済が遅延した場合、かかる証券の価値がその後下落すると本シリーズ・トラストに対して損失が発生しうる。また、管理会社がかかる証券を第三者に売却する契約を結んでいた場合、本シリーズ・トラストは発生したすべての損失に対して補償責任を負う可能性がある。

(D) カウンターパーティ・リスクおよび仲介リスク

管理会社またはその権限を移譲された者が、本シリーズ・トラストの口座のために取引または投資を行う相手先である、保管会社をはじめとする銀行や証券会社を含む金融機関およびカウンターパーティは、財政状態が悪化し、本シリーズ・トラストに関してそれぞれが抱える債務の履行が不可能になる可能性がある。このような債務不履行が発生した場合、本シリーズ・トラストは大きな損失を被る可能性がある。管理会社はさらに、特定の取引の安全性を高めるため、本シリーズ・トラストの口座のためにカウンターパーティに対して担保を提供する場合がある。管理会社は、2025年2月28日を末日とする6カ月の期間および2024年8月31日を末日とする1年の期間において、担保を一切設定していない。

本シリーズ・トラストは、財政状態計算書において、いかなる金融資産または金融負債についても相殺を行っておらず、いかなるデリバティブ資産も保有していない。

(E) 集中リスク

投資運用会社は、実質的に投資対象債券の受益証券の販売から得る利益のすべてを投資しており、そのため投資対象債券から発生した損失は本シリーズ・トラストの財政状態全体に多大な悪影響を及ぼす場合がある。

(F) オーストラリア債券に対する投資リスク

発行体の商品へのエクスポージャーには、重大な経済的および政治的リスクが含まれる可能性がある。オーストラリア債に投資することで、本シリーズ・トラストはオーストラリアにおける政治的、社会的、経済的な変化から生じる直接的または間接的な影響に晒される場合がある。政治的变化によって、オーストラリアの発行体が債務義務を適時に支払う意思に影響が及ぶ可能性がある。また、反映されるものとして、国および地方の経済状況の中でもとりわけ、インフレ率、対外債務の額およびGDPが、地域の発行体が債務義務を履行する能力に影響を及ぼす場合がある。

(G) 投資対象債券の利息は提供されない

本受益証券のリターンは、その他の要素もあるが、投資対象債券のパフォーマンスに依存する。本受益証券への投資は、受益者に対し、投資対象債券に対しての直接的な持分を提供するものではない。

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記(続き)
2025年2月28日(未監査)を末日とする6カ月間
(豪ドルで表示)

(H)本シリーズ・トラストの早期終了

本シリーズ・トラストの最終買戻日は2025年8月29日に予定されているが、強制買戻事由が発生した場合、かかる最終買戻日が前倒して実施される。

5.3 公正価値測定およびヒエラルキーの設定

本シリーズ・トラストはIFRS会計基準第13号「公正価値の測定」を適用しており、金融資産と金融負債の両方に対し、公正価値測定のインプットとして、市場における最終取引価格を使用している。

活発な市場とは、当該資産または負債に対する取引が、継続的な価格情報を提供するのに十分な頻度および取引量で実行されている市場を指す。

活発な市場で取引されていない金融資産および金融負債の公正価値については、バリュエーションの手段を用いて決定する。本シリーズ・トラストは、様々な方法を利用し、各期末における市場環境に基づく仮定を作成する。オプション、通貨スワップ、およびその他の店頭デリバティブなどの非標準的金融商品に対して採用されるバリュエーションの手段としては、類似する最近の一般的な取引条件の使用、実質的に同内容の他の金融商品への参照、割引キャッシュ・フロー分析、オプション価格モデル、および市場参加者に広く使用されているその他のバリュエーション技法の活用が挙げられ、市場インプットを最大限使用し、事業体固有のインプットに対する依存を可能なかぎり少なくしている。

活発な市場が存在しない金融商品については、本シリーズ・トラストは、業界において一般に標準的であると認識されているバリュエーションの方法およびテクニックに通常基づいている、社内で開発したモデルを使用する場合がある。これらのモデルに対するインプットの一部は、市場において観察できる情報ではないため、仮定に基づく見積りである。

モデルによるアウトプットは、常に、確信を持って決定することができない見積りあるいは概算値であり、使用されたバリュエーションの手段は、本シリーズ・トラストが保有するポジションに関連するすべての要素を十分に反映したものでない場合がある。このため、バリュエーションは、適当な場合において、モデルリスク、流動性リスクおよびカウンターパーティ・リスクを含む追加の要素を含むように修正される場合がある。

本シリーズ・トラストは、測定に使用されるインプットの重要度を反映した公正価値ヒエラルキーを利用して、公正価値測定を分類する。

この公正価値ヒエラルキーは、以下の3階層により構成される。

- レベル1のインプットとは、同一の資産または負債に対する活発な市場における相場価格(未調整)で、事業体が測定日においてアクセス可能なものを指す。
- レベル2のインプットとは、レベル1に含まれる相場価格以外のインプットで、直接的あるいは間接的に、当該資産または負債に対する観察が可能なものを指す。
- レベル3のインプットとは、当該資産または負債に対する観察が不可能なインプットを指す。

公正価値測定全体が区分される公正価値ヒエラルキーのレベルは、全体の公正価値測定にとって重大なインプットのうち、最も低いレベルのインプットに基づいて決定される。この目的のため、個別インプットの重要度は、全体としての公正価値測定と照らし合わせて評価される。特定の公正価値測定において、観察可能なインプットが使用できるものの、相当程度を観察不可能なインプットにより修正する必要がある場合は、かかる測定はレベル3の測定となる。全体としての公正価値測定に対する、特定のインプットの重要性を評価するには、当該資産または負債に固有の要素を考慮した上での判断が要求される。

「観察可能」なインプットが何によって構成されるかについての決定は、管理会社の助言の下、管理事務代行会社の判断による部分が大きい。管理会社の助言の下で、管理事務代行会社は、簡単に入手可能であり、定期的に配布または更新され、信頼性および正確性が高く、社内情報ではなく、関連する市場に積極的に関与している独立系の情報源により提供された市場データにつき観察可能なデータであると見なす。

以下は、本シリーズ・トラストが売買目的に保有する金融資産の価値測定にあたり、2025年2月28日時点で使用されたインプットに基づく公正価値測定の概要である：

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記(続き)
2025年2月28日(未監査)を末日とする6カ月間
(豪ドルで表示)

損益を公正価値で測定した金融資産	(未調整)同一商品の活発な市場における相場価格(レベル1)の観察可能なインプット(レベル2)			観察不可能なインプット(レベル3)	2025年2月28日時点の公正価値
	1)	2)	3)		
債券への投資	\$ -	\$ 7,141,100	\$ -	\$ 7,141,100	
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	\$ -	\$ 7,141,100	\$ -	\$ 7,141,100	

以下は、本シリーズ・トラストが売買目的に保有する金融資産の価値測定にあたり、2024年8月31日時点で使用されたインプットに基づく公正価値測定の概要である:

損益を公正価値で測定した金融資産	(未調整)同一商品の活発な市場における相場価格(レベル1)の観察可能なインプット(レベル2)			観察不可能なインプット(レベル3)	2024年8月31日時点の公正価値
	1)	2)	3)		
債券への投資	\$ -	\$ 7,765,048	\$ -	\$ 7,765,048	
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	\$ -	\$ 7,765,048	\$ -	\$ 7,765,048	

2025年2月28日を末日とする6カ月の期間および2024年8月31日を末日とする1年の期間において、レベル1、レベル2、およびレベル3の間の移転は生じなかった。

活発とは見なされない市場で取引される金融商品ではあるが、市場の相場価格や、仲買業者による値付け、または観察可能なインプットを参考にした代替的な価格設定者による価格付けより測定された商品については、レベル2に分類される。店頭デリバティブおよび債券は、このカテゴリーに含まれる。レベル2の金融商品には、活発な市場で取引されておらず、または移転に制限があるポジションが含まれるため、バリュエーションは、一般に入手可能な市場情報に基づいて、非流動性および/または非移転性を反映して調整する場合がある。

レベル3に分類される投資は、取引が頻繁ではないため、観察不可能な重大なインプットを含む。

2025年2月28日時点および2024年8月31日時点で、本シリーズ・トラストはレベル3に分類される証券を保有していない。

純損益を通じて公正価値で測定するもの以外の金融資産および金融負債

- (i) 2025年2月28日および2024年8月31日時点において、現金および現金同等物、ならびにその他すべての資産および負債(その他の資産、ならびに利息および費用払戻に対する未収金、ならびに証券購入代金、印刷費用、専門家報酬、保管会社報酬、報酬代行会社報酬、登録事務代行報酬、販売報酬、投資運用会社報酬、代行協会員報酬、および管理会社代行サービス会社報酬に対する未払金を含む)は短期の金融資産または金融負債と見なされ、短期の性質を持つことから、その帳簿価額はほぼ公正価格に等しい。バリュエーションの手段の詳細については、注記2を参照のこと。
- (ii) 解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産。本シリーズ・トラストは、受益証券の買戻および発行につき、財務諸表における算定方法と同一の方法により買戻時点における本シリーズ・トラストの純資産に対する持分割合を算定し、かかる割合の買戻および発行を行う。従って、解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の帳簿価額は、ほぼ公正価格に等しい。

6. 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る純利益(損失)

	2025年2月28日	2024年2月29日
損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る純利益(損失)は、以下により構成される。		
債券投資に係る実現純益(損失)	\$ 1,061	\$ (311)
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る実現純益(損失)合計	\$ 1,061	\$ (311)
債券への投資に係る未実現純評価益の変動	\$ 1,499	\$ 49,903
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債にかかる未実現評価益の純増(減)合計	\$ 1,499	\$ 49,903

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記(続き)
2025年2月28日(未監査)を末日とする6カ月間
(豪ドルで表示)

7. 報酬、費用、および関連当事者間取引

7.1 報酬および費用

(A) 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、3,750 豪ドルの月額最低料金を条件として、最初の 5 億米ドルの純資産で 0.07%、次の 5 億米ドルの純資産で 0.06%、10 億米ドルを超える純資産で 0.05% を 1 年当たりの報酬として受け取る。管理事務代行会社が、2025 年 2 月 28 日を末日とする 6 カ月の期間および 2024 年 2 月 29 日を末日とする 6 カ月の期間において 獲得した報酬、ならびに、2025 年 2 月 28 日時点および 2024 年 8 月 31 日時点で管理事務代行会社に対する未払いの報酬は、それぞれ、包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

(B) 保管会社報酬

保管会社は、各評価日までに蓄積され、同日に計算された純資産価値の 0.03% を年当たりの報酬として受け取るものとし、同報酬は後払いで毎月支払われる。保管会社が 2025 年 2 月 28 日および 2024 年 2 月 29 日を末日とする 6 カ月の期間に獲得した報酬、ならびに、2025 年 2 月 28 日時点および 2024 年 8 月 31 日時点で保管会社に対する未払いの報酬は、それぞれ、包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

(C) 登録事務代行報酬

登録事務代行会社は、純資産価値の 0.01% を年当たりの報酬として、および 1 取引当たり 10 豪ドルの報酬を受け取るものとする。登録事務代行会社が 2025 年 2 月 28 日および 2024 年 2 月 29 日を末日とする 6 カ月の期間に獲得した報酬、ならびに、2025 年 2 月 28 日時点および 2024 年 8 月 31 日時点で登録事務代行会社に対する未払いの報酬は、それぞれ、包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

(D) 専門家報酬

専門家報酬には、法務および監査報酬が含まれる。2025 年 2 月 28 日および 2024 年 2 月 29 日を末日とする 6 カ月の期間中に支払われた手数料、ならびに、2025 年 2 月 28 日時点および 2024 年 8 月 31 日時点で未払いの報酬は、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に開示されている。

(E) 販売報酬

販売会社各社は、年当たり報酬として、各評価日までに蓄積し、同日に算定した純資産価格の上限 0.30% を含む報酬に、各ユニットクラスの受益証券の総発行口数で販売会社各社の持ち口数を除いた数に掛け合わせた額(以下「販売報酬」という)を受け取るものとし、月割りの後払いで支払われる。

販売報酬は受益証券分配および買戻契約に準じて調整され、投資運用会社から管理事務代行会社へ毎月通知される場合がある。また、以下の表に示す通り、2 年オーストラリア国債利回りと関連している。

2 年物オーストラリア国債利回り	販売報酬割合 (純資産価値に対して年率)
0.50%以下	0.05%
0.50%超～0.75%以下	0.10%
0.75%超～1.00%以下	0.15%
1.00%超～1.25%以下	0.20%
1.25%超	0.30%

販売報酬は、管理会社の代理人として管理事務代行会社が、本シリーズ・トラストの資産から支払うものとする。2025 年 2 月 28 日および 2024 年 2 月 29 日を末日とする 6 カ月の期間において販売会社が獲得した報酬、ならびに、2025 年 2 月 28 日時点および 2024 年 8 月 31 日時点で販売会社に支払うべき未払金は、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記(続き)
2025年2月28日(未監査)を末日とする6カ月間
(豪ドルで表示)

7.2 関連当事者間取引

一方当事者が他方当事者を支配する、あるいは財政上または運営上の決定に際して他方当事者に対して重要な影響力を行使することができる場合、両当事者は関連当事者と見なされる。受託会社、報酬代行会社、管理会社、および代行協会員は、すべて本シリーズ・トラストの関連当事者である。

通常の業務に含まれる取引を除き、関連当事者間のその他の取引は行われなかった。

(A) 受託会社報酬

受託会社は、年当たり10,000米ドルの固定報酬を運営費用報酬から前払いで受け取るものとする。

(B) 報酬代行会社報酬

報酬代行会社は、年当たり純資産価値の0.12%の報酬(以下「運営費用報酬」という)を受け取るものとし、各評価日まで蓄積され、同日に計算するものとする。運営費用報酬は、受託会社を代表して管理事務代行会社が、本シリーズ・トラストの資産から支払うものとする。報酬代行会社が2025年2月28日および2024年2月29日を末日とする6カ月の期間に獲得した報酬、ならびに、2025年2月28日時点および2024年8月31日時点で報酬代行会社に対する未払いの報酬は、それぞれ、包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

報酬代行会社は、管理会社報酬、受託会社報酬、および運営経費および費用を支払う責任がある。これらは、報酬代行会社の合理的な判断において、管理会社報酬と受託会社報酬の関連運営経費および費用(以下「通常経費」という)として決定される。

疑義のないように記すと、報酬代行会社は最大費用、特別損失、仲介費用、または諸費用の支払に対して責任を負わない。最大費用は、受託会社の代理として管理事務代行会社によって、本シリーズ・トラストの資産外から支払われる。これはTER上限を上限として含み、TER上限を超えるいかなる最大費用も投資運用会社が負担する。特別損失、仲介費用、諸費用はTER上限の範囲には含まれず、本シリーズ・トラストの資産外から、受託会社の代理として管理事務代行会社によって支払われる。

運営費用報酬のみでは通常経費を支払うことができない場合、報酬代行会社は未払金すべてについて債務を負う。通常経費を支払った後の残余の額については、本シリーズ・トラストの報酬代行会社としての業務に対する報酬として、報酬代行会社が保持するものとする。

運営費用報酬は、四半期毎に後払いで支払われる。また、最初の蓄積期間のみ、初回期間の終了日を除き、それ以降に蓄積した金額が支払われる。その他すべての蓄積期間については、暦上の各四半期の最終日を「報酬算定日」とし、最後の蓄積期間を除くすべての期間で、次の報酬算定日まで(当日を含む)に蓄積した金額、最後の蓄積期間については最終買戻日もしくはかかる日が評価日でない場合は直前の評価日(以下「最終評価日」という)までに蓄積した金額が支払われる。

疑義の内容に記すと、最終評価日は報酬算定日であってはならず、最終蓄積期間は最終評価日で終了する。

(C) 管理会社報酬

管理会社は、運営費用報酬から支払われる年当たり5,000米ドルを投資運用会社報酬として受け取るものとし、月割りの後払いで支払われる。

(D) 投資運用会社報酬

投資運用会社は、各評価日までに蓄積され、同日に計算された純資産価値の上限0.30%を含む報酬を年当たりの報酬として受け取るものとし、同報酬は後払いで毎月支払われる。投資運用会社報酬は、管理事務代行会社が受託会社を代表して本シリーズ・トラストの資産から支払うものとする。

投資運用会社報酬は投資運用契約に準じて調整され、投資運用会社から管理事務代行会社へ毎月通知される場合がある。また、以下の表に示す通り、2年物オーストラリア国債利回りと関連している。

豪ドル建て短期債券ファンド
財務諸表に対する注記(続き)
2025年2月28日(未監査)を末日とする6カ月間
(豪ドルで表示)

2年物オーストラリア国債利回り	投資運用会社報酬割合 (純資産価値に対して年率)
0.50%以下	0.05%
0.50%超～0.75%以下	0.10%
0.75%超～1.00%以下	0.15%
1.00%超～1.25%以下	0.20%
1.25%超	0.30%

2025年2月28日および2024年2月29日を末日とする6カ月の期間において投資運用会社が獲得した報酬、ならびに、2025年2月28日時点および2024年8月31日時点で投資運用会社に支払うべき未払金は、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

(E) 管理会社代行サービス会社報酬

管理会社代行サービス会社報酬は、各評価日までに蓄積され、同日に計算された純資産価値の0.01%を年当たりの報酬として受け取るものとし、同報酬は後払いで毎月支払われる。管理会社代行サービス会社報酬は、受託会社の代理人として管理事務代行会社が、本シリーズ・トラストの資産から支払うものとする。2025年2月28日および2024年2月29日を末日とする6カ月の期間において管理会社代行サービス会社報酬によって獲得した報酬、ならびに、2025年2月28日時点および2024年8月31日時点で管理会社代行サービス会社報酬として支払うべき未払金は、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

(F) 代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日まで蓄積し、同日に算定した純資産価格の0.01%を年当たりの報酬として受け取るものとし、四半期毎の後払いで支払われる。代行協会員報酬は、管理会社の代理人として管理事務代行会社が、本シリーズ・トラストの資産から支払うものとする。2025年2月28日および2024年2月29日を末日とする6カ月の期間において代行協会員会社が獲得した報酬、ならびに、2025年2月28日時点および2024年8月31日時点で代行協会員会社に支払うべき未払金は、それぞれ包括利益計算書および財政状態計算書に記載されている。

8. 借入およびレバレッジ関連ポリシー

本シリーズ・トラストは、短期キャッシュ・フローを円滑化する必要がある場合、純資産価格の最大10%までを借り入れることが可能である。2025年2月28日を末日とする6カ月の期間、および2024年8月31日を末日とする1年の期間において、本シリーズ・トラストは借入金を負担しなかった。

9. 後発事象

受託会社は、本財務諸表の発行準備が整った日である2025年4月22日までのすべての後発取引および事象を評価した。2025年3月1日から2025年4月22日までの期間において、10,894豪ドルの申込を受け、70,201豪ドルの買戻しを実行した。本シリーズ・トラストに関して報告すべきその他の後発事象は生じていない。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

(2024年12月末日現在)

	豪ドル (IVを除く)	円 (IVを除く)
I. 資産総額	8,338,418	821,334,173
II. 債務総額	-122,943	-12,109,886
III. 純資産総額 (I - II)	8,461,361	833,444,059
IV. 発行済口数	7,854,742口	
V. 1口当たり純資産価格 (III/IV)	1.0772	106

(注) 豪ドルの円貨換算は、2024年12月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値 (1豪ドル=98.50円) によります。

第4 外国投資信託受益証券事務の概要

(イ) 受益証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換を行う登録・名義書換事務代行会社は次の通りです。

取扱機関 ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー

取扱場所 香港、セントラル、デヴーロード68、マン・イービルディング13F、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー方、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティ・サービシーズ（香港）リミテッド

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、その日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては受益者本人の責任で行います。

(ロ) 受益者集会

受託会社は、基本信託証書の定めにより招集することが要求されている場合、または提案されているものが受益者による決議であるときは受益証券の保有者として登録され受益証券1口当たり純資産価格の総額がトラストの全てのシリーズ・トラストの純資産価額の10分の1以上となる受益証券を保有する受益者の書面による要請のある場合、もしくは提案されているものがファンドによる決議であるときは受益証券の保有者として登録されファンドの受益証券の口数の10分の1以上を保有する受益者の書面による要請がある場合、招集通知に記載されている日時および場所にて、全受益者または（場合により）ファンドの受益者の集会を招集します。受託会社は、各集会の15暦日前までに、集会の場所、日時および集会で提案される決議の条件を記載した書面による通知を、トラストの受益者全員の集会の場合は各受益者に郵送し、ファンドの受益者の集会の場合はファンドの受益者に郵送します。集会の基準日は、集会の通知に指定された日の少なくとも21暦日前とします。受益者に対する通知が偶然になされなかった場合または受益者によって通知が受領されなかった場合でも、集会の手続が無効となることはありません。受託会社または管理会社の取締役またはその他権限を付与された役員は、いずれの集会にも出席し、発言する権利を有します。定足数は受益者2名としますが、受益者が1名しかいない場合はこの限りではなく、この場合定足数は当該受益者1名とします。いずれの集会においても、集会の投票に付された決議は書面による投票で決定され、提案されたのが受益者による決議であるときは受益証券1口当たり純資産価格の合計がトラストのシリーズ・トラスト全ての純資産価額の50%以上である受益証券を保有する受益者により承認される場合、提案されたのがファンドによる決議であるときは発行済みの当該ファンドの受益証券口数の半分以上を保有する受益者により承認された場合、投票結果は集会の決議であるとみなされます。上記にかかわらず、且つ基本信託証書第33.2条の目的に限り、トラストが「ミューチュアル・ファンド」であって「規制対象のミューチュアル・ファンド」（ケイマン諸島ミューチュアル・ファンド法に定義された用語）ではない場合はいつでも、「受益者による決議」という表現は、トラストの（当該法で定義された）「投資者」の人数の過半数が書面で同意した決議を指します。受益者による決議に関する純資産総額の計算は、集会の直前の該当する評価日の評価時点で行われます。投票は、本人または代理人のいずれかにより行うことができます。

(ハ) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は、いかなる者（米国人および（制限付例外があります。）ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含みます。）による受益証券の取得も制限することができます。

第三部 特別情報

管理会社の概況

1 管理会社の概況

(1) 資本金の額

2025年3月末日現在、管理会社の払込済み資本金は735,000米ドル（約10,990万円）です。過去5年間において、主な資本金の額の増減はありません。

(2) 会社の機構

管理会社の定款によれば、管理会社の業務は10名以下（代理取締役は除きます。）で構成される取締役会によって管理されます。取締役の株式保有資格は総会において管理会社によりかかる決定がなされるまで要求されません。管理会社は通常の決議により取締役を選任でき、同様に取締役を解任し、代わりに他の者を指名できます。取締役は、管理会社の定款に定められた最大数を条件として、いつでも随時何人をも取締役に指名する権限を有します。

取締役会は、その構成員から議長を選出できますが義務はありません。

取締役会は、招集通知に記載された場所で開催されます。

取締役会は、各取締役および代理取締役に書面により少なくとも2日前に通知がなされることにより招集されます。ただし、全取締役（または代理取締役）が通知を取締役会開催の前か後に撤回する場合、招集通知の期間が短縮された取締役会も有効な取締役会であるものとします。

取締役会の決議の定足数は、取締役会で別途定めがなければ2名です。ただし、いかなる時でも取締役が1名の場合は定足数は1名です。

決議は、定足数を満たしている取締役会に自らまたは代理人により参加している者の過半数の賛成によりなされます。議長は、賛否同数の場合の決定権を有します。

取締役会は、法律、定款、総会で管理会社により規定された規則および関連するファンドの基本的書類による制限にしたがって、管理会社の名前で活動し、管理会社のために活動する過程にある全業務ならびに事務管理および財産処分に関する全活動を行い、かつ、権限を付与する権限を授与されています。

取締役会は、取締役会の構成員ではない1名以上の執行役員、支部の委員会もしくは代理人、または取締役会の構成員で構成されると取締役がみなす委員会に対し、管理会社の業務および管理会社の代表権の全てまたは一部を委託することができます。

株主総会が、適式に成立した場合には、全株主を代表します。株主総会は、管理会社に代わって議案に記載された全ての活動を行い、かつ、承認する幅広い権限を有します。

適用法令の要件および管理会社の定款の遵守を条件とし、株主総会で正式に可決された決議は全株主を拘束します。

2 事業の内容及び営業の概況

管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。

管理会社は、2025年3月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っています。

国別（設立国）	種類別	本数	純資産の合計（通貨別）
ケイマン諸島	公募	14	1,921,413,765米ドル
			11,033,194ユーロ
			76,956,185豪ドル
			41,518,122,703円
			2,477,602,879トルコリラ
	私募	16	112,219,202,274円

3 管理会社の経理状況

- a. 管理会社の直近2事業年度（2022年1月1日から2022年12月31日までおよび2023年1月1日から2023年12月31日まで）の日本語の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号）に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第328条第5項ただし書の規定を適用して、管理会社によって作成された監査済財務書類の原文を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除きます。）。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるプライスウォーターハウスクーパース 香港から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- c. 管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本語の財務書類には円換算額が併記されています。日本円による金額は2025年3月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=149.52円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

独立監査人の報告書

UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド
（旧称クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド）
（ケイマン諸島に設立された有限会社）
取締役会向け

意見

監査対象

4ページから17ページに記載するUBSマネジメント（ケイマン）リミテッド（旧称クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド）（以下、「会社」という。）の財務諸表は、以下の構成になっている。

- ・ 財政状態計算書（2023年12月31日現在）
- ・ 損益計算書（2023年12月31日終了事業年度）
- ・ 持分変動計算書（2023年12月31日終了事業年度）
- ・ キャッシュ・フロー計算書（2023年12月31日終了事業年度）
- ・ 財務諸表に対する注記（重要な会計方針およびその他の説明情報を含む）

監査意見

当監査法人の意見では、財務諸表は、2023年12月31日現在の会社の財政状態および同日に終了した事業年度の財務実績ならびにキャッシュ・フローについて、IFRS（国際財務報告基準）会計基準に準拠した正確かつ公正な表示を行っている。

監査意見の根拠

当監査法人は、国際監査基準（「ISA」）に従い監査を実施した。同基準のもとでの当監査法人の責任については、報告書内の財務諸表の監査に対する監査人の責任の項で詳しく説明している。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を得たと確信している。

監査の独立性

当監査法人は、国際会計士倫理基準審議会が発行する職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む）（「IESBA規程」）に従い、会社から独立しており、また、当監査法人は、IESBA規程に従い、その他の倫理的責任を果たしている。

財務諸表に対する取締役の責任

取締役は、財務諸表をIFRSに準拠して正確かつ公正に表示されるよう作成すること、および、取締役が必要と判断する内部統制によって、不正行為または誤謬によるものかにかかわらず、重大な虚偽記載のない財務諸表の作成を可能にすることに責任を有している。

財務諸表の作成にあたり、取締役は、会社が継続企業として存続する能力を評価し、継続企業に関する事項を必要に応じて開示し、継続企業的前提に基づき会計処理を行う責任を有している。ただし、取締役が会社の清算もしくは事業停止の意図を有する、またはそれ以外に現実的な代替案がない場合はこの限りではない。

独立監査人の報告書（続き）

UBSマネジメント（ケイマン）リミテッド

（旧称クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド）

（ケイマン諸島に設立された有限会社）

取締役会向け

財務諸表の監査に対する監査人の責任

当監査法人の目的は、不正行為または誤謬によるものにかかわらず、全体としての財務諸表に重大な虚偽記載がないかどうかについて合理的な確証を得ること、および当監査法人の意見を含む監査報告書を発行することである。当監査法人は、当監査法人の合意された業務条件に従い、全体的に会社への提出を目的として意見を報告し、その他の目的を持つものではない。当監査法人は、本報告書の内容に関してその他の者に対する責任または義務を負うものではない。合理的な確証は、高水準の保証ではあるものの、重大な虚偽記載がある場合に、ISAに従い実施される監査で必ずそれらを発見することを約束するものではない。虚偽記載は、不正行為または誤謬により生じる場合があり、個別にも全体的にも、これらの財務諸表に基づき行われる利用者の経済的判断に影響を及ぼす可能性があるとは合理的に予想できる場合に重大な虚偽記載とみなされる。

ISAに従い実施する監査の一環として、当監査法人は監査全体にわたって専門家としての判断を行い、専門家としての懐疑心を維持する。また、当監査法人は、

- ・ 不正行為または誤謬によるものにかかわらず、財務諸表の重大な虚偽記載に関するリスクを特定、評価し、これらのリスクに対応する監査手続きを計画および実施し、意見表明の基礎を提供する十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正行為による重大な虚偽記載の未発見は誤謬による虚偽の未発見よりもリスクが高い。不正行為には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の陳述または内部統制の無効化を伴う可能性があるためである。
- ・ 状況に応じた適切な監査手続きを策定するために、監査に関する内部統制に関する理解を得るが、これは会社の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。
- ・ 採用された会計方針の適切性および取締役による会計上の見積りの妥当性ならびに取締役による全財務諸表の表示を評価する。
- ・ 取締役による継続企業の会計基準の使用の適切性について、および、入手した監査の裏付けとなる証拠に基づき、会社が継続企業として存続する能力に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関する重要な不確実性の有無について結論を述べる。当監査法人が重要な不確実性が存在すると結論付けた場合、監査報告書において財務諸表の関連する開示事項を参照する必要がある。かかる開示事項に不備がある場合は当監査法人の意見を変更することが要求される。当監査法人による結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づくものである。ただし、将来的な事象または状況により、会社が継続企業として存続できなくなる場合がある。
- ・ 開示事項および財務諸表が公正な表示方法で基礎となる取引および事象を表示しているかどうかを含め、財務諸表の全体的な表示、構造および内容を評価する。

当監査法人は、他の事項と合わせ、監査の計画範囲および時期、ならびに監査の過程で特定された内部統制の重大な不備などを含む重要な監査結果について取締役に通知する。

プライスウォーターハウスクーパース

公認会計士

香港、2024年6月14日



Independent Auditor's Report

To the Board of Directors of UBS Management (Cayman) Limited (formerly known as Credit Suisse Management (Cayman) Limited)
(incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Opinion

What we have audited

The financial statements of UBS Management (Cayman) Limited (formerly known as Credit Suisse Management (Cayman) Limited) (the "Company"), which are set out on pages 4 to 17, comprise:

- the statement of financial position as at 31 December 2023;
- the statement of income for the year then ended;
- the statement of changes in equity for the year then ended;
- the statement of cash flows for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, comprising material accounting policy information and other explanatory information.

Our opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2023, and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with IFRS Accounting Standards.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) issued by the International Ethics Standards Board for Accountants ("IESBA Code"), and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.



Independent Auditor's Report (continued)

To the Board of Directors of UBS Management (Cayman) Limited (formerly known as Credit Suisse Management (Cayman) Limited)
(Incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Responsibilities of Directors for the Financial Statements

The directors are responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with IFRS Accounting Standards, and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the Company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. We report our opinion solely to you, as a body, in accordance with our agreed terms of engagement, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the directors.



Independent Auditor's Report (continued)

To the Board of Directors of UBS Management (Cayman) Limited (formerly known as Credit Suisse Management (Cayman) Limited)
(incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

**Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements
(continued)**

- Conclude on the appropriateness of the directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

PricewaterhouseCoopers

PricewaterhouseCoopers
Certified Public Accountants

Hong Kong, 14 June 2024

(1) 貸借対照表

損益計算書 (2023年12月31日終了事業年度)

(米ドル)	注記への 参照	2023年		2022年	
		USD	千円	USD	千円
受取利息		60,034	8,976	14,396	2,152
—償却原価で測定される金融商品		60,034	8,976	14,396	2,152
受取利息合計	4	60,034	8,976	14,396	2,152
サービス報酬収入	5	185,000	27,661	205,000	30,652
その他(損失)/収益		(25)	(4)	58	9
収益合計		245,009	36,634	219,454	32,813
一般管理費およびその他営業費用	6	(115,081)	(17,207)	(112,703)	(16,851)
引当金繰入および税引前営業利益		129,928	19,427	106,751	15,961
税引前利益		129,928	19,427	106,751	15,961
法人税等	7	—	—	—	—
税引後利益		129,928	19,427	106,751	15,961

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

財政状態計算書（2023年12月31日現在）

(米ドル)	注記への 参照	2023年		2022年	
		USD	千円	USD	千円
資産					
現金預け金	9	2,249,019	336,273	1,984,033	296,653
その他資産	10	185,864	27,790	205,864	30,781
資産合計		2,434,883	364,064	2,189,897	327,433
負債					
その他負債	10	451,584	67,521	336,526	50,317
負債合計		451,584	67,521	336,526	50,317
株主資本					
資本金	11	735,000	109,897	735,000	109,897
利益剰余金		1,248,299	186,646	1,118,371	167,219
株主資本合計		1,983,299	296,543	1,853,371	277,116
負債および株主資本合計		2,434,883	364,064	2,189,897	327,433

2024年6月14日付で、取締役会により発行の承認および許可を受けた。

)
)
) 取締役
)
)

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

持分変動計算書（2023年12月31日終了事業年度）

(米ドル)	資本金		利益剰余金		合計	
	USD	千円	USD	千円	USD	千円
2023年						
1月1日現在の残高	735,000	109,897	1,118,371	167,219	1,853,371	277,116
当該年度の利益	—	—	129,928	19,427	129,928	19,427
12月31日現在の残高	735,000	109,897	1,248,299	186,646	1,983,299	296,543
2022年						
1月1日現在の残高	735,000	109,897	1,011,620	151,257	1,746,620	261,155
当該年度の利益	—	—	106,751	15,961	106,751	15,961
12月31日現在の残高	735,000	109,897	1,118,371	167,219	1,853,371	277,116

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

キャッシュ・フロー計算書（2023年12月31日終了事業年度）

(米ドル)	注記への 参照	2023年		2022年	
		USD	千円	USD	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー					
税引前当期利益		129,928	19,427	106,751	15,961
純利益を営業活動より生じた 現金と一致させるための調整					
税引およびその他調整前純利益に 含まれる非現金項目：					
受取利息	4	(60,034)	(8,976)	(14,396)	(2,152)
営業資産および負債変動前の 営業活動より生じた現金		69,894	10,451	92,355	13,809
営業資産の純減：					
その他資産		20,000	2,990	4,999	747
営業資産の純減		20,000	2,990	4,999	747
営業負債の純増：					
その他負債		115,058	17,203	112,595	16,835
営業負債の純増：		115,058	17,203	112,595	16,835
受取利息	4	60,034	8,976	14,396	2,152
営業活動より生じた現金		264,986	39,621	224,345	33,544
現金および現金同等物の純増額		264,986	39,621	224,345	33,544
期首における現金および現金同等物	9	1,984,033	296,653	1,759,688	263,109
期末における現金および現金同等物		2,249,019	336,273	1,984,033	296,653
現金預け金	9	2,249,019	336,273	1,984,033	296,653
期末における現金および現金同等物		2,249,019	336,273	1,984,033	296,653

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

財務諸表に対する注記

1. 主たる事業

UBS マネジメント (ケイマン) リミテッド (「会社」) は、ケイマン諸島に設立された有限会社である。当社の主たる事業はトラストの設立ならびにトラスト資産の管理事務代行および運用である。当社の登録事業所は、ケイマン諸島 KY1-1104、グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書箱309、メイプルズ・コーポレート・サービスズ・リミテッド内 (c/o Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands) に所在する。

当期の主な動き

2023年6月12日、UBSグループAGはクレディ・スイス・グループAGを買収し、スイス法の適用によりクレディ・スイス・グループAGのすべての資産および負債を承継したことにより、クレディ・スイス・グループAGの直接および間接子会社すべての直接または間接株主となった (以下「本取引」という。)

本取引の完了後、クレディ・スイスの発行済み登録株式は、クレディ・スイスの米国預託株式 (ADS) の場合、クレディ・スイスのデポジタリーに一定の手数料を支払うことを条件として、合併対価として1株当たりUBSグループAGの株式22.48分の1株を受領する権利に転換される。全体として、クレディ・スイスの株主は、買収日時点において、37億米ドルの購入価格で発行済みUBSグループAG株式の5.1%を取得した。

2023年12月、UBSグループAGの取締役会はUBS AGとクレディ・スイスAGの合併を承認し、両社は正式な合併契約を締結した。本合併手続きは、2024年5月31日に完了した。

2. 重要な会計方針

(a) 準拠表明

本財務諸表は、該当するすべての国際財務報告基準 (以下、「IFRS」という。) の会計基準に準拠して作成されている。IFRSは、該当する個々の国際財務報告基準、国際会計基準 (以下、「IAS」という。) および国際会計基準審議会 (以下、「IASB」という。) が発行する解釈指針等すべての総称である。当社が採用した重要な会計方針の概要は、以下のとおりである。

(b) 財務諸表作成基準

本財務諸表は、取得原価基準を測定基準として作成されている。

IFRSの会計基準に準拠した財務諸表の作成に当たり、経営陣は会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが求められている。見積りおよびこれに伴う仮定は、状況に応じて合理的であると考えられ、結果として他の情報源からは容易に明白とはならない資産および負債の帳簿価額を決定する基準となる過去の実績およびその他のさまざまな要因に基づくものである。実際の結果は、かかる見積りと異なる場合もある。

2. 重要な会計方針（続き）

（b）財務諸表作成基準（続き）

見積りおよびその基礎となる仮定は、継続的に見直しが行われる。会計上の見積りの修正は、見積りが修正された期間のみに影響を及ぼす場合は当該期間に、見積りが修正された期間および将来の期間双方に影響を及ぼす場合は当該期間および将来の期間に認識される。

当期に発効した基準

当グループは、2023年1月1日に開始する年次報告期間において、以下の新基準および改訂基準を適用している。

- ・ 会計上の見積りの定義 - IAS第8号の改訂
- ・ 会計方針の開示 - IAS第1号およびIFRS実務記述書第2号の改訂

上記改訂は以前に認識された金額に影響を与えるものではなく、かつ現在または以降の期間にも重大な影響を及ぼすものではないと予測される。

（c）現金および現金同等物

現金預け金は、銀行預け金、銀行手元現金、および短期の流動性の高い投資であり、容易に一定額の現金に換金することが可能であり、かつ、価値の変動については僅少なリスクしか負わず、取得時の満期が3ヵ月以内のものをいう。

（d）外貨

当社の機能通貨および表示通貨は米ドル（以下、「USD」という。）である。期中の外貨建取引は、取引日の実勢為替レートでUSDに換算される。外貨建の貨幣性資産・負債は報告期間末の実勢為替レートでUSDに換算される。為替差損益は、損益計算書に認識される。

取得原価により測定された外貨建の非貨幣性資産・負債は、取引日の実勢為替レートでUSDに換算される。公正価値で計上された外貨建の非貨幣性資産・負債は公正価値が決定された日の実勢為替レートで換算される。再換算により生じる為替差損益は、損益計算書に認識される。

（e）その他の資産

その他の資産は、まず時価で計上し、その後、償却原価から予想信用損失（以下、「ECL」という。）を差し引いて記載する（注記2（g）を参照）。ただし、未収金が関連当事者に対する特定返済条件のない無利子融資である場合や、その割引の影響が微小である場合はこの限りでない。これらに該当する場合、未収金は不良債権の減損を差し引いた原価で計上される。

2. 重要な会計方針（続き）

（f）引当金および偶発債務

引当金は、当社が過去の事象の結果として生じる法的または推定的債務を有しており、債務を決済するために経済的便益の流出が必要となる可能性が高く、かつその金額について信頼できる見積りができる場合に、不確実な時期または金額の負債に対して認識される。金額の時間的価値が重要な場合、引当金は債務を決済するために予想される支出の現在価値で計上される。

経済的便益の流出が必要となる可能性が低く、金額の見積もりに信頼性がない場合、経済的便益の流出の可能性が微小でないかぎり、債務は偶発債務として開示される。将来の1つないし複数の事象の発生または不発生によってのみその存在が確認される可能性のある債務も、

経済的便益の流出の可能性が極めて低い場合を除き、偶発債務として開示される。

（g）減損

当社の資産の帳簿価額は、各報告期間末に見直しを行い、減損を行うべき客観的根拠の有無を判定する。このような客観的根拠がある場合には、各報告期間末において、この資産の回収可能額の見積もりを行う。資産の帳簿価額が回収可能額を上回る場合には、必ず減損損失を計上する。減損損失は利益または損失として計上する。

I F R S 第9号に従って、減損要件は主として償却原価で測定される金融資産に適用される。減損要件は、報告日付において将来の経済状況に対する合理的かつ信頼性の高い予測を織り込んだ、フォワードルッキングな予想信用損失（E C L）モデルに基づく。このモデルは、各種の経済的要因における変化が、E C Lに対してどのように影響するのかという点について、相応の判断を必要とするもので、その決定は確率を重視した手法に基づく。

（h）収益の認識

投資運用サービスを提供し、当社に経済的便益が流入する可能性が高く、適宜収益および費用を信頼性をもって測定できる場合に、損益計算書にサービス報酬収入が認識される。

（i）費用

すべての費用は、発生主義により損益計算書に認識される。

2. 重要な会計方針（続き）

（j）関連当事者

本財務諸表では、当事者が以下のいずれかに該当する場合に当社の関連当事者とみなしている。

- （a）個人、またはその個人の家族の近親者は、以下に該当する場合、当社の関連当事者である。
 - （i）当社を支配している、または共同支配している。
 - （ii）当社に重要な影響を与える。
 - （iii）当社または当社親会社経営幹部の一員である。
- （b）企業は、以下の条件のいずれかに該当する場合、当社の関連当事者である。
 - （i）その企業と当社が同じグループの傘下にある（すなわち、それぞれの親会社、子会社、関連会社が関連している）。
 - （ii）その企業と他方の企業が関連会社であるか、合弁会社である（その企業の関連会社または合弁会社の属する企業グループに他方の企業が属している）。
 - （iii）両企業が、同一の第三者企業の合弁会社である。
 - （iv）ある企業がある第三者企業の合弁会社であり、他方の企業が当該第三者企業の関連会社である。
 - （v）ある企業が、当社または当社の関連当事者である企業の従業員給付のための退職後給付制度である。
 - （vi）ある企業が、（a）に規定する個人に支配されているか、共同支配されている。
 - （vii）（a）（i）に規定する個人が、その企業に重要な影響を与えるか、その企業（またはその親会社）の経営幹部の一員である。

個人の家族の近親者とは、企業との取引において当該個人に影響を与える、または当該個人の影響を受けると予想される親族の一員をいう。

3. 会計方針の変更

I A S Bは、当会計期間において新たに発効される I F R S 会計基準の複数の改訂を公表している。かかる改訂基準の適用は、当社の財政状態、業績またはキャッシュ・フローに重大な影響を与えていない。

当社は、新しい会計基準または解釈指針のうち当会計期間に発効していないものについては適用していない（注記15）。

4. 受取利息合計

（米ドル）	2023年	2022年
受取利息合計		
現金預け金にかかる受取利息	60,034	14,396
受取利息合計	60,034	14,396

金融商品にかかる上記の受取利息はすべて償却原価で測定される。

5. サービス報酬収入

当社の主たる事業はトラストの設立ならびにトラスト資産の管理事務代行および運用である。

収益は、以下に示す関連会社から得た投資運用報酬である。

(米ドル)	2023年	2022年
サービス報酬収入合計		
サービス報酬収入	185,000	205,000
サービス報酬収入合計	185,000	205,000

6. 一般管理費およびその他営業費用

(米ドル)	2023年	2022年
一般管理費およびその他営業費用		
銀行手数料	(48)	(50)
監査報酬	(6,390)	(6,478)
役員報酬	(108,643)	(106,175)
一般管理費およびその他営業費用合計	(115,081)	(112,703)

上記の支出はいずれも直接持株会社に対して支払われ、直接持株会社は当社に代わりこれを決済する。

7. 法人税等

ケイマン諸島において所得またはキャピタル・ゲインに課される税金はなく、当社は、ケイマン諸島総督より、2039年10月10日まで現地のすべての所得、利益およびキャピタル・ゲインに対する税金を免除するとの保証を得ている。したがって、本財務諸表に所得税は計上されていない。

8. 非連結のストラクチャード・エンティティ

スポンサーとなる非連結ストラクチャード・エンティティ

当社は、当社名がストラクチャード・エンティティの名称やそれが発行する商品に表示される、または当社がそのストラクチャード・エンティティと関係があるか、もしくは当社がそのストラクチャード・エンティティの設計や設定に関与しており、ストラクチャード・エンティティとの関与の一形態を有すると市場が一般的に期待する場合、自社をそのストラクチャード・エンティティのスポンサーであると見なす。

8. 非連結ストラクチャード・エンティティ（続き）

以下に示す非連結のストラクチャード・エンティティは、当社がスポンサーであり、年間固定管理費用として5,000米ドル（2022年：5,000米ドル）を受け取っているが、2023年12月31日現在当社は持分を保有していない。

グローバル・セレクト・キャリー戦略ファンド
豪州高配当株・ツインαファンド（適格機関投資家限定）
米国リート・プレミアム・ファンド（適格機関投資家限定）
ジャパン・エクイティ・プレミアム戦略ファンド
プリンシパル／CSカナディアン・エクイティ・インカム・ファンド（適格機関投資家限定）
グローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド（適格機関投資家限定）
米国高配当株式プレミアム・ファンド（適格機関投資家限定）*
USスモール・キャップ・エクイティ・プレミアム・ファンド（適格機関投資家限定）*
ダイワ・エマージング・ローカル・マーケット・ボンド・ファンド（適格機関投資家限定）*
USプリファード・リート・インカム・ファンド（適格機関投資家限定）
ジャパン・エクイティ・プレミアム・ファンド（適格機関投資家限定）
NB／MYAM米国リート・インカム・ファンド（適格機関投資家限定）
ダイワ・UK・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド（適格機関投資家限定）
ダイワ・WIL3号 ベンチャーキャピタル・ファンド
ブラジル株式αファンド（適格機関投資家限定）
ダイワ・ブラジリアン・リアル・ボンド・ファンド（適格機関投資家限定）
ニッセイ・ジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド（適格機関投資家限定）
AMPオーストラリアREITファンド（適格機関投資家限定）
J-REITアンド リアル エステート エクイティファンド（適格機関投資家限定）
ダイワ・アメリカン・ハイ・ディビデンド・エクイティ・クアトロ・インカム・ファンド （適格機関投資家限定）
ダイワ・アメリカン・リート・クワトロ・インカム・ファンド（適格機関投資家限定）
新生ワールドラップ・ステーブル・タイプ（適格機関投資家限定）
米国リート・トリプル・エンジン・プラス・ファンド（適格機関投資家限定）
米国・地方公共事業債ファンド
東京海上・CATボンド・ファンド
グローバル高配当株式プレミアム・ファンド（適格機関投資家限定）
マイスターズ・コレクション
BSMDグローバル・アドバンテージ・ファンド
PIMCO 短期インカム戦略ファンド
ピムコ・ショート・ターム・ストラテジー
ダイワ・J-REIT・カバード・コール・ファンド（適格機関投資家限定）
外貨建てマンAHLスマート・レバレッジ戦略ファンド
SBI-PICTEETアジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド
豪ドル建て短期債券ファンド
インサイト・アルファ
USダイナミック・グロース・ファンド
プレミアム・キャリー戦略ファンド

* 当該ファンドは2023年に終了。

8. 非連結ストラクチャード・エンティティ（続き）

当社は、契約上提供を求められていない非連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他支援を提供していない。

当社は現在、契約上提供を求められていない非連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他支援を提供する意向はない。

9. 現金預け金

現金および現金同等物の内訳：

(米ドル)	2023年	2022年
現金預け金		
現金預け金	2,249,019	1,984,033
現金預け金合計	2,249,019	1,984,033

10. その他の資産および負債

(米ドル)	2023年	2022年
その他資産		
未収利息および報酬	185,864	205,864
その他資産合計	185,864	205,864

(米ドル)	2023年	2022年
その他負債		
未払利息および報酬	451,584	336,526
その他負債合計	451,584	336,526

11. 資本金

(a) 授権株式および発行済株式

	2023年		2022年	
	株数	(米ドル)	株数	(米ドル)
授権株式：				
1株当たり1米ドルの普通株式	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
発行済全額払込済株式：				
普通株式	735,000	735,000	735,000	735,000

普通株式の株主には、随時宣言される配当金を受け取る権利が付与されており、当社株主総会において1株当たり1議決権を有する。すべての普通株式は、当社の残余財産に関して同等順位である。

11. 資本金（続き）

（b）資本管理

当社は、リスクレベルに応じてサービスの価格設定を行い妥当な費用で資金を調達することにより、株主に利益を還元し続けるべく、当社が継続企業として存続する能力を保護することを資本管理の第一の目的としている。当社は大手企業グループの一員であり、追加資本調達元および余剰資本の分配に関する当社の方針が、グループの資本管理目的の影響を受ける場合もある。当社は「資本」を、すべての資本項目を含むものと定義している。

当社の資本構成は定期的に見直しが行われ、当社が所属するグループの資本管理の慣行を考慮して管理されている。資本構成は、当社に対する取締役の信任義務に反しない限り、当社またはグループに影響を及ぼす経済状況の変化を踏まえて調整される。

当期において当社は、外部による資本規制の対象とはなっていない。

12. 財務リスク管理および公正価値

当社には、通常の業務の過程において、信用リスク、流動性リスク、金利リスクおよび外国為替リスクに対するエクスポージャーが生じる。当社はこれらのリスクを以下に記載する財務管理方針および慣行により管理している。

（a）信用リスク

当社の信用リスクは、主にグループ企業に対する債権および銀行預け金に起因するものである。信用リスクは、金融商品の一方当事者が債務を履行しないことにより他方当事者に財務上の損失を生じさせるリスクとして定義されている。経営陣は信用リスクが確実に最低限に維持されるよう、定期的にリスクを監視している。信用リスクの最大エクスポージャーは、財政状態計算書上の各金融資産の帳簿価額から減損引当金を控除した額に相当する。

（b）流動性リスク

当社は契約債務および合理的に予測可能な債務を期限到来時に履行するため、定期的に流動性の要件を監視することを方針としている。

2023年12月31日および2022年12月31日現在、当社のすべての債務および未払費用を含めて、当社の金融負債はすべて要求払いまたは無日付であり、3～12ヵ月以内に決済される予定である。

（c）金利リスク

当社は現金および預け金に対して稼得する銀行金利に限り、金利リスクが発生する可能性がある。2023年12月31日および2022年12月31日現在、金利の変動が当社の認識された資産または負債の帳簿価額に直接的で重大な影響を及ぼすことはない。

12. 財務リスク管理および公正価値（続き）

（d）為替リスク

当社は、主に香港ドル（以下、「HKD」という。）建ての支払債務が生じる一部の取引により外国為替リスクにさらされている。HKDはUSDに固定されているため、当社はUSDとHKD間の為替レートの変動リスクは重要ではないと考えている。

（e）公正価値

原価または償却原価で計上された当社の金融商品の帳簿価額は、2023年12月31日および2022年12月31日現在の公正価値と大きな相違はない。

13. 重要な関連当事者間取引

財務諸表上で開示されている取引や残高に加え、当社は次の重要な関連当事者間取引を実施した。

（a）関連当事者間の貸借対照表取引

(米ドル)	2023年12月31日現在			2022年12月31日現在		
	親会社	関連 グループ会社	合計	親会社	関連 グループ会社	合計
資産						
その他資産	—	185,864	185,864	—	205,864	205,864
資産合計	—	185,864	185,864	—	205,864	205,864
負債および資本						
その他負債	451,584	—	451,584	336,526	—	336,526
資本金	735,000	—	735,000	735,000	—	735,000
負債および株主資本合計	1,186,584	—	1,186,584	1,071,526	—	1,071,526

（b）関連当事者間の収益および費用

(米ドル)	2023年12月31日現在			2022年12月31日現在		
	親会社	関連 グループ会社	合計	親会社	関連 グループ会社	合計
収益						
サービス報酬収入	—	185,000	185,000	—	205,000	205,000
収益合計	—	185,000	185,000	—	205,000	205,000

13. 重要な関連当事者間取引（続き）

（c）経営幹部報酬

経営幹部報酬（米ドル）	2023年	2022年
役員報酬	108,643	106,175
経営幹部報酬合計	108,643	106,175

14. 親会社および最終的な持株会社

2023年12月31日現在、当社の直接の親会社は香港で設立されたクレディ・スイス（香港）リミテッドであり、当社の最終的な支配当事者はスイスで設立されたUBSグループAGである。UBSグループAGは、一般目的の財務諸表を作成している。

15. 公表後、2023年12月31日に終了した事業年度には未だ発効していない改訂基準、新基準および解釈指針による影響の可能性

2023年12月31日に終了した事業年度において適用が義務付けられていない新たな会計基準、会計基準に対する改訂および解釈指針が複数公表されている。当社はこれらについて早期適用を行っていない。これらの基準、改訂または解釈指針は、当社の現在または今後の報告期間において重大な影響を及ぼすものではなく、かつ当社の近い将来における取引に対しても重大な影響を及ぼすものではないと予測される。

16. 後発事象

2023年12月、UBSグループAGの取締役会はUBS AGとクレディ・スイスAGの合併を承認し、両社は正式な合併契約を締結した。本合併手続きは、2024年5月31日に完了する。2024年3月1日付で、社名がクレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッドからUBSマネジメント（ケイマン）リミテッドに変更された。

17. 財務諸表の承認

当財務諸表は、2024年6月14日開催の当社取締役会において公表が承認された。

Statement of Income for the year ended 31 December 2023

USD	Reference to Note	2023	2022
Interest income		60,034	14,398
- from financial instruments measured at amortised cost		60,034	14,398
Total interest income	4	60,034	14,398
Service fee income	5	185,000	206,000
Other (losses)/revenues		(25)	59
Total revenues		245,009	219,454
General, administrative and other operating expenses	6	(115,081)	(112,703)
Operating profit before allowance and taxation		129,928	106,751
Profit before tax		129,928	106,751
Income tax expense	7	—	—
Profit after tax		129,928	106,751

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statement of Financial Position as at 31 December 2023

USD	Reference to Note	2023	2022
Assets			
Cash and due from banks	9	2,249,019	1,994,038
Other assets	10	195,864	205,864
Total assets		2,434,883	2,189,897
Liabilities			
Other liabilities	10	451,584	336,526
Total liabilities		451,584	336,526
Shareholders' equity			
Share capital	11	735,000	735,000
Retained earnings		1,248,299	1,118,371
Total shareholders' equity		1,983,299	1,853,371
Total liabilities and shareholders' equity		2,434,883	2,189,897

Approved and authorized for issue by the board of directors on 14 June 2024

Nicholas Papavasiliou }
 Director } 

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statement of Changes in Equity for the year ended 31 December 2023

USD	Share capital	Retained earnings	Total
2023			
Balance at 1 January	735,000	1,118,371	1,853,371
Profit for the year	—	129,920	129,920
Balance at 31 December	735,000	1,248,291	1,983,291
2022			
Balance at 1 January	735,000	1,011,620	1,746,620
Profit for the year	—	108,751	108,751
Balance at 31 December	735,000	1,118,371	1,853,371

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Statement of Cash Flows for the year ended 31 December 2023

USD	Reference to Note	2023	2022
Cash flows from operating activities			
Profit before tax for the period		129,928	106,751
Adjustments to reconcile net profit to net cash generated from operating activities			
Non-cash items included in net profit before tax and other adjustments:			
Interest income	4	(80,034)	(14,398)
Cash generated from operating activities before changes in operating assets and liabilities		69,894	92,353
Net decrease in operating assets:			
Other assets		20,000	4,889
Net decrease in operating assets		20,000	4,889
Net increase in operating liabilities:			
Other liabilities		115,058	112,585
Net increase in operating liabilities:		115,058	112,585
Interest income received	4	80,034	14,398
Net cash generated from operating activity		284,988	224,345
Net increase in cash and cash equivalents		284,988	224,345
Cash and cash equivalents at the beginning of year	9	1,984,033	1,759,689
Cash and cash equivalents at the end of year		2,249,019	1,984,033
Cash and due from banks	9	2,249,019	1,984,033
Cash and cash equivalents at the end of year		2,249,019	1,984,033

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Notes to the Financial Statements

1. Principal activities

UBS Management (Cayman) Limited (the "Company") is incorporated in the Cayman Islands with limited liability. The Company's principal activities are the creation of trusts and the administration and management of assets in trusts. The Company's registered office is c/o Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 909, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands.

Key developments during the year

On 12 June 2023, UBS Group AG acquired Credit Suisse Group AG, succeeding by operation of Swiss law to all assets and liabilities of Credit Suisse Group AG, and became the direct or indirect shareholder of all of the former direct and indirect subsidiaries of Credit Suisse Group AG (the Transaction).

Upon the completion of the Transaction, each outstanding, registered Credit Suisse share converted to the right to receive, subject to the payment of certain fees to the Credit Suisse depository in the case of Credit Suisse American depository shares (ADS), the merger consideration consisting of 1/22.48 UBS Group AG shares. In aggregate, Credit Suisse shareholders received 5.1% of the outstanding UBS Group AG shares on the acquisition date, with a purchase price of USD 3.7 billion.

In December 2023, the Board of Directors of UBS Group AG approved the merger of UBS AG and Credit Suisse AG, and both entities entered into a definitive merger agreement. The merger is completed on 31 May 2024.

2. Material Accounting Policies

(a) Statement of compliance

These financial statements have been prepared in accordance with all applicable IFRS Accounting Standards, which collective term includes all applicable individual International Financial Reporting Standards, International Accounting Standards ("IASs") and Interpretations issued by International Accounting Standards Board ("IASB"). A summary of the significant accounting policies adopted by the Company is set out below.

(b) Basis of preparation of the Financial Statements

The measurement basis used in the preparation of the financial statements is the historical cost basis.

The preparation of financial statements in conformity with IFRS Accounting Standards requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the period in which the estimate is revised if the revision affects only that period, or in the period of the revision and future periods if the revision affects both current and future periods.

2. Material Accounting Policies (continued)

(b) Basis of preparation of the Financial Statements (continued)

Standards effective in the current period

The group has applied the following new and amended standards for its annual reporting period commencing 1 January 2023:

- Definition of Accounting Estimates – Amendments to IAS 8
- Disclosure of Accounting Policies – Amendments to IAS 1 and IFRS Practice Statement 2

The amendments listed above did not have any impact on the amounts recognised in prior periods and are not expected to significantly affect the current or future periods.

(c) Cash and cash equivalents

Cash and due from banks comprise cash at bank and on hand with banks, and short-term, highly liquid investments that are readily convertible into known amounts of cash and which are subject to an insignificant risk of changes in value, having been within three months of maturity at acquisition.

(d) Foreign currency

The Company's functional and presentation currency is United States Dollars ("USD"). Foreign currency transactions during the year are translated into USD at the foreign exchange rates ruling at the transaction dates. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into USD at the foreign exchange rates ruling at the end of the reporting period. Exchange gains and losses are recognised in the profit or loss.

Non-monetary assets and liabilities that are measured in terms of historical cost in a foreign currency are translated into USD using the foreign exchange rates ruling at the transaction dates. Non-monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies that are stated at fair value are translated using the foreign exchange rates ruling at the dates the fair value was determined. Foreign currency differences arising on retranslation are recognised in profit or loss.

(e) Other assets

Other assets are initially recognised at fair value and thereafter stated at amortised cost less Expected Credit Loss ("ECL") (refer to Note 5(g)), except where the receivables are interest-free loans made to related parties without any fixed repayment terms or the effect of discounting would be immaterial. In such cases, the receivables are stated at cost less impairment for bad and doubtful debts.

(f) Provisions and contingent liabilities

Provisions are recognised for liabilities of uncertain timing or amount when the Company has a legal or constructive obligation arising as a result of a past event, it is probable that an outflow of economic benefits will be required to settle the obligation and a reliable estimate can be made. Where the time value of money is material, provisions are stated at the present value of the expenditure expected to settle the obligation.

Where it is not probable that an outflow of economic benefits will be required, or the amount cannot be estimated reliably, the obligation is disclosed as a contingent liability, unless the probability of outflow of economic benefits is remote. Possible obligations, whose existence will only be confirmed

2. Material Accounting Policies (continued)

(f) Provisions and contingent liabilities (continued)

by the occurrence or non-occurrence of one or more future events are also disclosed as contingent liabilities unless the probability of outflow of economic benefits is remote.

(g) Impairment

The carrying amount of the Company's assets is reviewed at the end of each reporting period to determine whether there is any objective evidence of impairment. If any such objective evidence exists, the asset's recoverable amount is estimated at the end of each reporting period. An impairment loss is recognised whenever the carrying amount of an asset exceeds its recoverable amount. Impairment losses are recognised in the profit or loss.

Under IFRS 9, the impairment requirements apply primarily to financial assets measured at amortized cost. The impairment requirements are based on a forward-looking expected credit loss model by incorporating reasonable and supportable forecasts of future economic conditions available at the reporting date. This requires considerable judgement over how changes in economic factors affect ECLs, which is determined on a probability-weighted basis.

(h) Revenue recognition

Provided that it is probable that the economic benefits will flow to the Company and the revenue and costs, if applicable, can be measured reliably, service fee income is recognised in profit or loss when the investment management service is provided.

(i) Expenses

All expenses are recognised in profit and loss on an accrual basis.

(j) Related parties

For the purposes of these financial statements, a party is considered to be related to the Company if:

- (a) A person, or a close member of that person's family, is related to the Company if that person:
 - (i) has control or joint control over the Company;
 - (ii) has significant influence over the Company; or
 - (iii) is a member of the key management personnel of the Company or the Company's parent.
- (b) An entity is related to the Company if any of the following conditions applies:
 - (i) The entity and the Company are members of the same group (which means that each parent, subsidiary and fellow subsidiary is related to the others).
 - (ii) One entity is an associate or joint venture of the other entity (or an associate or joint venture of a member of a group of which the other entity is a member).
 - (iii) Both entities are joint ventures of the same third party.
 - (iv) One entity is a joint venture of a third party and the other entity is an associate of the third party.
 - (v) The entity is a post-employment benefit plan for the benefit of employees of either the Company or an entity related to the Company.
 - (vi) The entity is controlled or jointly controlled by a person identified in (a).
 - (vii) A person identified in (a)(i) has significant influence over the entity or is a member of the key management personnel of the entity (or of a parent of the entity).

2. Material Accounting Policies (continued)

(j) Related parties (continued)

Close members of the family of a person are those family members who may be expected to influence, or be influenced by, that person in their dealings with the entity.

3. Changes in Accounting Policies

The IASB has issued a number of amendments to IFRS Accounting Standards that are first effective for the current accounting period of the Company. The adoption of these amendments had no material impact to the Company's financial position, result of operations or cash flows.

The Company has not applied any new standard or interpretation that is not yet effective for the current accounting period (Note 15).

4. Total Interest Income

USD	2023	2022
Total interest income		
Interest income on cash and due from banks	60,034	14,396
Total interest income	60,034	14,396

All the above interest income on financial instruments measured at amortised cost.

5. Service Fee Income

The principal activities of the Company are the creation of trusts and the administration and management of assets in trusts.

Revenue represents investment management fee income earned from fellow subsidiary as follows:

USD	2023	2022
Total service fee income		
Service fee income	185,000	205,000
Total service fee income	185,000	205,000

6. General, Administrative and Other Operating Expenses

USD	2023	2022
General administrative and other operating expenses		
Bank charges	(48)	(50)
Auditor remuneration	(8,390)	(8,476)
Directors' remuneration	(108,643)	(106,176)
Total general administrative and other operating expenses	(115,081)	(112,703)

All of the above expenditures are payable to the Company's immediate holding company and the immediate holding company settles such expenditures on behalf of the Company.

7. Taxation

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Company has received an undertaking from the Governor in Council of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes until 10 October 2039. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

8. Unconsolidated Structured Entities

Sponsored unconsolidated structured entities

The Company considers itself the sponsor of a structured entity when either its name appears in the name of the structured entity or in products issued by it or there is a general expectation from the market that the Company is associated with the structured entity or the Company was involved in the design or set up of the structured entity and has a form of involvement with the structured entity.

The below unconsolidated structured entities are sponsored by the Company where a fixed annual management fee of USD 5,000 (2022: USD 5,000) is received but no interest is held by the Company as at 31 December 2023

8. Unconsolidated Structured Entities (continued)

Global Select Carry Strategy Fund
Australian High Dividend Equity Twin Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US REIT Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Japan Equity Premium Strategy Fund
Principal / CS Canadian Equity Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Global REIT Triple Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US High Div Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US Small Cap Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiva Emerging Local Market Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US Preferred REIT Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Japan Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
NB/MYAM US REIT Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiva UK High Dividend Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiva WL Ventures III, L.P. Fund
Brazil Equity Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiva Brazilian Real Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Nissay Japan Equity Active Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
AMP Australia REIT Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
J-REIT and Real Estate Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiva American High Dividend Equity Cuatro Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiva American REIT Cuatro Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Shinsei World Wrap Stable Type (For Qualified Institutional Investors Only)
US REIT Triple Engine Plus Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US Municipal Bond Fund
Tokio Marine CAT Bond Fund
Global High Dividend Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Meister's Collection
BSMD Global Advantage
PIMCO Short Term Income Strategy Fund
PIMCO Short Term Strategy
Daiva J-REIT Covered Call Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Foreign Denominated Man AHL Smart Leverage Strategy Fund
SBI Pictet Asia Hi-Tech Venture Fund
AUD Short Term Bond Fund
Insight Alpha
US Dynamic Growth Fund
Premium Carry Strategy Fund

* The funds were terminated during 2023.

The Company has not provided financial or other support to unconsolidated structured entities that it was not contractually required to provide.

The Company does not currently have the intention to provide financial or other support to unconsolidated structured entities that it is not contractually required to provide.

9. Cash and Due from Banks

Cash and cash equivalents comprise:

USD	2023	2022
Cash and due from banks		
Cash and due from banks	2,249,019	1,984,033
Total cash and due from banks	2,249,019	1,984,033

10. Other Assets and Other Liabilities

USD	2023	2022
Other assets		
Interest and fees receivable	185,864	205,864
Total other assets	185,864	205,864

USD	2023	2022
Other liabilities		
Interest and fees payable	451,584	336,526
Total other liabilities	451,584	336,526

11. Share Capital

(a) Authorised and issued share capital

	2023		2022	
	No. of shares	USD	No. of shares	USD
Authorised:				
Ordinary shares of USD 1 each	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
Issued and fully paid up:				
Ordinary shares	735,000	735,000	735,000	735,000

The holders of ordinary shares are entitled to receive dividends as declared from time to time and are entitled to one vote per share at general meetings of the Company. All ordinary shares rank equally with regard to the Company's residual assets.

11. Share Capital (continued)

(b) Capital management

The Company's primary objectives when managing capital are to safeguard the Company's ability to continue as a going concern so that it can continue to provide returns to shareholders, by pricing services commensurately with the level of risk and by securing access to finance at a reasonable cost. As the Company is part of a larger group, the Company's sources of additional capital and policies for distribution of excess capital may also be affected by the group's capital management objectives. The Company defines 'capital' as including all components of equity.

The Company's capital structure is regularly reviewed and managed with due regard to the capital management practices of the group to which the Company belongs. Adjustments are made to the capital structure in light of changes in economic conditions affecting the Company or the group, to the extent that these do not conflict with the directors' fiduciary duties towards the Company.

The Company was not subject to externally imposed capital requirements in the current period.

12. Financial Risk Management and Fair Values

Exposure to credit, liquidity, interest rate and foreign currency risks arises in the normal course of the Company's business. These risks are managed by the Company's financial management policies and practices described below.

(a) Credit risk

The Company's credit risk is primarily attributable to amounts due from group companies and cash at bank. Credit risk is defined as risk that one party to a financial instrument will cause a financial loss to another party by failing to discharge an obligation. Management regularly monitors its risk exposure to ensure that its credit risk is kept to a minimal level. The maximum exposure to credit risk is represented by the carrying amount of each financial asset in the statement of financial position after deducting any impairment allowance.

(b) Liquidity risk

The Company's policy is to regularly monitor its liquidity requirements to satisfy its contractual and reasonably foreseeable obligations as they fall due.

At 31 December 2023 and 2022, all of the Company's financial liabilities, which includes all creditors and accruals, are on demand or undated and are expected to be settled between three to twelve months.

(c) Interest rate risk

The Company is exposed to interest rate risk only to the extent that it earns bank interest on cash and deposits. At 31 December 2023 and 2022, a change in interest rates would have no direct material effect on the carrying value of the recognised assets or liabilities of the Company.

12. Financial Risk Management and Fair Values (continued)

(d) Foreign currency risk

The Company is exposed to foreign currency risk primarily through certain transactions which give rise to payables that are denominated in Hong Kong dollars ("HKD"). As the HKD is pegged to the USD, the Company considers that the risk of movements in exchange rates between USD and HKD to be insignificant.

(e) Fair values

The carrying amounts of the Company's financial instruments carried at cost or amortised cost are not materially different from their fair value as at 31 December 2023 and 2022.

13. Material Related Party Transactions

In addition to the transactions and balances disclosed elsewhere in the financial statements, the Company entered into the following material related party transactions.

(a) Related party balance sheet transactions

USD	31 December 2023			31 December 2022		
	Parent	Fellow Group Companies	Total	Parent	Fellow Group Companies	Total
Assets						
Other assets	—	185,864	185,864	—	205,064	205,064
Total assets	—	185,864	185,864	—	205,064	205,064
Liabilities and Equity						
Other liabilities	451,584	—	451,584	338,528	—	338,528
Share capital	735,000	—	735,000	735,000	—	735,000
Total liabilities and shareholders' equity	1,186,584	—	1,186,584	1,071,528	—	1,071,528

13. Material Related Party Transactions (continued)

(b) Related party revenues and expenses

USD	31 December 2023			31 December 2022		
	Parent	Fellow Group Companies	Total	Parent	Fellow Group Companies	Total
Revenues						
Service fee income	—	185,000	185,000	—	205,000	205,000
Total revenues	—	185,000	185,000	—	205,000	205,000

(c) Remuneration of key management personnel

Remuneration of key management personnel (USD)	2023	2022
Director's Fee	100,643	106,175
Total Remuneration of key management personnel	100,643	106,175

14. Parent and Ultimate Holding Company

At 31 December 2023, the immediate parent of the Company is Credit Suisse (Hong Kong) Limited, which is incorporated in Hong Kong and the ultimate controlling party of the Company is UBS Group AG, which is incorporated in Switzerland. UBS Group AG produces financial statements available for public use.

15. Possible Impact of Amendments, New Standards and Interpretations issued but not yet effective for the year ended 31 December 2023

Certain new accounting standards, amendments to accounting standards and interpretations have been published that are not mandatory for 31 December 2023 reporting periods and have not been early adopted by the Company. These standards, amendments or interpretations are not expected to have a material impact on the entity in the current or future reporting periods and on foreseeable future transactions.

16. Subsequent Events

In December 2023, the Board of Directors of UBS Group AG approved the merger of UBS AG and Credit Suisse AG, and both entities entered into a definitive merger agreement. The merger is completed on 31 May 2024.

Effective 1 March 2024, the name of Credit Suisse Management (Cayman) Limited has been changed to UBS Management (Cayman) Limited.

17. Approval of Financial Statements

The financial statements were approved for issue by the board of directors of the Company on 14 June 2024.

(2) 損益計算書

管理会社の損益の状況については、「(1) 貸借対照表」の項目に記載した管理会社の損益計算書をご参照ください。

4 利害関係人との取引制限

受託会社および管理会社、これらの持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関連会社（以下「利害関係者」といいます。）は、随時、ファンドと利益相反を生じる可能性のある他の金融、投資またはその他の専門的活動（以下「利益相反」といいます。）に関与することができます。これには、別のファンドの受託者、管理者、保管者、運用者、投資運用者または販売者として行為すること、および別のファンドまたは別の会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることが含まれます。とりわけ、管理会社またはその利害関係者は、ファンドと投資目的が類似または重複した別の投資ファンドの運用または助言に関与することを想定されます。また、管理会社の関連会社は、受託会社および／または管理会社と合意した条件に基づき、ファンドに対し、銀行サービス、財務顧問サービス、保管サービス、販売サービス、スワップ・カウンターパーティーサービスまたはヘッジサービスを提供することができ、これを行う場合、かかるサービスの提供により得た利益は当該利害関係者が留保します。受託会社および管理会社は、ファンドに提供されるサービスと類似のサービスを第三者に提供することができ、かかる行為により得た利益を計上する責任を負いません。利益の相反が生じた場合、受託会社または管理会社（適切な場合）は、その公正な解決を確保するよう努力します。ファンドを含め、他の顧客に投資機会を割り当てる場合、管理会社は、かかる業務に関して利益の相反に直面する可能性があります。このような状況における投資機会が公正に割り当てられることを確保します。

5 その他

（1）定款の変更等

定款の変更または管理会社の将来の解散については、臨時株主総会の承認を必要とします。

（2）事業譲渡または事業譲受

該当事項ありません。

（3）出資の状況

該当事項ありません。

（4）訴訟およびその他の重要事項

2025年2月28日現在および2025年5月31日の前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を与えた事実または与えると予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終了します。

管理会社は、存続期間の定めなく、株主総会の決議により、いつでも解散します。